

平成 30 年 第 3 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成30年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 平成30年 9月11日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 9月11日 午前10時01分

1. 閉 会 平成30年 9月11日 午後 2時31分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 穴井 帝史 君

6番 時松 唯一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月11日から 9月21日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 30. 9. 11)

議長（渡邊誠次君） それでは、皆さま、おはようございます。

8月の関西地方での台風、それから先の9月6日北海道の大きな地震でまた大きな被害が出ております。お亡くなりになられた方また被災された方々へ心からお悔やみとお見舞いを申し上げますところでございます。

本議会につきましても、定例会終了後でございますけれども、研修先としてお伺いをする旨考えておりますので、非常に心配をしているところでもございます。早急な復旧を心から御所望申し上げます。

それでは平成30年第3回小国町議会9月定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございます。十分な御審議方をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。平成30年第3回小国町議会定例会を開催させていただきましたところ、皆さま方におかれましては大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

去る議会運営委員会におきまして、予定の議案及び日程等が決まりまして、今回は決算議会というふうになります。議会の皆さま方から様々な御意見を賜りたいと思っております。

まず、お手元にありますように、今回の議会におきましては工事請負の変更契約関係、それぞれの条例改正、広域連合規約の一部変更、一般会計及び特別会計の補正予算、そしてそれぞれの決算の認定というふうになっております。長期間になりますけれども、また、一般質問もございまして。繰り返しになりますが、御意見を賜りながら今後につなげていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成30年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 穴井帝史君

6番 時松唯一君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る9月3日及び5日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月11日から9月21日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月11日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

本会議は、本日と19日、20日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第35号 公共工事請負変更契約の締結について（荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） 皆さま、おはようございます。それでは議案集のほう1ページになります。朗読させていただきます。

議案第35号 公共工事請負変更契約の締結について

次のとおり公共工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

記としまして、

- 1、契約の名称 補第63号、荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事
- 2、契約金額 当初契約金額、4千600万8千円。変更契約金額、5千783万6千845円。差額1千182万8千845円増額でございます。
- 3、契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217番地、株式会社肥後建設社、代表取締役 内田知行でございます。

それでは、先にお配りしてございます建設課資料1というものを御用意いただきたいと思っております。

まず、前段にちょっと状況の御説明をさせていただきます。本工事は昨年の豪雨災害によりまして、分かりやすく言いますとウッドィ協同組合の背後地が崩壊したというようなことでの災害復旧工事でございます。現在も進行中でございます。

今回は、国庫補助事業の災害復旧適用ということで、1件、林地荒廃防止施設災害復旧事業、これ国庫補助事業でございます。こちらのほうと、それからその対象外という部分については単県のほうの治山自然災害復旧事業で施工をしているところでございます。2件の補助体の違う部分を、まず1点は「場内が同一箇所であること」「連続していること」そういったことを踏まえまして、同一業者1社で施工したほうが効率的であるというようなところで、それぞれの事業を合併しまして1件の設計書で発注をしております。ともに、1件で発注することによりまして、経費の節減というようなこともあわせて狙いとして発注したところでございます。

そのような中で、去年の被災後に速やかに災害査定が国庫補助事業の範囲内について実施がありました。その時点で覆土といえますか崩土が場内に山積しておりまして、査定の段階では地山が確認できないというようなことで、当方としましては全体の設計で申請をしておりましたが、一部そういうことで足元の確認が崩土によってできないということで、これについては変更で対応するというような査定官の話でございまして、その時点におきまして査定で認可された部分、それが4千600万8千円というようなところで、最終的に契約で発注をしているところでございます。

その国庫補助事業の部分につきましては、今年、残事業調査というものがございまして、その中で再度査定を実施しております。それは崩土を除去したあとの地山を再度確認し、町の当初の申請に対して審査が行われるというようなもので、覆土が撤去されたあとの地山確認ができる状態で再度査定を実施いたしております。その分が変更ということで、再度の災害査定を実施されております。その中で、一部法枠がモルタル吹付に変わったり多少の工種の変更等もございましたが、しかしながら増額の範疇で災害査定をされております。その結果、請負金額が全体として5千783万6千845円ということで、1千182万8千845円の増額ということが発生をしたところでございます。

なお、予算につきましては、当初から全体として災害時に補正予算で認めていただいたところでございますので、予算の増額と補正等はございません。そういうことで、5千万円を超えてしまったというようなことで、今回変更の請負承認契約を実施するものです。

なお、区分につきましては資料の3ページ、4ページに絵と写真がございまして、先ほど、申しましたとおり、グリーンで引いた部分が国庫補助対象事業の災害復旧事業です。それから3枚目の写真の部分で黄色で枠取りして、上部の部分ですね、こちらの部分が単県で施行をしている所の範疇でございます。それから、3枚目の写真の中で一番足元の赤で塗ってある部分、こちらがいわゆる不可視という部分で、先ほど御説明しました確認ができなかった分、今回確認ができたということで再度査定で認めていただいた所でございます。ですので、最終的に5千万円の超ということで、今回、変更契約の締結について御承認を求めるところでございます。

以上、審査方よろしくお願いたします。説明は以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、時松唯一君。

6番（時松唯一君） ちょっと確認なのですけれども、変更工事施工伺の中で、理由のところで「残土運搬距離6.0km増」というところがございますけれども、残土の処理先が分かればお聞かせください。

建設課長（佐藤彰治君） ちょっと地名のほうが具体的に申すのがあれなんです、近場の共有の地元の土地に対しまして御了解をいただいたうえで、残土処理をしたということです。ちょっと地名のほうで申し訳ございませんけれども、具体的に今お答えすることがちょっとできません。申し訳ございません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、公共工事請負変更契約の締結について（荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第36号 小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

産業課長（木下勇児君） おはようございます。

議案集の2ページ上段をお願いいたします。議案集を朗読します。

議案第36号 小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里 耕亮

右肩に総務課資料1と書いてある1ページを御覧いただきたいと思います。

今回の条例制定は、現在建設中の薬味野菜の里小国の新店舗建設に伴い、地方自治法の規定に基づき設置条例を制定するものです。

続いて右肩36と書いてあります条例文のほうを御覧いただきたいと思います。条例の内容は、第1条、趣旨といたしまして、「この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、薬味野菜の里小国の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。」ということで、条例化の根拠、法令を明記しております。

次に第2条、設置としまして、「循環型農業の振興を図るため、地域資源循環型農業の推進拠点施設として農産物を販売する施設を整備し、これにより農林業振興と生産者の所得向上を促すと共に生産者と消費者を繋ぐ交流施設として設置する。」ということで、設置の目的を明記しております。

第3条では、施設の名称及び位置としまして、名称、薬味野菜の里小国、位置、小国町大字宮原1754番地14です。

第4条で、施設の事業といたしまして、第1号、町内で生産された農林水産物、加工品及び工芸品等の販売に関する事業。第2号、交流事業の実施及び情報の受発信に関する事業、第3号、その他施設目的を達成するために必要な事業として、施設の事業を明記しております。

なお、第1号で町内で生産されたものを販売するとしておりますが、どうしても小国町内で賄うことができないものにつきましては、第3号の規程で対応してまいりたいというふうに思います。

施設の管理として、第5条で「施設の管理は、町長が行う。」というものです。但し書き以降につきましては、施設管理を指定管理者に行わせることができる旨を明記しております。なお、この時点で指定管理者への移行を予定しているものではなく、将来的な可能性を含めて明記しているものです。

次に第6条として、「施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは開館時間を変更することができる。」

また、第7条では「施設の休館日は、毎週火曜日とする。ただし、年末年始の期間は別に定める。また、町長が必要と認めるときは休館日を変更し、又は一時的に休館を定めることができる。」ということで、施設の開館時間と休館日を定めるものです。なお、休館日につきましては、これまで毎週月曜と火曜日を休館日として、週5日制で開館しておりましたが、新しい施設のほうでは週6日制として利用者の利便向上を図りたいと考えております。

第8条では、損害賠償として「故意及び過失により施設、備品及び販売物等に損害を与えた者は、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。」、ということを決めております。

第9条では、委任としまして「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」として

おります。

最後に附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」です。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番（穴井帝史君） 多分、先ほど説明がありました第4条の3号で「その他施設目的を達成するために必要な事業」とありますけれども、これは多分冬場はどうしても野菜等が不足すると思いますので、今のところどういう考えでおられるかをお聞きしたいと思います。

産業課長（木下勇児君） 原則、町内で生産された農産物を中心に薬味野菜の里小国では販売を行って参りたいと思います。また、それ以外にも木工品や町内で作られている工芸品等も、そちらは常時販売をやっていききたい。現在の店舗でも小さいスペースですが、そういうことも行っております。それを広げていききたいと思っております。

また冬場、どうしても生鮮野菜が不足するということは考えられます。そういった部分については、生産者の方、あと店舗のスタッフとも協議をしながら、充実するように努めて参りたいと思いますけれども、具体的に今の時点で町外から何を持ってくるということまでは決定はしておりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第37号 小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

産業課長（木下勇児君） 議案集の2ページ、下の段を御覧いただきたいと思ひます。

議案第37号、小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里 耕亮

先ほど、薬味野菜の里小国と同様で今回の条例制定は地方自治法の規定に基づき、地域資源循環型農業の推進を図るため、平成24年度に施設を建設し、平成25年度より堆肥製造を行っております。この施設におきましては、これまで条例化がされていなかったもので、堆肥舎建設当時は薬味野菜の里小国の店舗と関連して整備されたもので、試行的な部分があったということで、これまで条例化を見合わせていたものです。

条例文3ページになります。右肩37と書いてあるところを御覧いただきたいと思います。条例の構成といたしましては、先ほどの小国町薬味野菜の里小国の設置条例とおおむね同様なものとなっております。

条例の内容第1条、趣旨としまして、「この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。」ということで条例化の根拠法令を明記しております。

次に、第2条、設置として、「地域資源循環型農業の推進を図るため、家畜排せつ物等の有機物と食品残さを資源として活用し堆肥を製造することにより、継続的な循環型農業を確立する施設として設置する。」ということで施設の設置目的を明記しております。

第3条では、堆肥舎の名称及び位置としまして、名称は小国町循環型農業堆肥舎、位置は小国町大字下城4665番地40です。

第4条で施設の業務としまして、第1号、家畜排せつ物等の有機物と食品残さの回収、受入れ、運搬及び処理に関する業務。第2号、堆肥の製造に関する業務。第3号、堆肥舎の維持管理に関する業務。第4号、前各号に掲げるもののほか、町長が堆肥舎の管理上必要と認める業務として現在行っている業務を明記しております。

施設の管理として第5条、「堆肥舎の管理は町長が行う。」というものです。こちらも但し書き以降につきましては、施設管理を指定管理者に行わせることができる旨を明記しております。この施設におきましても、現時点で指定管理者への移行を予定しているものではなく、将来的な可能性を含めて明記しているものです。

第6条では損害賠償、第7条では委任としまして、先ほど薬味野菜の里小国の設置条例と同様の文言が明記しております。

最後に附則としまして、「この条例は公布の日から施行する。」です。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 第2条で、家畜排せつ物等の有機物と食品残さを資源として活用し堆肥を製造するという事になっておりますが、有機物というと非常に幅広いわけですね。中には国内でもそういう所があるわけですが、要するに下水汚泥の中に含まれる有機物を発酵させて堆肥化して販売するというようなこともあるわけですが、この条文を見ると「家畜排せつ物等」というと、非常に「等」がどこまでの範囲なのかということになると思うのですよ。なので、この範囲が大体どこまでなのかと。ある程度の広がりを抑えるための規制はどういうふうにかけていくのか。将来的な可能性と言われましたけれども、指定管理の条文なんかもありますので、指定管理に出してしまえばある程度町の管理から外れてしまいますので、やはりそこはある程度この堆肥の原材料という部分もあらかじめ範囲を決めておくべきだと思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

産業課長（木下勇児君） 堆肥につきましては、現在も堆肥の製造を行って販売をしているところですが。現在の堆肥のほうにも、原材料ということで明記をさせていただいております。その中にも、牛ふん、食品残さはもちろんのこと木くず、発酵促進剤ということが販売している堆肥の中にも記載しております。そういったものを含めて「等」という表現をさせていただいたところですが。もちろん、今のところ町でやっていきますので、場合によっては試験的にこれを入れてみたら堆肥がまだよくなるとかという部分での試行はあるかもしれませんが、今のところ、現在表記している種類で十分良質な堆肥が製造されているというふうには認識しているところです。

また、指定管理者等になれば、その部分については指定管理を出す時点でしっかりそういった堆肥製造についての契約というか、指定管理をするときに今の御意見を参考にそこをしっかりと謳いこんでいきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） やはり、そういうあまり好ましくないもの、私が今ぴんと思いつくのが、そういう下水汚泥を有機物として発酵させるというやり方なのですが、やはりそういう重金属やそういうものが含まれる可能性があるものは入れないんだという、その明文化です。今、答弁がありましたので、もしそういう争いになったときは今の答弁をしているということではあるのですが、やはりなかなかそういう規則なんかで明文することで、よりそういう規制を掛けていくということは大事なことだと思いますので、今後検討していただきたいとします。

もう1点。第36号のほうでは、第4条で「町内で生産された農林水産物」というふうに書いてあります。しかし、今度のこの第37号では原材料について「町内で出された」というものが書いていないわけですよ。循環型農業だから当然に町内で出された家畜排せつ物や食品残さですというふうにすれば、そう解釈してくださいということをやっているのかもしれませんが、やはりそういう取り扱う販売する生産物は町内で生産されたということで、非常に限定するのであ

れば、原材料の部分も町内の家畜排せつ物や食品残さを書くべきだと思うのですが。この条例でどうやって町外から持ち込ませないということが担保されるのか、お答えください。

産業課長（木下勇児君） まず一つは先ほども言いました、家畜排せつ物等有機物という表現の中で発酵促進剤、これは町内では生産ができません。購入をしている部分にあたります。そういったことで限定をしておりませんが、もちろん食品残さ等については今も収集を行っておりますけれども、町内の事業所または薬味野菜のほうに個人的に持ち込む方は可能という形で、持ち込みも含めて食品残さの回収を行っているところですので、そういった中で町のほうでしっかりしていきたいと思えますし、今言われたような形についてはできれば規則のほうにも謳いこめなくてはいけないのかなと思えます。

5番（児玉智博君） 現状として、ではその食品残さは町外の人が持ってきているという現状があるわけですかね。やはり、それも本当に循環型農業で頑張っていこうと思うのであれば、ある程度せめて「小国郷」とか、そういう範囲で限定していくことも検討すべきだと思いますし、やはり今言われた発酵促進剤、それが町内で作れないからという話でありましたけれども、だからそれは家畜排せつ物等というふうに。今聞いたら木屑と発酵促進剤しか含まないんだという立場だと思うのですがけれども、そこはやっぱりもうちょっと具体的に「等」とひとくくりにするのではなく、木屑なら木屑とかそういうふうに今後は条例で明記することも検討をしていくべきだとは思いますが、その辺の見解を最後にもう一度確認をして、質疑を終わりたいと思えます。

産業課長（木下勇児君） 言われる部分を、また町のほうでも内部で検討をさせていただいて、より良い条例になればということで、検討させていただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 私は食品残さは、学校給食等の残さだけかと認識していましたが、今聞けば一般からの薬味野菜に持って来れば。そういうことを町民の方は誰も知らないと思いますが、特定の方以外はですね、もしそれで分別の仕方やもろもろあると思いますが、もっとその辺を周知徹底すればより良い残さが集まるし、学校給食の残さが出ないためには、食育の教育もしていかなければいけないだろうし、その残さばかりを当てにしているのもですね。もう何年かなればですよ、どういうのがどのくらいの量で入って来て、どういう堆肥ができるのかというデータも、ぼちぼちあると思えますので、来年ぐらいいはそういうものを表にさせていただいて、報告させていただきたいと思えます。

産業課長（木下勇児君） 現在は、9つの事業所から食品残さを収集しております。それと、薬味野菜の里のほうでは、店舗で出た残さもありますが、あそこの出荷協議会に入っておられる方々に対して、現在収集というか、そこに持って来てくれれば一緒に収集しますということで対応しているところです。なかなか分別の問題があって、現在、そこでどういった状況かを把握して、

できるだけ言われるように町内に広げていきたいというところもありますけれども、非常に分別の部分で今、町としても広げる部分が少し躊躇しているというような状況です。

状況については、また改めて報告できる機会を設けさせていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第38号 小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集3ページをお開きいただきたいと思います。上段でございます。

議案第38号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、事前配付の総務課資料1、それから建設課資料2をお開きください。

今回の小国町水道給水条例の一部改正につきましては、上位法の改正があったというような改正ではございませんで、最終改正からもう十数年経っております条例でございますので、全体をちょっと検討をしてみたところなんです。その中で、現在の状況にそぐわない文言であるとかですね、整合性の関係やそういったものが見受けられましたので、全体として改正を一部させていただきたいというようなことでございます。その中でも、主なものとしては手数料区分の明確化、もう

一つは給水装置関係の操作の禁止の規定化、それから同じく給水装置の切断時の判断基準の明確化というものが、主なところの改正でございます。

新旧対照表でございます。第3条改正で「私設消火栓である」という名称や、こういったものを分かりづらいということで「消火栓」に改めたり、また第7条、第28条においては、手数料関係で整合性が若干分かりづらかったり、そういうことがありますので、今回、併せて整理をさせていただくということです。

それから第15条の3、それから同条4項、管理上のメーターの設置箇所を変更する必要がある場合に伴う規定を追加いたしております。

それから第18条におきましては、消火栓に使用できる要件としまして、「その他町長が特別に許可したとき」という文言も併せて追加をさせていただいております。

それから第27条では、昔は部長、組長で徴収しておりました料金等でございますけれども、現在におきましては口座振替等の面ができるようになっておりますので、そのあたりの文言も併せて明文化するというので、改正をさせていただきます。

それから第27条の2においては、追徴や還付を行っておりますけれども、これを明文化したところでございます。

その他第28条におきましては、先ほど第7条で触れましたところの手数料関係が別途で定めておりますが、この分の詳細を本文のほうに明示させていただくということでございます。例えば、工事設計審査手数料1件につき1千円であるとか、工事検査手数料1件につき1千円であるとか、こういったものを明文化して、本文のほうに登載をしたいというふうな改正でございます。

それから第32条におきましては、切断できる要件、これを追加し、適切な管理ができるようにということで一部改正をさせていただきたいということでございます。

そうした明文化や禁止規定の強化であるとか表示や、それから判断基準の明確化であるとか、その他においては現状に見合う文言それから整合性、そこらあたりを主に改正をさせていただきたいというような内容となっているところでございます。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、時松唯一君。

6番（時松唯一君） 6番です。

第18条で、「消火栓は、消火又は消防の演習その他町長が特別に許可したときのほか使用してはならない」この文言の中で、消火ということになれば火事のことだと思うのですが、消火栓はやはり「点検」をこの中に入れたほうがいいのかと。1年に1回程度の消火栓の点検をやらないと、消火栓まで来るまでの間にいろいろな汚泥が溜まる可能性があるというふうに思います

けれども、いかがでしょう。

建設課長（佐藤彰治君） 消火栓につきましても、上水道の中の一環でございますので、そうした上水道の部分で点検・維持管理につきましては管理をしていっているところでございます。ですので、今回のこの第18条につきましては「使用」を明文化することとしておりますので、別途そういった形で日常的に上水道のほうで上水の管理というものはやっていきたいと思っております。

以上です。

総務課長（小田宣義君） ただいまの質問ですけれども、「消防の演習」という文言があります。消防の点検とかいうものは、この演習の中に一応含まれるということで御理解をお願いしたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 私もまず、その18条の「消火栓は、消火又は消防の演習その他町長が特別に許可したときのほか使用してはならない」という部分なのですが、町長が特別に許可したときというのは、どこまで掛かっているのですか。

建設課長（佐藤彰治君） 消火または消防の演習。その他の部分で町長が許可した分というようなことで、消火栓の使用ができるというようなことで考えていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 消火または消防の演習は町長の許可が要らないということで、確認をしたいと思っております。

そして、31条の3で「消火栓は町職員又は指示された者以外これを操作してはならない」というふうに書いてあります。これは31条の3の罰則規定はどのようになっていますか。

建設課長（佐藤彰治君） これに対する罰則規定というものは、特にはございません。私の立場ですと水道関係になりますけれども、同じく消火栓についても指定された者以外はこれを操作してはならないということを明文化したということでございます。

5番（児玉智博君） 指定された者ということで、いわゆる消火栓については、消防団員や新しくできた機能別団員、それと消防吏員がそれにあたると思うのですが、ただ機能別団員になっていない普通消防団のOBの人でも目の前で火事が発生していれば、当然使うと思うんですね。それで、改正前のやつは私設消火栓を消火以外に使用したらだめですよというような、目的外利用を禁止する形でなっているわけですが。今回、そういった現役の団員以外の人たちも、やはり消火目的であっても十分使い方の分かっている、そういう技能のある人についても使用してはならないということになるのか、確認したいと思っております。

建設課長（佐藤彰治君） まず、この給水装置の操作の禁止という部分、意味合いが消火栓まで含まれておりますけれども、当然、防火活動や消火活動といったものについては当然、団員、訓練

を受けておられる方が主であろうと思います。ですので、消火栓の取り扱いについては、そこらあたりは柔軟に対応していきたいと考えておりますし、特に団長ではないといけないとか、そういった限定しているところではございませんので、あくまで給水装置を何らかの形で移動するであるとか、装置を移動せざるを得ないとか、あと操作上の話ではなくていわゆるハード的な改造であるとか、そうしたものが主でございまして、当然その装置の使用についてはそうした緊急の場合は消防団員であるとか手慣れた方が使用する。それはやぶさかではないというふうに考えております。

5番（児玉智博君） でも給水装置操作の禁止となっておりますので確認をしたところですが、その辺は緊急の火災の場合などは柔軟に対応するというので確認いたしまして、質疑を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第39号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集3ページ、下段のほうをお願いいたします。

議案第39号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

先ほどの資料、総務課1それから建設課資料、今度は3を御用意いただきたいと思います。

内容につきましては、先ほど議案第38号と同等でございます。簡易水道事業の給水条例、これについても上水道水道事業給水条例とほぼ同一の条例となっております。

目的としましても、先ほど御説明しましたとおり、手数料区分の明確化、それから給水装置の操作の禁止の規定化とそれから給水装置の切断時の判断基準の明確化というような、この3本の大きな改正の内容でございます。その他は先ほどと同等で、文言の修正であるとか新たに現在の状況に合わせた整合性やそうしたものの改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

（午前10時55分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。

議案集の4ページでございます。

議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を

次のとおり変更する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約として、改正文を記載しております。説明のほうは事前にお配りをしてあります福祉課資料の1を御準備いただきたいと思っております。

今回の規約変更の概要としまして、広域連合の議会議員の定数に関しまして、これまでの32名の定数を各市町村から1名の選出として45名に改正し、あわせて議員選出の方法について各市町村議会から広域連合議会議員を選出する方法へと改正をするものでございます。

主な改正点でございます。

それでは福祉課資料1の2ページ目からの新旧対照表により、説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。まず、第7条第1項におきまして、議員定数を「32人」から「45人」に、第2項でこれまでの議員構成の内訳につきまして、市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会議員8人とされておりましたけれども、これを改正いたしまして、「構成市町村の長又は議会の議員により組織する」と改めるものでございます。今回の改正にあたりましては、広域連合を構成している45市町村すべての住民の意見が制度運営に反映できるようにということが、主な趣旨理由となっております。

第8条のほうには、選出選挙の方法が規定されておりますけれども、これまでの各団体等からの推薦が必要とされていたものから、改正案では、「構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する」とされております。

資料3ページの下段でございます。第9条では議員の任期が定められておりますが、現規約では「2年」とされておりますものを、改正案につきましては「広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」とされております。

議案書のほうの4ページに戻っていただきまして、下のほうでございます。附則の第1項で施行期日、第2項から第4項で経過措置が定められております。この中におきまして、現在在職をしております広域連合議員の任期につきまして、「平成31年2月13日まで」とされておりますので、この規約変更の適用は平成31年2月14日以降ということでございます。

5ページの本議案の提出理由といたしまして、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議、よろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 日本の地方自治制度というのは、二元代表制が採用されております。それは普通地方公共団体も特別地方公共団体もそうです。ですから、たとえその広域連合議会であっても、基本的に議会のことはその議員が決定をするということが、当然それが二元代表制に基づくことだと思えます。

今回、現広域連合議会については、この改正というものは報告という形ではありましたが、どういうふうに変更していくかということは、全く議会の中で議論をされていないわけです。勉強会のときに説明がありましたけれども、これは平成21年に地方4団体からの要望があつて、平成22年6月定例会で一旦提案されたものだということでした。

そこで確認なのですが、この平成21年から22年6月定例議会までの間に、当時の広域連合議会ではそういった議論というものはなされているのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 私のほうで、広域連合議会の会議録を見る限りにおいては、この提案内容での審議というものは行われていないかというふうに思っております。

今、議員が言われましたように、この2月だったかと思えますけれども、議会の全員協議会の中で確か話されたということでございます。その後に各団体への説明等もございまして、5月末になります。各市町村を集めて説明会等はあっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 私は議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について反対の立場から討論を行います。

本議案は、広域連合議会の議員の選出方法を現在の全権的選挙により、市長、市議会議員、町村長、町村議会議員から8名ずつの合計32名選出している方法から、各市町村で首長か議員かどちらかを1名ずつ、計45名選出する方法に変えるというものです。議員定数を増やすことそのものは悪いことだとは思いませんが、問題がいくつかありますので、それを指摘していきたいと思えます。

第1は議員の選び方です。規約変更の理由は全ての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるようにとされています。しかし、住民の意見を反映するというのであれば、各市町村1名ずつという至極安易な定数の決め方は、あまりに妥当性を欠くのではないのでしょうか。熊本県は特に

熊本市への人口が集中しています。本年1月1日現在の人口は熊本市74万282人で、一番人口が少ない五木村996人の700倍以上の差があります。熊本市に次いで人口が多い八代市が12万5千840人ですが、これでも熊本市南区だけよりも4千人ほど少ない人口ということになります。構成団体の人口で選出する議員数を計算配分するというのは、県内の他の広域連合や一部事務組合、または他の後期高齢者医療広域連合でも当たり前に行われていることです。

制度の変更後も首長を議員に選出できるようになっていることも問題です。各市町村では、後期高齢者医療制度の事務を執行する立場にある市町村長が、広域連合では議決や執行部のチェックにあたる議会に名を連ねることが果たして妥当でしょうか。阿蘇広域行政事務組合もかつて管理者及び副管理者以外の町村長は、組合議員になっていました。しかし平成23年に規約を改正し、市町村議会議員のみから組合議員を選出するようになっていました。当時の資料を見ますと、その理由は組合議員として選出された市町村長が各自治体では執行機関の長であるため、当然、組合に関する議会の対応をせざるを得ない立場にあり、事務遂行上様々な矛盾が生じている現状で、この矛盾を解消するために「関係市町村長を省き組合議員は関係市町村から選出される議会の議員のみとする」となっています。まさに、このとおりです。大体、変更案ですと、場合によっては議員が一人も選出されない可能性も残されています。変更するのであれば、こんな曖昧な規約にするのではなく、二元代表制の原則に立った変更を行うべきであります。

第2は、今回、各市町村議会に規約変更案が提出されるまでの経緯であります。事の起こりは平成21年の市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会からの要望であるということです。しかし、それから9年も経ち、各市町村議会を構成する議員も多くは入れ替わっています。平成23年に議員になった私自身、そのような要望が出されたことは知らされていませんでした。改めて正式な要望が各団体から出されたならともかく、それがいい中で広域連合執行部が主導して、広域連合議会のことを変更させるなど到底認められるはずはありません。

更に、そもそも問題なのは、今期の広域連合議会において今回提案される規約については、一度も議論されていない。また、先ほどの質疑で明らかになりましたように、平成21年から22年にかけても議論をされていない。いわば、広域連合執行部が勝手に提案するような形になっているということでもあります。道筋でいえば、議会の議席数や議員の選出方法を変えるのであれば、では、どういうふうに変えるのか。議会が方向性を決めて変更していくべき話だと思います。それを一足飛びにして執行部が思うように変えてしまおうというのは、あまりに横暴であり、二元代表制を形骸化させることにすらなりかねません。住民の意見が反映されるための広域連合議会にするのであれば、多くの市町村議会議員が誰が広域連合議員になったかも知らないような団体推薦を止めて、後期高齢者医療制度に対して思いや考えのある市町村議会議員が、その志だけで立候補できるような選挙制度に改めることだと思います。そのためには、例えば立候補のために現在12分の1以上の議員の推薦人という大変高いハードルが設定されていますが、これをどう

するかも考えなければならないのではないのでしょうか。

いずれにしましても、住民の意見を反映できる広域連合議会を実現するためには、どのような選挙制度にしていかなければならないのか。そのための知恵を構成団体及び市町村議会議員が出し合えるような議会を設けることこそ必要なのであって、本議案はその手順を全く踏んでいない提案であるから、反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第41号 平成30年度小国町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） それでは、議案集をお開き願いたいと思います。

議案集は6ページです。

議案第41号、平成30年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の補正予算書（第4号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

平成30年度小国町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8千126万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億946万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、ページの中を見ていきます。

第1表といたしまして、2ページから4ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記入しております。

5ページをお願いします。5ページは第2表としまして、地方債補正として、起債の目的、限度額等が記載してあります。

6ページ、7ページをお願いします。歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、まず歳出のほうから順次説明させていただきます。

ページは11ページをお開きください。以下、歳出の大きな額の補正項目について、説明させていただきます。11ページの中段です。総務費の中の17庁舎等建設費の18備品購入費です。1千512万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、完成が近づいておりますコミュニティセンターの議場内関係の備品となります。それと、センター1階2階部分の備品購入の経費となります。備品に関しましては基本的に今ある備品を使用する予定です。ただし、不足するものや消耗の激しいものに限り購入を考えております。また、この事業に伴う財源は全額、公共施設等整備基金を充当する予定でございます。

次に11ページの一番下、民生費、2障害者福祉費の中の20扶助費の更生医療給付費400万円を計上させていただいております。受給者が心臓疾患により更生医療の適用になったため、予算不足が生じております。財源につきましては、50%が国、25%が県で残りが一般財源となります。

次に12ページの5農林水産業費になります。3農業振興費の中の19負担金補助及び交付金で、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金486万3千円です。内訳といたしましては、農事法人が導入します自脱型コンバイン1台の補助金です。導入費875万6千円のうち、県が50%、町が10%を補助するものです。町の持ち出し分につきましては一般財源を充当する予定です。

次に、その下にある6畜産業費の中の19負担金補助及び交付金で、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億2千549万8千円です。小国郷畜産クラスター協議会への補助で、家畜飼料管理施設と家畜排せつ物処理施設の整備を行うものです。この総事業費につきましては、2億2千818万2千円で、うち国が50%、町が5%を補助するものです。町の持ち出し分につきましては、過疎対策事業債を充当いたします。

次に13ページをお願いいたします。農林水産業費のなかの循環型農業推進費です。7の賃金と12の役務費を上げております。これは、完成が近くなりました薬味野菜の里の店舗拡大による職員の増員費用になります。総額で170万円を計上させていただいております。財源は一般財源になります。

その下の4治山事業費をお願いいたします。合計で1千万円を計上しております。7月の豪雨により被災しました西里地内の山腹の災害復旧事業になります。財源は補助対象費が450万円のうち、受益者負担が10%、県補助が50%で225万円、残額は起債の治山事業ということで390万円と一般財源340万円で充当をしたいと考えております。

13ページの下の方になります。商工費に入ります。3の観光費をお願いいたします。総額で284万6千円を計上させていただいております。うち250万円につきましては鍋ヶ滝の観光客の増加に伴う警備員賃金とシャトルバスの借上げの増額になります。財源は入園料を充当する予定です。残りの34万6千円につきましては、ジャパンエコトラック阿蘇実行委員会への負担になります。熊本県の勧めもあり、平成29年度から阿蘇市・高森町・南阿蘇村・山都町で実施してきたジャパンエコトラック阿蘇実行委員会に新たに小国町・南小国町・産山村が加入するための負担金となります。この実行委員会は人力、これはトレッキングや自転車等を使った移動で地域の自然を体感し、歴史や文化、交流を楽しむための土台を作っていくための委員会となっております。財源は一般財源です。

次に4地域エネルギー費の中の13委託料、地熱資源調査業務委託料2千743万2千円を計上させていただいております。地熱資源の存在が推定されながら、既存の調査データの少ない北里南部地区の地熱資源調査を行い、地熱、地熱井、掘削等の基礎資料とするものです。財源は、経済産業省の間接補助が75%、共同申請の民間事業者が25%で町の負担はありません。

次に14ページの土木費に入ります。1道路維持費です。道路等の修繕費500万円、工事請負費を800万円計上させていただいております。町道の修繕費等の追加になります。それと維持に伴う工事です。財源は一般財源を充当いたします。2の道路新設改良費の22補償補てん及び賠償金です。250万円を計上させていただいております。町道はげの湯線道路改良に伴う支障電柱、電話柱3本の移転補償費になります。財源は一般財源を充当する予定です。

14ページの下、10災害復旧費に入ります。1農地災害復旧費で総額1千180万円を計上させていただいております。7月の豪雨で被災した農地の災害復旧の経費です。件数は全体で4件です。うち、宮原が1件、下城が1件、黒淵が2件となる予定です。財源といたしましては、受益者負担が150万円、国庫補助金が500万円、起債、これは災害復旧事業債になりますが340万円、残りの190万円については一般財源で充当する予定です。

次に、その下にある2農業用施設災害復旧費です。15ページまでの総額で4千693万円を計上させていただいております。これは7月豪雨で被災した水路等の農業用施設の災害復旧9件

と補助事業にならない単独分の災害復旧5件を合わせた経費になります。財源といたしましては、受益者負担が111万円、国庫補助金が2千405万円、起債、これも災害復旧事業債になりますが1千210万円で、残りの967万円は一般財源を充当する予定です。

15ページの中段、林業用施設災害復旧費をお願いします。総額で553万円を計上させていただいております。これは、7月の豪雨で被災した林道の災害復旧費1件分の経費になります。財源は国庫補助金266万6千円、起債、これも災害復旧債になります130万円、残りが156万4千円は一般財源を充当する予定です。

次に同じく、災害復旧費の中の土木施設災害復旧費です。総額で1億605万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、これは6月と7月の2カ月になりますけれども、その豪雨で被災した町道13件、河川6件の災害復旧にかかる経費になります。財源は国庫補助金として6千140万円、起債は先ほどと同じく災害復旧事業債ということで3千520万円で残りの945万円分を一般財源で充当する予定です。

歳入が8ページから10ページにかけまして、今回の補正に対する財源の内訳となります。先ほどから説明いただきました補助金等の説明がここにまとめて掲載されております。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。御審議よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、松崎俊一君。

8番（松崎俊一君） 8番です。

12ページの畜産業費、畜産酪農の特別対策事業補助金、これについて確か小国郷クラスター協議会、小国郷とおっしゃったですかね、構成の構成員または構成団体や、それから人数や事業の内容を今一度お願いします。

産業課長（木下勇児君） 小国郷畜産クラスター協議会、まず構成団体です。構成団体につきましては、9つの団体で組織をしております。阿蘇小国農業協同組合、小国郷酪農振興会、小国郷園芸連絡協議会、阿蘇小国郷家畜診療所、若手農業者の会、農悠会、東海大学、県の地域振興局農林部農業普及振興課、それから南小国町、小国町となっております。

事業概要につきましては、搾乳牛舎、育成牛舎、各1棟、堆肥舎は1棟、汚泥槽も1基です。それに搾乳ロボットを導入するように考えております。

8番（松崎俊一君） 8番です。

この事業関係で、今9団体とおっしゃったですかね、事業をする。それから県が50、町が5%ということは、45%ぐらいこの団体が負担していくようなことになるのですかね。

それから、もう一つは南小国町からの補助金というか、そういうものもあるのかないのか、そ

のあたり分かったら教えてください。

産業課長（木下勇児君） 南小国町からは、補助金はございません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番、北里勝義君。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。

13ページの地域エネルギー費、地熱資源調査業務委託料2千743万2千円について、お尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、説明のなかで北里の南部地域を中心に電磁探査ですかね、この調査を行っていきたいということがございます。これについて、地権者はもちろんですけども、地元あたりに事業説明ですね、これをしていくのかどうか。また、していくのであればどのような形を考えているか、お尋ねいたしたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） 当然、需要調査をするうえで地権者の御承諾というものは必要になるかと思っております。今のところ、南部地域で大体160ヘクタールほどの面積の広さになるかと思っております。まずは、今回はJOGMECにその事業を申請したいという部分で、町の議決が必要という部分もありまして、補正を計上させていただいている部分もあります。それを行いまして、今後地権者への説明を進めて、了解のもと調査を進めていきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 一応、今考えているのは、地権者だけの説明ということで、地域地元あたりは事業説明というものは考えていないということですか。

政策課長（佐々木忠生君） はい。地権者も含めまして当然、北里、上田、それから西里も入ろうかと思っておりますので、それについては協議会長もしくは部長あたりとも相談をしながら、説明の範囲を絞っていききたいと思っております。

3番（北里勝義君） こういった事業というものは、最初が肝心と言いますか、しっかりと説明をしていただいて、やっぱり目的趣旨あたりを地域住民また地権者に十分理解をしていただいて、事業を進めていっていただきたいと思います。終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、平成30年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第42号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） 議案集の6ページ下段でございます。

議案第42号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7千979万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。下のほうの歳出でございますが、款1総務費の一般管理費、13委託料及び19負担金補助及び交付金での計上予算は各システムにおいて、法令の改正等に対応するための改修費用、合あわせて33万2千円でございます。この費用につきましては、上の歳入のほうで4県支出金の特別補正交付金33万2千円で、全額補助をされるものでございます。

続きまして、歳出の8諸支出金の償還金、退職者医療交付金返還金の213万4千円の計上でございます。これは、平成29年度の退職者医療に係る交付金の精算によるものでございまして、

超過交付額があった分の返還金でございます。この償還額に関しましては、歳入にあります7繰越金のほうで対応させていただくものでございます。

以上、歳入歳出ともに246万6千円の増額予算をお願いするものです。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議案第43号 平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） 議案集の7ページでございます。

議案第43号、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千572万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千754万4千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳出のほうから、説明をさせていただきます。まず、款1総務費の一般管理費、13委託料、また14使用料及び賃借料、あわせて39万円の計上です。これは、指定事業者の情報管理を行うシステムの導入費用31万8千円と約半年分の利用料7万2千円の予算計上でございます。

次に款3地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費の予算の組み替えでございます。当初予算で、従来型サービス事業費3千292万円を計上してございましたけれども、このうち129万6千円について総合事業としての通所型サービスAの事業負担金として予算を組み替えさせていただくものです。同じく、地域支援事業費の包括的支援事業費のシステム使用料10万5千円です。こちらは、システムを使用する端末機を1台追加することにより、リース料の増額分の計上になります。

続いて款4諸支出金で、介護給付費返還金、国県あわせて1千794万8千円及び地域支援事業交付金の返還金805万6千円の補正予算でございます。平成29年度の交付金の精算によるものでございまして、超過交付額があった分の返還金となります。

次に5基金積立金の介護給付費準備基金積立金77万9千円の減額補正でございます。今回の補正予算にあたりまして、交付金等の精算にあたって財源が不足する額を調整するための予算減額ということで、お願いをするものでございます。

続いて5ページの歳入について、説明をさせていただきます。

まず款3国庫支出金の地域支援事業交付金4万1千円と款5になりますが、県支出金の地域支援事業交付金2万円、また款6繰入金金の2万円につきましては、歳出で説明いたしました包括的支援事業のシステム使用料の増額分10万5千円の支出に、国県支出金並びに一般会計からの繰入金で賄うものでございます。

次に款4支払基金交付金あわせて143万9千円です。こちらのほうは、40歳から65歳未満の方の2号被保険者の保険料分の交付金でございます。平成29年度の精算による過年度の追加交付分ということになります。

款6繰入金金の一般会計からの事務費繰入金39万円ですが、こちらは総務費で御説明いたしましたシステム委託料利用料の合計額39万円の費用分を繰入れるものでございます。

最後に款7繰越金2千381万円ですが、歳出の国県への返還金に充当させていただくもので

ございます。

以上、歳入歳出ともに2千572万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上になります。御審議よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時49分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「認定第1号 平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第13から日程第20、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は、各特別会計の決算認定になっていますので一括して議題といたします。なお、本日は小国町代表監査委員であります石松代表監査委員の御出席をいただいております。のちほど、意見書の説明をお願いいたします。

はじめに、執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定の説明をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、まず小国町の一般会計歳入歳出決算認定の説明をさせていただきます。

議案集は8ページをお願いいたします。

認定第1号、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別

紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、ちょっと厚い平成29年度の一般会計歳入歳出決算書をお開き願いたいと思います。

2ページ、3ページです。総括表といたしまして、歳入歳出それぞれの款別の決算金額を記載させていただいております。歳入総額60億516万4千7円、歳出総額57億5千243万6千94円でございます。

14ページをお願いいたします。14ページに、今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引といたしまして、2億5千272万7千913円が残額として出ております。この処分といたしましては、全額翌年度への繰越額となっております。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

また、この冊子の15ページ以降には、歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては後日各担当課から概要の詳細説明をさせていただきます。

それでは総務課の資料で一般会計の決算についての概要を説明をさせていただきます。使います資料は総務課資料3、平成29年度決算主要施策事業成果報告書、それから総務課資料4と書いてある平成29年度決算に係る財政資料、この2つが一般会計の決算書の資料となります。

ではまず、総務課資料3、平成29年度の決算主要施策事業成果報告書をお開き願います。1ページをめくっていただきますと、目次がございます。目次では各担当課ごとの主要施策の成果調書のページを表示させていただいております。以下、各担当ごとに事業内容・成果の説明及び決算額とそれに係る財政内訳を表記させていただいておりますので、決算確認のときに参考にいただければと思っております。

次に総務課資料4、平成29年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成24年度から推移経過等が比較できますように表記させていただいております。今回は、平成29年度の決算ということで、このページの一番右端が主な概要です。まず、29年度の標準財政規模が31億7千268万円で、財政力指数は0.22です。小国町の場合、ここ数年は財政力指数が0.20から0.22の間を推移している状況で、大部分は交付税に頼っているという財政状況でございます。

歳入の内訳といたしましては、歳入総額60億516万4千円に対して、一番主なものが地方交付税、これは特別交付税、普通地方交付税の合計です。24億4千55万2千円ということで、

かなりの額を地方交付税に頼っていることとなります。それから、町債、町の借入金です。7億1千426万3千円となっております。それ以外の主な歳入といたしましては、町税、国庫支出金、県支出金が主なものとなります。

次に歳出総額は57億5千243万6千円です。主なものといたしましては、補助費等、いわゆる負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合への負担金等もこれに含まれます。これが総額で11億4千564万2千円ほどあります。それから投資的経費、これは普通建設事業費と災害復旧事業費をあわせると12億756万円ほどが投資的経費となります。

歳入総額から歳出総額の差引が形式収支となります。2億5千272万8千円、これに翌年度に繰り越すべき財源7千692万8千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支は平成30年度へ繰り越して使える予算ということで、1億7千580万円となります。1億7千580万円を繰り越して、その2分の1以上を積み立てるという根拠になる数字となります。

それから、単年度収支は4千635万5千円の赤字となっております。昨年の実質収支が2億2千215万5千円あり、今年は1億7千580万円となっておりますので、差引の4千635万5千円は不足したという意味になります。その下の実質単年度収支につきましては、年度中に事業等を実施する場合、資金が不足すれば基金からの借り入れを行います。また、30年度に基金への積立も行います。この実質単年度収支というのは、預貯金をどう利用したかを計る数字になります。簡単にいえば、金の繰入れが多くて積立が少ない場合、赤字となります。平成29年の場合は、3千573万5千円の赤字というような決算の状況です。

2ページです。歳入歳出ごとにグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。平成29年度における借入状況です。一般会計で、7億1千426万3千円の借り入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率等を表示させていただいております。また参考といたしまして、農業集落排水事業特別会計と水道事業会計についても起債の部分をここに書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借り入れた起債別の年間の推移です。平成27年度末高がありまして、次に平成28年度中に借り入れた分、そして平成28年度中に返した分、平成28年度末高と続き、平成29年度も同様に借り入れた分、返した分、末高とまとめてあります。平成29年度の一般会計の末高は、54億9千442万1千円となります。

5ページです。借入先別に表にしております。借入先といたしましては、国の融資資金、いわゆる財務局からの借り入れが大部分です。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末状況ということで、平成24年度末から平成29年度末までの現在、町が持っております基金の流れを表にしております。平成29年度末で基金の総額は10億3千289万3千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は

寄附金に伴う積立金ですので、その用途等につきまして平成29年度産業関係で4項目、子育て関係で4項目、環境関係で2項目の合計10項目に対して、基金の中から2千400万円を運用させていただいております。基金の目的を寄附者が指定したものを踏まえたうえでの充当となっております。

最後に8ページをお願いいたします。平成26年4月1日より、消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税の増収分につきまして、その用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされております。平成29年度の充当状況は、歳入といたしまして、地方消費税交付金5千455万円です。これに対しまして、この交付金が充てられる社会保障施策に要する経費といたしまして、表のとおり社会福祉・社会保険・保健衛生関係に充当いたしております。

以上が簡単ですが、一般会計の総括的な説明になります。よろしくをお願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 続きまして、特別会計でございます。

はじめに、小国町国民健康保険特別会計決算について、説明をさせていただきます。

議案集の8ページ下段でございます。

認定第2号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計の決算書をお願いいたします。決算書の1ページからが、国民健康保険特別会計でございます。まず、小国町国保の加入状況としまして、平成29年度末での被保険者数は2千442人、世帯数1千389世帯でございます。対前年比で被保険者数は142人、世帯数で50世帯の減少となっております。

決算状況について決算書の2ページからの総括表で御説明申し上げます。4ページから7ページにあります歳入に関しましては、主なものとしまして1の国民健康保険税2億1千860万3千963円、3の国庫支出金3億3千168万9千503円、4の療養給付費等交付金3千394万3千916円、5の前期高齢者交付金2億5千643万7千373円、6の県支出金8千545万9千631円、7の共同事業交付金3億492万814円、9の繰入金が1億237万1千700円などとなっております。歳入の合計は13億4千871万4千226円となります。対前年度で約4千819万円、3.7%の増でございます。

8ページから11ページにあります歳出に関しましては、主なものといたしまして、2の保険給付費7億5千551万7千1円、3の後期高齢者支援金等1億3千584万8千7円、6の介

護納付金が6千137万7千49円、7の共同事業拠出金3億2千852万9千145円、また8の保健事業費991万4千710円、10の諸支出金、これは国庫負担金の返還金や公立病院への繰出金も含んでおりますが、3千801万4千289円となっております。歳出合計は13億3千475万4千986円となります。こちらは、対前年度で4千871万円ほど、3.8%の増でございます。歳出増の主な要因としましては、保険給付費で対前年度が約4千36万円、5.6%ほど増額をしております。

12ページをお開きいただきたいと思っております。歳入総額から歳出総額を差し引きました1千395万9千240円の全額につきまして、翌年度に繰越をさせていただくものでございます。

以上で、平成29年度国保特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

議案集の9ページ上段でございます。

認定第3号、平成29年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

特別会計決算書の41ページからが、介護保険特別会計でございます。

まず、小国町の介護保険の加入状況としまして、平成29年度末、今年の3月31日現在ですけれども、被保険者数が2千859人、対前年で17人の増加となっております。そのうち、要介護認定者、要支援者を含めますけれども、こちらは635人でございます。昨年より9人の減少となっております。また、認定率におきましては約22%でございます。

決算状況につきまして、決算書44ページからの総括表で説明を申し上げます。

44、45ページの歳入に関しましては、主なものとしまして、1の保険料1億6千512万9千146円、3の国庫支出金の2億9千770万8千288円、4の支払基金交付金2億8千272万9千円、6の繰入金1億3千770万4千300円、7の前年度から繰越金ですが、4千553万7千315円などとなっております。歳入合計は10億7千983万4千688円となっております。対前年度で約2千896万円、2.8%の増でございます。

46、47ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の保険給付費9億8千331万6千386円、3の地域支援事業費4千31万2千40円、4の国庫負担金の返還金等諸支出金2千145万1千804円などとなっております。歳出の合計は10億5千602万3千114円となっております。対前年度で約5千69万円、5%の増でございます。歳出増の主な要因といたしましては、保険給付費と地域支援事業費あわせて3千243万円ほど増額をしたこと

によるものでございます。

48ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差し引きました2千381万1千574円の全額につきまして、翌年度に繰越をさせていただくものでございます。

以上で、平成29年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきます。

議案集の9ページ下段でございます。

認定第4号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

決算書の77ページからが、後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療に関しましては、熊本県広域連合が保険者となっております。小国町の加入状況といたしましては、平成29年度末で被保険者数1千610人、昨年より3人の減少となっております。

決算状況につきまして、80ページからの総括表で御説明を申し上げます。

80ページ、81ページの歳入に関しましては、主なものといたしまして、1の保険料6千107万2千670円、3の一般会計からの繰入金3千461万8千486円、4の諸収入これは健康保持増進事業の助成収入等でございますが、429万9千897円などとなっております。歳入合計は1億289万2千832円となります。対前年度で約49万円、0.5%の増でございます。

82、83ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の広域連合納付金9千576万9千56円、3の保健事業費421万4千229円などとなっております。歳出合計は1億121万5千784円となります。対前年で170万円、1.7%の増でございます。

84ページをお願いいたします。歳入総額から歳出総額を差し引きました167万7千48円につきまして、翌年度に繰越をさせていただくものでございます。

以上で、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

福祉課で所管をしております3つの特別会計の決算状況でございましたが、お配りをしております福祉課資料4の決算資料の中に、委託料補助金、負担金等の明細を記載しておりますので、御参照いただければと思っております。

説明は以上でございます。

住民課長（石原誠慈君） それでは議案集の10ページ上段をお願いいたします。

認定第5号、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認

定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計決算書の96、97ページをお開きください。歳入歳出総括表で御説明をいたします。まず、96ページ歳入の款1、諸収入61万8千875円ですが、これは住宅新築資金貸付金の収入で、貸付者から貸付金元利償還金を諸収入として受け入れているものです。貸付者は1名です。

次に97ページ、歳出ですけれども、歳出の合計が61万8千875円です。内訳といたしまして、款1の公債費、49万3千410円です。これは、町が住宅資金を貸し付けた際に財源として起債を借り入れているものでございます。その起債の元金と利子の償還金を歳出するものです。款の2諸支出金、12万5千465円ですが、歳入の諸収入61万8千875円から歳出の公債費49万3千410円を差し引いた額12万5千465円を一般会計のほうへ繰り出すものでございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。会計の収支となるものです。歳入歳出の差引残額及び翌年度への繰越額ともに0となるものです。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（清高泰広君） それでは、坂本善三美術館の特別会計の説明をいたします。

原紙を朗読させていただきます。10ページ下段でございます。

認定第6号、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

それでは特別会計の決算書の109ページからが坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算でございます。

110ページ、111ページの総括表で説明させていただきます。歳入としましては、使用料及び手数料、善三美術館の入館料が198万2千640円、一般会計からの繰入金963万164円、諸収入136万8千728円の歳入合計が1千298万1千532円でございます。歳出のほうは、総務費、総務管理費ということで1千298万1千532円でございます。

続きまして、116ページでございます。歳入歳出差引残高0円ということで、翌年度への繰

越額も0円としております。

以上で終わります。

建設課長（佐藤彰治君） それでは議案集の11ページ上段のほうになります。

認定第7号、平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは特別会計決算書の125ページからが簡易水道特別会計ということになります。

次のページ126ページの総括表で御説明をいたしたいと思います。まず、歳入。使用料及び手数料557万4千10円、繰越金22万円ということで、579万4千10円が歳入決算でございます。

それから次のページ、127ページでございます。歳出でございます。総務費556万590円でございます。これは、対前年比15.9%にしかありませんけれども、実は平成28年度に熊本地震によりまして、杖立簡易水道水源池のほうが崩壊しまして、災害復旧事業ということで28年度が歳出歳入ともちょっと膨らんでいるところがございます。それに加えまして平成29年度より上滴水地区の水道のほうが企業会計のほうに統合移行したということで、地区数も3地区の予算ということになっております。

次の130ページでございます。歳出、杖立水道それから小藪水道、市井野水道というような3地区に変わっているところでございます。そうした要因で地区が1地区減ったということと、災害復旧事業に2千500万円ほど平成28年度に支出があったということで、15.9%というようなことになっております。

続いて132ページでございます。歳入歳出の差引額23万3千420円残額について、これを翌年度へ繰り越させていただきます。

以上、簡単ですけれども簡易水道特別会計の歳入歳出決算について、御説明をいたしました。

引き続きまして、議案集のほうをお願いいたします。同じく11ページ下段でございます。

認定第8号、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは特会決算書のほうをお願いいたします。決算書のほうが143ページからが農業集落排水事業の特会になります。

それでは次のページ、総括表のほうで御説明をさせていただきます。分担金及び負担金60万円、それから使用料及び手数料2千366万5千740円、財産収入3千449円、繰入金が8千342万8千円、諸収入0円、町債が2千370万円、繰越金105万1千297円、県支出金が600万円。歳入総額決算額が1億3千844万8千486円で、これは対前年比107%、7%増ということでございます。

次のページが歳出でございます。総務費4千325万430円、公債費9千375万3千682円、歳出総額1億3千700万4千112円、これも対前年比6.8%、約7%近くということでございます。前年度並みの歳出歳入ということでございます。田原地区それから西里地区、黒淵地区、3地区の集落配水事業に基づく決算ということでございます。それから、一般会計繰入金が大きくなっておりますけれども、平成29年度におきましては7千892万8千円というようなことで、対前年から8%ほど増えている状況でございます。

それから平成29年度におきましては、主の事業としましては経年経過しております施設関係の機能診断ということで、600万円全額補助をいただきまして実施しているところでございます。これに基づきまして、今後の修繕計画、長寿命化計画というものを策定し、順次それに基づきまして改修の計画を実施してまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたしました。

それでは続きまして、議案集にお戻りください。ページは12ページでございます。

認定第9号、平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書のほうをお開きください。

ページは12ページでかいつまんで説明をさせていただきます。

水道事業報告書ということでございます。平成29年度におきましては、簡易水道との事業統合を行いまして、上滴水飲料水供給施設を上水道に統合をいたしましたところでございます。それから小国町地域水道ビジョンを実行するために、平成30年3月より具体的・実践的な経営手段である経営戦略のもとになる、小国町アセットマネジメントを策定をいたしております。

飛びまして、改良事業でございます。平成29年度は弓田地区配水管の布設替工事及び耐震化

ということで実施をしております。その詳細につきましては、14ページ、次のページでございますけれども、工事概況を示しているところでございます。弓田地区は約1千600メートル、工事費が4千800万円ほど支出をしているところでございます。

経理状況ですけれども、事業収益、ここちょっと読ませていただきます。1億3千295万9千円で前年に比べ62万3千円、0.5%の増収となったと。そのうち、料金収入は1億1千656万7千円で、前年度に対して124万4千円、1.1%の増収となったということでございます。また、資本的収入のほうは企業債2千万円、一般会計補助金758万5千円など、合計2千864万6千円となっております。資本的支出は、建設改良費9千184万4千円、企業債償還金3千773万7千円で、合計1億2千958万2千円となっております。結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億93万6千円となり、これについては当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額619万円、減債積立金1千907万2千円及び過年度分損益勘定留保資金7千567万4千円で補填をするということにしました、ということでございます。

平成29年度の水道事業の概要は以上のようなところでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ここでお諮りをいたします。

去る9月3日に、議会運営委員会を開催し、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定については、全員協議会で審議することに決定をいたしました。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時45分から再開をいたします。

（午後1時41分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

福祉課長（生田敬二君） 大変申し訳ございません。先ほど、介護保険特別会計への決算認定の際に報告させていただきました要介護者の数につきまして、少し間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。平成29年度末、今年の3月31日現在ですが、要介護者数、支援の方も含めまして627名、対前年で15名の減少ということになります。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで石松代表監査委員より、平成29年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたしたいと思えます。着座のままで結構でございます。御説明をお願いいたします。

代表監査委員（石松雄平君） 皆さん、こんにちは。石松でございます。よろしく申し上げます。

それでは29年度の決算審査の意見書及び基金運用状況の審査意見書について、報告をしたいと思えます。

お手元に分厚い冊子があると思えますが、一般会計、特別会計、水道事業関係の資料でございます。1ページを開けていただいて、審査意見書というものが写しでございますけれども、添付しております。これは9月3日に私と議選の児玉議員との各審査合議を終え、9月3日に町長のほうに提出させていただきました。その写しでございます。

それではページをめくっていただいて、まず1ページでございます。小国町の一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書ということで、審査対象は一般会計歳入歳出決算及び7つの特別会計について審査を行いました。審査の期間が、平成30年6月26日から平成30年8月31日まで。審査の結果としましては、審査に付されました平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。

次のページを開けていただきたいと思えます。決算の概要の中の、これは総括でございます。一般会計と特別会計をあわせた数字になっております。また、この2ページから13ページまでが総括の決算の状況が各項目ごとに示されてあります。

まず（1）決算規模でございますが、一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額86億9千444万8千656円、歳出決算額84億59万5千877円で、予算の95億7千534万6千円に対する執行率は、歳入で90.8%、歳出で87.7%でありました。また、予算の95億7千534万6千円から、翌年度への繰越額8億5千954万1千円を除いた予算額87億1千580万5千円に対する歳出決算額は84億59万5千877円の当該年度の実質的な執行率は、96.4%でありました。また前年度決算額と比較すると、歳入において4千360万7千724円の増加、歳出においては8千562万100円の増加となっております。

次は6ページをお開きいただきたいと思えます。決算収支でございます。図表の1の3の1、収支状況表ということで、歳入決算額は先ほど言いました86億9千444万8千656円ということで、歳出を引きまして収支額として2億9千385万3千569円、翌年度の繰越額財源が7千692万8千円ということで、実質収支が2億1千692万5千569円となっております。前年と対比しますと6千941万7千376円の減ということになっております。

それから7ページの町債の状況です。これは、8ページと9ページに事業区分と借入先別ということで、64億5千88万5千322円というものが表記されております。前年度より2億3

千680万3千759円増加をしております。

それから10ページをお開きいただきたいと思います。財政分析でございますが、この表でいきますと、実質収支比率29年度が5.5%、これは基準が右のほうに書いてありますけれども、3%から5%程度が望ましいということで、基準値に近いということでございます。それから、経常収支比率87.1%、これについては、基準が70%程度が妥当で75%を超える場合は弾力性を失いつつあるという表現でございます。これにつきましては、阿蘇郡内、県内町村も以下のような数字と相まっているようでございます。財政力指数でございます。これは0.221ということで、指数が1に近いほど財政力が強いということで、これについても郡内でも郡内平均を下回っているというような状況でございます。

最後の実質公債費比率でございますけれども、10.4%ということで、他町村に比べると若干高うございます。基準値内ではありますが、他町村と比べると数字が高いかとは思われます。

それから、14ページをお願いします。これは一般会計で、これにつきましては14ページから46ページまででございます。決算の概要でございます。歳入が60億516万4千7円、予算額に対して87.6%、歳出が57億5千243万6千94円ということで予算額に対して83.9%となっております。歳入歳出差引額2億5千272万7千913円を翌年度へ繰り越しているが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき7千692万8千円が含まれているので、これを差し引いた実質収支は1億7千579万9千913円となっております。なお、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、マイナス4千635万5千522円となっております。また、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度の収支はマイナス3千573万4千735円となっているということです。財政状況においては厳しい状況は変わらず、今後も歳入の確保、歳出の削減に努められたいと思います。

それから17ページをお願いします。財源別決算状況ということで、歳入決算額を自主財源及び依存財源別にみると、自主財源は15億2千52万円で、前年度と比較すると1億437万円減となっております。一方、依存財源は44億8千464万4千円で、前年度と比較すると8千792万1千円の増となっております。

それから20ページをお願いいたします。町税についてでございます。自主財源のうち10.3%を占める町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は6億1千674万3千円で、この主なものは固定資産税が2億8千117万3千円、町民税2億4千213万7千円、全体の84.9%を占めております。収入済額を前年度と比較すると、1千177万3千円増加しているが、これは主に町民税が前年度と比較して1千522万3千円、軽自動車税が前年度と比較して120万1千円の増によるものであります。今後も口座振替の推進を図るとともに、未収金の時効管理に努めていただきたいと思います。

28ページをお開きいただければと思います。収入未済額でございますが、収入未済額は3千

608万2千円であります。収入未済額を前年度と比較すると、12万9千円減少しております。今後とも負担の公平性と適正な債権管理の見地からも、その解消に向けて更なる効果的な努力をされるよう要望いたします。

29ページが収入未済額の前年度との比較表でございます。この中に中段からちょっと下に、使用料及び手数料の中に公営住宅使用料がございますが、29年度収入未済額は870万8千230円で、前年よりも67万9千408円と増えておりますので、このようなことも御注意をいただければと思います。

36ページをお願いします。歳出でございます。予算現額の68億5千489万3千円に対し、本年度の歳出総額は57億5千243万6千円で、前年度と比較して250万3千円増加しており、翌年度への繰越額8億5千954万1千円を差し引いた2億4千291万6千円が不用額となっております。37ページに各項目ごとの不用額、それから実質執行率が出ております。実質執行率は全体で95.9%となっております。

それから45ページをお願いいたします。同じく不用額の前年対比でございます。先ほど言いました不用額の2億4千291万6千円で、予算現額に対する割合が3.5%であり、前年度と比較して3千388万4千円増加しているということでもありますので、この表を見ていただければと思っております。

それから46ページ、予算の流用でございます。本年の流用件数は11件で、前年度と比較して3件増加しております。金額は363万9千円で、前年と比較して280万5千円増加しております。通常の流用は財務手続き上、認められた行為ではありますが、議会の議決を要しない執行であるため、その制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるように要望いたします。因みに、下の方に平成27年度から28年度までの流用の件数と金額が記載されております。

それから47ページからは、特別会計でございます。特別会計につきましては、各執行部のほうから詳しく説明がありましたので、ちょっと元に戻っていただいて6ページが一番見やすいかなと思って、6ページの収支状況表というものの一覧表を見ていただければと思っております。特別会計全体で、この表の中ですね、色がついている所でございますが、歳入決算額が26億8千928万4千649円、歳出決算額は26億4千815万8千993円ということで、収支額は4千112万5千656円、これは実質収支と特別会計は一緒でございます。

それから89ページをお願いします。これは特別会計の収入未済額の比較表でございます。収入未済額は総額2千354万6千円で、前年度と比較して83万9千円の減となっております。しかしながら、今後とも負担の公平性、適正な債権管理の見地から、その解消に向けて更なる努力をされるよう要望いたします。収入未済額、国民健康保険税が1千999万5千706円で、あと介護保険、後期高齢医療、下水道使用料ということで記載をされております。

それから96ページのむすびでございます。むすびについては、若干読まさせていただきます。13行目からお目通しいただければと思います。当町の地震後の状況を観光面で見ると、鍋ヶ滝の入場者数は平成28年度の14万3千177人から平成29年度で20万6千777人と、6万3千600人増加しており、町の総入込客数も平成28年度の88万7千10人から平成29年度は95万2千269人と、6万5千259人の増加となっております。熊本地震前と変わらないほどに持ち直しております。しかし、近年の自然災害を見るといずれも経験したことのないような災害が次々と発生し、災害に伴うインフラ整備等で町財政に今後も影響を及ぼすことが予想されます。

当町ではこれまでの熊本地震や集中豪雨を踏まえ、将来において誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進することを目的に、平成28年熊本地震復興まちづくり計画が策定されました。今後は10年間で計画に沿った様々な取組みにより、復興まちづくりが実践されることとなるが、そのためも更なる財政のかじ取りが必要となる。

ここで平成29年度一般会計の決算概況を見ると、歳入で60億500万円と前年度に比べ1千600万円の減少となっている。

また歳出では、57億5千200万円で、主に庁舎建設事業や公共土木施設災害復旧事業等を中心に3億2千万円程度増加しているが、決算総額としては250万円増とほぼ昨年と同額となっている。

歳入から歳出の差引額、形式収支は2億5千200万円の黒字となったが、地方交付税の減少により、一般財源不足のため財政調整基金の取壊しを行ったことと、基金積立を相殺した実質単年度収支は4千600万円の赤字となり、依然厳しい財政状況にあると言える。

これまでも公債費の抑制、歳出削減に努力してきた経緯はあるが、今後も収入の40%を占める地方交付税の減少が見込まれることや、ふるさと寄附金は一時的な高額寄附であることも踏まえ、町税や寄附金等の歳入の増加に努めるとともに、事務事業の効率性・重点化を図り、廃止・削減等を含めた歳出の見直しや更なる有効な財源確保に努められることを求めます。

当町においても団塊世代が後期高齢者となり社会保障が増加していく中、少子化の進展による労働人口の減少が指摘されるなど、将来にわたり安定した町政運営を継続するためには、合規制のもとに最少の経費で最大の効果を挙げるための努力が引き続き求められることとあります。

今後も弾力的かつ効率的な町政運営に邁進されることを期待いたします。

引き続きまして、あとの意見書についても御説明をしたいと思います。99ページでございます。小国町基金運用状況審査意見書ということで、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、それから小国町生活保護生活資金貸付基金、これにつきまして審査期間が平成30年7月31日から30年8月31日まで行っております。

次のページを開いていただければと思います。国民健康保険の貸付基金でございますけれども、

前年度貸付の残高が100万円、決算年度末が100万円ということで、審査意見としては運用状況調書の計数は関係帳簿と符合し、年度末における現金有高も正確であると認めます。

続きまして101ページ、小国町生活保護生活資金貸付基金でございます。これにつきまして前年度末残高が20万円、決算年度末の残高が20万円ということで、意見としまして運用状況調書の計数は関係帳簿と符合し、年度末における現金有高も正確であると認めます。

それから103ページをお願いいたします。小国町水道事業会計決算審査意見書でございます。審査期間は平成30年6月26日から平成30年8月31日まで。審査の結果としましては、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めます。また、運営状況においても、経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう、効率的な運営がなされているものと認められます。

114ページをお開きいただきたいと思います。水道料金の未収金でございます。本年度の未収額が551万7千410円で、前年度と比較しまして69万2千500円の増となっております。今年度も金額は増加しているが、徴収率はほぼ同率でございます。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

そして最後のむすび、118ページでございます。平成29年度水道事業会計の決算概況は、損益決算書を見ると当年度の純利益は1千887万2千965円となっております。

事業収支の主なものは、収益面では補助金が13万7千円の減、長期前受金戻入が38万1千円の減、受取利息及び配当金が1万3千円の減となっております。

費用面では前年度比、184万1千円減少しており、その主な内容は総係費73万円の減、減価償却費125万1千円の増、資産減耗費266万7千円の減となっております。

純利益については、昨年度より黒字となっております。収入面での主な要因は、給水収益の増加によるものであります。

費用面では、総係費及び資産減耗費が昨年度より減額となった。これは昨年度に比べ大きな修繕費がなかったことと、支払利息の減などによるものです。

漏水等を未然に防ぐため、老朽管の耐震化を伴う布設替工事を行っておりますが、その財源として企業債借入額も今後増加してくることから、事業の改善、経営の効率化による一層の努力を求めます。

以上で、平成29年度の決算に係る監査員の意見書ということで報告を申し上げたところでございます。以上です。

議長（渡邊誠次君） どうも、ありがとうございました。

ここで、石松代表監査委員に対して御質問等などございましたらお願いをいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、石松代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦勞さまでした。また、特に決算審査におかれましては、限られて時間の中で審査業務に精励されましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、どうぞご退席をお願いいたします。

代表監査委員（石松雄平君） どうも、失礼しました。

（石松代表監査委員 退席）

議長（渡邊誠次君） 日程第21、「報告第5号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より、報告をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） では、議案集は13ページをお願いいたします。

報告第5号、平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22号第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり、監査意見書を付して報告する。

平成30年9月11日

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

先ほど、石松代表監査委員からの御報告もございましたが、改めて主なところだけを報告させていただきます。

まず、健全化判断比率の表を御覧ください。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額は連結赤字額がない場合及び実質公債比率、または将来負担比率が算定されない場合は横線として表記されます。実質赤字比率は、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで、これも横線となっております。これで町が危ない状態と判断されるのは15%、括弧書きのところを書いてあります。

続きまして、連結実質赤字比率は一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字。または資金不足の標準財政規模に対する比率です。これも赤字が出ていないということで、横線となっております。これも町が危ない状態だと判断させる基準は20%です。

次に、実質公債比率を御覧ください。これは公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。平成29年度決算では、10.4%ということで、前年に比べて0.7ポイント改善しております。「危ない状態である」と判断される基準は25%となっております。表の一番右にあります将来負担比率です。これは一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、この比率となります。この決算では、36.7%となっ

ており、前年に比べて19.6ポイント改善しております。「あぶない状態である」と判断される基準は350.0%です。

次に下の表を御覧ください。資金不足比率です。6つの会計とも、資金の不足額はないため、資金不足率は算定されませんので横線と表示が出ております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより報告第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第22、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、6月議会以降今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第23、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 行政報告を行わせていただきます。

議会の皆さま方でも特別委員会をつくっていただいております、ゆうステーション周辺整備特別委員会に係る「薬味野菜の里小国」のオープンの、あくまでこれ予定でございますが10月20日土曜日を予定をしております。議会の皆さま方にも是非出席をいただきたいので、近日中に御案内を差し上げたいというふうに思っております。

それから、職員採用試験でございますけれども、8月お盆前までに閉め切りまして9月16日に1次試験を行う予定でございます。これは共同試験でございます。10月27日に2次試験を行う予定でございます。募集人員は一般職が4名程度、保育士3名程度でございます。

それから農業委員会の委員の辞任の件について、お知らせをさせていただきたいと思っております。佐藤博義委員から、8月末に辞任届が提出をされました。去る9月10日の農業委員会において、承認をされた模様でございます。議会の選任同意をいただいた方が辞任をするという部分については、大変遺憾でございます。ただ、内部でも検討し私の判断といたしましては、欠員の部分で進めさせていただきたいと思っております。手続き上は選任いただくときには議会の同意をいただきましたが、辞任の折には、手続き上は農業委員会で承認、そして町長の許可といたしましうか、認めるという手続き上になるようでございます。

そういうところで、御報告を申し上げたいと思っております。

それから最後、内閣府に今まで行政実務研修という位置付けで、森恵美が出向をしております。10月1日から小国町役場の職務に戻りますので、御報告を申し上げておきます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後２時３１分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

第 2 日

平成30年第3回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 平成30年 9月19日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 9月19日 午後 1時01分

1. 閉 会 平成30年 9月19日 午後 5時05分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午後1時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 30. 9. 19)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、こんにちは。

本日の本会議は午後からということで、午前中の総務大臣への訪町対応、執行部または議員それぞれの皆さま方、お疲れさまでございました。大臣にも小国町の取組みを御覧いただきまして、「小国モデルを全国へのスタンダード・モデルへ」と力強いお言葉をいただいたところでございます。また、訪町を非常に喜んでいたことのように思えたところです。今後につながっていく、よい機会に出会ったように私は思いました。

それでは、改めまして、本日は9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午後1時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「認定第1号 平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 私は、認定第1号、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成29年を振り返ってみますと、日経平均株価が25年10カ月ぶりの高値、2万2千937.60円をつけるなど、政府は経済が回復してきているとしていましたが、実質賃金は各月の前年同月期でほとんどが下回るなど、国民の暮らしは、なお、冷え込んだ状態が続いておりました。このような社会情勢のもと、地方自治体には福祉の機関として住民の福祉を守る立場に立っているかどうかが問われていると思います。

町の財政状況を見てみますと、実質収支比率は5.5%でほぼ望ましいとされる率に収まっています。しかし、肝心なのはお金の使い道が本当に必要なことに使われているか、無駄はないかということです。人権同和関連では、1千200万円以上の予算が支出され続けています。

まず人権政策費に限って見てみますと、いわゆる解同支部への補助金170万円は、人権政策費の支出済額の60.5%を占めています。障害者差別や外国人へのヘイトスピーチ問題、あるいはLGBTなど、様々な人権問題がある現代社会において、自治体の人権政策が専ら部落差別の解消を目的とした団体への補助金というのは、極めて主体性を欠く人権政策であると言わざる

を得ません。

また箱物についても、隣保館・パラソルセンターと倉原集会所という2つの施設を抱えることも、毎年の維持管理費用等を考えれば非合理であると思います。特に、倉原集会所については極めて限られた目的、利用者しか利用していないことから、廃止も含めて検討すべきであります。

18日付の地元紙が、熊本県発注の工事の入札落札率の高止まりを指摘していました。小国町の平成29年度の入札落札率は最高で98%を超えるなど、県の落札率を上回っています。社会資本整備総合交付金は、当初予算の1億4千100万円から、6千859万円と半減しました。手狭な宮原保育園の改修や指定避難所等の機能強化、さらには町道の新設や橋梁を含む改良あるいは維持管理費用など、今後多額の予算が必要になります。そうしたことを考えたときに、今の落札率の高止まりは放っておいたままでいいのでしょうか。熊日の記事は、県入札監視委員会の柿本竜治委員長の「適正価格であれば、落札率が高いからといって一概に問題とは思わない」としつつも、より競争性が働くよう入札参加の門戸を広げるなどの工夫は必要だ」とした指摘で結ばれていました。少なくとも地元業者育成として、指名競争入札を続けているにも関わらず、昨年度は契約金6千510万円のコミュニティ棟電気設備工事を町外業者が落札したことから、町内業者だけでは参加者を埋められないような入札については、入札の在り方を検討するべきではないでしょうか。

以上を述べまして、私からの討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2から日程第9、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計利益の処分及び決算の認定でありますので、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、時松唯一君。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。

認定第6号について。平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、

質問いたします。

前回、今まで経費をどのくらい一般会計から繰り入れたのかという質問をしておりましたので、まずはそこからお願いいたします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 坂本善三美術館につきましては、平成7年度から平成30年度の予算までにつきまして、歳出額5億8千294万2千981円でございます。これに対して、一般会計からの繰入金金は3億8千463万3千723円でございます。

6番（時松唯一君） はい、6番です。

まず約4億円ほどの繰入金があるということで、一つだけ私が申し上げたいのは、北海道の夕張地区も特別会計からの破たんまで町が破たんしたと。そういうなかにおいて、各職員も「それでも頑張るぞ」と頑張って、今があるわけでございます。もう少し私どももそうですけれども、職員も、どうしたらこの善三画伯だけじゃなくてですね、やはり今行っているとは思いますが、どうしてもこれが改善されないとすれば、やはりもう一回検討協議、それから県立美術館等々の話し合いをしながら、この赤字を解消していくことが必要かと思っております。

以上を述べまして、質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 全員協議会のときにも少し話題に上がりましたが、6番議員以外の議員からも御意見がありましたが、社会教育の場面、町民のためのそういう施設という位置付けもあるのではないかなと思っておりますし、また文化的な部分というのは、なかなか黒字化というのは難しいというような他の議員からの御意見もあって、執行部もそういう認識でさせていただいております。できるだけ、一般会計の繰入れは減らす努力はいたしますけれども、一定の投資というのは社会教育という位置付けで、そういう投資ということのニュアンスで執行部としてはいたしたいと思っておりますので、この美術館を何か方向性を変えるとか、そういうことはいたすつもりはありませんので御理解をいただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

6番、時松唯一君。

6番（時松唯一君） はい、6番、時松です。

私は認定第6号につきまして、反対の立場で討論いたします。

今、町長がおっしゃられたことに関しましては、まず自分の家族だと、家庭だと。その家庭が赤字でどうしようもない場合をよく考えてですね、小国町のことを考えるのであれば、私はその文化をなくせと言っているわけではございません。文化のあり方を考えてください、そういうことを申し上げているのであります。そういう立場から反対をいたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

5 番、児玉智博君。

5 番（児玉智博君） 私は、認定第 2 号、平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてと、認定第 3 号、平成 29 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、そして認定第 4 号、平成 29 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

これらの社会保障制度は、2017 年高齢化の進展による社会保障費の伸びを抑えるとして、一定の所得がある高齢者は医療と介護サービスの自己負担額が引き上げられました。医療は高額治療で患者負担が重くなりすぎないように設けている上限が、70 歳以上を対象に年収 370 万円未満で、住民税を課税されている人だと外来の上限額は月 1 万 2 千円から 1 万 4 千円に引き上げられ、介護サービス利用者の自己負担の限度額も一部アップとなり、住民税を払っている世帯で単身の場合は年収 383 万円未満、2 人以上なら同 520 万円未満を対象に、月額上限が 3 万 7 千 200 円から 4 万 4 千 400 円に引き上げられました。高い保険税、保険料負担が被保険者の暮らしに重くのしかかっていることも問題であります。負担能力を超えた保険税や保険料は、滞納の原因にすらなっていることは、3 月議会の議案質疑の際、北里町長も認めているとおりであります。また、介護保険は高い保険料を支払っていても、介護認定を受けなければサービスを利用することはできません。

人の体とは、誰しもがじわじわと衰えていくわけではありません。足腰が急速に悪くなるという話が決して珍しいものではありません。今このときも、介護サービスを早く利用したくても、認定結果を待たざるを得ない高齢者が町内に存在しています。こうした制度の狭間で困っている町民に手を差し伸べるのが、福祉の機関としての自治体の役割であるということを指摘して、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決において、執行部は最後にお立ちをいただきたいと思います。

認定第 2 号、平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第 2 号は認定されました。

認定第3号、平成29年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

認定第4号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

認定第5号、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

認定第6号、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

認定第7号、平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

認定第8号、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

認定第9号、平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

日程第10、発議第3号。

5番（児玉智博君） 議長、動議。

議長（渡邊誠次君） 5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、小国町議会議長渡邊誠次君の不信任決議案を提出いたします。

議長（渡邊誠次君） ただいま5番議員より、議長不信任案の動議が提出されましたが、賛成の方はいらっしゃいますか。

（挙手なし）

議長（渡邊誠次君） 小国町議会会議規則第16条、動議は法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができないとございます。

よって、この動議は賛成者がありませんので不成立となりました。

日程第10に戻ります。日程第10、「発議第3号 議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

ここで、提出者より発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。

発議第3号、平成30年9月18日。小国町議会議長 渡邊誠次様。

提出者 小国町議会議員 穴井帝史。

賛成者 小国町議会議員 大塚英博、同じく小国町議会議員 高村祝次、同じく小国町議会議員 時松唯一、同じく小国町議会議員 穴見まち子、同じく小国町議会議員 松崎俊一、同じく小国町議会議員 熊谷博行、同じく小国町議会議員 時松昭弘、同じく小国町議会議員 松本明雄。以上の賛成者でございます。

議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議会議員の定数を定める条例（平成13年6月29日条例第34号）の一部を次のように改正する。本則中「12人」を「10人」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行し、次の選挙から適用する。

提出の理由。

議員定数については、平成19年4月より16名から12名に改正され、今日に至っており、10年が経過しているところでございます。

当時の人口と比べると、約1千200人以上の人口減となっており、今後も人口減少を含め社会環境及び生活環境が大きく変化してくることなどを勘案しますと、議員定数の見直しを行うべき時期に来ているのではなかろうかと思われまます。

また、小国町の人口と同様の規模にある県内の町村でも、議員定数が10人としている町村が多い状況でもございます。

決算審査意見書にもありましたように、少子高齢化が進み、社会保障が増加していく中で、町の財政状況は更に厳しくなるものと推察します。

このような状況を踏まえ、去る9月5日に勉強会を開催し、議会議員の定数について協議を行いました。

各議員、いろいろな御意見がありましたが、ほとんどの議員が定数削減の意思があり、定数も10人とすることが適当との考えに至りましたので、「議会議員の定数を定める条例」を一部改正するものです。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま、提出者である穴井帝史議員より説明がありました。

これより、発議第3号の質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 議員必携にも、議員定数というのは議会制度の根幹に関わる問題であるから、変更する場合は特に慎重さが必要であるという旨の記載がなされております。まさに、私もそのとおりだと思うのですね。今、私たちは議会活性化特別委員会というものを立ち上げまして、政治倫理条例をつくることを目指しております。この政治倫理条例の議論というのは、昨年5月から1年4カ月以上、今議論をしているところなのです。政治倫理条例をつくるのに、これだけの慎重さをやっているのにですよ、議員定数削減というのは、今提案理由の説明でもありましたように議会勉強会、言わばこれは非公開の住民の目からは全くどんな議論がなされたかも分からない、議事録も残らないわけですから。そういう言わば密室で、しかも時間を確認したらわずか1時間42分という、極めて短い中で今回の発議に至ったわけなのです。これはあまりにも慎重さを欠くと思うのですが。発議者にとってみたら、議会の定数というのは政治倫理条例よりも軽いものなのですか。

1番（穴井帝史君） もちろん、軽いものとは一切考えておりませんが、しかし、先ほど「議運の短い時間で」という発言もございましたけれども、勉強会においては数時間話し合ったうえで、私としましては私を含め9名の賛同者がおりますので、前回の16から12に変更になった場合は特別委員会が3回開催されたと聞いておりますけれども、これ何回開いても同じことだと考えております。

5番（児玉智博君） 私は議運の中の議論なんていうのは、全然知らされていないんですよ。

今、数時間と言いましたけれども、私言いましたよね。数時間どころか1時間42分しか勉強会を開いていないわけですね。それで、具体的に聞いていきたいのですが、今、人口減と少子高齢化ということを理由に挙げられました。それではですね、当然、十分な議論が尽くされたと言うのであれば、この定数10というのは今の人口からどれぐらいの人口減までを想定しての10なのですか。十分、議論が尽くされたのなら、そういうところまでちゃんと考えていらっしゃると思うのですが。お答えください。

1番（穴井帝史君） 10人という数字は、先の勉強会でも、皆さん一人一人にお聞きしたところ、やっぱり今の人口、特に他町村の例もございまして、それを比較参考しましたところ、大体5千人から1万人未満の町村では10人の所が多いということもございまして。それと、ここにおられる同僚議員皆さまの意見からも10人が妥当じゃないかという意見から、このような発議に至りました。

以上です。

5番（児玉智博君） それなら、5千人までにならないければという、5千人になったらまた定数を減らすと、そういうことが検討されるのではないかというお考えということでした。

それですね、私は到底議論が尽くされたとは思わないのですが、あなた方が言うように、これ以上の意見は何も知恵が出らん、ということになると思うのですが、私はもうちょっと冷静に考える必要があるのではないかというふうに思います。何で、町民の中にも、確かに議員定数が多いよというような意見を持っている方は、確かに多数いらっしゃるわけです。ただ、何でそういう意見が出てくるかと言えば、やはり、議員が議会がちゃんと仕事をしていないと。ちゃんと仕事をしない議会なのに、12人も定数はいらぬよと。こういう意見を言われる方が私は多いと思うわけです。そうであれば、さっき引き合いに出されました平成17年に議員定数を16から12に4減を決めた議会では、定数減以外のことも議論しているわけです。当時、批判が多かった海外視察研修の凍結をはじめ、その他にもいくつかの議会改革と、十分が不十分かというのは別にして、その他の改革もちゃんとやっているわけです。議論が尽くされた。そんな定数を10に減らしただけでは、それはこれを決めたら翌日の新聞にそれが載って、町民は「ああ、それはようやったよ」と、その時はそうなるかもしれませんが。しかし、本来、町民の人たちが望んでいる「ちゃんと働いている議会」、「働くことができる議会」への改革というのは、何もならない。何も変わらない、状況というのは。そうであれば、次の期から10人に移ったとしても、それは何も状況が変わらないわけですから、10人も多いと。そういうふうになれば、世論と定数削減のいちごっこにすらなりかねない。そんなことを続けていても、結局は議会不要論にしか行き着かないし、そうなってしまえば、この小国町での民主主義というのは到底守ることができなくなってしまうと思います。そういう議論も、議会改革のことも話し合っていないのに、定数削減だけで済ませようと思っているのですか。これが第1点。

そして、もう一つ聞きます。やはり、議会の定数というのは、これは民主主義の根幹に関わる問題です。こういう問題を非公開の議会の勉強会だけでやってしまって、後に町民が検証できないわけですよ、議事録もないわけですから。これは本当に密室でこういう定数削減を決めてしまったということは、言わば議会の自殺行為ではないかと思いますが、この問題についてはどういう認識を持っているのですか。

1 番（穴井帝史君） 冒頭の発言にございました 1 2 名全員が仕事をしていないという意見がございましたけれども、それはまた、私は違うのではなかろうかと考えております。

それともう 1 点ですね、民主主義の根幹に関わるという発言もございましたけれども、やはり私は今の人口規模では 1 0 人が妥当ではないかと。繰り返しになりますが、そういう意見でございます。

議長（渡邊誠次君） 5 番議員に申し上げます。

小国町議会会議規則第 5 5 条に、「質疑は、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない」と定められております。

議会運営上の観点、質疑答弁の内容から、5 番議員に対しまして次の質問までといたします。

5 番議員の質疑、それから 1 番議員の答弁ともに、より簡明に発言をしていただきたいと思います。

5 番、児玉智博君。

5 番（児玉智博君） 私は今の質疑で最後にしようと思ったのですが、聞いたことに答えていないから、もう一回聞かないといけないわけですよ。「同じ答弁になりますが」って、それは違うことを聞いているのですから、違うことを答えてください。

だから、私が言っているのは、何も私は議会が仕事をしていないと言っているのではなくて、まず一つ反論するとですね、そういう町民世論があるのは確かでしょう。「そういう世論はないよ」というのであれば、「そういう世論はない」と言っていたら結構なんですけれども。私が言っているのは、前回の定数を 1 6 から 1 2 に削減した時だって、特別委員会で半年間ですね、3 回というけれども半年間、話し合ってきたわけです。その特別委員会というのは、もちろん、法的に位置付けられたものです。当然、公開の場だし会議録も残るわけです。ですから、後世の人たちが、その特別委員会の判断というのがどうだったかと、どういう議論がなされて、こういう結論が導き出されましたよということが検証できるわけです。だけど、今、発議者が言ったように、9 月 5 日に確かに議員勉強会という場で議論はなされました。でも、それは何ら法的な位置付けがないものです。勉強会というものは。全員協議会なら法的な位置付けがなされましたけれども。議事録もないわけです。当然、公開されていないから、町民の人たちはどういう議論がなされて定数削減という結論が導き出されたのだということが、全く分からないわけです。

当然、今の町民の人も分からなければ後世の人たち、これから議員になっていった人たちにだって、それを分析することができないわけですよ。これは、やはり民主主義の根幹に関わる問題だと思うのですが、こういう決め方をして。あなた、発議者ですからね。発議者ということは特別な責任を負うわけですよ、他の賛同者と違って。どう考えているのですかと、しかも副議長の立場にある人が。それを第1点、聞いているわけですね。

それと、もう一つは、やはりさっきも言ったように、町民の中に全く議会は仕事をしていないのではないかと。町民が期待するだけの水準の仕事をしていないと。そういう世論が確かにあるわけですよ。そういう人たちの思いに応えるためには、定数を減らすだけではなくて、もっと議会在が活発になるように、議会が仕事をできるような改革をしなければ、こういう町民世論に応えることにはならないと思うわけですが、たった1回の勉強会、1時間42分の話し合いだけで定数2というものだけを決めても、町民のそういう世論に応えることにはならないのですかと聞いているわけです。そこをちゃんと答えてください。もう、メモを取られたので、ちゃんと質問の意味は理解されたと思いますので。議長もちゃんと答弁させてくださいよ。ちゃんと答えなくて、これで質疑を打ちきって、採決をするなんていうのは、到底やるべきことではありません。

1番（穴井帝史君） これは私たちの考えではなく、住民の皆さまの御意見も削減すべきとの意見を皆さん耳にしているから出た発議と私は考えております。

それと、議事録には確かに残らないかもしれませんが、今日の本議会で発議をすることによって、住民の皆さまにはこの意見はくみ取れるものだと考えております。

他の意見に対しては、先ほどから述べているとおりが致します。

以上です。

5番（児玉智博君） 答えていない。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 答えていないじゃないですか。もう1回、理解してらっしゃらないような。質問の意図を。

議長（渡邊誠次君） それではここで、暫時休憩をいたします。1時45分から再開をいたします。

（午後1時36分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

議長（渡邊誠次君） ただいまの質疑の内容、答弁をいただきまして、これ以上平行線であるとの見解でございますので、ほかの方の質疑がなければ質疑を終結いたします。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番、児玉智博君。

5番（児玉智博君） 私は発議第3号、議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

平成27年の改選後に議会費で購入され、全議員に配付された議員必携第十次改訂新版に、同僚議員の皆さんは目を通されたでしょうか。定数の変更は議会の根幹に関わるから、慎重を期すよう求めているのは質疑で示したとおりですが、この書籍の結び「地方議会当面の課題と議員の心構え」に、全国町村議会議長会の地方議会活性化第2次研究会の最終報告書が抜粋で紹介されています。ここには新たな町村議員像として、民主的自治制度において議会が全ての根幹であることをしっかり認識し、またそのことを改めて欧米の歴史の流れと現状から学び、町村議会活性化に役立てる真摯な態度が望まれると、提言しています。

つまり、小国町議会の議員定数は民主的小国町制に直結する問題であるということです。で、あるにも関わらず、本条例改正の発議に至る経過は乱暴極まるものです。定数削減についての議論が全ての議員が参加してなされたのは、今月5日の勉強会です。そして、始まったばかりの議論をわずか1時間42分で打ち切り、しかも非公開の議事録も残らない形で定数2減という具体的な数字を決め、2週間後の発議採決を決めたわけです。これは、近代議会制度の蹂躪であり、およそ選挙で選ばれた議員が取るべき態度ではありません。先人に学ばない態度は、滑稽ですらあります。今の定数12を決めたのは、平成17年の第1回定例会です。しかし、このときの小国町議会は、前年の第3回定例会で議会改革特別委員会を立ち上げ、議員定数、その他の議会改革について半年間にわたって各議員が議論を積み重ね、そのうえで結論を導き出し、定数減とあわせて海外視察研修の凍結や報酬費用弁償の削減などを決定しています。

私はこの改革が十分だとは言いませんが、少なくとも町民の批判に向き合い、議員同士で議論する姿勢がこのときの議会にあったことは間違いありません。以前の町議会を知る町民の中には、「昔の議会は活発に議論が交わされ緊張感があったが、今の議会はなんだ」という声を聞くことがよくありますが、こうした批判の所以は議論に背を向けない姿勢にこそあるのではないのでしょうか。このまま安易に定数を減らすだけでは、町民世論にきちんと向き合ったことにはなりません。なぜ、町民の中に根強く定数削減を望む世論があるのか、ここに向き合わなければ何もならないはずで、町民多数の声は、「議会は町民のために何も仕事をしていないのだから12人もいない」というものです。

日本共産党小国支部がこの夏に行ったアンケートにも、「おぐにチャンネル放映で最近限られた議員の発言しか見られない。残りの議員も勉強をしていただいて、多数発言して欲しい」や、「やり取りが一方通行のときが多々ある、具体的に何が知りたくて、どうしたいのか、5W1Hが全くなく、聞いていて「で、どうしたいの」というのが多々ある。議員も議会も、もっと勉強をして欲しい」といった厳しい意見が多数寄せられています。町民のために働く議会への改革こ

そ求められているのに、これを放棄して定数削減だけでお茶を濁すのであれば、町民の思いに応えることにならないはずです。定数を2減らして、例えそのときは「よくやった」となったとしても、次期10人の議会が始まれば何もしない議会に10人もいないという世論が、再び広がることになるに違いありません。この先にあるのは、町民世論と定数削減のいたちごっこであって、行き着く先は議会不要論に他なりません。これでは、小国町での民主主義を守ることができなくなってしまいます。

最後に、議会を指す言葉に「言論の負」というものがありますが、これは議員活動の基本は言論であり、言論によって問題が決定されるという考えに由来しております。議員必携には議員の職責として、表決において投じる1票は、住民の立場に立っての真剣な1票でなければならないと記されています。この住民の立場に立っての真剣な1票には、十分な審議の保障という前提がなければ成り立たないことは、言うまでもありません。そのため、議長は一つ一つの議事について十分な審議時間・内容を確保できるよう、議事運営に細心の注意を払うべき立場にあります。しかし、渡邊議長は定数の削減について非公開の議員勉強でのわずか1時間42分の話し合いのち、議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例の本定例会への上程を認めました。こうした強権的な議会運営は、町民の本議会への信頼を失墜させるとともに、民主主義の根幹を破壊しかねないものであります。議長として全く不適格だということを申し上げて、私の討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

8番、松崎俊一君。

8番（松崎俊一君） 8番です。

議員定数を減らすことについて、賛成の討論を行います。

この問題は、前回の議会でも話題となっていました。今議会でも勉強会を行い、各議員から御意見を聞いたところです。議員本人の御意見もさることながら、住民や有権者の方々のお考えや御意見も議員各位、聞かれていることと思っております。

前回、議員定数を16人から12人に減らしたときの討論や議論の内容、手続きなどについては存じ上げませんが、私が聞き得た現在の民意をお伝えしますと、10人中10人が減らすことにほぼ賛同でした。中には、「12人でやっていて10人でやれますか」という意見もいただきましたが、先ほど提案者からもあったとおり、県内5千人から1万人の人口、この町村が7町村ありますが、平均いたしまして11.0。それからちなみに、1万人から1万5千人の町村も7つありまして、この平均が12.6となっております。人口7千人強の小国町では、10人程度で十分にやっていけるということは伝えていたところです。

それから、議論を十分に行ったかとか手続きにぬかりはないかというような御意見は、特段、今のところはいただいておりません。やはり、目前の財政状況や住民の方々からしたら、家計で

すね、そういった状況から減らして支障がなければ断行すべきであるというふうに思います。

それから、そのほかの意見として新人が出づらいつか、もしくは議員に立候補する人が少ないから議員の報酬を上げたら、などの意見もあることは承知していますが、選挙の当落は新人であろうが新人以外でも同じ条件であると思います。特に、現職については今12人おりますが、2人は確実に議席を失うわけです。これは、新人の数やそれから立候補を取りやめる方の数あたり次第ではありますが、当然我々も身を切る改革となるのではないかと考えております。

また、発議の提出の時期については、その意味においてもできるだけ早いほうがよいと思うし、今9月定例議会中が最適であると考えます。

以上、賛成の立場からの討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

穴井帝史議員より提出された発議第3号、議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。2時5分から再開をいたします。

（午後1時55分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっておりますので、ただちに質問に入ります。

なお、本日の一般質問は登壇順に児玉智博議員、熊谷博行議員、北里勝義議員、穴井帝史議員となっております。

では、まず5番、児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

子どもの医療費助成について、まず質問します。

現在、小国町の子どもの医療費助成は中学校卒業まで町内医療機関と南小国町の蓮田医院、阿蘇市の阿蘇温泉病院、たくもと小児科、小野眼科で現物給付、その他の医療機関では償還払い方式で補助を行っています。

また、本年4月からは、町内に住所を有する高校生等18歳以下にも補助対象が拡大されまし

た。非常に親御さんなどからは喜ばれているわけですが、しかし、補助方法は町内を含む全ての医療機関で償還払いとなっております。

そこで、まず確認したいのが、新たに補助対象となった高校生等18歳までを償還払いのみの補助としている理由は何でしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 高校生等までの医療費について、一部負担金について償還払いとさせていただいております。この制度が今年の3月の議会で条例提案をさせていただきまして、4月施行というところでもございました。小国高校以外への進学をする子供さん等もありまして、医療費の状況等も踏まえたうえでしていこうということで、4月からすぐ償還払いという形とはなっておりません。

5番（児玉智博君） 日本共産党小国支部のアンケートにお答えいただいた母子家庭というお母さんは、お子さんが義務教育期間中に大きな怪我をされ、かなりの医療費がかかったけれども、町の医療費助成のおかげで安心して通院できたとおっしゃっていました。この方は高校生まで医療費助成が拡大し助かっているとおっしゃっていますが、2カ月もあとに払い戻される償還払いでは、また高額な医療費がかかるようなことになった場合を考えると不安だ、とおっしゃっています。高校生等の助成方法も中学生以下のものと統一すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 申し訳ありません。先ほどの答弁がちょっと言葉足らずでもございました。そういうことで、準備がちょっとなかったものですから、今、償還払いとなっておりますが、高校生の医療費等につきましても、乳幼児、児童医療費、同様の取り扱いをしたいということで、今、準備を進めているところでございます。

受給者証の発行等に関しまして、システム改修等も必要になってまいりますので、来年度当初からにはいかないかもしれませんが、来年度中の現物給付の支給をしたいというふうに思っております。

内容としましては、今の児童医療費、乳幼児医療費と同じ形で特定の医療機関、先ほど議員も言われましたけれども、町内と南小国、阿蘇市を中心にして、調剤薬局も含めますので18機関ということになります。

町長（北里耕亮君） 少し補足をさせていただきます。

執行部といたしましては、高校生までの医療費の助成という部分で踏み切りましたが、どれくらいの数が最初の段階で応募と言いましょか、御利用されるかがなかなか想定がつきませんでした。そういう理由で分からない中での部分で、当初は償還払いと。様子を見ながらやっっていこうというのは、執行部としても当初から考えておりました。

質問にはなかったのですが、4月から8月までの実績等も把握はしておりますので、ちょっと答えさせていただきたいと思います。4月1日現在、対象者数は159人でありまして、4月から8月までの実績として実質3カ月の診療分、48件の22万6千268円を支給をさせ

ていただいております。場所はそれぞれ熊本市だったり菊陽町であったりという部分があります。そういう部分で当初の想定範囲内ということで、これは次年度においてもやれるのではないかという判断をしつつありますので、先ほど福祉課長が答弁いたしたように、やり方を変えていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 非常に前向きな答弁をいただきましたので、やるなら年度当初からやれるように、ぜひ、御努力をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問です。3月の定例議会の質問では、平成28年度の入院に対する補助実績48件のうち、36件が今も現物給付化されていない阿蘇地域以外の医療機関、つまりほとんどが熊本市圏の大病院で、小国阿蘇地域は4件しか実績がないことが明らかになりました。そこでこの平成28年度の入院への補助の最高額と最低額、そして1件あたりの補助額はどのようになっているでしょうか。また、合わせて平成29年度と同じ内訳での件数、補助額もお示してください。

福祉課長（生田敬二君） 平成28年度の補助額でございます。最高額は10万7千390円、最低額が8千920円。1件あたりの助成額、これ平均値になりますが、4万3千202円でございます。

平成29年度につきまして、最高額は9万4千円、最低額は120円。1件あたりの額ですが、4万51円となっております。

5番（児玉智博君） すみません。この8千20円とか120円というのは、入院してもこの額になってしまうのでしょうか。私は入院に限ってお尋ねしております。

福祉課長（生田敬二君） すみません。説明のほうがり足りなかったと思いますが、入院に関しましては高額療養費の制度がございます。上限額が決まっておりますので、それを超える額の自己負担額、実際病院で払った額についての助成ということになりますので、120円という小さい数字も出ております。

5番（児玉智博君） いずれにしても、高額な場合は10万円以上であったり、または10万円近い額が必要になる場合が入院ではどうしても出てくるということだと思います。やはり、これだけ高額な一部負担金を保護者の皆さんは負担しなければならないわけです。そして、これだけ阿蘇地域外の医療機関に入院が集中するということは、阿蘇地域の対応できる病院の数であったりベッド数が限られているという社会問題にあると思います。保護者の、まして子どもの責任ではありません。子どもが重い病気になったとき、入院が必要になってもお金の心配なく必要な医療が受けられる病院に子どもを入院させることができるよう、町が現物給付を拡大することは、これはしていかなければならないことだと思います。

3月議会で提案しました、自己負担分の支払いの国保連への委託を改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 対象者の方につきましては、今、議員が言われるように所持金に関わることなく、希望する医療機関にかかりやすくなる。受診者にしては利便性が大きく向上するものだというふうに思っております。

県全域の現物給付の検討に関しましては、4月の当初ですけれども、多くの方の署名・賛同署名とともに要望書のほうも町長宛てに提出をされているところでございます。そちらを踏まえまして、改めての検討を行っております。一つは経費的な面がございますが、国保連合会を通すとすると各手数料がかかってしまうと。社会保険診療報酬支払基金のほうにも通す必要があります、社会保険の方等ですね。そういう経費の面。また、マイナスというか町に交付されるべき特別調整交付金の額が医療機関にかかり、より不必要な部分でかかりやすくなるということも考慮されて、減額をされるというようなところもございます。

今回、検討していく中で、経費的な面以外にも事務手続き的な面等でいろいろちょっと課題があるというふうに考えております。他の医療費一部負担金との適応調整が非常に難しくなってくるということがございます。

具体的に説明をさせていただきます。すみません、時間がかかるかもしれませんが、少し細かい手続きの話なのですが。例えばこれまでのように幾つかの医療機関との契約をしている段階です。その中で医療機関からの請求あるいは償還払いの場合は本人からの申請請求という形になります。はじめに、児童医療・乳幼児医療の資格の確認を行います。これは年齢によるもの、住民票があるものという形になりますが、そのあとに、その方が例えばひとり親家庭の方の対象となるかどうか、重度障害者医療費の対象の方となるか、そういう照合を行います。もし、ひとり親家庭の医療費と重複する場合におきましては、ひとり親家庭、重度医療の制度が優先することになります。なぜかと申しますと、そちらのほうにはもう国県の補助金がつくものですから、そちらを優先させると。具体的には、例えば3千円の領収書を持ってきたら、ひとり親家庭の場合は3分の2助成がありますので、3千円のうち2千円がひとり親家庭の予算から支給される。残りの3分の1について、児童医療費を支給するというような形を取っております。また、これが入院医療費等になりますと、なお高額医療限度額認定等の絡みも出てまいりますので、国保のみならず他の保険、共済、組合健保、社会保険等の保険者との調整も必要になってこようかと思っております。

国保連合会を通さずに、多くの医療機関と契約するというところは、ちょっと実質的にこれは難しいということもございます。先ほど申しましたが、高額な金額がかかる入院につきましては、なおさら事務手続きが煩雑になって、一部差し戻しをしたりということも考えられますので、かえって受診者の皆さんにご迷惑が掛かる場合もあろうかというふうに、今思っております。

以上から、クリアしていく課題・要件がいくつかありますので、県全域での医療機関での現物給付について実施をしていくということは、ちょっと現時点では難しいのかなということでは解し

ております。

また、実施方法やシステムの改良改修等を念頭に置いて、国保連合会や支払基金、また他の保険者等とも協議を行いながら、検討は今後も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君） 検討は続けるという答弁を、私としても前向きに捉えたいと思います。

ただ、今の課長答弁の中に、希望する病院に入院できるようにという答弁があったのですが、ただ私は本当に現状が希望する病院だから熊本市都市圏の病院に入院しているのかなということを考えたときに、やはり例えば小国公立病院が地域医療を支えているわけですが、ここがどうしても医師不足、看護師不足ということもあって、そんなに受け入れられる状況にないと思うわけですよね。ですから、どうしても小国地域での医療機関が熊本市と比べて、阿蘇市と比べて整っていないがために、入院できない。だから、例えば最初は小国公立病院に診てもらったとしても、入院は熊本市の病院に入院しなければならないという状況があるということを私も聞いておりますし、そういう状況は少なくないのではないかと思います。まず、そこを前提にこの議論は進めていく必要があるのかなと思っております。

それで、やはりそういう他のひとり親家庭やそういう国の制度の医療費助成との関わりについても、やはり国保連に委託して、保護者の皆さんはもう窓口負担をなくしてもらって、町が一旦支払う形になったとしても、その後そういう支払基金や、あるいは国の制度から小国町の会計のほうに町が一旦出した分を入れてもらうというようなことが、これも検討する価値があるのではないかなというふうに思います。

やはり、今さっきおっしゃられたように引き続き議論を進めていっていただいて、前向きにやっていただきたいというふうに思います。

それで、さっきも冒頭に述べましたように、高校生まで補助対象が広がって、保護者の方々は非常に喜んでいらっしゃるわけです。しかし、同時に現物給付ができる地域の拡大も切実な住民要求であります。先ほど、課長のほうから言っていただきましたが、署名も集めて提出をしているわけです。これは子育て世帯、あるいは子育て中ではない世帯に関わらず署名に御協力いただいていますので、これは本当に町全体の要求と言えるのではないかと思います。

先ほどは入院費のことを指摘いたしました。通院費においても熊本市などの高校に親元を離れて進学した生徒が、風邪を引いたときに小国公立病院を受診するわけにはいかないわけですよ。全てのこうした生徒が、お金がなくても医療を受けられるようにしていくのも大事なことはないかと思っております。

もう一言言わせていただければ、今年度、町が国保税を増税したことで家庭所得300万円の40歳以上の夫婦と子ども2人のモデル世帯、これは町が示したモデルであります。これは年間5万円近い負担増になっているわけです。子育て世帯にとって、これは大変な負担増であると

思います。やはり町が取る分を増やすだけではなく、切実な住民要求にも答えていただきたいと思いますが、町長の答弁を最後に求めたいと思います。

町長（北里耕亮君） この御質問については数回いただいておりますし、執行部といたしましても可能であれば、という思いから様々な角度から検討させていただいております。

冒頭、課長から財政的な部分については、国保連合会、社会保険支払基金の手続きに依頼する手数料、試算ですと80万円から120万円ぐらいの間だろうと思いますけれども、そういう財政的な措置というのはあくまで財政的な問題でありますから、町民の方々の必要性という分であれば対応させていただく部分も一つの考え方としてはあるかなと。

それから、調整基金、特別調整交付金、国からいただく部分、それを町が特別なことをするからということで減らされるということも、それも良いことであればというような部分の一部認識もしております。ただ、先ほどから課長が言うように、手続き上の話で受けていただく町民のお子様、保護者の方の「自分のところは何々です」という、ひとり親家庭や高額医療という御自分の置かれた部分を御認識いただきながら、病院の窓口でしっかりその協議ができないといけません。

今、町民のほうの話をさせていただきましたが、次は病院でございます。今、契約をさせていただく阿蘇圏域の病院については、ペーパーをやり取りしておりますので、しっかりした手続きはできておりますけれども、これ県内全域の病院であると、その窓口での部分が果たしてできるかという部分の相手がいる話でありますから、そこが一番懸念するところでございます。

あとはパソコンのシステムやそういった部分の物理的なものになるかと思っておりますけれども、ただ御意見のように国保連合会に引き続き相談をしつつ、まだ県下全域を取り組んでいる自治体がございます。熊本県内では、小国町が第1号というふうになっても、という思いからかなり前向きな検討もしておりますけれども、相手がいる話ということ、病院の都合もあります、引き続き検討をしていくという立場で答弁をさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 財政的な問題は、やっぱり町の予算の使い方の見直しということで、委託した場合は80万円から120万円という財政的な部分はそういうことでしたので、やはりお金の使い方の見直しをすれば作ることができる予算ではないかと思っております、ということ述べまして、次に通告しております危険なブロック塀への対応について質問をいたします。

6月18日に発生した大阪北部地震では、高槻市立寿栄小学校でブロック塀が倒れて児童が犠牲となってしまいました。この塀は建築基準法施行令に違反していたものであり、この事故はいわば人災でありました。このような痛ましい事故が小国町で起こらないよう、しっかりと取り組むことが必要だと思いますが、まずブロック塀が倒壊した場合の危険性について町はどのように認識しているかお答えください。

町長（北里耕亮君） 各課をまたぐ部分でありまして、ブロック塀が倒壊するときの危険性という

のは、後ほど質問にもあるかと思いますが、特に通学路とか園児の方、もちろん大人の方もそうですが、やはり法律や基準を逸脱してもし建てられていた部分が倒れたというのは、大変痛ましい事故になる。大変危険があるという認識はいたしております。

5番（児玉智博君） このブロック塀というのが、重さというのが一つ一つのブロックというと大人であれば難なく抱えることができる重さなのですけれども、それが倒壊するときは塊で倒れてくるわけですね。それで1平方メートルあたりの重さというのが、250キロという重さになりまして、これは本当に大の大人でもそれが倒れかかってきたら、それを起こすというのは非常に困難な重さになると思います。それほど本当に危険なものであるというふうに思います。

そこでまず、町内の町立学校と町立保育園及び通学路の調査結果を、教育委員会と保育園から御報告いただきたいと思います。

また、その他の公共施設の調査もできているのであれば、所管課から御報告ください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） まず学校施設内、小学校・中学校の施設内にはブロック塀はございません。それから通学路のブロック塀の調査についてですが、6月の地震の以降、まず小学校中学校それぞれお互い連絡を取り合いながらだったと思いますけれども、保護者からいろいろと情報を。これは、ブロック塀に限らず危険な部分も含めて情報をいただいております、それに基づいて学校側が町内を調査しております。それを取りまとめて、ある程度危険と思われる箇所あたりにつきましては、担任を通じて子ども達にも情報を流していると聞いています。

町もその報告を受けまして、今度、特に先ほどありましたように一番怖いのは通学路、歩いて通学している子どもさん達の危険の部分重視したいということで、まずは宮原町内のスクールバスゾーン内のブロック塀について教育委員会として調査をしております。このときは、基本的に目視になりますから、調査としましてはある程度かなり老朽化しているとか、あるいはひび割れがあるとかですね、そういった外観的なものとしての調査を一応全体的に行いました。

それと、もう1つが、これは地震と関係ないのですが、5月に新潟で下校中の子どもさんが殺害されたという痛ましい事件がございまして、災害だけではなくて、防犯上からも通学路の安全というのも教育委員会として、国側としてもいろいろと情報として流れてきておりますから、もう一度通学路、まず、子どもさん達が歩く宮原内の通学路、それとあとはスクールバスから自宅までの間、この部分の再点検をすべきと考えてございまして、今週中に学校と小国署と教育委員会と合同で再点検を行う予定にしております。

以上でございます。

保育園長（児玉敦子君） 保育園に関してですが、各保育園のブロック塀調査を行いまして、目視ではありますが、安全の確認をいたしております。

総務課長（小田宣義君） 町の管理する施設です。全ての課に属する施設につきましては、7月2日付の政策課長会議で各課長をお願いをして調査を実施しております。対象のブロック塀、高さ

1.2メートル以上のブロック塀ということで調査をしたのですけれども、対象になったのは1箇所だけ。あみだ杉の館の駐車場の裏側のほうの塀になります。ここはちょっと高さが1.2メートルを少し超えておまして、目視による危険度調査はやっているのですけれども、控え壁がないところが所々ありますので、そこが今のところの危険箇所と認識いたしております。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほど述べました寿栄小学校の場合は、違法建築物だったわけですが、ブロック塀というものは適法につくられたものであったら必ず安全だとも言い切れないと思います。基本的に宅地と道路の境にある塀は、完成後は24時間、365日風雨にさらされます。通行する車輛による振動も受けるわけです。内部にあるのは、例え適法なものであったとしても、細い鉄筋だけですし、特にこうした物理的作用の影響を受けるのは根本の部分であります。安全かどうかは、やはり目視だけでは分からないというのが現実だと思います。

それで私は、教育委員会としては通学路という部分で言われておりましたが、やはり通学路になっていない町道であっても、点検をする必要があるのではないかと。公共施設でないにしても。民間の町民の人が宅地と町道の境に立てているブロック塀のことで。それで、私は近所の道路沿線を調べてみました。町道新橋神原線です。通学路と重なっている部分も多いとは思いますが、森林組合事務所前の国道212号線の交差点の起点から、黒淵の387号線との三差路の終点に向かって調べていったのですが、延長2千244.8メートルの間に進行方向右手に17件、左手に13件の住宅にブロック塀もしくは大家石を積み重ねた塀がありました。こうして改めて見ると、かなりの数のブロック塀等があるわけであります。

まずは、やはりどれくらいのブロック塀が町道沿線に存在するかを把握することが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 公共施設であれば町の財産でありますので、そこは先ほど総務課長が答弁したとおりでございますが、町道沿いであって自分所有の土地に塀がある、その所有権というのはその方の持ち物であります。町道沿い、道路沿線沿いてもものすごい量の、今議員がおっしゃいましたようなそういう数もございますので、まずはやはり、御自分の所有物が大丈夫かどうかという部分を御自分で確認をしていただくのがよろしいのではないかなというふうに思います。広報やそういう部分で今一度御自分所有の部分を見てくださいと、というような部分もあるかと思いません。

5番（児玉智博君） やはり、こうした話をするとき、行政というのは個人財産だからといって後ろ向きになりがちなんですよね。しかし、私はことこのブロック塀に関しては、個人の責任とかまして個人を悪者にする問題ではないと思います。これだけブロック塀が作られてしまった過程には、住宅などに行われるような行政による完了検査があまり行われていないということや、施工法や施工技術の水準が社会として高められてこなかったという問題があるし、基本的知識が

行政も含めて欠けていたのではないかと。つまり問題をめぐる社会システムが構築されてこなかったという問題があるのではないかと思うわけです。

やはり、さっきも言いましたように、目視確認だけでは本当に安全かどうかというのは分からないわけです。極端に言えば、分解してみないと分からないということだと思います。やはり、こういう危険性を除去していくためには、生垣や軽い素材の塀への転換を進めていくことが必要ではないかと思います。

それで、ここまで町が責任を果たさないと、公共の安全は守れないと思います。最低でもブロック塀の撤去費用を助成することがあっていいのではないかと思います。情報では、熊本県が市町村が助成する場合に、その一部を県費助成するというふうに聞いております。そのための補正予算を来月にもつけると聞いておりますが、小国町はどうしますか。

町長（北里耕亮君） 繰り返しの答弁になりますが、行政ばいと言われても、それでも答弁をいたしますけれども、やはりその所有権という部分で御自分でしっかり把握をしていただき、老朽化であったり、ブロック塀のつき足しということで、今回そういうことで倒れた部分がありますが、そういう部分ということは把握をしていただきたいと思ひますし、その部分であくまで申請方式ではありますが、議員おっしゃいましたような情報が、この会期中に実は町のほうにも届いてきてまして、国県の申請方式の撤去費用に対しての補助という部分の情報がきております。それについても、御自分がどうされるかというのは、そこの御自分で決めていただかなければ。申請方式でありますから。そういった意味でも啓発をさせていただきながら、「御自分のところは大丈夫でしょうか」というようなニュアンスで、しっかり行政としては啓発をしていきたいと思ひます。

そして質問の「町はどうするか」という部分について、国県の補助がありますので、あとは町としてかさ上げ補助をするかどうかというのがポイントになるかと思ひますが、その部分についてはまだ方向性というのは今紹介がきたばかりでございますので、結論には至っていないということでございます。

5番（児玉智博君） NHKの「防災ラジオ2018」によりますと、東京都国分寺市の高木町では11人がブロック塀の倒壊により犠牲になった1978年の宮城県沖地震を受け、住民と行政が一体となった取組みで町内に約400あった危険なブロック塀の約8割を改修したとあります。これだけ改修が進んだ理由は、災害危険地図や町づくりニュース、アンケート調査活動などを通じて、住民の意識が変わっていったからだと言われてラジオで指摘をされておりました。

やはり先ほども少し町長が言われましたけれども、そういう意識啓発活動というものを町がやっていかないと、国県が補助を作っただけだったら、やっぱり改修するのではあれば町民の人は手出しをしないといけないわけですから、それだけでは進まないというふうに思ひます。ですから、啓発活動というものも当然しっかりやっていただきたいのですが、ただそのためには前提と

して町が町道沿線にある民間のブロック塀がどこにどれくらいあると、それくらいの調査は職員が見てまわれれば分かるわけじゃないですか。それをしないと、何も進まないと思うわけですが、そういう調査活動をするつもりはないですか。

町長（北里耕亮君） 内部でそのところは議論をさせていただいたわけでございますけれども、今のところ執行部といたしましては広く啓発はさせていただこうとは思いますが、一つ一つブロック塀を行政が調査というのは、いたずら部分ではないというふうに考えております。

5番（児玉智博君） やはり、町が把握しないのであれば、防災マップや避難経路やそういうことの決定にも関わる問題だと思います。やはりこれは、もうちょっと前向きに捉えて今後検討を続けていただきたいと思います。

引き続き、次回以降もこの問題については取り上げていきたいということをお願いして、時間も限られておりますので、次の質問に移ります。「町立学校のエアコンについて」6月の定例会に引き続き質問をいたします。

今年の夏は大変な酷暑となりました。観測点は南小国町になりますが、7月10日以降8月31日までの53日間、30度以上の真夏日を観測しなかった日は5日間だけでありました。このため、小学校の保護者からも中学生の保護者からも「すぐにでもエアコンを入れてほしい」という声が私の元にも次々と寄せられました。6月議会でこの件を質問した際、教育長は4月1日に学校保健衛生法が改正されました。その状況は温度だけでなく、湿度は空中浮遊粉塵とともに、児童生徒の冷感といいますか体感ですが、こういったものも影響が大きいことから、文科省のほうからも温度だけではなく、相対湿度あるいは空中の浮遊粉塵等も考慮するような通知が来ておりますと。そのため、小国町でも教室内のそういった調査を行うという答弁がありました。その調査結果をもとにエアコンの設置を今後検討するという旨の答弁であったわけですが、まず、この調査結果がどうなっているか、御説明をお願いします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 6月の下旬から9月のあたりにかけて、小学校中学校に温度計湿度計を渡して、温度を中心ですけれども、平日の午後、測定をしていただきました。これは全ての日ではなくて、ある程度何回か。例えば中学校の場合は延べ26日間。夏休みの期間中は除きましたものですから。それと小学校も同じように調査していただきました。

その結果30度を超すような日、室内温度ですね。それと各階1階2階、中学校の場合は4階、小学校の場合は3階までございますので、各階ごとにも温度変化を昼間測定していただきました。その結果、30度を超す日が7月、それと8月の夏休み明けに何日か、もうほとんど見られました。それと湿度のほうも同時に測定していただきましたが、湿度のほうは先ほどの基準では80%以下が望ましいとなっておりますが、雨の日に何回か80%を越すような時がありましたが、それ以外は70%ぐらいの湿度でした。先ほど、南小国町のアメダスの記録の話がありましたが、実はその温度と比較してみますと、大体、その温度に近いような状態が平日の昼間の室内温度に

なっております。ですので、南小国町の最高気温が出ているとき、30度と出ているときは、小中学校の校舎内も30度出ているような状態でございました。

これも、小学校ごとに温度計を預け、厳密に測定条件をそろえなかったものですから、なんとも言えないところがございますけれども、若干中学校のほうが数字的に高めのような気はしております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでは、その調査結果を受けて端的に伺いますが、普通教室への設置はどうされるのですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 先ほどの学校安全基準が30度から望ましい温度が28度に見直されました。そういった意味で言いますと、7月8月あるいは9月の中ごろまではやはり望ましい温度よりも超えておりますから、やはり検討する必要があるかと思っております。

実際に熊本県下をみましても、球磨地方や熊本市内周辺は非常に高い整備が進んでおります。特に熊本市あたりも今年から来年ぐらいに大体整備が終わってくるのではないかと思っておりますので、私たちが検討する時期と思っております。

ただ一つネックになるといいますか、小学校が普通教室14室、中学校は8室あります。合計22室、これ全部にエアコンを整備しようとするので、概算でございますが、よその市町村の事例なんかを見ますと、やはり多分6千万円から7千万円ぐらいの経費がかかるのではないかと見積もっております。国もこれに対して、大規模改修の空調部門ということで補助金をつけておまして、国もこの問題をかなり重要視しておまして、来年度はかなり補助金の総額も上がると思っておりますが、ただそれが多分補助対象の補数が増えることであって、一つ一つの補助対象額は今までと補助基準は変わらないのではないかと思っております。補助基準というのが、事業費の3分の1ということになっておりますが、補助単価がございまして、平米あたりいくらというものがありまして、その3分の1ということで実際に来年度あたりに補助金が付こうとしている学校の事例なんかを見るとですね、実質の補助率が5分の1、場合によっては6分の1、7分の1の補助になるところもございます。そういったことを考えると、今後検討はしていきますが、中学校小学校を一度に整備するとか、あるいはそういうところは今後、財政状況あたりとも相談をしながら考えていく必要があるとは考えております。

5番（児玉智博君） やはり、小学生のお子さんのいる保護者の方は、特に低学年とかになるとやっぱり小さい子が温度の変化に体調が左右されやすいから付けて欲しいと思うし、中学生のお子さんがある保護者の皆さんは、受験を控えた大事な時期だから勉強に集中できるように先に付けて欲しいというふうになるわけで、これはもうどの子ども達にとっても切実な問題だと思うのです。それで財政の面という本当に厳しい部分はあると思うのですが、やはりそれは財政部局がそれを言うかもしれないけれども、教育委員会としては、これは私、非常に大事な立場だ

と思ったのが、東京都のある市の市長さんが言われたことなのですが、子どもが勉強に集中すれば成績が上がると。成績が上がればいい学校に進学できる。いい学校に進学できれば、将来いい仕事に就く可能性が高くなると。いい仕事に就けば、給料をたくさんもらえるから税金もたくさん納めるようになると。エアコンを付けるのは子ども達のためではなくて社会のためだから、だからエアコンを設置するんだという立場に立って、全教室へのエアコン設置を決断した方がいるということなんです。

やはり、小国町の教育委員会もこの立場に立って、社会のためという立場でぜひ頑張って1日でも早く全ての教室に設置をすることができるよう、頑張ってくださいと思います。

それで次の質問に移りますが、順番を替えまして「粗大ごみ収集」について質問をいたします。

これは以前、私2015年の12月の定例議会のときに質問をしたわけですが、やはり非常に車を持って、車と言っても特に軽トラックやそういった貨物車輛を持っていない方の中から、粗大ごみがあってそれを捨てたいのだけれども、なかなか滝美園に持ち込むことが大変だという方が町内の中にいらっしゃって、そういう要望が私に寄せられました。そこで私は、同じ阿蘇郡内でも高森町と南阿蘇村が粗大ごみ収集を行っているから、小国町でもぜひ検討すべきでないかという立場で質問をいたしました。そのときに町長が答弁されたのは、「高森、南阿蘇で実際物理的に行われているのなら、こちら小国町のほうでも可能ではないかなと。ただ、その事業主体が町なのか広域行政ではないですかね、そのあたりの部分も今後調査をさせていただきたいと思っております」ということで調査をして検討をするという旨の答弁だったと思いますが、その後どういった調査をされて検討に至っているのか、お聞かせください。

住民課長（石原誠慈君） 前回の6月も質問にありましたが、まず、粗大ごみの個別収集実施についてですけれども、今の北部地区、小国と南小国の状況を先に説明させていただきますと、まずごみ処理関係については、阿蘇広域行政組合に委託をして行っております。粗大ごみについては、直接、滝美園クリーンセンターに持ち込むという方式をお願いをしているところでございます。

それでその粗大ごみについて、昨年度の実績をちょっと確認しましたところ、まず滝美園クリーンセンターに持ち込みの量の実績といたしまして、全体のごみの量と比較いたしまして、小国町が全体の1.7%、持ち込んだ量ですね、粗大ごみのパーセンテージ。南小国町も同様の1.7%です。これが北部地区です。今さっき議員が言われました阿蘇郡内で粗大ごみの個別収集を実施しております南部地区、高森と南阿蘇村、ここの実績といたしまして高森が1.1%です。これは収集も入れて粗大ごみの持ち込み量のパーセントです。南阿蘇が0.9という実績になっております。そして、南部地区についてはこの粗大ごみの収集につきまして、その対象市町村の負担金で賄っておりますけれども、その経費が年間約700万円となっております。今、お話ししたようなこういった実績あるいはコスト面を考えると、今現在ちょっと取組みは難しいかなと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 持ち込みしかやっていないわけであって、持ち込んだ全体のごみの量からのパーセンテージというとなら1.7%と。だからあまり需用がないという結論を導かれたのかもしれないですけども、そもそも持ち込むということは、それなりの貨物車であったり車を持っている人が、捨てられる人が持ち込んでいるわけですよ。私は持ち込むことができない人の話をしているわけであってですね。それであれば、例えばこういう調査は行っていますか。ごみ出しをするときに、ルール違反の場合は貼られるシールがありますよね。その中のルールの一つに、「これは粗大ごみだから持ち込んでください」という所に印がついて貼られたシール、これが実際小国町内で何件ぐらい、昨年度貼られたかというような調べは行っていますか。

住民課長（石原誠慈君） 今、御質問にありました粗大ごみに付けているという話でよろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） ルール違反だからということで、これはいくつかチェックをするやつがありますね。その中で、例えば本当は粗大ごみとして持ち込まないといけないものを、可燃ごみの時であったり他の再生ゴミであったり、そういう時に出してしまったがために、これは粗大ごみとして回収しませんから直接持って来てくださいという意味合いで、「これは粗大ごみです。滝美園に持ち込んでください」というシールが貼られた件数が何件あるか。そういう調査は行ったか、お答えください。

住民課長（石原誠慈君） 普通の一般ごみですと、ごみ集積で集積所に出すようになっておりますが、そこに今言われた粗大ごみというのは今の現時点ではありません。例えば、その分別ができていない部分についてはシールを貼っているという状況であります。

5番（児玉智博君） では、ごみ収集の方が「これは粗大ごみにあたりますよ」という所にチェックを置いて、そういうシールが貼られたごみは今までになかったということですね。

住民課長（石原誠慈君） 今現在のところでは、1件も把握はしておりません。粗大ごみについては、そういう例がなかったということです。

5番（児玉智博君） 把握をしていないということは、そういう報告が上がってきていないというだけであって、そういう調査は、だから今の答弁は、調査は行ったけれども調査の結果ないですよということなのか、はっきりしてください。

住民課長（石原誠慈君） 申し訳ありません。調査は行っておりません。

5番（児玉智博君） やはり、調査が不十分だと思います。こういうものは、隠れたニーズだと思いますよ。やはりそういう調査を行って、実際、そういうニーズがないかと言えば、私には町民アンケートをとったわけですけども、そこに「ちょっと粗大ごみを出せなくて困っております」というニーズは現にあったわけですよ。ですから、行政としてもそういうニーズを確認するためにも、まずは分かりやすい1例として、その「粗大ごみですよ」という所にチェックが貼

られたようなことはなかったかとお尋ねしましたけれども、そういうことであつたりとか、やはり直接お年寄りのところにも出向いて、そういうことで困っておりませんかということ、もちろん全て住民課でしろとはいいませんが、様々な部局とも連携をして、そういうニーズ調査というものをやったうえで「やるか、やらないか」ということを決めていっていただきたいと思いますが、最後に町長、何か答弁があれば。

町長（北里耕亮君） 基本的には、広域行政組合が一般ごみの収集をしております。粗大ごみは持って行くという部分はお話があつたとおりであります、やはり御家庭によっては御高齢の方やおひとり暮らしの方やという様々な状況はあるかとは思いますが、基本的にはクリーンセンターにどういう方法かで持ち込んでいただきたいと思っております。その調査をするかどうかという部分であります、調査をする前の議員からの御質問が数回続いておりますけれども、役場にはそういう要望というのは具体的には何度も確認をいたしましたけれども、あつていないということでもあります。ですので、例えば具体的にあれば、その御家庭がどういう人員構成なのか、どういう部分なのかという部分で少し深掘りはできるかなとも思いますが、今のところ、そういう御要望も直接はありませんので、引き続き情報収集といいたしましうかそういう要望があるかないかと言う部分、今のところはないですけれども、議員ももし個別にございますならば具体例を少しお知らせいただくと、対応というか対応するかどうかも含めですが、させていただきたいと思つています。

5番（児玉智博君） 終わりたいと思つていますが、ただ先ほど言われた700万円という試算についても、大体、県内どこを見ても粗大ごみ収集というのは年1回程度のところが多いわけですね。それで基本的に予約制というやり方をしたりして、最小限度の人員というか最小限度のコストでやれるような工夫もすれば700万円もかからないのではないかなというのも、ちょっとふと思ついたので申し添えて質問を終わりたいと思つています。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

（午後3時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（渡邊誠次君） 9番、熊谷博行議員、登壇を願います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。待ちに待った長かったですけど、この場がくるのが。

まず、「乗合タクシー」について質問をいたします。

バス路線廃止に伴い乗合タクシーに移行されたと思つていますが、まず事業概要を説明してください。

政策課長（佐々木忠生君） 乗合タクシーについて、まず目的といたしまして、自家用車を自由に使えない高齢者、障害者、子どもなどの交通弱者や路線バスの運行等がない交通が不便な地域、

特に交通空白地の住民に対し、通院・買い物等の日常生活における移動性を支援するというもの
でございます。

利用可能条件という部分でございまして、小国の町民、町民外どなたでも利用ができます。年
齢や目的での利用制限も特にありません。片道300円、小学生以下は無料となっております。
利用範囲といたしまして、現在のところ小国町内の路線バス通行地域の一部及び宮原地域の一部
を除く全地域を8エリアに区分しまして運行しております。路線バスの一部地域を除く地域につ
きましては、路線バスの岳の湯線、切原から峽の湯地域までの12地区が乗合タクシーの運行区
域外、それから路線バス杖立線の杖立地区、それから宮原地域の土田、片田、石井尾園、桜ヶ丘
を除く宮原の地域が乗合タクシーの運行地域外というようなところになっております。

9番（熊谷博行君） 範囲が決まっているのは、先般、打ち合わせでちょっと聞いたのですが、今
聞けば利用可能条件というのが誰でもいいと。このあと聞きますが、年間どのくらいの金額が動
いているのかもまたお聞きしますが、300円でいけば、いままで150円で来た人も300円
だろうし、600円かかった所も300円だろうし、言い方を変えれば悪いですが公平性がまず
ないと思います。

それと、範囲で1メートル違っても乗れない人は多数いると思いますが、まず、今回の質問は
宮原地区の高齢者八十数歳、足が悪い、先般から息子から言われて免許を返納しました、病院が
先に目の前に見えていても、歩いていけない。タクシーを使えば1千2、300円取られます。
そういう話を聞いて、今回質問に至ったわけなのですが、今後、町としては宮原地区も誰もかれ
もではなくて、調査し乗れるような環境に持っていくべきではないかと思いますが、その点はい
かがですか。

町長（北里耕亮君） 交通手段というのは、町民の生活に大きく関わっております。もしくは、外
から来られる観光客の方も一部その交通手段というものは、拡大すればですよ、そういう重要な
話題であると認識をしております。

それで御質問の宮原地域の、先ほど課長が答弁した土田、片田、石井尾園、桜ヶ丘以外の部分
でございます。そういった部分の要望も少しいただいております。議員、お話のとおり少し
の距離でも実際歩くのがなかなか厳しい部分です、という声もあります。ただ、どこかで区切ら
ないといっぺんに全部のというのは、単年度でなかなかできませんので、この乗合タクシー制度
を始めてから数年は経ちますけれども、今財政的にも一定の金額がかかっておりますが、一定の
評価もいただいている部分ではあります。今後は小国中心部の宮原を何か周遊するような、そう
いうような方策ができないかということも執行部内部では考えていきたいと思っておりますが、
ただ、ではどれぐらいの路線で今までのような予約制にするのかとかですね、検討する事柄が大
変多ございますので、あわせて検討していきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） ぜひ、町長の最後の仕事としてダメですか。言葉は悪いですが、検討をのせ

ていただき、調査をすればそんな歩ける方がわざわざ乗るとする必要もないし、悪い人だけに与えればいいと思いますので、ぜひ調査していただき前向きに考えていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 調査というと、要望の調査は皆さん、やっぱりそれは通してくださいというふうな声は上がってきますので、いかにその手段といたしましょうか、どういった形でやるかということを考えなければいけません。今、タクシーの事業体をお願いをさせていただいておりますけれども、そのエリアごとに宮原が例えば中心部があるとすれば、戸角や新橋、それから仁瀬や放射線状に例えばあるとすれば、タクシー事業体にどういうふうにやるか。それとも周遊するかとかいろんな考え方があると思いますので、引き続き私がいる6カ月には答えは到底出ないとは思いますが、引き続き、これは町民にとっても執行部、議会にとっても重要な話題であるというのは、先ほど申したとおりでありますから、引き続き検討していきたいと思っております。

以上で、その分は答弁をさせていただきます。

9番（熊谷博行君） 前向きに、どうかよろしく願いいたします。

次に、7月に行われたバス路線、多分、岳の湯線と思います。地元懇談会ですね、私も1回参加したのですが、内容と今後の展開を述べてください。

政策課長（佐々木忠生君） 議員7月とおっしゃいましたが、多分6月に開催をさせていただいております。6月18日に西里多目的集会所のほうで参加者13名、それから6月19日に岳の湯集会所で参加者20名、それから6月20日に木魂館で参加者15名という人数で、まず路線バス岳の湯線の通るルートの地域の方々という部分で、北里、西里地域の方を対象に、地域公共交通についての御意見を伺う場として、3回ほど開かせていただいております。大体3回の主な意見といたしましては、「バスを利用した観光事業を行ってはどうか」「今後、免許返納者が特典を受けられるような施策を作って欲しい」「今後、免許返納者など交通弱者が増加すると思われるので、バスを廃止するにしろ何らかの公共交通は継続してほしい」「路線バスも乗合タクシーも両方運行してほしい」「スクールバスを一般住民や中学生も利用できるようにできないか」などの御意見をいただいております。

9番（熊谷博行君） その後、町としては調査をしたのか、その結果はどうであったか。この間私、公立病院のほうに足が痛かったから行ったら、ちょうど知り合いのおばちゃんがいまして、「今日はどうやって来たですか」と言ったら、バスで来た。「何人いましたか」「2人。昼からはいないけど」と言って、「ああ、そうですか」と言って帰ったけども、「でも、なくなると困る」というのを一言釘を押されて別れたのですが、正直、今後どういう取組みをしていくのか、もう一度お願いします。

政策課長（佐々木忠生君） 先ほどの6月の3回の説明会以後は、とりあえずまだその集計という部分で、その後は行っておりませんが、今後は住民の方の意見を聞くというのが大事ではないかなと思いますので、例えば北里・西里の老人会等の集会やいろんな集会等にこちらから出

向いて、いろいろな御意見を伺っていききたいなと思っております。

基本的に岳の湯線路線バスが人数が少ないというのは、大体平均乗車率が0.5人という部分で少ないのですけれども、やはり岳の湯・峽の湯地区という観光地を抱えているという部分もございまして、その辺も踏まえて、今後、今年度といたしますか、まだちょっと住民の方の意見を聞いていきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 観光地があるからと今、お話がありましたが、岳の湯、峽の湯にバスで家族で来ましたというデータはございますか。

政策課長（佐々木忠生君） 町のほうで、ちょっとデータの把握はしておりませんが、座談会の御意見の中で、観光客の方が乗って来られたという御意見のほうも伺っております。

9番（熊谷博行君） 一桁パーセントだと思いますが、それを観光のためと思えば継続していかねばいけないし、負担金が大きければ考えていかねばいけないと思いますので、そういうところは慎重に今後、町民から苦情の出ないような前向きな考えで行っていただきたいと思います。答弁は、いいです。

3つ目に入ります。

町長（北里耕亮君） 今現在は、答弁いたしましたように町民の方の意見を聞く段階でございしますが、当然、「バスについては存続してください」「バスはもういいですよ。乗合タクシーをやっぱり施行してください」「いや、乗合よりかは」様々な意見はありますが、一定の段階にきたら町が何か方向性を示さないと、町民の方のサイドの判断もできないのではないかなというふうには思っております。ただその際に、やはり町民の方が決定的に困ることというのは行政はやっぱりしてはいけないと思いますので、バスで通学というのは中学生はあるか、中学生の部分やそのあたりの気遣いをさせていただいたり、あとは観光客で利用される場合は観光客のための何か交通手段を町が無料でという部分ではないので、そこは一定の歳入をいただきながら観光客の方も「こういうものが小国町にあるなら、どこそこ行ってみたい」というような部分の何か施策ができないかとか、様々な方向付けをしていきたい。その時々で方向付けをできればというふうには思っておりますので、引き続き、この交通の話題は重要ですので考えていきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） データ収集はそんなに難しいものではないと思います。行政部長たちを使うのはおかしいと思いますが、福祉協力員もいますし民生委員もいますし、すぐできることだと思いますので、いろいろデータ収集をして前向きに良い方向性でいってもらいたいと思います。

次にいきます。8月の中旬から下旬にかけて、町の職員が被災地へ派遣されたと思います。多分、内容は罹災証明の手続き等と思いますが、今、町の職員の中に熊本県被災地危険度判定士という、別にそんなに難しいものでもないのですが、県に登録している職員が何人いて、今後、その職員を被災地の現場のほうに派遣できるか、そういうことをちょっとお聞きしたいのですが、

お願いします。

総務課長（小田宣義君） 御質問の被災宅地の危険度判定士ということですが、まず、この制度の説明からと言いますか、被災地において当該市町村長又は都道府県の要請により、被災宅地危険度判定を行う技術者ということになっております。

役場職員として誰がなれるのかと言いますと、主に土木、建築の技術者で一定の専門技術、資格、経験を有し、熊本県が実施する被災宅地危険度判定士講習会を受講し、その後登録した者になります。

さらに何を判定するのかと言いますと、被災した宅地において危険度を目視や計測により判定する。さらに、切土・盛土により造成された宅地、地盤、人工斜面、擁壁、排水施設のほか、周囲の自然斜面を対象に被災状況を調査する。そして、危険度判定を行うということになっております。

危険度判定基準については、危険度大が危険といたしまして、危険度中が要注意、危険度小が調査済みということで、評価分類をするということになっております。

御質問の件ですが、町には1名受講して登録した職員がおります。さらに、今年はこの議会後ですが、講習会がまた行われますのでそれに1名職員を派遣する予定です。

以上です。

9番（熊谷博行君） 大変、重要な任務と思います。実を言うと私も判定士なのですが、私はすぐ県に電話をして、今回は声をかけないでくださいといつも言っているのですが、かなりハードな調査が待っているということでございます。でも、やっぱり誰かが行ってしないといけないし、先ほど4番議員が申し出ていたブロック塀、ブロック積擁壁、こういうものの倒壊等にも大変役立つことだし、何十箇所あってもそんなに時間がかかるものではないし、講習に毎年行っていつも頭に入れていれば、すぐ判定できます。そこに赤色の紙を貼ったり、黄色の紙を貼ったり、そういうことをするのが判定士です。試験があるわけでも何でもございませぬので、大いに県庁のほうに行って。宅地はまた別です。被災地、ブロック・擁壁、先ほど課長が言った盛土、切土、そういう宅地は別でございませぬ。ぜひ、2人といわずに3人も4人も講習に行って登録していただきたいと思いますが。

総務課長（小田宣義君） ありがとうございます。一応、資格が土木建築等の技術者となっておりますので、徐々にまた研修を受講させていきたいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） ぜひ、そういう専門職の職員を育てて欲しいと思います。

最後になりますが、8月5日の南小国町市原小学校で行われました第34回阿蘇郡市人権同和教育研究大会で、教育長に質問なのですが、副会長という立場でひな壇に座っていましたので、大会を終えた感想を一言述べてください。

教育長（麻生廣文君） 感想ということでございますが、概要もちょっと交えて申し上げます。

議員も参加しておられましたのでお分かりと思いますが、概要のほうですが、本年度の阿蘇郡市人権同和教育研究大会は8月5日日曜日に、南小国町で開催されました。この大会では、1千435名の参加がありまして、小国町から166人、事務局のほうで把握をしております。これは部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の啓発教育の推進に中心的に関わる研修でございます。教職員であったり行政職員、あるいは就学前の関係者、社会教育の関係者など多数の参加があります。阿蘇管内でもこの1千500人規模の研修というようなもの、一度に会するようなものは他にないのではないかなと思っております。これが毎年行われ、大きな成果を上げてきていると思っております。次年度は小国町が開催地になっております。例年ですと、元号が来年変更されると伺いましたのであれなのですが、平成31年8月4日に予定されると思っております。研修成果が上がるように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

お尋ねの感想をちょっと申し上げますと、大変暑い1日ございました。幸いに、大きなトラブルや体調不良の方が出ませんでしたけれども、暑さ対策が大切になると思っております。また全体会のほうは講演会でございますが、これにつきましては大変好評でございました。障害者であったりヘイトスピーチ、部落差別の解消推進法等が平成28年末に法律が定められたあと、今回は「寝た子はインターネットで起こされる」というテーマの基に講演があったわけですが、非常にそうした意味からも大変いい内容であったと思っております。これは、事業後のアンケート結果を見たところからも、非常にそういうものが出されておりました。会場の問題、それから暑さ、それから分科会の在り方など、検討すべき点も若干あるかなというふうに思っておりますけれども、阿蘇管内の人権、同和教育を推進するうえで大変貴重ですので、もう一度当日のアンケート等もしっかり吟味したうえで、また阿蘇郡市の人権同和教育研究会と協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 暑かったとかいう感想は聞きたくなかったですが、みんな一緒でございます。

あの内容が良かったとか、そういうふうに私は聞きたかったのではない。あの人はその前にいっぺん来ていますので、私はあの人が始まって1回席を立ちました。2回聴いても一緒です。また違うところから参加しましたが、来年は小国町です。この間の大会に行って周りを見ても、いつも私が言うとおりの行政関係者しかいません。これを少しでも町民、もちろん議員も全員はいませんでした。それはいろいろ各自強制ではありませんが、どう見ても行政の職員は半分強制じゃないかなというような顔ぶれでございます。じゃなくて、一町民に前から言いますが、もっと増えて、それこそ町民を引っ張ってくるぐらいのあれをしないと、30回、50回、100回してもなかなか。大成功だったと教育長は言いますが、私は20数年前に何回か参加しましたが、そんなに変わっているとは思いませんが。その頃のほうがもっと普通の町民が参加していたと思

います。少なからずとも、学校のPTAは全員行っていましたので、半分強制の面もあったかもしれませんが、もう少し町民を引き込むような活動をしないと、何のための研究発表大会か。多分、来年も小国からは1人、議員から発表があると思いますが、来年に向けてどういうふうな大会を成功させようという思いがありますか。

教育長（麻生廣文君） まず、町民の参加でございます。実はこの大会、以前は阿蘇12カ町村のときに5箇所を回っておりました。その後、12カ町村を回るようになり、現在は7市町村で回るようになっております。

それから、先ほど暑いという話もいたしました。実は「時期を変えたらどうか」だとかいろいろな話題がございましたけれども、この暑い中でこそやることの意義があるというようなところも、その頃話がなされながら今の時期というものをずっと続けてきているところでございます。多分議員は、以前におられた部分で小国町は企業人権教育ですかね、企業内の同和教育関係で非常に大変に御尽力をなされてこられたと、私のほうは理解しておりますけれども、議員がおっしゃるとおり町内の方々を一人でも多くというようなところをしっかりと考えていきたいと思っております。

現在、協議会のほうでちょっと話題になっておりますのは、その暑さ対策など、一人一人の方が少しでもたくさん参加できるような体制をどうするかといった部分での話し合いは、中心にさせていただいているところでございますが、次年度は仮称ですが開発センター等も新しくできれば、そういった部分の活用等も考えながら、暑さ対策あたりも少しは考えることはできるかなと思っております。

具体的に町民一人一人の方に、どう足を運んでいただくかというようなところにつきましては、まだ決定的なことは考えておりませんが、いろいろな方々にお願いを申し上げていく部分が出てくるかなと。それから、ぜひ、議員の皆さま方の御理解や御協力もお願いして、一人でも多くの方に呼びかけていただければとも思っているところでございます。

大変、お世話になりますけれども、どうぞそういった部分も含めてよろしく願いいたします。
9番（熊谷博行君） 来年の大会に私がいるかいないかも分かりませんが、ぜひ、大成功で終わっていただきたいと思っております。この場になくても大会には参加しますので、ぜひ、さすが小国で一所懸命人権同和のことに必要な、僕はあまりこの文言が好きではないですが、人権だけでいいと思うのですが、後ろの「同和」は取ってつけたような。いつも何でもついていますので。本当はもっと大きくして、いい講習をやっていただき大成功で終わっていただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） では、ここで暫時休憩をいたします。3時55分から再開をいたします。

（午後3時44分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時55分)

議長（渡邊誠次君） 3番、北里勝義議員、登壇を願います。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。ただいまから、一般質問を行いたいと思います。

今回は、町が策定をし今年度から取り組んでおります2つの計画についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

第7期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と、それから第2次男女共同参画社会づくり計画、この2つの計画があります。今、国におきましても女性や男性、お年寄り、若者、誰もが活躍をできる1億総活躍社会づくりに向けて、いろいろな取組みがなされております。今、町でこの取り組んでおります2つの計画も、そういった国の取組みに呼応した大事な計画ではないかなと思っております。国においては、働き方の改革と併せて高齢者の就業促進、また子育て環境の整備、介護環境の整備も進められております。

まず、第7期小国町高齢者福祉計画、介護保険事業計画についてお尋ねをいたしたいと思えます。この計画につきましては、計画概要版を作成をして町民周知に努めておりますが、推進体制についてどのように考えているか、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） 第7期の小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画でございます。

議員おっしゃられますように、概要版のほうを作成しまして、5月の部長経由で新しい介護予防、日常生活支援の総合事業の周知のチラシと一緒に配付をさせていただいているところでございます。この計画の内容についての推進体制ということでございます。計画内にも各事業に関しての関係機関の連携等については記載をしております。

計画全体としましては、より効果的に円滑に進めていくために町の今、直営でございますが地域包括支援センターや熊本県社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生児童員、老人クラブ、また関係する多職種のメンバーで組織されております小国郷医療福祉安心ネットワーク等々の各団体や民間の介護保険施設、また南小国町とも連携を図りながら推進をしていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） いろんな関係団体との連携というものは大変大事になってくるかと思っております。また、この計画を推進するにあたり、各課の連携だとか職員研修ですね、こういったものを考えておられるかをお尋ねいたしたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） 計画の具体的な推進につきましては、基本的には福祉課になりますけれども、高齢者福祉の担当、介護保険事業の担当、また地域包括支援センターの職員が中心となって進めていくものというふうに考えております。その中で必要がある場合は、課の中に限らずですけれども、協議連携の場を設けていきたいと思っております。現在は介護事業、また地域包括・高齢者福祉の各職員で定期的な会合を持ちまして、そこら辺のいろいろな報告事項や情報の共有、また対応策の検討等を行っているところでございます。

職員の研修に関しましては、事業の制度や運用などの専門的な業務研修を中心にしまして、また他市町村の取組みなど先進事例についての研修等も積極的な参加をしていきたいというところでございます。そういった研修の中から、本町の取組みに生かしていけるよう努めてまいりたいと思っております。

3番（北里勝義君） ぜひ、推進に向けて職員研修等で力をつけていただきたいというふうに思っております。

また、この計画で5つの基本目標、また施策を掲げております。この中で高齢者の活動支援について、どのようなお考えがあるかをお尋ねいたしたいと思っております。

福祉課長（生田敬二君） 高齢者の活動支援ということでございます。高齢者の皆さんが社会参画が図られて、高齢者が地域の担い手としての役割を果たしていくということは、地域づくりにおいて最も重要であるというふうに認識をしているところでございます。また、高齢者の生きがいづくりの面からも、その効果が期待できると考えております。

具体的には老人クラブ活動全般への支援と相互の協力体制をつくっております。例えば、老人スポーツ大会や宿徳大学、各地域のサロン活動、健康ウォーキング、シルバーヘルパー、高齢者ボランティアの活動などへの協力体制と支援を行っているというところでございます。介護予防事業としての元気クラブ等への参加の呼びかけやそこら辺のリーダー養成等も行いまして、高齢者の方の活動支援を行っているというような現状でございます。

3番（北里勝義君） この高齢者福祉計画においては、今から7年後には高齢化率が44%というように推計をされております。これは、高齢者の人口は逆に7年後は110人ぐらい減っていくのですが、人口が減少する、そして若い人が減っていくという中で高齢化率は44%というふうに上がってくるということに推定をされております。そういった中で、やはり活動支援というのは高齢者の生きがいや健康づくりにつながってくるものと思っておりますし、また地域が元気で活力あふれる地域づくりというものにつながっていくというふうに思っております。

また併せて、高齢者の就業支援についてどのように考えておられるかお尋ねいたしたいと思っております。

福祉課長（生田敬二君） 地域包括ケアシステムを構築していくという中で、高齢者の就業というものは介護予防の担い手・支え手として自己実現を果たすということ、また社会的役割を果たしていくというそういった考えを持っておりまして、高齢者の方が生活するうえで重要なものというふうに認識をしているところでございます。

また言われましたように、このことは健康づくりであるとか生きがいづくりにもつながっていくものと考えております。就業機会の確保、就業開拓、適正就業等に取り組むシルバー人材センターへの側面からの支援等について、継続していきたいと思っております。

また介護予防、日常生活支援の相互事業を実施していく中で、高齢者の就労就業等の支援にも

務めていきたいと思っています。サポーター養成講座という形で、これは包括のほうの事業になりますけれども、「お助け隊」ということで、そういった方の登録のための研修講座を先日開催をいたしました。8名ほどの方が受講されておりまして、修了証を交付しているところでございます。今後は地域で支援を必要とする方の高齢者のための実践的なサポート参加をお願いしていきたいと思っています。

以上でございます。

3番（北里勝義君） やはり、国が進めております1億総活躍社会を目指す中でも、高齢者の就労というものは大きな重要な取組みではないかなと思っています。1番あれするのは、シルバー人材センターが中心になっていくのかなというような感じもいたしておりますが、新聞で熊本市あたりはそういうシルバー人材センターの人員が減っているというような報道もなされていたかと思えます。具体的にシルバー人材センターあたりをどのように支援していくのか、そこらあたり具体的な提案があるならばお尋ねいたしたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） 先ほどもお答えさせていただいた中にありましたように、一応、高齢者の方で高齢者を支えていくというような体制も作っていきたくて考えております。そういった講座であるとかサポーターを養成していくこと等を通じて、シルバー人材センターへの登録をお願いしていきたいというふうに、今のところは具体的には思っているところでございます。

3番（北里勝義君） シルバー人材センターについては、社会福祉協議会に事務局あたりも置いておりますし、いろんな連携を取りながら、要望に応えながら進めていっていただきたいというふうに思えます。

それから、この計画の中で介護人材の確保と定着についてお尋ねいたしたいと思えます。この計画の中で、地域包括ケアシステム構築に向けた介護を支える人材の確保及び定着は、喫緊の課題であるというふうにされております。今回、こういった人材の確保に向けてどのように進めていくか、お考えをお聞きしたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） 地域包括ケアシステムを支えるための介護人材を確保するというのは、今言われましたように大きな課題であります。推進を図っていく必要性を重く認識をしているところであります。福祉課、町としては、まず地域包括支援センターの職員の人材の確保をしていくことが求められていると思っております。そこには保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士ということで、今も在籍をしています。その確保が重要になろうかと思っています。

また今、民間事業所における人材確保も大きな課題ということでございます。これにつきましては県のほうの事業になるのですけれども、一定の効果があったということで、看護師については県のほうの事業になるのですけれども、「復興応援ナース」ということで県が取組みまして、ある程度の成果を得たという評価でございます。こちらのほうを参考にしまして、県の介護人材確保推進補助事業ということで、交通アクセスが困難な地域を対象にしたような所の事業推進を、今、取組み始めたというよ

うなところでございます。そこに人材を必要とする希望する事業所が登録をして、登録バンク的な形での斡旋等を行っていくという形になろうかと思えますけれども、そういう取組みが始められたところでございます。

いずれにしましても、町単独での取組みというものは、なかなか難しいかと思っておりますので、こうして県であるとか安心ネットワークなどの関係団体と連携共同することによりまして人材確保の取組みを進めていきたいというふうに考えております。

3番（北里勝義君） この介護人材については、全国で約30万人ほど不足をしているというような話も聞きますし、小国町においてそういった介護人材の現状というものはどのように捉えているか。十分あるのか、不足傾向にあるのか、そこら辺のことをもし現状が分かりましたら、ちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

福祉課長（生田敬二君） 町のほうで事業所を対象に調査等をしたわけではございませんけれども、いろんな会合の中では各事業所からは非常に不足しているんだと、一度入っても辞められる方や他に移る方が多くて、大変不足しているという現状を聞くところでございます。

3番（北里勝義君） やはり、この会合や子育てに携わる人材というものは、私は福祉の担い手になるかと思えます。今、この計画の中ではそういった資格取得の支援、そういったものは確かされていたと思えます。私は前の一般質問でさせていただいたかと思えますけれども、やはりこういった福祉の担い手になっていただく方に対して、奨学金等の返済に向けた助成等も検討の余地があるのではないかなというふうに思えます。これは、町長にちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 先ほど福祉課長が言いましたように、介護に従事されるスタッフの人員不足というものは明らかにあります。私が所属をしている公立病院組織、老健施設がありますけれども、常時募集をしておりますけれども、なかなかいないという部分でありますし、この町内の民間の福祉事業をされている部分もやはりなかなか厳しい部分ですということは聞いております。

そういう中で、今、奨学金という話がありましたけれども、町が行うのかそれぞれの事業体が、公立病院も看護師の奨学金は設けておりますけれども、この介護スタッフの奨学金はまだ設けておりません。

そういった部分も今後は、公立病院には病院議会という組織がございますので、その部分でまた話題にするなど、また小国高校が地元にありますので小国高校の就職相談といいましようか、そういった部分にも行政としても積極的に関わり合いを持ちながら、その人生の中のお仕事の選択肢の一つにこの地元に残っての介護の仕事もあります、というようなことの部分も何か連携ができないかというふうには思っております。

ですので、すぐさま奨学金を町でつくるという部分は、ちょっと今現在のところは頭にはありませんけれども、様々な機関と連携をしながら何かいい方法がないかという部分には思ってお

ります。

以上です。

3番（北里勝義君） やはり農業、また林業等については担い手の支援というのがございます。私は福祉においても担い手支援というのもあってもいいのではないかなというふうに考えております。予算も伴うことですので、検討を進めていただきたいと思います。

それから、この施策の推進にあたりまして、評価指標といいますか、そういうものを定めて評価をしていくというふうにされておりますが、このことについてはどのように考えておられるかお尋ねいたしたいと思います。

福祉課長（生田敬二君） まず、国における考え方といたしまして、市町村の保険者機能を強化していくということで、保険者の様々な取組みの達成状況を評価できるように、客観的な指標を設定したうえで推進をしていくと。そういった形で市町村に対して財政的に努力したところに優遇措置も与えていくのだという考え方が国のほうにもあるということがございます。

本町においても施策の方向性を踏まえまして、高齢者の自立支援、介護予防、重症化の予防、また介護給付費の適正化に向けた事業を計画して実行していく中で、評価指標を定めてその評価を踏まえたうえで、施策の改善等につなげていきたいとは考えております。

具体的には、各事業の実施回数であるとか参加人数、目標とするパーセンテージなどは、計画の中の4章の「基本理念と実現に向けた施策の展開」の中でも掲げているところでございます。そういったところを適宜、達成度の確認と検証を行うということで、次の年度であるとか次のステップに活かしていきたいと考えております。

また、庁舎外の委員から構成されております介護保険運営協議会であるとか、地域包括支援センターの運営協議会等に事業内容や運営状況についての報告、またそういった指標を使いましての評価等も報告させていただいて、御意見や御提案等も参考とさせていただき、取組みを進めて参りたいと思っております。

3番（北里勝義君） やはり評価をすることによって課題も見えてくるし、課題が出ればそれに向けて改善も進んでくるのではないかなと思っております。しっかりした評価をお願いいたしたいと思っております。

次に、第2次男女共同参画社会づくり計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。今回、第2次ということで第1次計画がございました。この第1次計画についてはどのように評価をし、またどういう課題があったのかをお尋ねいたしたいと思っております。

住民課長（石原誠慈君） 第1次計画についてであります。御存じのように平成25年に策定をいたしております。平成25年から南小国町と共同で男女共同参画フォーラム in 小国郷を開催してまいりました。これまでは男女共同参画社会とは何か、なぜ男女共同参画社会が必要か。などについての理解、それと意識づくりに重点を置いて推進啓発活動を行ってまいりました。また、

男女共同参画に関する意識調査を昨年度、町民を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。これは町在住の方で満20歳以上の男女500人に対して調査を行っております。そのアンケートの内容結果については、第2次計画に掲載はしてありますが、結果としまして男女の地位の平等感につきましては学校教育の場では51.9%。それと家庭生活の中では44.8%と高くなっておりますが、全体的にはどの分野でも男性が優遇されているというような結果になっております。男女の固定的な役割分担意識というものが、いまだに残っているということが明らかになりました。これまでの意識づくりにおいて、まだまだ啓発が十分でないところもありますので、第1次計画から継続して、また今後広報・啓発活動・研修会等を進めてまいりたいと思っております。

3番（北里勝義君） 第1次計画に基づいて、また引き続き第2次が計画をされているわけがございますけれども、この中で基本目標としまして、「一人ひとりが輝いて暮らすまち」ということで基本目標を掲げております。この中で私が一つ気になったのは、「女性の視点を反映した地域防災力の向上について」ということでございます。これは、熊本地震の経験と教訓をもとに地域防災力の向上に努めるということだと思いますけれども、具体的にどういった取組みを考えておられるかをお尋ねいたしたいと思っております。

住民課長（石原誠慈君） 第2次の基本目標であります、「一人ひとりが輝いて暮らすまち」についてということで、その中で「女性の視点を反映した地域防災力の向上について」ということなのですが、熊本地震が発生しました平成28年度に防災講演会の開催をしております。「熊本地震で学ぶ今やれるべきこと、できること」を演題にしまして、防災士の方をお招きしまして防災講演会を開催しております。この方は東日本の震災も経験者でありまして、その方にお話を聞いておりますが、女性の視点に立った長期化する避難所運営、あるいは自分の命は自分で守る自助という、それと地域コミュニティで力を合わせて守る共助の大切さ、それと地域防災力の強化などについての説明を、その講演会でそういう話っております。

それと、あらゆる防災分野における女性の参画拡大、女性活躍推進法における推進計画とリンクさせた女性の採用・登用の推進に関する数値目標も第2次計画では設定をして、進めていきたいと考えております。

また国主催や県主催の、この男女共同参画に関連する女性を対象にしたリーダー研修会なども開催されておりますので、そういうものの参加も勧めたいと考えております。

3番（北里勝義君） 婦人会を中心とした防災講演会等を支援をしていくということだと思います。しっかりお願いいたしたいと思っております。

それと併せて、女性のリーダー育成というような形で掲げてございます。人材育成のための研修、それから女性管理職等について掲げられておりますけれども、こういった中で内容や管理職についての目標値等も定めているのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

住民課長（石原誠慈君） 第2次の計画の中には重点目標が4つほどありますが、その一つ一つの重点目標に対して、アンケート結果も踏まえてなのですけれども目標値を設定をさせていただいております。例えば、目標1の「男女共同参画実現のための意識、社会基盤の確立」というところなのですが、この中には男女の役割分担に同意しない率としまして70%を目標率としております。目標2では、「DVを知っているか」という率ですね。この率を目標値を90%にしたり、第3の目標では「育児休暇率」を目標率、まだ低いですが10%、それと第4の目標では「役場管理職登用率」目標率を25%に設定をして、計画をしているところでございます。

3番（北里勝義君） 例えば役場の管理職あたりもそうでしょうけれども、例えばいろいろ委員会だとか協議会だとかそういった中での各委員会における女性の割合といたしますか、そういったものの目標値としてはありますか。

住民課長（石原誠慈君） 今、御説明の中に役場の管理職の目標値というものはございましたが、計画の中では昨年度の各団体の割合の数値は出ておりますが、具体的な目標値は上げてございません。

3番（北里勝義君） これからの課題ではないかなと思いますけれども、やはり特に女性管理職、役場あたりは割と町長が任命すればできていくだろうと思いますけれども、なかなか民間になるとそういったところまでは進んでいかないのではないかなと思いますし、これからの課題ではないかなと思っております。

それから、この計画の推進体制についてお尋ねいたしたいと思います。第1次計画では男女共同参画社会推進会議だとか男女共同参画社会推進懇話会、そういうものが設置されて推進されてきておりましたけれども、第2次計画ではどのように考えておられるかお尋ねいたしたいと思います。

住民課長（石原誠慈君） 推進体制についてでございますが、今議員言われた、以前から推進会議、これは役場各課の職員で設置しているものでございます。それと推進懇話会、これは委員の方が8名いらっしゃいますが、現在第2次計画になりましてそれに代わるもの追加のものはございません。

今後も推進懇話会を活動としての中心に置きまして、住民や企業、それから各種団体、関係機関と行政との連携ですね。行政の中でも横との連携も含めたところで、この目標である「一人ひとりが輝いて暮らすまち」づくりに向けて、取組みを行っていきたいと考えております。

3番（北里勝義君） それでは、この計画にはちょっと載っていなかったのですが、第1次計画と一緒に合わせて、推進会議だとか懇話会は設置されていくということで理解してよろしいですか。

そういったところも含めて、やはり関係機関との連携は大事だというふうに思っております。しっかり進めていただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、これは町長にお尋ねなのですが、町にはそれぞれ計画がご

ざいます。その計画に携わる職員が計画やそれに関する法また条例、そういったのをしっかり理解して進めていくことが、私は推進力につながるものと思っております。最後にそのことを踏まえて、町長が職員に対する思いをお尋ねいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 町にあらゆる計画がありますし、また計画を策定するような施策展開、計画がございます。ケースによっては国から自治体に向けて「こういう計画を作りなさい」、県から「こういう計画を作りなさい」という場合もありますし、町自らが率先してつくる場合もございます。やはり、必要な部分について漏れがないようにしっかりいろいろなジャンルがありますが、そのジャンルに計画を作らなければならないというものがあつたら、漏れなく作っていくことを日頃から各課チェックをさせていただきながら、させていただきたいというふうに思っております。

また、その部分について法律とか決まりが伴う部分も大いにありますものですから、先ほどこから議員がおっしゃるような、その計画を実行するためにはどういうふうに進めるか、推進体制ですけれども、そういった部分も自らその課で把握をして。じゃあ、どういうふうに進めていくか。役場だけが頑張ってもいけませんので、それに町民をいかに巻き込んでいくかという、相手がいる話もありますので啓発をして、関係団体に説明をして、そして一緒になって取り組んでいくという部分をしっかり漏れなくやっていかなければならないというふうに思います。とかく、あまりにも数が多く計画がある場合がありますので、少し「ああ、これを今年度ちょっと忘れていた」という部分もないように、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） やはり職員力といいますか、職員の力というものは大きいものがあるかと思っております。町民がいろいろな計画を理解していく中で、やっぱり職員がしっかり説明し、進めていくことが大事ではないかなというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。4時40分から再開をいたします。

（午後4時33分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時40分）

議長（渡邊誠次君） 1番、穴井帝史議員、登壇を願います。

1番（穴井帝史君） 今回は観光全般について、質問いたしたいと思っております。

現在、小国町においては観光情報などいろいろなところから発信されておりますが、観光協会が来年4月に設立という話は聞いておりますが、やはり現在の大皿は、町の情報課ではなかろうかと思っております。

商業と観光は結構、つながりがあると思われそうですが、全体を見たうえで、まず担当課長のほう

から本当に短めで結構ですので、簡潔に一言だけ観光に対する考えをお聞かせください。

情報課長（北里慎治君） お答えさせていただきたいと思います。

なかなか観光ということで、一言というのが難しゅうございまして、私は4月に情報課長というのを拝命いたしまして現在に至っておりますが、異動したときに改めて観光ということを考えていたところでした。

観光には、いろいろな力があると私は思っております。言葉を見ますと「光を観る」と書きますが、これは私の勝手な解釈でございますけれども、光というものはそこにしかないもの、小国にしかないものを観に来られるのではないかなというふうに、私は認識しているわけでございます。そうすると、どんなふうになるだろうと。この小国町ではどういうものだろうと考えたときには、当然今まで先人の方たちがあらゆる取組みをなされてきたと。温泉、食べ物はもちろん、自然、歴史、あるいは様々な文化を交えて取り組んでこられたのだろうということは認識しております。

一つの例としまして、小国町の観光入込客の推移というものが手元がございます。これは熊本県が出しております観光統計の数字でございますが、小国町はこれ手元には昭和59年からでございますが、徐々に昭和59年当時から数字としては上がってございますが、宿泊者数につきましては平成3年度をピークに、ずっと下がってきております。ちなみに平成3年度は40万3千人ほど、そして、しかしながら平成29年度につきましては19万7千人と、ほぼ半分以上できているような状況。なお、日帰り客につきましては、平成27年の震災前が一番多くて93万人ということになってきております。平成29年度につきましては、平成27年度全体の総入込客数が112万人に対しまして、平成29年度末が95万2千人と。約85%ぐらいに回復している状況でございます。

こうしてみますと、果たして今年度30年度、あるいは31年度、せめて震災前のこの112万人に届くかどうか。ましては、それ以上、今後小国町が観光者数が入ってくるかどうかということをお考えますと、やっぱりこれはどうみても今までの流れからいくと厳しい可能性があるということ、私は考えております。では、どういった取組みがいいのかということ、一挙にぼんと増えるような取組みを行政ができるのかということ、なかなかアイデアが出るものではございません。

そこで、今考えているのが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、皆さん、危機感を抱いていると思います。小国町のあらゆる団体が寄りまして、今、観光協会を作ろうということで準備委員会を開催して、今後の観光についてみんなで考えていこうというような熱意が現れた会議でございます。それによりまして、今までの観光を踏まえたうえで農林業との連携をどういうふうにしていくのか、ということ等を踏まえていろいろ議論していただいているところでございます。

また、阿蘇全体の流れとしましては、ASO観光復興加速化委員会というものが4月に立ちあ

がりまして、これは熊本県、阿蘇関係市町村、観光関係の観光協会とデザインセンター等と一緒にしまして、この熊本県全体でも震災のとき、結果としまして全部で4割ほどの減はあったのですけれども、そのほとんどが阿蘇に集中していたということになりまして、阿蘇を加速化させようということで県が本腰を入れていろいろ補助金をつけての関係市町村を巻き込んだ取組みを表しているということでございます。具体的に一つの活動としては、今年から3年計画ということで、阿蘇としましてはASO観光復興加速化委員会では、雲海カメラを設置しようとか、外国人観光客関係者によります決済環境の整備や、あとは英語版の総合パンフレットの作成や、あとは冬はやはり冬の誘客ですね、冬がどうしても阿蘇は落ち込みますので、そこの促進関係とかそういうものを検討して、様々な取組みを出していこうということで会議を開いてきております。雲海カメラの設置につきましては、雲海と言いますと私たちは大観峰から下の阿蘇一帯をイメージしていたのですけれども、実はいろいろと関係者の話を聞くとそれぞれで雲海が発生している。特にこの小国も雲海がありますということで、峠の湯やちょっと高い所からこちらのほうを見ると、しっかり雲海が見えると。だから、それを各市町村それぞれ特色がある中で、そういった見られるようなカメラを設置してそこに客を寄せようじゃないかというような取組みも、これは阿蘇全体の取組みですけれども話が出てきております。確かにこれまでの観光の取組みというのは、確かに重いものもあったし、それなりの集客もあったと思いますが、いろいろ環境が変わってきて要望も高くなってきている。高くというか多様化しているような時代になってきております。いろいろな方の知恵をいただきなら、今からの観光業界、観光を考えていきたいと思っております。

1 番（穴井帝史君） 素晴らしい答弁をありがとうございます。

次にですね、冒頭に述べました現在進行中の観光協会設立準備委員会が立ち上がっていると聞いておりますが、私が聞いたところでは計6回開かれていると聞いております。その中身や現在の進捗状況、また4月に果たして設立が間に合うのかについて質問いたします。

情報課長（北里慎治君） 観光協会につきましては、今年度に入って準備委員会を立ち上げまして、これまで6回の会議を開いております。ほぼ、毎月開いている状況でございます。委員にはツーリズム協会から4名、ゆうステーションカンパニーから2名、杖立温泉観光協会2名、同じく杖立旅館組合から2名、わいた温泉組合から2名、計12名で構成されていまして、事務局として情報課が担当しております。

設立の目的としましては、従来の観光としての捉え方を大きく見直して、小国町独自スタイルとして地域総合商社の機能を持たせようということで、観光と農林、商工業との連携連帯することで、幅広く観光客を誘致して、小国のあらゆる産業の浮揚を目指すことを目的としております。

現在は熊本DMCと言いまして、コンサル専門家なのですけれども、その方にも入っていただいて、アドバイスを受けながら体制の確立と運営について協議を進めております。年度内に事務

局機能を整備いたしまして、新役員体制にする運用を目指すところでございます。私もずっと会議には参加しておりますが、雰囲気としましては非常に皆さん前向きな意見が出て、来年4月の立ち上げには大丈夫ではないかというふうには思っています。

1番（穴井帝史君） そのなかにおきまして、設立準備資金と思いますが500万円組み込まれていると思いますが、来年の4月であれば今年度予算はどのようになるのかお答え願えますか。

情報課長（北里慎治君） 今年の予算として500万円を組まさせていただきます、要するに小国町を積極的にアピールする体制の中の予算として使おうということで、主に事務局長を採用して事務局長費ということで使用するということで考えております。今のところとしましては、準備委員会の中でもいろいろ議論になっておりまして、事務局長を採用する際には、まず観光協会の役割の機能をしっかり議論をしまして、体制が確立したうえで採用したほうがいいのではないかという意見もありまして、現段階においては今すぐ採用することではありません。ということは、では委託料はどうなるのかというものが出てくるとは思いますが、採用が未定ですので準備委員会の中でその活用について十分注意して、協議いたしまして、町の観光情報発信に効果のある事業、これ等々には必要と判断したものについては、必要とするものに限りそれに対して実施したいというふうには思っています。

1番（穴井帝史君） 先ほど情報課長からありましたように、観光客の入込状況については若干の説明がございましたが、宿泊のほうは減少傾向にあるという言葉がございました。観光というものは、通過型になっては落ちるお金ももちろん少なくなりますし、できれば滞在型もしくは宿泊客の増を目指したような形を、今後とも目指していってほしいと思っていますところでございます。

それと、インバウンド対策の話も少しありましたけれども、インバウンドと言いましても、大型のバス数台で来る方々と、また家族型と二つに分かれているんですね。小国町は大型の旅館が割と少ないもので、できれば協会設立後も行政と協力しながら家族型のインバウンド取組みにぜひとも協力できないものかどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 外国人観光客に対するインバウンドということでございます。これまでインバウンドということには、あまり小国町の場合はそんなに真剣に取り組んだというようなことではございません。最近出てきた言葉でもございますし、国の政策によりまして外国人を誘致するということを目的としまして、東京オリンピックまでには4千万人入れようということで、国が挙げて実施されております。そして、なおかつ来年度は熊本県においての様々なスポーツイベントが開催される。そうなりますと、当然そういうふうには外国人のお客様というものが小国にも来る可能性はあるということは重々認識しております。実際、どういう体制ができるのかというものは、なかなか分からないところでございますが、そういうところもやはり「小国町でも受け入れられます」というような体制というものは、関係者それぞれ皆さんと話し合いながら、い

ろいろ知恵を出してやっていきたいと思っています。

以上です。

1 番（穴井帝史君） それと先ほど、阿蘇全体においていろいろな行いをやっているという話もございましたが、これは個人的な意見なんですけれども、阿蘇は一つということは当たり前なのですけれども、やっぱり大観峰を越えた阿蘇谷とこちら側の南小国、産山、小国地区はやっぱりちょっと地形的にも同じ阿蘇なのですけれども、若干違う気がするのですよね。だから、全部が全部向こうの流れに乗るのではなくて、ちょっと独自の案も検討したらいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

情報課長（北里慎治君） このASO観光復興加速化委員会という中では阿蘇全体のことで様々な取組みが、何ができるかということで、そういうことを取り上げております。それを踏まえまして、小国で何ができるかということも検討しながら、当然知恵を絞らないといけないこともあると思います。

この中で、例えばイベントが各種ある中で、阿蘇全体で開催するとなった場合には、じゃあ小国町にはどういうふうにも集客といいますか、来るようなところまで議論していただけるかというようなことまで、提案はさせていただいております。もちろん、なかなかうちだけというわけにはいきませんので、阿蘇全体です。でも、いろいろなそういった知恵を出すことによって、関係者からヒントをいただいたり、「こういうことはできますよ、小国さんは」というのは当然いただきますので、いろいろ活用させていただきたいと思っています。

1 番（穴井帝史君） それと、ちょっと観光協会設立に戻るのですけれども、来年4月に設立となった場合、その後の町としての立ち位置はどうお考えですか。

議長（渡邊誠次君） ここで申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っています。

町長（北里耕亮君） 先ほどから御意見をいただいておりますけれども、観光協会というものは任意団体でございます。行政組織とは別でございますので、いかにその準備をされている方々が主体性を持って、その協会をつくり上げるかというのが大事であろうと思います。ですので、4月に間に合わなかったらどうするかとか、そういう部分はその実行委員で作り上げようとされている方が頑張らないといけないというふうに、私は思っております。ですから、ぜひ、お願いを申し上げたいと思います。

その後に立ちあがったあとの立ち位置というのは、やはり町の中にはいろいろな産業がございます。それと同じように、やはりその組織をサポートできるような、それがお金メインだけではなく情報の連携であったり、行政ができる役割とか情報収集だったり、他町村との連携であったり、そういう部分については行政の役割を情報交換をして、新しくできる観光協会にお伝えをして、そして一緒になって観光PRなどをしていくというような部分ではないかなと思います。

決して、観光協会の中に行政が入り込んでしまうのは、私の考えとしてはいけないことだというふうに、ちょっと持論を展開させていただきました。

1 番（穴井帝史君） 今、町長が言われたのは、私もそれは当たり前のことだと考えておりますので結構なのですが、次に4月から入場料が値上げになりました鍋ヶ滝の入場者数は、値上げによって減少とかいうことはないのか、御質問いたしたいと思います。

情報課長（北里慎治君） 鍋ヶ滝の状況につきましては、平成27年4月1日から料金を大人200円こども小学生以上100円いただくようになってからは、平成27年度約22万4千人、平成28年度は震災に遭った影響もありまして14万3千人、平成29年度は20万6千人と持ち直しつつあります。今年4月から大人300円、こども小学生以上150円に料金改正をさせていただいたところですが、8月末までの5カ月間で約12万9千人となっております、特に8月につきましては4万8千人を超えております。平成27年度からの3年間を見ましても過去最高の来客数ということになっております。同時に、入園料も料金を改定させていただいたことになりまして、この5カ月間3千700万円を超えているというような状況でございます。

1 番（穴井帝史君） もう1点ですね。6月一般質問で、確か同僚議員から鍋ヶ滝バイパスの話があったと聞いておりますが、私がお盆の時期に国道を通ったところ、国道まで渋滞している状態が起きておりましたので、それと沿線住民の方々への不便さですね。ぜひとも、鍋ヶ滝バイパスは早期着工を願いたいと考えておりますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） あとで担当課から、補足の説明をいたさせますが、やはり道路を入れるという部分には一足飛びにはいかない部分があります。今年度も予算を組みまして、設計を組まさせていただきました。それを基本構想であったり、そして次には基本設計、実施設計と綿密な詳細の設計を。と、もちろん、それには用地買がありますし。というように、いろいろな作業がこれから発生をしてきます。議員の御意見のように、執行部としてもやはりこの渋滞において、地元には御迷惑を掛けているというのは認識をしておりますので、できるだけ早くという思いはありますが、それぞれの手続きといいましようか、やらなければいけない仕事が多々ありますので、それをやっていくということでございます。

1 番（穴井帝史君） 最後に、これは通告書になかったので答弁はいいりませんが、今日は総務大臣が視察に来られまして、主にSDGsですかね、これは非常に農林業と観光のつながりにも有効なことだと思いますので、今後この事業を進めていく上で、ぜひ検討材料の一つにいたしてもらいたいと思います。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 答弁はよろしいですか。

町長（北里耕亮君） 大変、今朝からの総務大臣の視察というものは、一つの機会ではありますけ

れども、来たからどうだというわけではなくて、町としての地熱資源を最大限、まちづくりに活かしていく。それから森林資源を活かしていくという考えの中で、議員がおっしゃいましたように、農林業やそれぞれを連携してと言う部分であります。

この考え、SDGs というものがただ単なる概念というわけではなくて、やっぱり産業に結びつく、町民所得を上げるという部分にもありますので、それはひいては国民を取り残さないという概念ですけれども。そういう部分で町としては、身の丈に合った小さい規模ではありますけれども、この町に合ったことをやるべきではないかなというふうに、私は思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、予定をしていました 4 人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、20 日木曜日は 3 名、まず大塚英博議員、次に時松唯一議員、次に松本明雄議員の一般質問を予定をしています。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後 5 時 0 5 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

第 3 日

平成30年第3回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成30年 9月20日(木)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 9月20日 午前10時00分

1. 閉 会 平成30年 9月20日 午前11時47分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 30. 9. 20)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は9月定例会本会議3日目でございます。

ただいま、出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。本日は一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の一般質問は登壇順に、大塚英博議員、時松唯一議員、松本明雄議員となっています。

ではまず、2番、大塚英博議員、登壇を願います。

2番（大塚英博君） おはようございます。2番、大塚英博でございます。

今回も税務課に2問、地籍調査の件についてと固定資産税について。それから建設課に1問、道路沿いの雑木伐採について。そして最後の3つ目は産業課に1問、農用地と農振、そして農地転用について。この3つについて、テーマについて進めてまいります。よろしくお願いを申し上げます。

まず最初の今、地籍調査が行われております。特に本年度は増額において、非常に大変忙しい日々を送っていることと思います。特に今年は暑かったせいで大変だったと思います。そこで、地籍調査というものが、今、字図面というものがございまして、これはいつできたものかはっきり私も分かりません。昔、調査が行われたときの図面だと思っております。そして今のときは、あの方たちはもういなく、また境がはっきり分かる方というのは、本当に少ないのではなかろうかと思っております。そして、遠いところに行った方たちもたくさんおられるのかもしれない。そういう中で、地籍調査が行われている中でございます。そして、一番問題なのは、境がはっきりしない筆界未定地というものが発生していることでございます。この筆界未定地というものは、あとあと非常に面積が測れなく境界が分からないという中で、売買の対処ができないし、その周辺というものに対しては、非常に開発というものが困る格好になっております。

そこで質問でございますが、この筆界未定地について、税務課のほうでは、その影響と対策について分かっている範囲内でお答え願いたいと思います。

税務課長（橋本修一君） ただいまの地籍調査の筆界未定の御質問でございますが、影響というのは地籍調査を行うためには、まず土地の所有者の方に現地に立会をいただいて、境界を決めていただくわけでございますけれども、ただいま言ったように境界が決まらない場合があります。そういうものは、地籍調査の結果として「筆界未定」のほうになります。筆界未定になりますと、

地籍測量図あたりには筆界の境の線が入らない状態になります。また、登記簿あたりにも国調筆界未定というような表示もされます。

影響は、地籍事業が終わったあとに土地を分筆や合筆とか、そういうものをしようと思ったときに支障が生じるということになります。筆界未定がないように、事業説明会の折には筆界未定になったらどうなるのかとか、そういった説明をして、また現地でもそういった場面では説明をしております。なるべく、筆界未定がないように土地の所有者の方には御協力をお願いしているところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 分かりました。ぜひ、その筆界未定地の解消というものが、筆界未定地がないように説明をしながら、そして、あとあと非常に境もめという中で、いろいろ裁判沙汰にならないように、そしてまたそれに対して登記によっては費用負担がかかってきます。それに、なるだけならないような形で、そこはぜひですね、それはやっぱり地権者に説明をしていただいて、それを本当になくすような努力をしていただきたいと思います。

それでは、もう1問の固定資産税でございますけれども、よく建物が建っている土地については、建物がなくなれば減免措置というか、それは本来の6分の1というものが100%かかるようになってきていると思います、制度上。そういう中で、災害というものがあつたときに、その地域においては多分減免措置があると思いますが、その点についてお答えをお願いいたします。

税務課長（橋本修一君） 固定資産税の御質問でございますが、今言われた建物がある場合、もちろん居住用の住宅がある場合の話だと思いますが、同じ宅地でも居住用の建物がある宅地とそれ以外の居住ではない、例えば店舗や事業所そういった建物のある場合とちょっと特例がありまして、居住用の住宅がある場合はその宅地は住宅用地の特例というものを受けられます。それが今言われた、その土地の面積の200平米までは小規模住宅用地ということで、6分の1の特例の措置があります。その200平米を超える分は3分の1の特例がございまして、災害が起きた場合は例えば火災とかで建物がなくなつたと。そうした場合は、そのときの建物がもし居住用の建物でございましたら、その住宅用地はその特例が受けられますので、災害を受けたあとの2年間は、もしそのままになっていても、住宅用地の特例が受けられるような制度になっております。

2番（大塚英博君） 分かりました。

その災害の特例というものは、今はつきり2年間ということでございます。

次の質問に移りたいと思います。建設課のほうです。

今、道路沿いに大きくなった雑木がたくさん見えています。国道であつたり県道あつたり、法面において。今、小国町に訪れるインバウンドいわゆる観光地から来る人たちというのは、やっぱり小国はきれいだなという、道もきれいだし周りの風景もきれいだし、そして同時に道路においても何一つなくごみが落ちていなくて、「ああ、とても気持ちがいいな」というのが、私は望

ましいことだと思いますけれども、今世界遺産の自然遺産という阿蘇の中で、やっぱり自然を守ってきれいにしておくということに対しては、非常にお金がかかる問題でございます。この道路沿線沿いの雑木伐採についてもお金がかかる問題でございます。こういう中で、小国町を訪れる方たちに対して、私も前から道路関係に質問をしていますけれども、そういうふうな中で非常に清々しい環境というものをつくっていただきたいなど。そのためには、やっぱりそういうところでもお金を配分していただいて、きれいな状態にしていただきたいなどという思いもでございます。

その中で質問ですけれども、その県道であろう町道であろう土地が、要するに自分のものでない私用でない所のものについては、県とか国とかそういうものがあると思いますけれども、そういうふうなところに対する対策はお考えかどうか、聞きたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 道路の沿線の支障木というものがいろいろ再三、話題になっているところでございます。町のほうとしましても、気にかけているところでございますので、これにつきましては、それぞれ道路の管理者のほうで対応していくことになるのですが、まず原則のお話を全体にさせていただきますが。あくまで民法上では、そこに地権者が存在して、その地権者の土地にそうした雑木等があれば、道路用地ですか公共用地になりますけれども行政財産です、そこに犯してしまうような枝木がというようなことになれば、地主が管理していくということが民法上では謳われております。

ただ、これは原則でございまして、現実的にはなかなか高齢化して切れないとかですね、いろいろなそれぞれ所有者の事情がございますので、町としましてはそういった部分の地権者をまず特定をしまして、そして地権者のほうに「まずは御自身でちょっとこういう状況ですから管理していただけないですか」というお話をさせていただいております。その上で、先ほど言いましたような地権者にもいろいろな事情がございますので、それについては、ただ放っておけばどうしても道路上の支障になりますし、安全上の問題も生じますし、景観上もいろいろ支障が生じてくるというようなことで、公費を一部町のほうでは使っても、悪いところについては、そうした事情の元で処理をしています。これも予算の限りがある部分でございますので、全てというわけにはいきませんが、年次の中で対処していけるかなと思っております。

それから国県道につきましては、管理者が県ということになりますので、町のほうから一応そういった要望を。まず年次要望というものが翌年度の事業についての要望書の中に、そうしたものも含めて要望をつけております。また、年に1回程度、地域振興局との懇談会というものもございますので、その席においてもそうした話題を投げかけているところでございます。先に言いましたように県のスタンスとしましても、やはり所有者がいるというスタンスがございますので、なかなか公費で道の雑木を切っていくということが腰が重たいような状況でございまして。ただし、あまり言っても結局、放置したままになれば通行上支障が出てくるような所については、一部県のほうも対応していただいております。それについても、地権者の了解を取った上で伐採す

るといふようなことで、最低限、幹から木ということではなくて、建築限界というものが道路上にありますので、それに支障を及ぼしている部分の枝を落とすとか、そういった程度のもになるかと思っておりますけれども実際、県道北里宮原線とか一部、県のほうに切っていただいた経緯もございます。ですから、いろいろな問題があるかと思っておりますけれども、できる所から事情が許せばこちらのほうも県のほうも、町としても県に要望していきますし、町道のほうについても、それなりの予算の範囲内でありましてけれども、対応ができる分については対応していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

2番（大塚英博君） ありがとうございます。

最初のときは小さな種子がどんどん年数が経ってそれが雑木として大木化していく。それが道路沿いに車に差し掛かって折れて、迷惑を掛けるという。最初のうちにそういう木をある程度道路整備なんかのときに、今きれいに清掃活動やそういうふうなものをやっておりますけれども、ちょっと気がついた中で、そういう要らない木があったときに対して除伐しておけば、それが年数が経って周りに迷惑を掛けるようなことはないかと思っております。ぜひ、そういうものが町内各地いろいろな所で見かけられます。それが、これからいろいろな沿線沿いの迷惑を掛けているわけですので、ぜひそれに対して対処していただきますようお願いを申し上げます。

それでは3つ目でございます。農用地、農振の転地のことでございますけれども、今、平成30年度4月1日の農業委員会からの農業概要というものを見ますと、今台帳の農地面積というのが田んぼが702ヘクタール、畑が646ヘクタール、合わせて1千166ヘクタールでございます。そして、耕地面積というものがありますけれども、耕地面積は1千570ヘクタール。1千570ヘクタールから1千166ヘクタールというものに若干の差はございますが、その間にいろいろな転用が行われた可能性もあるかと思っております。

また、もう1つの農業の農家戸数というものが大体664人。その中で自給農家層というものが207人。販売を目的とした農家数というものが457人。その販売を目的とした中に自給できる農家数というものが112人。準自給というのが78人。そして副業的な農家数というものが267人。今、そういう中で、この昔からの流れの中で農家の人数という従事者数というものもどんどん減ってきております。そして、面積は昔の面積でありながら農家数が減って、それを維持ができなくなっている。そこに休耕地というものがたくさん出てきております。それも45.6ヘクタールという数字でございます。この休耕地を何とかしてでも解消しようということで、国の施策の中でやっているのは今、集積事業でございます。今年、土地利用の適正化推進委員という方が選ばれ、農業委員と一体となって農地パトロールをこれからしていくと思っております。そういうふうな農地を守ろうという施策の中でやっている傍ら、今、他の所の地域のアンケートを見ますと、「10年後は農家を辞めたい」。そして同時に担い手もいない高齢化が増える中で、要

するに農家というものは続けられないということになってくると、すごい数が出てくるわけでございます。今、集積や農地の管理機構というものを通しての集積であったり、そういうものに進めている国の施策の中で、小国町においてはこれからどのような形でどのようにやっていくつもりかどうかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 農業の話題でありまして、議員おっしゃいました休耕地という位置付けと耕作放棄地というものは、少し違うと思います。課題は耕作放棄地を今後どうしていくかということであろうかと思いますが、農業委員会の別の組織の話題でありますので、発言も限られるかもしれませんが、今、農業委員会のほうでは議員おっしゃいましたようなパトロールをして、耕作放棄地を現地まで行きましてA判定B判定というようなところまで調査をいたしております。そして、その判定に基づきその周辺の状況などを見ながら、今後どうしていくか、それを手続き上その農地というくくりから外すかどうかというものを審議していくわけでございます。小国町の中で、耕作放棄地面積がどれぐらいあるかということは何分の何というパーセンテージでありますからそうなんですけれども、分母を減らさないと正式な農地というものも明確になりません。そこで今、農業委員会としては、これは小国町だけではなくて全国的に農地の調査をしていこうというような動きからパトロールをやっているわけでございますけれども、そういうふうに耕作放棄地で、もうどうしても農地に復元できないというような条件の所は農地から外していくというような活動も農業委員会の中ではされているようでございます。ですので、町といたしましても、その考えを尊重しながら小国町のしっかりした守るべき農地は守っていく。なかなか難しい状況のところは別の目的にしていくという。別の目的というのは、山林や他の目的がありますけれども、そういうふうに明確化していくということを農業委員会の考えを尊重しながら、執行部としても考えていきたいというふうに思っております。

2番（大塚英博君） 1952年7月というのが、私が1952年生まれでございますけれども、このときに農地の改革というものがGHQによって進められ、今の農地法の根幹だったと思います。その中で、農地法というものは幾度となく改正されて、現在に至っているわけございまして、その中に農業地域の振興に制する整備という農振法というものもできました。あの頃は、要するに全国的に食料の安定供給という中で施策を行われてきたわけでございますけれども、今現在において食料の自由化、そして同時に農産物畜産関係においても自由化の中で、その荒波の中で農家は頑張っているわけでございます。

これは本当言うと国の施策というものが、本当に正しければ農家の所得というものは上がり、耕作者の地位の確立は徹底したと思いますけれども、今現在において農家を継ぐ方たちがどんどん減っているということは、昔の政策というものが今現在においてそれが必要なのかという。そういうふうな中を考えますと、今、認定農業者数は74人です。新規の認定の就業数も5人です。それと同時に法人の参入というものが4件ありまして、集落の営農組織というものが1件ありま

した。今、集積やそういうもの、この数というものは本当に今から増やそうと思っても限度があるかと思います。あの政策が良かったからということは昔のことであって、今現在においてはいかに小国町と人を全体として農業ではなくていろいろな分野において、農家の方たちが生き残ってそこで生活ができて、その方たちがやっぱり農家を継ぎたいというか、その土地というものをほかのものに転用したいと。農振地に入る農業地であったり、そういう土地というものをやっぱり農家のために、もう少し解放すべきではないかと。私は食料というものの中で、自給の中でそういう法律ができて、今現在にはあまり当たっていない。輸出に力を入れているわけでないし、そういう中でこれは本当に言うと、政策的な提言かもしれませんが、地方創生という中で小国町が独自に町おこしをするためには、今の耕地面積の1千570ヘクタール、農地台帳の1千166ヘクタール、これは大きな財産なんです。この財産というものを、やっぱりもう少し農家の方だけでなく地域の方たちに住宅を建てるときに農地転用はできないか、農業委員会に諮って、それに対して許可を受けてするという今の前例。そういう中でも、それを受けなくても小さな所はほとんど農業委員会を通さなくても、その処理については自由にできるよと。それについて、人が小国町に入ることができれば農家の所得も上がるだろうし、地域の発展に大きな貢献をするのではなかろうかと思えます。

以前、河津寅雄さんが学校給食センターを無料化しましたし、いろいろな面において小国町は非常にさきがけ的な福祉を徹底させました。これは、全国から見たときには注目されるわけでございます。私は、今ここに小国町として、この農地というものをもう1回皆さんと一緒に検討しながら、そして自分の子どもが家を建てたいと思えば自分の好きな所に土地があるから、それはそこで建てなさいというものが言えるように、解放できるようなそういうふうなことにしていただきたいという、政策的な提言でございます。

それに対して、どういうふうな意見を持っているかお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 行政として答えるべき部分は法律がありまして、法律は守らないと法律違反になります。ですので、許可関係で小さい場所だから農用地であるときに、それを許可を受けずにするとかいうのは全くできません。法律を守ることが一番大事でありますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。国の法律でございますので、理念とちょっとかみ合わない部分があるというふうに思えます。

2番（大塚英博君） そのことについては、十分御承知しております。

しかし、法律というものが全てではないと私はあります。それはあくまで、地方という中で条例ができたり、それが上のほうに上がって法律を変えることもございます。

そういうことでございます。以上でございます。

ぜひ、そののところも分かりますけれども、そのところもこれからの課題として頭に置いていただきたいと思えます。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） なかなか答弁がしにくくございますが、行政としては、しかるべき手続き、法律、そのような部分で秩序あることをやっていかないと町として形成できませんので、そこは答弁といたしましては、法律に基づきながら町民サービスをしていくということでもありますので御理解をいただきたいと思ひますし、議員のお考えには沿うことはできません。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時40分から再開をいたします。

（午前10時30分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（渡邊誠次君） 6番、時松唯一議員、登壇を願ひます。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。今回は、SDGsに関することについてということでございますけれども、この中には小国町総合計画、環境モデル都市、それからまちづくり条例等に関する検証ということで、お尋ねをいたします。

まず、SDGsについては皆さん御存じのように、今回広報にて「こういうものですよ」というような文言が載っております。「もっと、ずっと、みんなが、幸せに暮らせるための目標」だということだと。1人残さず幸せになろうよというような文言でございます。これはまず、そういうことで。

まずSDGsについて、北海道の下川町と私どもはいろいろな親睦会も開いております。私どもとちょっと違うのは、北海道下川町は1953年からトドマツを中心としたバイオマスをやっております。そういう中で、もう60年周期ですね。今年植えたら60年。もう60年経ったやつを、また伐採をしてバイオマスに使う、あるいはシイタケを作るという中で今やっているわけですね。そういう中で、これを小国町が模倣しようとしても非常に厳しいところがあると。SDGsに対しては、2030年ですかね、あと12年ですね。先般の執行部からの説明によりますと、何かプロポーザル、いわゆる小国町管内ではなくて他業者に委託してやると。非常に私はおかしいと思ひます。これは今、執行部として何十年も培った職員たちが一緒に、やはりまとまってプロジェクトチームを作って、そして小国町を考える総合行政から則ってやってきたと思うのですよ。そういう中で、しっかり考えて小国町のためにやるのが、あなた達がやっている住民のための役場の職員たち、言ったことありますよね。そういうことをしっかり受け止めて、このプロポーザルを他の業者に頼む前に、やはりまずあなた達で考えていただきたい。

その点を、まず伺ひます。

政策課長（佐々木忠生君） SDGsということで、プロポーザルということで補正等で委託事業

を計上させていただきまして、プロポーザルで全国的に公募をしましてやりたいということで了解をいただいたかなと思っております。その前に、町のほうも各課連携を取るということで会議を組織しまして、SDGsは17の課題があると思います。その課題については各課全部に該当しますので、各課から係長クラスの担当で会議を組織して、やはりSDGsの目標達成に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 今後、検討協議は止めていただきたい。こうやります、このように持っていくますということを答弁願います。

また元に戻りますけれども、下川町では下川町のありたい姿ということも立ち上げてやっています。ですから、小国町はちょっと遅いのかなという気がいたします。ですから全職員、そういうことでしっかり皆さん叱咤激励して、頑張っていきたい。ですから、まずプロポーザルはその後に考えて、町長をはじめ皆さんで知恵を絞ってやっていただきたい。まずSDGsについては、そういうことでございます。

また、その中で今皆さん御存じのように、北里、西里、それから岳の湯、それから上田地区ですね、いろいろな発電等々の事業者が来ております。皆さんも御存じですかね、つい最近新聞等に出ましたけれども、簡単に読み上げます。風力発電設置基準緩和。平成30年8月31日の熊日の新聞に出ております。知っている方は手を上げてください。ちょっと途中、省略しますが、環境省は30日、全国で急増する大規模太陽光発電、メガソーラーに環境アセスを義務付けるため、対象の施設規模などを話し合う有識者会議の初会合を開いた。森林や草原を切り開き、自然破壊につながっているなどとして、一部の自治体から法規制を求める声が上がっていた。という記事が載っております。

それで、町長にお伺いします。我が小国町は、この法律規制を求めるために提言等を出しておりましたでしょうか。

町長（北里耕亮君） 今の質問に答える前に、先ほどのSDGsに関することでありますけれども、下川のおくれをとっているとか、まねをしているという発言がありましたが、小国町は小国町独自のやり方をしておりまして、環境モデル都市という事柄で協定は結んでおりますけれども、情報交換をしているのみで、別に小国町が下川の後追いをするとか、まねをするとかいうつもりは全くございません。

あと、プロポーザルについては、プロポーザルをしっかりさせていただきます。ただ、課長が答えたように課内で十分協議をしながら、取りまとめ役をプロポーザル決定後の事業体にアドバイスをいただきながら、しっかりした計画を作っていきたいというふうに思っています。中に各課それぞれ係長も含めてということではありますが、住民の代表を入れるとかそういう部分は、これからまた検討をしていきたいと思っております。

質問の中に、検討協議という言葉を使うなということもありましたが、それは行政といたしま

しては常に検討し、協議をするということはしっかりさせていただきますので、それは発言をさせていただきますということでまとめたいと思います。

次に、太陽光パネルの話でございますが、小国町がそういう提言ということはいたしておりません。以上です。

6番（時松唯一君） 検討協議について、私が今から質問することに対して答えていただきたい。今、町長がおっしゃいました中に、これは熊本県小国町の総合防災マップですよね。この総合防災マップの中に、今町長がおっしゃっている言葉の中に、熊本県内においては平成24年7月の九州北部豪雨、あるいは平成28年4月に発生した熊本地震、それから平成29年7月5日大雨による福岡県朝倉市を襲った大水害、それから平成29年九州北部豪雨も記憶に新しいことと思います。という中で、このような防災マップを各家庭に配布しております。この中に、いわゆる土砂災害特定区域というものがございまして。こういう所のいわゆる上部に、これははっきりしておりますから、太陽光発電の業者が皆さん御存じのように日テレの子会社がメガソーラーを作って、あの同等程度のメガソーラーができるわけですよ。できるというのは、もう許可をしているわけですよ。その許可の内容が、みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例施行規則の中に、いいですか、次に掲げる地域における開発事業については、抑制するものとする。ただし、町長がまちづくり審議会、大字まちづくり協議会及びまちづくり専門者会議の意見を徴し、審議会、協議会及び専門者会が同意した場合には、この限りではない。その中に災害の発生が想定される地域、文化財云々省きますけれども、その他町長が特に必要と認める地域。第2章にですね、近隣関係者及び水利権等の関係者との間に、内容、工事施工方法等についての説明会を開催し、同意を得るものとする。と明記してあります。

それから、近隣関係者は、正当な理由無くして同意することを拒否してはならない。事業者は、誠意を持って事業説明を行ったにもかかわらず、次に掲げる内容等によりあきらかに同意が得られないと判断された場合には、近隣関係者への説明を行い、同意を得たものとする。これはまあ、結局来なかったら同意を得たものとするというような内容かと思います。

ただし、その他町長がやむをえないと判断した場合とか、このまちづくり条例にはいろんな文言はあります。私どもの蔵園川の上流、いわゆるそこに調整池から水を排水すると。これは、別所、長箆や蔵園だけの問題ではないのです。小国町全体の問題です。小国町全体に別所は上流にあるというだけで、何で「こういうことがあるのですよ」ということを町全体に広報しないのですか。

町長にお尋ねします。

政策課長（佐々木忠生君） まちづくり条例という部分でございまして、やはり一つの案件があって、町のほうに事前届け出を出していただくというものがあまして、内容を町のほうでもいろいろ吟味させていただきます、その申請書の中に確かに近隣所有者、水利権者等の同意という

ような部分があります。今回の上田の合志地区のメガソーラーについても、説明会等は全体の説明会、それから上田3部の説明会、2部もしくは水利権者の説明会と幾度となく事業者のほうで開催をしております。またその中でも明確な賛成でもない、反対でもない、なかなか明確な理由というかですね、声はなかなか聞こえてこなかったという部分もございます。もう1つは、その後そういうことで上田協議会を開かせていただきまして、協議会のほうでも工事中の落水やそういう部分を注意してくださいとか、何かあった場合は何か対処をしてくださいというような部分の御意見をいただいております。

それを踏まえて、町長ともいろいろ協議をいたしまして、町のほうのまちづくり条例のほうでは協議終了というような部分を今年の4月に出ささせていただいております。

6番（時松唯一君） 今の説明によりますと、小原田地区とそれから協議会、協議会の会長は多分、農業委員を兼ねていると思います。その中において私は当初、平成28年9月28日、平成29年10月27日、約4回ですよ。何回も説明しておりません。これは行政の一方的な説明だけで、私が最初に申し上げたのは、この蔵園川の安全と災害の安全を先にやってくださいと。それ以外は賛成しませんよ、ということを書いてあります。ですから、事業者は多分そういうことは言っていないと思います。「説明をしました」「了解しました」で、そういうことを確認に私は県の森林保全課に行ってきました。あちこち回されましたけれども、まず自然保護課から総務省、それから環境省、それから自然保護課、最後に行ったところが森林保全課ですよ。林務許可を出すところですね。何を言われたと思います。私が持っていた資料が、人数ではなくて文書ですよ。文書だけは挟めてあります。人数は1回皆さん同士会という会であったときに書いた名前だけです。誰も同意をしております。同意はしていないんですよ。事業者も何も説明をしないんですよ。そういう中において災害が起きた時に、じゃあ蔵園川の流域の人たちはどこに安全を求めて、誰に言えばいいのですか。町長、お答えください。

政策課長（佐々木忠生君） いろいろ河川の部分もあろうかと思えます。またもう1つは、そこを介す森林法関係の林地開発、それは県の許可になります。今回メガソーラー、太陽光をする場合は営農型ということで、当然、農地法関係の部分での県の許可だったと思います。許可関係であれば、県のほうになろうかと思えます。

まちづくり条例というのが、上位法、森林法、農地法で許可が出た場合、なかなかうちとしては条例という部分でちょっと弱い部分もあります。ただ、それだけではいけませんので、町としては事業者と環境協定を結ばせていただいております。それを担保に工事中の安全や大水が出たらどうするかとか、そういう部分を協定の中で謳わせていただいております。

6番（時松唯一君） 農地委員会にしても農業委員会にしても、執行部にしてもですね、全く答弁になっておりません。今、私どもの河川がどのようになっているか、農業委員会が目で見歩いてやったことがあるのか。そしてまた、執行部の方々も担当だけでもその川を見たことがあるの

か。今どういう状況にあるか、皆さんにお見せします。

まずですね、これが今、蔵園川の上流です。これは平成18年の8月に完成をしております。この近くの砂防は全て壊れています。その上はアシが茂って、今度の災害が来れば1軒家が潰されるような状況です。

それから、これは江古尾川から流れる川が合流して一緒になる川です。何年も前とは違うのです。今は違います。豪雨があれば一気に来ます。だから昭和28年の大水害やそれを想定してやりましたとか、そういう話をお聞きしましたけれども、昭和28年は牛馬の世界ですよ。道の舗装もなければ、車もない、そういう時代の災害と、今の災害を一緒にしてもらったらおかしいでしょ。今の広島でもそうでしょ、四国でもそうでしょ、近場で起きていますでしょ、皆さん。もう少し考えてください。

そして、これはあとで皆さんにお配りしますけれども、ほとんどが岩盤が出ています。ですね。土砂も崩れています。そういう上流から調整池から水が来るのですよ。雨は上から来ます。高い所から低い所に流れます。どちらに流れますか。そこだけきれいになって林地許可を取ったら大丈夫だと。それは林地課の縦割り行政の中の一つなんですよ。そこに住んでいる方々の思いをくむのは町行政ではなかろうかなと、私は確信しております。いかがですか。

町長（北里耕亮君） 昨今の災害、集中豪雨の話題は議員の言われるとおりで、かなりの雨量が想定をされます。そういった意味で、河川改修や砂防の事業というものは、その上流の部分でということとはまた直接的な関係とは別に通常の事業として要望することは可能でありますので、集落というのはいろいろな集落があるわけがございますけれども、そういった部分の御要望などがあれば、もしくは町が必要と考えれば県のほうに要望することは可能でありますので、そのあたりのところはまた協議をさせていただきたいというふうに思います。

6番（時松唯一君） 町長、建設されてからでは遅いのですよ。もしやるならば、まず河川を整備してから考えることではなかろうか。私はそう思います。皆さんはどうか知りませんが、小国町に住んでいる方は、何かをつくったあとに何かあったら困ったとなります。

それと、日テレがつくられました後の検証もやられたかどうかは、私は分かりませんが、やれるとは私は思いますが、やっていますか。あとで答弁してください。

それから、「ヘリコプターによる地質調査のお知らせ」ということで各家庭に入っていますよね。その中にこれは地熱調査だけではなくて、活断層調査や地滑り防砂調査にも用いる汎用なもので、必要に応じて関係省庁、自治体等に提供します。自治体はこういうことを見て、聞いて、そして太陽光なら太陽光なりの建設について協議すべきではなかろうかなと。農業委員がいいからといって、それを省庁が審査をして、私たちは同意しておりません。同意していないのに、何でできるのですか。お答えください。

町長（北里耕亮君） まず、事業主は町ではないということ、もう分かっておられるとは思いま

すけれども、事業体は民間事業体でございます。そこを、やはり地域に影響がないようにということで、様々な許可関係手続きがございます。その中にもまちづくり条例はありますけれども、その中で決まったことをしていくということでございます。ですので、先ほどの黒淵の部分で検証をということで、その中でもまちづくり条例がありましたものですから、地域の方や集落の方、御迷惑や御心配の部分、それに行政が相談に乗るということはさせていただいておりますけれども、上田の部分について、そういう集落からの要望相談、そういう部分は今のところ町には正式にはあっておりません。そういうところで、許可関係が下りておりますので、手続きを終えてあとは事業体が進めるということでございます。

6番（時松唯一君） 地域が町にそういうことを申し上げるのですかね。事業者が勝手に来て、こうします、ああしますという中で、これは安全を確認してくださいと当初釘を押しておいて、その後は知らないまま。もう3回ですよ。3回目にはもう許可が下りましたということですよ。それでいいのかということ。同意していませんから。同意をしていない、協定書も結んでいないのですよ。協定書を結びますということはありませんよ、政策課長。でも、協定書を結んでいないのですよ。そういうことが、説明をしたようになってしまっているよと。だから、そういうことは町と、それから県は違いますよ。縦割りですから。でも、そこら付近はやはり町としてしっかり考えて、検証して、やっぱり地域に来て説明すべきでないですか。地域の方々は不満でしょうがないですよ。危なくて。そうではないですか。皆さんが逆の立場だったらどうします。もう嫌な目に遭っているのですよ。苦い経験があります。平成17年に田んぼも浸かり、水が上がり、そして2年後にはその地域の1人が亡くなっているのですよ。分りますか。災害があつて、そして油が流れ、以前あった川が全て流れてしまったのですよ。そういうことをもう少し考えてください。

私は、町長、いつも言っているでしょ。消防では生命と財産を守ります。あれは何ですか。それが生命と財産を守るのであれば、やはり地域のところに来て、しっかりと説明していただきたい。だからこれは提案ですけども、町長をはじめ、どういうことだったかということをしつかり説明していただきたい。森林保全課については、いわゆる「説明しました」だけになっております。だから、許可しました。ただ森林保全課は、その林地だけのその環境アセスなんですよ。だから出している。そこから河川課に行っています。私は河川課まで行けていませんけれども、振興局の土木課の河川に話を聞いたことによりますと、「やはり太陽光は非常に水の流れが変わります。そのときはいいけれども、3年経ったときは分かりません」と。「それは管轄が違うから言われません」そういうことをおっしゃっているのですよ。皆さんがやることを、私がやっているのですよ。それはなぜか、地域を愛しているから。小国を愛しているから。災害が二度と起きないように思っているから。私たちは、その河川がどれだけひどい目に遭ったかを実感していますから。だから、この場でしっかりと申し上げないと、請願書も嘆願書も出せない。そうす

れば、この議事録に残るじゃないですか。そういうことで、私は一般質問でやっているのです。

でですね、皆さんにこれ見たことありますか。これも県が出しているのです。この中に、非常に危ない。過疎地の防災や開発と災害、道路側溝の点検、防災施設の信頼性、植林と管理、これをしっかりやらないと今度の豪雨では危ないですよ、ということが書いてあります。ぜひ、読んでください。

それから、最後になりますけれども、皆さんがどれだけ努力して、私たちが河川から守る。これは私たちを守るのではなくて、小国を守るのですよ。それがSDGsですよ。それなくして、蒸気を使ってどうします、こうしますと言っても、安全が確認できない以上は小国町の将来性はありません。私はそういうふうに思います。

最後に、以前風力発電等の百条委員会を担当いたしましたして、平成27年12月でそれから何も聞いておりません。その後、南小国町とどのような協議がなされ、もう地籍も入ったかと思えます。この私の持っている中では、地籍が終わり次第、解決に向けて努力するみたいな文言が入っております。その後、どのようになったかをお聞きします。

町長（北里耕亮君） 前段の部分の質問御意見でございますけれども、行政としては然るべき手続き、それに基づき事業体はその手続きを履行するように促すという部分につきると思います。別の角度から、防災面としては河川改修やそういう集中豪雨にならないように、そういう土木的な観点から県に要望を上げる場合は上げていくということでございます。

そこで繰り返しますが、事業主は町ではなくて民間事業体でありますので、集落の方や議員御自身も、民間事業体にいろいろなこういう心配があるぞということを言われてはいかがかというふうに思います。黒淵の部分で情報交換、太陽光パネルをされたときに集落の方が御心配、そして一部議員の方からの発言もありました。行政も集落の方が事業体にいろいろな要望やそういう部分を言ったあとに、じゃあそれを履行するためにどういう部分がいいかということで、集落の方から相談を受けましたから、それと一緒に場を設けたりしました。そういう部分で上田についても、議員のみしか今御意見をいただいております。私には集落の方からそういう要望や心配事というものは、正式にはいただいておりますので、民間事業体のほうに要望や心配事があるということを言われてから、その後に事業体がどういう答えを出すか。それによって行政も考えていきたいと思っております。

それから、地籍の部分については、あとから補足させますけれども、鋭意進めておりまして、今上田地域それから一部北里地域にも地籍が入っておりますけれども、相互の部分で進んでいるということでございます。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

地籍の部分につきましては、現在、当然測量は終わっております、今図面のほうが法務局に行っております。正式にそれが地籍図として反映されるのが3年ぐらいかかりますので、あと1

年ぐらいで地籍図として反映されます。南小国とは前総務課長のときから年間1、2回の会合は持って、それができ次第という話では今進めております。

以上です。

6番（時松唯一君） 今の町長の発言で、事業者のほうに申し上げてくれということですが、事業者に言っているじゃないですか。だめだと。まだ安全じゃないから、安全な川を確認してくださいと当初から言っている。それを確認しないから、私は申し上げている。私だけと言うけれども、私は今の別所の集落を見てみると、寝たきりや熊本から通っている人や7、8人しかいないんですよ。その中で一任します、もうやらないでくださいと一任を受けている。ということは、私がそれを出さなかったということで、皆さんに迷惑を掛けているのかなという、非常に責任を感じています。

政策課長。私は、そういうこと聞いていないでしょう。事業者から。私が当初申し上げたのは、蔵園川の上流の安全を確認してから申請書を出してくださいと、言っているのですよ。最初に。それを飛び抜けてぼんぼんぼんと縦割りの中で許可を出しているのですよ。だから、確認をしてくださいということを再度申し上げて、私ども蔵園川、あるいはこれは小国町全体の問題ですから、大きく取り上げて皆さん真剣に考えてください。

以上です。

町長（北里耕亮君） 一任を受けられているかどうかという部分も確認できておりませんので、そのあたりはこちらで確認をさせていただきたいと思えますし、繰り返しになりますけれども、事業体の部分との意見の食い違いというか、食い違いがあるのかどうかも含めて再度、確認を内部でしていきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時25分から再開をいたします。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

議長（渡邊誠次君） 11番、松本明雄議員、登壇を願います。

11番（松本明雄君） 11番です。今日は傍聴人の方もいらっしゃいますので、緊張してやりたいと思います。

それでは、地域交通のあり方について。昨日も同僚議員の方から質問がありました。この問題も私が3年前ぐらいにもいっぺん質問をしておりますが、ちょっと同僚議員と違うところもありますので、その分だけ補足をさせていただきたいと思えます。

乗合タクシーも始めて数年経ちます。最初は当初予算は600万円から始まりました。補正を組み合わせながら予算を組み合わせながら、今では1千600万円もかかっております。それともう1つは、

地域バスもうちは走っております。それでその金額だけでも、もう3千200万円ですかね。産交バスと日田バスに払っております。日田バスのほうは日田杖立間を走っておりますけれども、我々も日田に行く時に、よくそのバスと離合します。そうすると、今は福岡黒田便がありますので、産交バス、西鉄バス、日田バスの共同運行で走っております。そのほうには結構お客さんが乗っておりますけれども、日田バスに関してはほとんど乗っていないような状態であります。今後、その辺も検討していただきたいと思います。

乗合タクシー、隣町ではうちとは違った方式を採っております。65歳の方にやっている、免許を持っていない方、50枚券をあげてやっております。南のほうも今年1年間、その成果というか結果が出るとお思いますので、その辺も検討していただいてですね。今後、うちの町がどういう地域交通であるといいのか、その辺も検討していただきたいと思います。これは質問だけで終わりますので。

次の題材に入りたいと思います。次は、これもいっぺん4年前に就学前の教育については質問をしました。これは、心身ともに健康な子どもさんができるように、学校に入る前での教育の在り方についてを聞きたいと思います。

これは、特に保育園について聞きたいと思います。宮原保育園の手狭な問題と今、北里保育園、下城保育園があったですね。そのあたり子どもさんがいらっしゃると思いますけれども、今どうしても仕事の関係上、宮原保育園が入りたくても入れないと、そういう関係があります。町長がなったときのハードの話としては、開発センターと保育園はどうしても成し遂げたいという気持ちがあったと思いますけれども、これもハード面でいろいろな予算がつかますので、この前の一般質問でも予算がつく話が多かったと思います。町長も今限りで辞められるということですが、この保育園問題は町長が議員もされていた、町長もしたという、そういう観点でどういう流れで持っていきたいのか。僕も一応考えておりますので、先に町長の御意見を聞いてからお話したいと思います。

町長（北里耕亮君） まず乗合タクシーの部分に少しだけ触れてから次に移りたいと思いますが、昨日も一般質問をいただいた部分の中で、地域交通の問題は非常に重要であるということをお答弁いたしました。その折に、隣町のチケット制でやられている部分を今議員は話題にされました。この部分についても、小国町の中でも隣町の状況がどうなのかという部分を、今後も少し隣町がやられていることをうちの町が検証ということはなかなかおこがましいですが、比較をしてどうなのか、課題があるのかないのか、そういう部分をしっかり検討すべきであろうというふうに、今担当課には指示をしているところでございますので、継続的に検討していきたいと思います。昨日も触れましたように、やり方としてはそういうチケット制のやり方であったり、昨日は宮原の中の課題がありました。それを周遊するのか、はたまたサテライト的に、例えば帯田や仁瀬やまた供用していない所に新たなエリアとしてつくっていくのか。いろいろな方法があるかと思

ますが、継続的に検討考えをしていきたいと思ひます。

次に保育園や就学前の教育といひましようか、子育てについてでございますが、法律と制度が変わってきております。「子ども園」といひ言葉でございますけれども、そういう部分があるなかで今後、小国町がどういひ方向性がよろしいのかといひ部分で、まずハードとソフトの話は少し切り分けて、ソフトといひのは中身の幼稚園的な子ども園、保育園的な子ども園、ちよつといろいろあるかと思ひますが、その子ども園とは何ぞやといひところから少し、担当が保育園長がおりますので、答弁をいたさせたいと思ひますけれども、まず、どちらにするといひ結論ありきではありません。ちよつと指示を夏前からさせていたひているのが、県内でも最近子ども園化したところが他町村でありますので、そこを視察に行つていたひております。1箇所では少ないと思ひますので、今後もいくつか見させていたひきながら、中身の部分でどういひ形がいいかといひことを検討していきたくと思ひます。

次にハードの話でございますが、議員も話題にしていたひいたとおりに、現在の宮原保育園は老朽化もしてありますし、日当たりの課題もあります。部屋の狭さもあります。いつかはやはり建て替えといひ部分を考えなければいけません、認定子ども園にするから建て替えるとかそういひところでは結び付きではなくてですね、まず一つ一つを検討しながら考えていきたくと思ひます。まずは子ども園について答弁をいたさせます。

保育園長（児玉敦子君） それでは、議員が一般質問のほうに書いておられる認定こども園といひところで御説明いたします。一般的には認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設となります。一つは幼稚園的機能と保育所的機能を持つ幼保連携型、もう一つは認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を持つ幼稚園型、町内では平成29年度より小国幼稚園が幼稚園型認定こども園となっております。次に、認可保育所が保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える保育園型。最後に認可保育所以外の保育機能施設、認可外保育所等が保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える地方裁量型といひふうに分かれております。

これからの小国町の就学前教育、保育園の在り方としましては、保育園としては小国町らしい保育を活かした、小国の子どもたちのためにいろいろ御意見をいたひきながら視察等を重ね、様々な方向性や可能性を探つていきたくと思ひております。

以上です。

11番（松本明雄君） 僕もこども園の件については、ちよつと勉強してきました。幼稚園と保育園のカリキュラムを一緒にした形で、民と官が一緒になつたような形になります。そして、また隣町のことを言つて悪いのですけれども、大分県のほうは特に進歩しております。分かるとおりに九重町のほうでは、平成17年からこの事業に取り組もうと準備をしておりました。そして、建て替えのほうは平成27年と28年に二つのこども園を開園しております。今さっき言つたよ

うに、日田に行く分かるように、日田市も大山の所に前、地域振興局があった場所に、大山こども園をつくっております。流れとしては、そういう流れになってきておりますので、今後小国町も建て替えるのに相当な財力が要ると思いますから、民の力を借りてですね。民の力を借りると、この前の話に出たように、社会教育委員のほうは巨大化しておりますので、そういう方向ではなく、いくつかの幼稚園とも話し合いをしながらやっていくのも一つの手ではないかと思えますけれども、町長のほうはどういうお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 現在、小国町には私立幼稚園が1組織ございます。それは私立幼稚園ということで民間でございます。慎重に答弁しなければいけないのですが、今、園長も言いましたように、基本は小国町らしい子育て、就学前教育という部分を考えていきつつも、今議員おっしゃいましたような時代の流れというか、国のそういう情報も取り入れながら、より良い方向を模索していきたいということで、今1箇所は視察をしておりますが、2箇所、3箇所、4箇所ということで引き続き先進地といいたいでしょうか、そういうふうになった所を見ていきたいというふうにも思っております。

です。いろいろな方法論がございまして、法人化と言いましょか、そういう部分にはそれなりのまた課題がありますけれども、そういう部分も視野に入れながら。こども園化するなら幼稚園と保育園が一緒になるわけですから、そういう部分での課題がどういうものがあるか、ないのか。ハード的な話で、先ほど私は切り離すということでありまして、それが何か条件のようになってしまうと、とかく結論ありきになりますから、一つ一つソフトはソフト、ハードはハード、とは言いましても、こども園にする際に例えば建物の建て替えをする場合には、大変有利な国の補助金がございまして、それも事実の話であります。そういう部分も事実と受け止めながら、それを取り入れていくかどうかも含めて考えていきたいと思っております。

1 1番（松本明雄君） 今、町長が答弁されたとおり、こども園にすると相当な補助金が出ますので、そちらの方向も検討して早めに。町長がもう今期で辞めますので、すぐにはどうこうできませんけれども、方向性だけでも出していただきたいと思います。

うちの町も、小学生から高校生まで一貫教育であります。このこども園ができれば、0歳から18歳までの切れ目のない教育ができると思っておりますので、その辺を考えながら、今後子どもが少なくなりますのでやっていけると思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） トップが変わるとか、でないとか、という部分とこの子育ての部分、町民の方も非常に保育園幼稚園という話題はトップが変わる変わらないに関わらず、ずっと大事な話題でございますので、今私が任期中に最大限できる検討をさせていただきながら、そして職員は職員として考えを持つでしょうから、引き続き新しい方も検討をされて小国町にとってより良い形はどうなのかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

1 1 番（松本明雄君） それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ質問させていただきます。このごろ、いろいろな所に行くといろいろなうわさ話やいろいろな話を聞きますが、僕らが得た情報も流れているような話もあります。そこで職員の方々の公務員法の中にある秘密を守る義務ですね、その辺の教育はどうされているのか。そうすると、町がいろいろなところでお願ひして委員会があります。その中でも、どうしたことまでしゃべっているのか、その辺もちゃんと教育しているのか、聞きたいと思ひます。

ここは、私事で悪いのですけれども、僕も民生委員をしていました。そうしたら、その時の話の中では「寝言でも聞いたことは言うな」と、そういうぐらい徹底しておりましたので、やっぱり職員間やいろいろな方々が自分の権限を利用して知り得た情報を、今後インターネットやSNSがありますので、そこで流すことのないように徹底した教育をしていただきたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりであります。地方公務員法の中にも、しっかりした決まりがございます、それは当然のことです。町民の方の悩み事やいろいろな情報、様々な部分、苦しんでいらっしゃるいろいろな部分、ありとあらゆる事柄ということでございますが、それに真摯に役場職員は向き合うために、知り得た情報でそれについては守秘義務というものがございますので、しっかり正職員だけではなくて、臨時非常勤職員共々しっかり守っていくように指導をしているところでございます。

各委員の、教育委員や今、話題にありました民生委員や農業委員それぞれという部分も一番最初に担っていただく時にも御理解をいただく部分であるし、そこもしっかり説明をさせていただいているところであります。

補足がもしあれば、総務課長から答弁をいたさせます。

総務課長（小田宣義君） ただいまの質問ですが、せっかくですので地方公務員法の第34条ということで、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」この場合の秘密とは、一般的に知られていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利害の侵害となると客観的に考えられるもの。すべてのことではなくて、一般的にその事実が漏れた場合に他の人が不利になる情報ということで扱われております。公務員においては、これにつきましては罰則規定もありまして、違反者は最高1年の懲役または最高50万円の罰金ということになっております。

なぜ、この守秘義務があるかと申しますと、公務員が行政執行過程で得た住民の個人的利益や公的利害に関わる情報を漏らして、その利益を害することは地方公共団体に行政を信託した住民への背信行為であり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員と行政全体に対する信頼を損ねることになるということで、この罰則が設けられております。

今、町の中の対策といたしましては、職員はまず入りまして1番最初に初任者研修というものを受けます。その中で1番最初に学ぶのがこの「守秘義務」でございます。そのあと、各役職段階での担当者の研修、そして係長研修、徐々にランクの研修があるのですけれども、その中でも

数々触れられております。

また、役場に臨時的に勤められていただいている臨時職員に対しましては、大体6カ月が雇用の期限となっております。さらに更新する場合、それと一番最初に雇用する場合は、各課長から口頭でこの秘密の保持のことを指導していただいております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 今、説明があったとおり、これは徹底してやっていただきたいと思います。小国町からいろいろな話が抜けたでは、非常に恥ずかしい限りでありますので、今後口頭だけではなく文書があれば文書を手渡すとか、そこまでやっていただきたいと思います。

短いですが、これで私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、予定しておりました3人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに係る検討について」及び「議会活性化推進に係る検討について」及び「ゆうステーション周辺整備に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前 11 時 47 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1番 穴 井 帝 史 君

6番 時 松 唯 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月11日から 9月21日までの11日間とする。

1.	議案第 35 号	公共工事請負変更契約の締結について (荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事) 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 36 号	小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 37 号	小国町循環型農業堆肥舎の設置及び管理に関する条例について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 38 号	小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 39 号	小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 40 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 41 号	平成 30 年度小国町一般会計補正予算(第 4 号)について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 42 号	平成 30 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	議案第 43 号	平成 30 年度小国町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 30 年 9 月 11 日 原案可決
1.	認定第 1 号	平成 29 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 2 号	平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 3 号	平成 29 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 4 号	平成 29 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 5 号	平成 29 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出 決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 6 号	平成 29 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 7 号	平成 29 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 8 号	平成 29 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定

1.	認定第 9 号	平成 29 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 平成 30 年 9 月 19 日 認 定
1.	発議第 3 号	議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 9 月 19 日 原案可決

《議案外》

平成 30 年 9 月 11 日

1. 報告第 5 号 平成 29 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
1. 議員派遣報告について

平成 30 年 9 月 20 日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 開発センター建替え検討特別委員会
 - 議会活性化推進特別委員会
 - ゆうステーション周辺整備特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成 30 年 9 月 11 日

1. 薬味野菜の里新店舗オープンについて
1. 平成 31 年度職員採用試験について
1. 現職農業委員の辞任について
1. 内閣府出向職員について

《一般質問》

(1 日目)

1.	子どもの医療費助成について	P 13～18
1.	危険なブロック塀への対応について	P 18～22
1.	町立学校のエアコンについて	P 22～24
1.	粗大ごみ収集について	P 24～26
1.	乗合タクシーについて	P 26～28
1.	バス路線懇談会について	P 28～30
1.	被災地職員派遣について	P 30～31
1.	人権同和教育研究大会について	P 31～33
1.	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	P 33～37
1.	男女共同参画社会づくり計画について	P 37～40
1.	観光全般について	P 40～46

(2日目)

1.	地籍調査について	P 1~2
1.	固定資産税について	P 2~2
1.	道路沿線の雑木について	P 2~4
1.	農振農用地について	P 4~7
1.	SDGs に関することについて	P 7~14
1.	地域交通のあり方について	P 14~16
1.	就学全教育について	P 16~17
1.	守秘義務について	P 18~19

平成 30 年

第 5 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成30年第5回全員協議会記録

日 時	平成30年9月12日（水曜）	開会	10：01
		閉会	13：46
場 所	小国町隣保館		
出 席 議 員	穴井帝史 児玉智博 熊谷博行	大塚英博 時松唯一 時松昭弘	北里勝義 穴見まち子 松本明雄
			高村祝次 松崎俊一 渡邊誠次
事務局 職 員	藤木一也 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	1. 平成30年第3回小国町議会定例会提出議案について （総務課・政策課・税務課・会計管理室・議会事務局・ 監査事務局）		
会 議 の経過 概 要	平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明 及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成30年9月12日 (水曜) 午前10時00分

長谷部 環境モデル都市推進係長 (長谷部大輔)	橋本 徴収係長 (橋本 弘二)	長 地籍係長 (長 広行)	藤木 議会議務局長 (藤木 一也)	穴井 書記 (穴井 桂子)
田邊 まちづくり係長 (田邊 国昭)	久野 税務係長 (久野 由美)		永江 総務係長 (永江 和広)	松本 管財係長 (松本 徳幸)
白浜 政策課審議員 (白浜 真治)	小野 税務課審議員 (小野 寿宏)		佐藤 総務課審議員 (佐藤 則和)	中島 財政係長 (中島 高宏)
佐々木 政策課長 (佐々木 忠生)	橋本 税務課長 (橋本 修一)	北里 町 長 (北里 耕亮)	小田 総務課長 (小田 宣義)	小林 会計管理室長 (小林 徳子)
2 大塚				11 松本
3 北里				10 時松昭
4 高村				9 熊谷
5 見玉	6 時松唯	議長 渡邊	7 穴見	8 松崎
		副議長 穴井		

藤木議会議務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (h. 30. 9. 12)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

本日9月12日、平成30年第5回の全員協議会でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回の全員協議会ということで、お集まりいただいております。ありがとうございます。

お手元にありますとおり、一般会計歳入歳出決算認定の御審議ということで、本日は議会事務局それから会計管理室、総務課、そして税務課、政策課、それぞれの課長それから審議員、係長ということで、出席をさせていただいております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。平成29年度決算ということで、十分なる御審議方をお願いいたします。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

であります。よろしくお願いいたします。

本日の担当課については、議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしています。

それでは各課長から所管の平成29年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思いますと思います。

議会事務局長（藤木一也君） 皆さん、おはようございます。

決算書の84ページをお開き願います。

議会事務局費でございます。平成29年度の歳出総額が7千98万1千807円ということで、前年度と比較しまして約370万円ほどの減額となっております。この主な要因といたしましては、議員の報酬及び期末手当の5パーセント削減分、それと議員共済会負担金の減額分となっております。

歳出項目で大きなものとしていたしましては、議員の報酬、職員の給与、それから手当、共済費等の人件費が6千623万5千47円で、全体の3.3パーセントを占めております。不用額のほうが約162万円ほど出ておりますが、主な要因といたしましては費用弁償及び研修会負担金、それから消耗品等に若干残金が出ております。また、昨年の議員の活動状況としましては、議員派遣として11回実施しております。議長の活動としても、年間を通して38回ほど実施しており

ます。

それでは、続きまして130ページをお願いいたします。監査委員費です。監査委員費の歳出総額は963万6千261円です。主なものは監査員の報酬2名分、それから職員の給与、手当、共済費などで全体の93.8パーセントとなっております。監査委員におきましては、56日前後の活動をしております。監査の内容としましては、毎月行います例月出納検査、現金検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査並びに随時監査等を行っております。

以上で、議会費並びに監査委員費の説明を終わらせていただきます。

総務課長（小田宣義君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務課所管の部分について着座で御説明を申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきますが、その前に総務課資料3、主要施策の成果報告書及び総務課資料5の委託料工事請負費、補助金、負担金調書を配付してございますので、あわせて御覧になっていただきたいと思っております。

では86ページ、87ページをお開きください。総務費の一般管理費です。平成29年度の一般管理費の決算額は3億7千647万990円です。不用額が1千819万9千10円出ております。これは実施設計委託や旧センターの解体、庁舎空調工事の入札残が主な原因です。一般管理費は人件費と庁舎、それと新センター関係の委託料及び工事請負費が主な支出内容となっております。

次に94ページ、95ページをお願いします。財産管理費です。決算額が3億1千107万6千991円です。不用額が2千336万6千9円と大きくなっておりますけれども、これは積立金の中の悠木の里づくり事業基金積立金、これが約2千万円とネットワーク事業基金積立金、これが200万円の積立不足が主な原因です。積立金を事前に事業の財源に充当いたしましたので、積立をその分減らしております。

続きまして102ページ、103ページをお願いいたします。公平委員会費、交通安全費、7諸費は総務課の所管でございます。

108ページ、109ページをお願いします。電算施設費も総務課の所管になります。

続きまして118ページ、119ページをお願いいたします。この16社会保障税番号制度費も総務課の所管です。

120ページをお願いいたします。庁舎等建設費は、支出総額が2億4千114万円で、翌年度へ4億7千986万円を繰り越しております。内訳といたしましては、センター工事の管理委託で1千404万円、建設工事本体です、4億3千982万円、議場等の音響設備等で2千600万円の繰越をいたしております。不用額の1千500万円につきましては、入札の残となっております。その下にあります税務費の中の税務総務費の固定資産評価審査委員会の報酬16万7千円と、次の123ページにあります旅費の費用弁償につきましては、総務課の所管でございま

す。

126ページ、127ページをお願いいたします。選挙費です。支出総額で673万7千842円、これも総務課の所管になります。

130ページ、131ページをお願いします。統計調査費も総務課所管になります。

204ページ、205ページをお願いします。消防費になります。支出総額が1億7千270万5千339円で、翌年度への繰越額が2千700万円です。これは、杖立避難所の設計委託分の繰越となっております。また、不用額が消防の3つの目の項目で558万5千661円出ております。

248ページをお願いします。このページの公債費、次のページの12諸支出金と13予備費までが総務課の所管であります。

次に歳入に入ります。18ページに戻っていただきたいと思います。2の地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、それと20ページにいきまして、株式等譲渡所得割交付金、6地方消費税交付金、7自動車取得税交付金、8地方特例交付金、9地方交付税、22ページに移りまして交通安全対策特別交付金までが総務課の所管でございます。町の収入の大部分は交付税です。決算額といたしまして、収入済額で24億4千55万2千円となっております。しかしながら、昨今の動向を見てみますと、交付税は少し国は減少の傾向で動いております。今後の予算編成につきましても、それを踏まえた編成が必要だと考えております。

25ページをお願いいたします。総務使用料の中の公有地使用料も総務課の所管です。

次に29ページ、法定外公共物の使用料があります。これは、町の里道水路の使用料となります。

次に38ページ、39ページをお願いいたします。国庫補助金の中の総務費補助金ということで、社会保障税番号制度補助金、その下の復興まちづくり総合支援事業補助金とその下の地方創生交付金も総務課所管でございます。

また39ページの下から2段目、総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金も総務課所管です。

次に41ページをお願いいたします。下から2段目の災害救助費負担金（過年度分）もそうです。

43ページをお願いいたします。総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金も総務課所管です。

54ページをお願いいたします。災害復旧費県補助金の中の平成28年熊本地震復興基金交付金の中の農家の自力復旧支援事業を除いたほかは総務課の所管です。

57ページをお願いいたします。統計調査費委託金と選挙費委託金も総務課の所管です。

59ページの利子及び配当金の中で、2番目の奨学金利子収入と、次のページにかけて中山間ふるさと水と土保全の利子収入以外が、総務課の所管となります。

61ページの一番下をお願いします。町直営林立木売払収入と63ページ、土地売払収入、その下にある一般寄附金、熊本地震災害寄附金、財政調整基金繰入金、ネットワーク事業基金繰入金から次のページの悠木の里づくり事業基金繰入金までが総務課の所管でございます。

67ページをお願いいたします。前年度繰越金も総務課の所管です。

71ページをお願いします。雑入になります。総務課の所管の主なものといたしましては、公有建物災害共済金413万3千8円、熊本県市町村振興協会市町村交付金1千656万1千105円、次の73ページの市町村振興事業補助金121万5千円、派遣職員給与負担金319万4千950円、75ページに移りまして、森林総合整備事業補助金274万1千847円があります。

78ページ、79ページをお願いいたします。町債です。臨時財政対策債から83ページの一般単独災害復旧事業債までが、総務課の所管でございます。総額で7億1千426万3千になります。各事業で不足する財源をこの起債により充当したものです。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。

政策課所管の平成29年度決算状況について説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

まず、全体概要でございますけれども、政策課所管の決算額としましては、企画費が9千256万9千124円、環境モデル都市推進費が594万5千359円、地域エネルギー費が277万5千854円の合計1億1千29万337円となります。一般会計決算全体に占める割合といたしましては、1.8パーセントにあたります。また、前年度決算と比較しまして約9千100万円の減額となっています。主な要因としましては、小国町外1カ町公立病院組合が整備を行った木質バイオマスボイラー整備に対する補助金と、小国新電力会社ネイチャーエナジー小国の出資金などの臨時的経費の減によるものです。

それでは歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書の98ページをお願いいたします。98ページから103ページまでが、目4企画費でございます。この目は地熱資源活用審議会など各委員会の開催運営経費、地域おこし協力隊の活動及び生活経費、ふるさと寄附金経費、移住定住対策経費、地域公共交通対策経費などに関する歳出です。主なものといたしましては、99ページ、報酬の中で地域おこし協力隊報酬777万8千400円で、協力隊4人分の報酬です。同ページ8報償費の中で、ふるさと寄附金謝礼1千842万5千840円で、ふるさと寄附金を行った方への返礼品額です。平成29年度は寄附件数543件、寄附額1億6千612万3千円で、対前年比としましては件数で34パーセント、寄附額で315パーセントとなり、件数としては減少しておりますけれども、寄附額としては大口の寄附者がおり伸びております。同ページ13委託料の中で乗合タクシー運行委託料1千646万3千630円で、町内タクシー事業

者へ委託を行い、町内8エリアを運行しています。乗合タクシー利用者数は1万795人、平成28年度は1万814人で、対前年としてはほぼ100パーセントの状況です。

次に101ページをお願いします。19負担金補助及び交付金の中で、地方バス運行等特別対策補助金3千263万円で、地域公共交通対策の一環として、町内8路線の路線バスの運行経費に対する補助金です。平成29年度の利用者数は4万9千998人で、対前年比としましては76パーセントです。これにつきましては、平成28年度は10路線、平成29年度は8路線と路線数が減少したことによる利用者数の減と見込まれます。同ページ中ほどの小国町空き家改修事業補助金59万6千円で、移住定住対策の一環として移住希望者が空き家バンクに登録した物件に入居する際の改修費用の一部助成を行っております。平成29年度は3件の改修を行っております。次に小国郷地域公共交通整備等事業補助金334万5千555円で、平成29年度も昨年度に引き続き小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便「小国郷ライナー」の実証運行に対して、補助金を交付しております。1月と2月を除く10カ月間、1日2往復の実証運行を行い、総乗車数は1千535人で、うち小国町の乗車数は大人974人子ども36人の計1千10人です。次に、地方創生推進交付金阿蘇地域広域連携事業負担金159万9千円です。地方創生推進交付金を活用し、阿蘇地域7市町村で取り組む新規就農者の受け入れや、林業担い手の育成、移住定住の促進等に対して負担をしております。

企画費の決算総額は9千256万9千124円となり、予算執行率は94.1パーセントです。不用額582万4千876円の主なものは、ふるさと寄附金で大口の寄附者がおり、寄附額は伸びておりますが、件数が減少したことにより謝礼品代157万4千160円、それから各種手数料42万7千393円の不用が出ております。そのほか、地域経済応援ポイント商品代79万7千452円のほか、事業実績及び各節実績によるものでございます。

次に116ページをお願いします。116ページから119ページまでが目15、環境モデル都市推進費です。この目は環境にいいこと推進会議作業部会の開催運営経費、環境モデル都市行動計画に基づいて事業を推進するための歳出です。主なものは119ページ、13委託料の中で、環境省の地域と連携したCO2排出促進事業補助金を活用して、環境番組作成業務委託料として、国民運動クールチョイスの中でも特にクールビズ・ウォームビズに関するテレビ及びラジオ番組の制作や放映をFM小国へ146万2千968円で委託を行っております。啓発事業コーディネート業務委託として、国民運動クールチョイスに関するイベント開催等業務のコーディネート熊本日日新聞社へ187万9千200円で委託を行っております。同じく負担金補助及び交付金のエコハウス設備補助金45万円で、町内一般住宅に低炭素化設備である木質ストーブ、高断熱窓の導入に対する補助を行っております。平成29年度は薪ストーブ4件、高断熱窓1件の導入に対して補助を行っております。環境モデル都市推進費の決算総額は594万5千359円となり、予算執行率は85.5パーセントです。不用額100万6千641円の主なものは、エコハウス設

備導入の実績減による不用額や各節の実績によるものでございます。

次に飛びまして、194ページをお願いいたします。194ページから195ページまでが、商工費、目4地域エネルギー費です。この目はEV車急速充電設備の維持管理経費、地域エネルギーの推進に関する歳出です。主なものは195ページ中ほどの13委託料のEV急速充電器保守委託料139万3千920円で、町内4カ所の急速充電設備の保守管理委託を株式会社ハセテックに委託しております。地域エネルギー費の決算総額は277万5千854円となり、予算執行率は89.4パーセントです。不用額32万8千146円の主なものは、EV急速充電器保守委託の町名4箇所のうち役場急速充電設備について庁舎コミュニティ棟改築工事に伴い、平成29年12月から使用不可期間による不用や各節の実績によるものです。

以上、簡単ですが、歳出を終わります。

次に、歳入を説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。国庫支出金、目6地方創生交付金です。中ほどの地方創生推進交付金として79万9千円です。企画費に充当させていただいております。

次に43ページをお願いします。県支出金、目1総務費県補助金の総務費補助金です。中ほどの土地利用規制等対策費交付金3万8千円、熊本県地方バス運行等特別対策補助金40万9千2千円です。これも企画費のほうに充当させていただいております。

次に63ページをお願いいたします。寄附金、目1一般寄附金です。中ほどのふるさと寄附金1億6千612万3千円で、寄附件数は543件です。企業版ふるさと寄附金100万円で、寄附件数は1件です。企画費への充当とネットワーク事業基金へ積み立てております。

次に73ページをお願いいたします。目5、雑入です。下のほうの阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金として1万9千円です。事業実績に伴う返還金です。

次に75ページをお願いいたします。一番下の地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金374万4千円です。環境モデル都市推進費委託料の環境番組作成業務委託料、啓発事業コーディネート委託料に充当させていただいております。

次に77ページをお願いいたします。中ほどの地域経済応援ポイント収入21万4千658円です。企画費、需用費の地域経済応援ポイント商品代に充当しております。

簡単ですが、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金については、決算資料政策課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、政策課の説明を終わらせていただきます。

税務課長（橋本修一君） それでは、税務課所管の決算の概要説明をいたします。着座で説明させていただきます。

歳出のほうからです。105ページをお願いいたします。

総務費、目の8地籍調査費でございます。主なものが、次のページの107ページの委託料、地籍調査業務委託料でございます。1億1千16万701円でございます。黒淵地区の一部3.4平方キロメートル及び上田地区の一部2.43平方キロメートルの一筆調査ほか、地籍調査等を行っております。黒淵地区の現地調査、一筆調査は平成29年度で終了しております。進捗率は平成29年度末で59パーセントほどの進捗率になっております。平成29年度の地籍事業におきましては、平成28年度の後半に追加事業になりました4千400万円と平成29年度の当初決定分の7千万円をあわせて1億1千400万円の事業費で行っております。また、平成29年度後半には追加交付事業配分がありました事業費で1億3千万円ほどでございますが、その分は平成30年度に繰り越して事業を行っております。

続きまして120ページをお願いいたします。徴税費でございます。目1が税務総務費で、次の123ページの下段から124ページが目2の賦課徴収費になります。町税の賦課徴収に係る通常の経費事務費になります。平成29年度は特に臨時的な経費はございませんでした。

次に歳入でございます。17ページをお願いいたします。町税です。一番上の真ん中の行の収入済額のところでございますが、町税の全体の収入総額は6億1千674万3千円で、対前年度比としては1千170万円ほどの増になっております。伸び率は1.9パーセント増でございます。また、町税全体の現年度分の徴収率は98.9パーセント、滞納繰越分の徴収率は36パーセントとなっております。各税目につきまして、まず個人町民税でございます。収入済額は2億960万3千円で対前年比1千90万円ほどの増になっております。次に、法人町民税3千253万2千円で、これも対前年比430万円ほどの増になっております。次に固定資産税です。固定資産税は2億8千117万3千円で、対前年比これは290万円の減になっております。そして、次に軽自動車税は2千794万1千円で対前年比120万円ほどの増になっております。

次の19ページをお願いいたします。たばこ税と入湯税でございます。たばこ税は前年に比べて50万円ほどの減、入湯税は110万円ほどの減になっております。

次に29ページをお願いいたします。下段の総務手数料です。税務課関係は台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、次のページの2段目の証明等手数料が税務課の関係でございます。

続きまして43ページをお願いいたします。県支出金の総務費県補助金に地籍調査事業費補助金、8千550万円でございます。補助率は国が50パーセント、県が25パーセントでございます。

続きまして57ページをお願いいたします。県委託金です。総務費委託金の一番上のところでございますが、個人県民税徴収事務取扱委託金963万5千円です。県民税を町民税とあわせて町が徴収を行っておりますので、これに対しての県からの委託金でございます。

次に67ページをお願いいたします。諸収入に町税延滞金がございます。129万2千円ほどでございます。

以上で、税務課所管の概要説明を終わります。

会計管理室長（小林徳子君） 皆さま、おはようございます。着座にて説明させていただきます。

会計管理室所管分について、歳出のほうから御説明いたします。

110ページ及び111ページをお願いします。2総務費、1総務管理費、目の11会計管理費です。予算額49万9千円に対し、支出済額44万7千885円になっております。支出額の主なものは、次のページ113ページをお願いします。12役務費の手数料29万612円で、これにつきましては納付書のデータ読み込み手数料でございます。1件につき10円プラス消費税がかかっております。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。

66ページ及び67ページをお願いします。19諸収入、2預金利子、目の預金利子で歳計現金預金利子6千946円で、これにつきましては普通預金の預金利子となっております。日銀のマイナス金利の影響で普通預金利子が0.001パーセントとなっております。

以上、説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、それぞれの歳出課目についてページごとに進めていきますので、よろしく願いいたします。なお、歳入につきましては歳出が終わってから行います。

それでは、84ページ、款1議会費から130ページ総務費の監査委員費までをページを追っていきます。委員の皆さまにおかれましては、別紙平成29年度一般会計決算及び特別会計決算、歳出科目別文書事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の黄色く塗られた部分の協議になります。

それでは、84ページの議会費からまいります。84ページ、85ページ、質疑ございませんか。87ページの全国森林環境税創設促進連盟負担金までが議会費になります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次に総務課の所管に入ります。86ページ、87ページ。総務費、よろしいですか。88ページ、89ページ、90ページ、91ページ。

3番（北里勝義君） 91ページはいいですよ。

議長（渡邊誠次君） いいですよ、どうぞ。

3番（北里勝義君） 91ページの13の委託料の一番下ですね。人事評価システム導入委託料156万7千80円上がっておりますが、これについて内容をもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

総務係長（永江和広君） 人事評価におきましては、平成28年度より人事評価を本町におきましては実施しております。その際、平成28年度に実施したときには紙ベースで人事評価の取扱いを行いましたために、集計等に時間を要して効率的な事務が実施できなかったということを踏まえまして、平成29年度評価集計作業の省力化並びに回数を重ねるごとのデータ管理を目的とし

まして、それを一元管理するシステムを導入いたしました。

3番（北里勝義君） 28年度に同じく評価制度のマニュアル作成ということで、委託をされていますね。それは、直接関係はないんですかね。

総務係長（永江和広君） 平成28年の委託料につきましては、人事評価制度の構築の委託料として、今回はその運用のシステムの導入委託ということで全く別なものになっております。

3番（北里勝義君） このシステム導入ということで、この委託料は毎年出てくるということですかね。前年度だけですか。

総務係長（永江和広君） 保守委託は発生しますけれども、確か10万円そこそこだったと思います。

3番（北里勝義君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。91ページまで。

8番（松崎俊一君） 8番です。

91ページの委託料のストレスチェック検査委託料、これは安全衛生法ですかね、そちらのほうでしていると。この前も何か1回、質問をしたところですがけれども。誰がどうだということは言えないと思いますけれども、その辺で何人かそういう重いストレスを抱えているとか、その辺に対する対策というか取り組みですかね、その辺がちょっと数字的には分かりませんが、教えてください。

総務係長（永江和広君） 平成28年の実績が、114名の実施者のうち高ストレスと判定されたものにつきましては12名という結果でございました。このうち、産業医の面接の希望者は0というふうになっております。

平成29年度におきましては、実施者が206名、こちらにつきましては臨時非常勤を含んでございます。そのうち高ストレス者は14名というふうなことでございます。14名のうち産業医の面接希望者は0でございました。

8番（松崎俊一君） 直接的ではありませんが、そういった状況にあるとか、今ストレスの状況が高いというところで、例えば職員向けや、もしくは管理職向けやその辺の研修とか勉強とか、その辺の実施状況はいかがでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） ストレスの改善に向けましては、今年から委員会のほうを設けまして、職員会議を起こしております。ここに病院の坂本先生にも来ていただいて、対策等をこれからやっていこうかという準備段階でございまして、データにつきましては各課長や管理職にもお示ししまして、そういう高ストレス者が多い職場がこういったところが少し高いですよという情報は流して、少しでも改善に向けていこうかと今から準備をしているところでございます。

8番（松崎俊一君） この前、ちょっといろいろな意見を聞いたのですがけれども、パワーハラスメントですね、いろんなハラスメントがあると思いますけれども、この場合、以前と違って受けた

側が嫌がった場合、やっぱりハラスメントになっていくというような状況が変わってきていると思うのですよね、昔と比べてですね。そのあたり今度は今、管理職なら管理職でいろいろ部下を指導する側のほうが、そのあたりをしっかり勉強して行ってやっていくべきではないかということをつけ加えて、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、92ページ、93ページ。一番下段の文書広報費は情報課の所管になりますので、93ページ、公用車重量税までが総務課の担当所管となります。

質疑、よろしいですか。

6番（時松唯一君） 93ページの上段はいいですね。

議長（渡邊誠次君） はい。

6番（時松唯一君） 公用車リース料で137万4千516円を計上されていますけれども、まず公用車が何台で、使用稼働率が何パーセントぐらいあるのか。いつも何台か停まっているように見受けられますけれども、これを併用して使用できるような対策はできないのか、お聞かせください。

総務係長（永江和広君） こちらの公用車リース料につきましては、出張用として今管理しております公用車3台分のリース料でございます。公用車の保有状況としましては、全ての台数が今38台、公用車として総務課以外の各課分あわせたとところで管理してございます。稼働率につきましては、走行における日誌を付けさせておりますので、ちょっとその稼働率まではすみません、把握はしてございません。

6番（時松唯一君） 保有台数が38台、出張用というのが必要なのかなという疑問があります。それから、稼働率あたりが一番重要視されるのかなと。ここには燃料代等が非常に高騰しています。あとは、出張がどの範囲で一月あるのか。そこには日誌等があると思います。日誌をしっかり精査して、この38台、出張で全部で40何台というのは駐車場だけでも大変なのかなという気はしますので、もう一回精査をして機能的に台数ももう一回改めるべきではなからうかなというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 答弁はありますか。

総務課長（小田宣義君） ただいまの質問ですけれども、出張用につきましては7台が稼働しております。こちらはほとんど足りないくらいに稼働しております、あとは課が管理する車が主な公用車となります。外に出ていくよりも行って帰って現場を主に動き回るという車のほうが、その残りの分ということになっております。

6番（時松唯一君） 私が言っているのは、そういうすべての台数に関して、効率よくもう1回見

直してくださいと。これは、多分常識的に考えても多いんじゃないかなと。今、職員が、課長が何人いらっしゃるかわかります。係長が何人いるかわかります。課でもって1台よりも、いつもどこかに台数がそこにあるんだということに、私はそういうふうに思っておりますので、そこら付近をしっかりと効率よく皆さんで考えてやっていただきたいと。だから、それをもう1回調査してみてください。そういうことを私は質問しているのです。

総務課長（小田宣義君） 1回持ち帰って、再度台数の増減をチェックしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 今の意見に対して、ちょっと。この間、パトロールカーというのに、たまたま役場の所を歩いていたら、人間が足りないから応援しろということで乗ったのですけれども、マイクが付いた相当昔の車だったのですが、ああいうのは早く出すべきと思うのですよね。燃料は半端なくくうし、オートマチックで、ああいうのは早く処分したほうがいいと思います。車の燃費とか考えればですね、新しいのでも購入できると思いますので、古いのは早く処分したほうがいいと思いますが。

総務課長（小田宣義君） 先ほどの回答と一緒に、もう1回元から精査して、考えたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、94ページ、95ページ。財産管理費に入ります。こちらも総務課の担当所管でございます。94、95、96、97。

11番（松本明雄君） 97ページをいきます。

けやき広場街灯の点検業務委託ですね、これは13万円ぐらいかかっていますが、台数を見れば6灯か、そのくらいなのですけれども、もうこれはLEDが出る前に設置してあって、もう年数も経っています。もうLEDが出た時点でこういうものも替えていけば、金額的には13万円だからそんなに高くないじゃないかと言うのが点検料だからですね。これはもうちょっと見直していく必要があるんじゃないかと思いますが。その点はどうでしょうか。

管財係長（松本徳幸君） けやき広場の街路灯点検についてお答えいたします。

けやき広場の街路灯には、バッテリーが乗ってまして、そのバッテリーを平成26年度に交換しております、現在4年経過しております。今のところバッテリーももっております正常に点灯しておりますので、このバッテリーが切れる段階でLEDを含めた対策を検討すべきかなというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 97ページの町有地内樹木剪定他管理業務ということで、多分この界限だと思っておりますが、その町有地にはこの小国町にはかなり平米数もあるかと思っております。そういう所の管理は、その地区の方々が管理をしている。管理をする中には、やはり燃料代等もかなり要りま

す。そういうところ付近ももう一度、各字あたりから出していただいて、どのくらいの平米があって、どのくらいの人で切っているかぐらいは、把握していたほうがいいかなという思いがしますが、いかがでしょうか。

管財係長（松本徳幸君） 樹木剪定の委託料について、お答えいたします。

この委託料については、先ほど言われたように町内の各種公園だとか施設で樹木が多い所について、委託して剪定等を管理しているものでございます。言われました、各地域の管理をしている土地については、まだ把握はできてございませんので、そちらについてはちょっと検討というか、どこまでしていらっしゃるかもちょっと分からない状態でございます。

6番（時松唯一君） 検討協議はいいのですけれども、一番やり方としては、各地区には組長がいますので、その組長に大体あたれば、出していただいてそれを取りまとめてやれば、各字では道をつくるということで、役場のほうからも幾らかいただいていますので。そういうもので把握をすれば大丈夫かなと。だから、そういうものを1回組長を通して、小組合でもいいですけれども、字からやると。私ども多分ですね、管理するのに1日かかります。剪定から草切から。そういうところを出したらどうかなと。

総務課長（小田宣義君） 多分、今の御質問は地域で管理をしている道路などというお話だと思います。地域の町有地というのは、なかなか。だから道路里道沿いを区役によって切るお話ではないですかね。

6番（時松唯一君） 私どもの所を言えば、国道から別所線江古尾に入る道に、まず法面があります。あれ町のやつ、それも全部整備しています。それからトンネルを通って行けば、傾斜があります。全部杭があっっています、小国町の境が。その境までは全部切っているのです。町道から里道は完全にやっていますけれども、ただ傾斜が80度近い所もやっています。1回通ってみてください。そうすると、そういう所も管理をしていると。だから町が管理している土地と、小国町との境がかなり杭がありますよね、そこまで全部やっていますよということを申し上げているから、その部分に対しての補助も少しは中山間の道のそれでは足りないですよということを申し上げて。そこら付近も考えていただきたいと。言っている意味が分かりますかね。町道愛護費は、そこは出ていません。町道に関しては出ていますけれども。町から関連した上の法面の。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前10時57分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

総務課長（小田宣義君） 先ほどの道路の草刈りの件ですけれども、もう本当にありがたい御厚意だと思います。道路の件ですので、道路愛護費のほうでまたお願いしたいと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

副議長（穴井帝史君） 95ページもいいですね。

水上村北目団地小国町有林巡視員報酬とございますが、あの山は小国町にとって本当に必要なのかということと、水上村と交渉をして売却とかそういうものはできないものかと思いますが、いかがなものでしょうか。

町長（北里耕亮君） 決算議会でありますので、しっかり遵守をいただいているという数字でございます。大きな方向性としては、以前町といたしましては、埋木調査をして山の価値を調べた時代もございました。ただ、この町の大切な財産である山林をどうするかという部分については、1日2日の検討ではなくて、町内の気運、内部での検討、議会との相談、そういう部分がありますので、今の段階ではコメントは差し控えたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

97ページまで。続きまして、98ページ、99ページ、4の企画費も政策課の担当所管でございます。99ページまで。企画費99ページ。

6番（時松唯一君） 報酬の中で、小国町地熱資源活用審議会委員報酬。その前にも小国町総合戦略推進委員報酬。この地熱資源活用審議会委員の前に、農業委員会があつて地熱審議会委員会を通すのが1点と、この14人の中には各大字から選出された方がいるのか、その2点だけをお伺いします。

政策課審議員（白浜真治君） 地熱資源活用審議会でございますけれども、町の設置規則に基づいて一応設置をしているものでございます。農業委員会との関係につきましては、この地熱審議会におきましては、地熱条例に基づきまして地熱発電についての事業計画についての審議を行うということになっております。当然、その開発予定地点が農地法によって手続きが必要という所の場合は、必要に応じて事前に農業委員会での審議を行っていただくと。例えば農地転用の許可ですとかそういったものが済んでいない所に関しては、他の法令の手続きが未了ということで、場合によっては審議会の中で「まだ同意できない」という判断がされる場合もございます。基本的には手続き的には別の手続きになっておりますので、事前に農業委員会に掛けていただくか、もしくは併行して掛けていただくという形になっております。

また、審議会の委員構成でございますけれども、現在規則上の定数は20名でございますけれども、平成29年におきましては16名、30年度今年度から1人増えまして17名で運用しております。大字協議会の会長につきましては、昨年度平成29年度までは西里協議会と北里協議会の会長が一応入っていただいております。今年度から、地熱の案件が若干南のほうにも増えてきましたので、上田の協議会長にも今年度から入っていただいて、今年度から定数1増という形で運用しております。

以上です。

6 番（時松唯一君） 今の説明で、非常に分かりやすいのですが、もう 1 点ですね。農地法から外れたところのいわゆる林野庁関係ですよね、そういうところは農業委員会あるいは地熱の方々がそこも協議をするわけですか。

政策課審議員（白浜真治君） 基本的には地熱審議会につきましては、地熱条例に基づいた審議ということで、基本的には地熱圏に関する専門的な知見ですとか、又は地元の方々の御意見をお伺いする場になっておりまして、農地法やあとは今おっしゃったような林地開発ですとか、そういった他法令に関して踏み込んだ審議は基本的には行わないことになっております。そういったものに関しては、例えば国や県や農業委員会ですとか、そういったところで必要な手続きを踏んでいらっしゃるかどうかというところを審議会が確認をしますけれども、基本的にはその内容についての専門的といいますか、その法令に基づいた踏み込んだ審議はそれぞれの法令に基づいた場所でやっていただくという形になっております。

6 番（時松唯一君） 続けて質問すればよかったのですが、今の発言は地元の方の範囲というのは、それぞれお聞かせ下さい。

政策課審議員（白浜真治君） 先ほど申し上げました審議会の設置の根拠になっております小国町地熱資源活用審議会規則というものがあるのですけれども、その中の第 4 条の中で委員構成について、一応規定をしております。「審議会は、委員 20 名以内で組織する。」というものが第 1 項、第 2 項に「委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。」という形になっておりまして、学識経験を有する者が 3 名以内、町議会議員から 2 名、町の総務課長が 1 名、その次に地域住民の代表が 8 名以内ということで規定をしております。この中に、先ほど申し上げました北里、西里、上田の協議会長、また岳の湯、中尾、山川、塩井川の各組の代表の方をこの地域代表という形で運用しておりまして、現在、規則上の定数は地域代表 8 名でございますが 7 名で運用している状況でございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（高村祝次君） 99 ページの地域おこし協力隊報酬がありますけれども、大体どういう仕事をしていますか。今年度は森林組合も 1 人苗作りの勉強に行っておりますけれども、他の方々はどういうところで地域をおこしておりますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地域おこし協力隊について説明させていただきます。

平成 29 年度で 4 名の協力隊を採用しておりまして、報酬ということでの支払いを行っております。

活動内容についてですが、4 人それぞれ別々の業務に就いていただいております。最初に採用するときに「こういうことをしていただきたい」ということで募集をして、応募してこられた

方の中から採用を行っております。4人それぞれの中には、お二人は小国町の移住定住についての業務に専念していただいております。小国へ移住を希望される方々のための総合窓口を設置しておりますのでそこでの業務と、小国町内でのその受け入れを行っていただけるということで、空き家バンクの整備などに就いていただいている方が2名いらっしゃいます。もう一人は町のデザイン業務ということで採用していた方に平成29年度は町でのイベントや広告を行う際の、最近では商品のデザインやWEBでの広告などの内容を検討していただくという方が1名いらっしゃいました。そしてもう一人は今席を情報課に置いておりますが、町の観光でのイベントPRなど、そして企画などを行っていただけるようにということで1名いらっしゃいまして、平成29年度の4名、地域おこし協力隊の任用を行っております。

4番（高村祝次君） 今、やっている仕事で、協力隊が来たから非常に効果が上がったと、経済効果も上がったということがあったら、お話できたらいいなと思いますがどうですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 業務に就いていただいた上での実績ということになるかと思いますが、移住定住に関しては相談の件数、そして移住された方々の人数ということで、ある程度の数字を上げることができると思います。

そして、イベント関係については、協力隊の方が関わったイベントの回数やそちらへの来客者数などを把握していております。経済的に見て、金額的にどれぐらいの成果が上がったかというところまではちょっと計りにくいところかなと思いますので、そこまでは金額的には把握できておりませんでした。

4番（高村祝次君） イベントと言えば、どういうイベントに関わっているわけですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 着座にて説明させていただきます。

昨年行ったイベントで幾つか紹介させていただきます。昨年度では、町の映画館でもあります「シネホール」をお借りする形で、映画の上映会を行っております。小国のことをモチーフにした内容のものが1回、そして小国の食文化が紹介できるような内容のものということで1回行っております。

関わったイベントとしては、北里の「駅カフェ」、そして杖立での「足湯カフェ」という開催を回数を重ねております。その他に、杖立温泉では「みちくさ市」の運営などにも関わっていただいております。その集客のためのPRもこの協力隊の方をお願いしております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） すみません、1点だけ確認なのですが。その地域おこし協力隊には職務専念義務はあるのですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 任用を行う際に、立場身分として非常勤職員の特別職ということで採用しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1 1 番（松本明雄君） はい、1 1 番です。

地域の足のことについて、全般的に聞きたいと思います。昨日、政策課のほうには相談には行ったのですが、やっぱり乗合タクシーも上がってきている、路線バスにもお金を出している、その金額がちょっと半端ないのと、南小国町では乗合タクシーの券を出していますけれども、今後小国町はどのようにしたらいいのか。一般質問もする方がいらっしゃいますので、その方向性だけでもいいですから、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいま話題にさせていただいたとおりに、松本議員も含めて2名の方から、9番議員も一般質問がありますので、よければ議長、そのときに答えさせていただきたい。大きな方向性の部分もありますので、執行部としては思っておりますがいかがでしょうか。しっかり覚えておきますので、答弁させていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（高村祝次君） 99ページのふるさと寄附金の謝礼がありますけれども、今どういう物を謝礼に使っているのか。またその謝礼の納品業者はどこなのか。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと納税の返礼品ということで、町内の状況についてです。こちらに関しては昨日、総務大臣からの発表もありまして、今日新聞報道などでも大きく取り上げておられますが、小国町内のふるさと納税に対しての返礼品ということでは、町内の事業者23社、現在いらっしゃいます。23社の事業者から現在が116品目の返礼品を準備しております。平成29年度で返礼品代として支払った金額を決算額として計上しておりますが、平成29年度の状況の中では、肉類に関する品物の返礼品の注文が最も多かったです。金額にすると700万円相当分の肉類、肉類の加工品まで含めますので、牛肉・豚肉・ハムソーセージ類まで含めたところでの注文が一番多かったという状況です。

品物に関していいますと、それ以外のジャージー牛乳での乳製品、最近木工製品なども増やしていておりますが、米類と野菜などの詰め合わせのセットなどを多く準備しております。

返礼品事業者ということで、町内で23社の方々に返礼品事業者となっていておりますが、業者はすべて小国町内の業者です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（高村祝次君） 今、説明の中で肉類ということで、肉についてはどこから仕入れていますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 返礼品の事業者の中で肉を取り扱う業者ということで、今年度から新たに1社加わっておりますが、そちらは肉の仕入れについて「小国の」と限定することがちょっとできない状況で、阿蘇管内の「阿蘇の赤牛」ということで返礼品の肉類を揃えています。こちら、業者は小国の事業者なのですが、肉の仕入れについては熊本市内の業者を通じて肉類の仕入れを行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） やはり、私は肉は非常に難しいと思いますよ。よその肉でも小国の謝礼として使うとかですね。実際、以前は農協で小国の生産者から買って1頭買いをして物産館で使っていましたけれども、今は非常に農協もやっていないということで。やはり昨日総務大臣がいろいろコメントをされておりましたけれども、せっかくするなら町で1頭買いをしてどこか肉屋さんにも頼んで、それを返礼品に使うとかいうことを考えていかないと、「阿蘇だから阿蘇の牛を」ということでは、あまり私はいいことではないというふうに思っております。やはりせっかくするなら、米や乳製品は農協で製造しておりますけれども、小国産といえば小国産と通りますけれども、肉の場合は非常に難しいと。しっかりそこあたりは、今後考えて。やはりやるならば、町が1頭買いして肉屋さんにもお願いして、そしてそれを返礼品に使うということを考えていってもらいたい。まだ小国も数軒の肥育屋がおりますけれども、赤牛をやっているか黒牛をやっているか分かりませんが、非常に調達も厳しいような状況ではないかなというふうに思っております。というのも、やはり肥育農家も減ってきているし、やはり赤牛、赤牛と言えども本来肉のランクは日本の規格でいきますとどうしても黒牛が高く売れます。ですから、熊本県だけ赤牛とあって、ヘルシーな肉で赤牛と言いますが、そこら辺を利用するのか。黒牛でいくのか。ここら辺は町としてもしっかり考えて、返礼品については検討してもらいたいと思います。

以上です。

まちづくり係長（田邊国昭君） 返礼品として肉類の扱いについては今後も検討をして、できれば小国町内から出荷した肉が返礼品にできるように、今後も検討を行っていききたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、100ページ、101ページ。

2番（大塚英博君） 101ページの小国町がんばる地域支援補助金というもので、ちょっと説明をしていただいたのですが、1件ですかね。

まちづくり係長（田邊国昭君） 昨年度、平成29年度に小国町がんばる地域支援補助金ということで、1件の交付を行っております。内容につきましては、先ほど話の中で地域おこし協力隊の中でも話に出ましたが、地域おこし協力会の方々が上映会を開催いたしました。小国シネホールを借りて今年の2月17日、18日の二日間、映画の上映会を行って、内容として小国の食の文化について関わる方々と一緒にこの催しを開きたいということで、出汁や醤油を作る内容のもので多くの方に来ていただいております。17日、18日の二日間で8回上映を行いまして、150の方に来ていただいております。

主催の団体は、小国町地域おこし協力会ということで、協力隊を主導としておりますが、協力していただく団体として、小国町生活研究グループ、グリーンコープ、キープステーション、小国食の学校事務局での開催を行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今のことに関連してですけれども、やはり地域おこしというのは、地域でみんな頑張っているわけですよ。ですから、もう少し担当職員として、小国の現状をみんな頑張っている中で特に後継者不足で農家の人たちは必死になって頑張っております。ほかの建設業でも商工業でもやはり一人で大工さんとか左官屋さんとか、みんな頑張っているわけですよ。簡単に話を聞いていると、地域おこし協力隊があったからビデオを流したとか。私もおぐチャンでちょっと拝見しましたけれども、今話を聞いていると、なんかこういうことでお金出しているからがっかりします。もう少し、町のお金を使うわけですから、自分のお金を出すような気持ちで職員がやらないと、片一方からいろいろ言ってきたからやりますでは、これでは町は絶対に良くならないと。私が常日頃から言うように、やっぱり今収入が少ないなら、いかに削減していくか。そして何でもかんでも削減ではないですよ。やっぱりみんなが考えない発想を持ってやれば、また新しい芽が出てくるわけですから。何でもかんでも出すなどということではなくて、そこをしっかりと職員が見極めてお金を出していかないと。こういうことにお金を出しよったら、お金がいくらあっても足りませんよ。みんな頑張っておりますよ。頑張っても頑張っても、なかなかその経済が良くならないというのが、今の小国の現状ではないですか。しっかりと、こういうお金を出すときはみんな頑張りよるから。みんなにやれば、何ということはない。そういうお金、ないです。もう少し出すときにしっかりと考えて、指摘されないようにやってもらいたいと思います。もう少し、地域小国住民の方のことをよく考えて出してもらいたいというふうに思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） 御指摘があったように、小国町がんばる地域支援補助金については、内容が補助金を出すのにふさわしいかどうかを審査会を設けて、その内容と内容の精査とあわせて審査を行うようにしております。今後、先ほどの意見を踏まえて審査をしっかり行っていきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 101ページの真ん中ぐらいの、小国町空き家改修事業補助金というものがございますけれども、これは成果調書の中を見ますとこれに対しては、改修工事の中で床や給湯設備や屋根工事や廃棄物処理というのがございます。この補助金の要綱という、こういうふうなことについては出せますよという要綱みたいなものがあれば分かるのですけれども、この要綱がちょっと私たちは分からないもので、これはどういうふうな要綱がそちらのほうにあれば、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

まちづくり係長（田邊国昭君） 小国町空き家改修事業補助金ということで、こちらは移住定住政策の中で行っております小国町内の空き家バンクに登録した空き家について移住者が移住を決定した際に、改修事業に補助を交付できるという内容で、補助金交付要綱を定めております。金額にも上限などがありまして、その改修の内容についても審査を行うようにしております。

現在まで、昨年度は3件の申請がありましたので3件に交付しておりますが、交付した金額は3万円から30万円まで開きがありまして、内容について水回りの改修などが一番多くなっております。それと空き家の期間が長かったということで、中に昔の家財道具、廃棄物などの散在したものがりましたので、そういった処分などを行うということが補助金として支払われる内容としては金額的に大きかったかと思えます。

2番（大塚英博君） 今、聞きましたけれども、一応この要綱みたいなものが新しく作っていただければ、内容も分かってくるのではないかなと。例えば、仏壇なんかがある場合においては、撤去したりそういうふうなことで、そういう費用はどうかとか、そういうものあるかと思えます。そこら辺の要綱をお願いしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） それから、その下の101ページ。地域組織活動育成事業補助金20万円ありますけれども、これは随分長くやっているのではないかなと思えますけれども、実際のこの下城楽に出しているということですが、実際この20万円で運営しているのか、別に寄付か何かついで足りない分はやっているのか、そこらあたりをお尋ねしたいと思えます。

まちづくり係長（田邊国昭君） 地域組織活動育成事業補助金ということで、昨年度20万円を交付を行っております。こちらは団体としては楽夢下城、ちちこぶ祭りを行った際の事業内容で、事業の補助金として交付しております。

こちらに関して、昨年度も議会の場での意見をいただきまして、平成30年度からは廃止しております。予算を0ということに平成30年度からはしております、こういった活動の内容を検討するときには、今度は小国町ががんばる地域育成補助金ということで、審査会を通しての実施ということにしていきたいということで、平成30年度から方針を改めております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次ページの102ページ、103ページ、公平委員会費、交通安全費、諸費。総務課の所管でございます。102ページ、103ページありませんか。

104、105ページの地籍調査費。

4番（高村祝次君） ちょっと、いいですか。101ページに戻る。

議長（渡邊誠次君） 101。

4番（高村祝次君） 今、小国郷ライナー号が走っておりますけれども、小国から大津駅まで今、週4回ですかね。やはり週4回といえば、なかなか「ああ、今日は走るのかな」と、そういうところまで考えてしなければならないというようなことで、やはり冬場は雪が降る時1、2月休むというのは仕方ないかなと思えますけれども、せつかくやるなら毎日走らせてやっていかないと、それだけ不安を感じる人もおりますので、このことについてももう少し来年度予算では、検討して

もらいたいと思います。

結果、夏休みなんかを見ると、かなりの人数の方が乗っておりますし、それがやっぱり宣伝が足りないというか、熊本福岡あたりからでも小国に入るときには便利が悪いというようなイメージがありますけれども、やはり福岡あたりでも熊本まで新幹線に来て、それからJRに乗って大津まできたら小国に行くのはスムーズに行かれるよと、いつでも行かれるよと。そういう宣伝をしないと、ただ小国町内と大津だけに、あそこのバス停にはポスター貼ってありますけれども、やはりそれをもう少し広く広めて、毎日走らせるようにしたら小国に来る観光客も多くなるのではないかなというふうに思っております。

そして時間帯も、小国から出て行く分には朝早くがいいわけですね。病院に行くときも、朝早い時間のほうがいいんですけれども、帰る時間がまた便ももう少し、今2便ですけれども、4便にする。やっぱり便数も増やせばお金も要りますけれども、1年ぐらいで4便に増やしたらどうなるかとか、そういうことも実証実験をやっていく必要があるのではないかなと。ただ2便なら便利が悪いということもありますけれども、回数が多くなってくると逆に乗る人も増えるのではないかなというように感じもしておりますので、それを見てからまた次に検討をしていけばいいんです。2便ではちょっと便数が少ないかなというように予感がしております。また来年度に向けてぜひ、検討していただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 小国郷ライナーの件でございまして、これを決算の部分で見ますと、利用させていただいている町民からはかなりの評価をいただいております。今、議員から御意見ありましたように次年度ということで、予算議会のときには十分検討をされると思いますけれども、当然、日にちを増やせば財政的な、便を増やせばと御意見あります。一度、その比較を内部で検討させていただいて、こういった部分は政策予算になると思いますので、いずれかの議会の部分で審議をされるという部分はあるかと思いますが、宣伝広報、御意見のようにしっかりと、またやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） それでは地籍調査費の中で、報償費が42万9千750円。多分、これ明許繰越という意味で75万円、その下の3万5千円、240万5千円と上がっているかと思えます。

推進員報償費は推進員が何をして、何人いるのか。この明許繰越かどうかの確認を。

地籍係長（長 広行君） 今、御質問がありました推進員の件ですけれども、繰越の黒淵地区の推進員が3名、当初の黒淵地区が6名、当初の上田が18名ということになっています。

推進員におかれましては、立会るときに出させていただいて、その境界の場所や揉めた時に仲裁に入るとか、そういうふうなことをしていただいております。

明許繰越につきましては、今年度に繰り越しをするということですね。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

106ページ、107ページの防災情報施設費は情報課の所管でございますので、その前までが総務課の担当所管ですが。と、税務課ですね、今はですね。ありませんか、107ページまで。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次に次ページ、108ページ、109ページ。電算施設費、総務課の担当所管でございます。

なければ、110、111ページ。下段、会計管理費も担当所管です。

112ページ、113ページの一番上のところだけですね。行政相談費は住民課の担当所管になります。113ページまで、皆さま、ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それではページ飛びまして、116ページ、117ページ。環境モデル都市推進費、政策課の担当所管です。

次のページの118、119ページも同じく。社会保障税番号制度費、総務課の担当所管でございます。よろしいですか。116、117、118、119。

では120ページ、121ページ。庁舎等建設費。次の徴税費からは税務課の担当所管でございます。120ページ、121ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、122ページ、123ページ。賦課徴収費。では次に、124ページ、125ページ。戸籍住民登録費からは住民課の担当所管になります。よろしいでしょうか。

次に参ります。126、127ページ。選挙費、下段のほうですね。選挙費からが総務課の担当です。126、127、128、129、衆議院議員選挙費。

次のページ130、131ページ。統計調査費。次の監査委員費。議会事務局の担当所管でございます。132、133の上段までですね。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次に参ります。次が、194ページの商工費の中の地域エネルギー費、こちらが政策課の担当所管でございます。地域エネルギー費の部分ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ではページ飛びます。204ページ、消防費に入ります。総務課の担当でございます。204ページ、205ページ、206ページ、207ページ、消防施設費、災害対策費。次ページ、208、209ページ。

6番（時松唯一君） 209ページの委託料の中に、先々月ですか防災マップが各戸に配付されております。その配付の中に、この防災マップは多分300万円かけて委託をしているということ

は、県が立ち会ってやっているかと思えます。その中で、これをしっかり委員あたりも防災ということで確認はしているかと思えますけれども、その確認と、それから河川水位監視点検業務委託。これは河川は1級河川だけなのか。国交省あたりも前月ですかね、非常に豪雨災害が多いということで河川の水位を1回調査し直したということが出ておりました。そういう中で、各執行部のほうもこういうことを完全に認識しているかどうか。

総務課審議員（佐藤則和君） まず防災マップでございますけれども、防災マップにつきましては議会の皆さま方にも御説明申し上げたところでございますけれども、また自主防災のリーダー会議等も開きまして、こういったものを作りましたので、活用していただきたいということで周知をしております。

また、ケーブルテレビと言いますか、おぐチャンのほうでも担当が説明をした番組を制作したりして、そういった資料の普及についてはさせていただいているところでございます。配付につきましては、部長組長配付ということで、あとは部長組長制度の未加入の世帯については、役場に取りに来ていただければいつでも交付しますということで、周知をさせていただいている現状でございます。

それともう一つが、河川水の監視の委託料における関連した体制でございますけれども、今、河川水位は町独自で5箇所、北里の北里川が1箇所、坂本に1箇所。これは筑後川の本流になります。それと志賀瀬川、これは宮原の仁瀬になります。それと戸角、これは中原川になります。それともう1箇所が樺木川の小町ということで、これは西村になります。そこ5箇所で町独自の水位計を設置しまして、河川水位を行っております。

それと現状としましては、国のほうが設置されている水位計は杖立だけになります。あと熊本県が設置されているのが、池鶴ですね。これも筑後川の本流になりますけれども、そこに設定をさせていただいているのと、筑後川本流でもう1箇所。公立病院の敷地の中にあります。そういった河川水位の監視システムが、現在ございます。それと新たに本年度でございますけれども、熊本県のほうに要望をいたしまして、小国町の上流域の河川の水位の監視が今までなかったということで、昨年度南小国町で大雨が降りまして急激に筑後川の水位が上がったと。小国の中はそんなに降っていないのに、南小国の水位で雨により洪水になりかけたということで、水位計の設置を4箇所、本年度新たに今検討をさせていただいております。場所につきましては、今後また協議があると思えます。ある程度の場所は聞いておりますけれども、また正式に場所については話が今からあるのかなと思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 設置箇所等々は、良く分かりました。あとは、その確認をしっかりやっていただくと。

もう1点ですね。ハザードマップの中で、特別土砂災害区域というような区域があることに対

して、いろいろな出来事、非常に災害が多いという中で、執行部のほうはどのように考えているか。これは一般質問みたいになっちゃいますけれども、執行部としてそういうマップを300万円もかけて作ってそれを実行していくのが、やはり町民に対する責任じゃなかろうかなど。そういう中において、特別土砂災害区域もたくさんある中で、そこら付近にいろいろな業者が入ってくるということについての考えは、執行部としてはどう思っているのかをお聞きしたい。

分かりやすく言いますか、特別土砂災害区域にこの執行部のほうから県に依頼して300万円のもの配付されましたよね。だから、じゃあ特別土砂災害区域というのは、どういうものなのか。そこを今後どのようにやっていくのか。いわゆる安全的にやっていくには、そういう河川を調査するとかそういうことをやる意思があるのかということをお聞きしたい。

町長（北里耕亮君） 大きく2つ考え方があると思いますけれども、まずソフト整備とハード整備。ソフト的には今回マップを整備させていただいて、中身は少し御指摘のある部分もありましたけれども、ただそういう中でも自宅の近くがこうなんだ、集落の近くがこうなんだということ、住民の方に把握をしていただいて、そして「予防避難」という言葉がありますけれども、台風や集中豪雨、そういった部分を事前にできるだけ早く支え合って避難をしていただくという部分のソフト的な自主防災組織の力も借りながら、やっていきたいと思えます。

ハード整備については、県の急傾斜事業それから治山事業、砂防事業、国県町と連携をしながら、ハード事業を行っていききたいとは思いますが、それぞれの組織には予算にも限りがありますけれども、根気強く要望を上げながらやっていきたい。小国町もお陰様で国県の協力をいただいて、急傾斜地域改良事業を継続的に行っているエリアもありますので、そういった部分もしっかり要望を上げながら、ハード整備をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 指定避難所等機能強化支援事業工事（復興基金分）ですが、蓬莱小学校の体育館だった所の和式便所を洋式便所にしたということで、個人的なことを言えば、私の場合は和式便所のほうが使いやすいのですが、やはり高齢の方なんかはどうしてもそれでは利用が困難ということで、そういう要望がいろいろな座談会を開くなかでも黒淵からも出たし、他のところからも出ていたと思うのですよね。

そこで今後の計画ですね。あとそういう指定避難所で洋式便所化されていない所が何箇所あって、それはいつ解消していくかという部分です。この復興基金というのはもう使えないので、恐らくそれは一般財源とするしかないのかということも、あわせて確認をしたいと思えます。

総務課審議員（佐藤則和君） 避難所の整備につきましては、昨年度、復興まちづくり計画を作成させていただきました。これも各戸配付させていただいた中に整備計画の一覧表を、今提示させております。一応、この中にはトイレの洋式化等は、県の復興基金の使用期限がまだこのメニュー

一が平成33年度までありますので、この中で何とか間に合わせたいと考えております。トイレの洋式化等はそうございまして、あとは非常用電源等の整備は昨年度終わっておりますので、あと施設の耐震化やいろいろメニューがございませうけれども、そのときの補助事業が取れるものを活用しながら、できるだけ一般財源が出ないようにやっていきたいと考えております。

5番（児玉智博君） まず、トイレの洋式化に限って平成33年までに済ませれば、そういう復興基金が活用できるということで分かりました。今後の下城とか何箇所かあると思うのですが、順番とかはまだ決めていないということですか。

総務課審議員（佐藤則和君） トイレの洋式化だけでいきますと、ここに上がっているのが、上田の多目的集会所、旧万成小学校、旧西里小学校、西里の多目的集会所、旧下城小学校と下城小学校の体育館ですね、それと蓬萊小学校も上がっていたのですが、蓬萊小学校については完了したということで。あと6箇所の整備を計画しております。などが、この平成33年度までにやりたいということと、あとは他の事業もございまして併行してやっておりますもんですから、これだけを推進していけるかどうかと、あと耐震化も一緒に進めていかざるを得ない部分が2箇所ほどあります。そこはそこで、一緒にセットで工事をしないとともったいないので、その辺のスケジュールをみながら、順序立てて。来年度どこをやるかということを決めますけれども、そこはあと3年ほど、順序を決めてやっていきたいと思っています。

5番（児玉智博君） 分かりました。

やはり、耐震化やいろいろ大事な部分がありますけれども、やっぱり大雨などでも避難所として利用するわけですね。お年寄りの方から聞くと、トイレのことが心配される方、特に女性の方なんか多いのですよね。やっぱりあそこが洋式化されていないからということで、避難をためられる人も、実際話を深く聞いていくと、いるみたいなんですよね。特にこれも優先すべき課題だと思いますので、なるべく早目に済むように、これは努力をお願いしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をします。

（午後12時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（渡邊誠次君） ただいま、208ページ、209ページ、210ページ、211ページ、上段までですね。教育費からは担当所管が違いますので、211ページの上段まで。隣地安全対策立木等撤去事業補助金まで、質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 防災トランシーバーというのは、どういうものが防災トランシーバーなんですか。この通信料やリース代とかあるのですが。

総務課審議員（佐藤則和君） この防災トランシーバーにつきましては、以前はハンディの無線機を使っておりました。町が設置しました鈴ヶ岳に基地局を持っている無線局があるのですがけれど

も、それを車載型、消防車両は全部この車載を積んでおりますし、ハンディで10台だけ現場に役場の職員が持って行ったりして使っていたものがあつたのですけれども、老朽化によりまして1機20万円するということで、もう買換えをするのもちょっともったいないので、何かいい機械はないかということで探しておりましたら、このトランシーバーは電波は携帯の電波です。NTTの携帯電波を使っております。それが代替で10台で月2万円くらいでリースができるということで判明しましたので、そちらのほうが安価であるということで買換えをしております。そのリース料になります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、248ページに飛びます。地域施設災害復旧費、総務課の担当所管ですね。以降248、249、公債費。250、251ページ、253ページまでございませんか。

それでは、議会事務局、監査委員事務局、総務課会計管理室、税務課、政策課所管の歳出の質疑が終了いたしました。質疑等の漏れがありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

歳入のほうは16ページ、町税から。16ページ、17ページは全部担当所管です。

4番（高村祝次君） ちょっと税務課長にお尋ねします。

町税で固定資産税が2億8千117万円ありますけれども、社会福祉法人の小国町の社会福祉協議会をみると固定資産が8億8千万円ぐらいあります。果たして固定資産税がこれだけあるならば、民間であればかなりの固定資産税がかかってくると思いますけれども、従業員も157名ということで、一般の企業から考えるとかなりの人数です。町に固定資産税が大体いくら入ってきているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

税務課長（橋本修一君） 社会福祉法人には固定資産税は非課税になっていると思います。

4番（高村祝次君） ということは、分かっているのかもしれませんが、みんなよく考えてみてください。南小国あたりは悠清苑でかなり個人の経営ですので、それなりの固定資産税が入ってくると。小国の場合は全部が建物を建てても、これが例えば民間の有料老人ホームとかいろいろな施設をやっている方がおります。その方がやるときには、それは固定資産税がかかってくるのではないかなというふうに思います。そこあたり、どうですか。

税務課長（橋本修一君） もちろん民間であれば、固定資産税がかかってくると思います。社会福祉法人ということで、非課税ということでございます。

4番（高村祝次君） やはり、私が考えるのは民間の人たちは結局、社協が大きくなればそれだけ従業員もそちらに取られて、非常に人手不足というような状況になっていって。町に対しては税

金は非課税ということで0です。私はやはり、こういうことも今後、あまり社会福祉法人が力を入れていろいろ施設をやっても、町のメリットというものはほとんど生まれておりません。高齢者の方や施設に入っている方はそれなりにいいかもしれませんが、町に対してはあそこがどんどん太っても、何も利益もないというような。確か、157人の源泉徴収税は入ってくると思いますけれども、やはりそういう仕事をしている方々は非常に批判的な考えを持っているのではないかなと思っております。そこらあたりは、北里町長になって老人ホームも社協にやっだし、障害者施設も法人のほうへやったということです。町長の考えとしてはどういう考えを持って、今現在いるのか、お伺いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず法人化に至った経緯については、もう議員も議員在職中でありましたので説明もさせていただいた経緯はありますけれども、やはり行政組織のスリム化と言いましょか、そういう部分で小国学園時代に利用者のために、どういう形が一番いいかということを検討した際に、町直営の時代に臨時非常勤の待遇の事柄が議会でも話題になりました。いつまでも町のまま障害者施設を持っているのが、なかなか一般的な公務員とはいえ現業的な働きスタイルと言う部分もありまして、やはりそれには合った法人化がよいだろうというような、相当検討をして法人化にさせていただきました。職員も公務員という看板を下ろして、下してと言いましょか、公務員という部分ではなくて法人に職を移したわけでございますけれども、狙いが別に社会福祉法人を巨大化させたいとかそういうことは思っていないくて、小国町社会福祉協議会が一番地域に根差して、一番いいのではないかという部分がありまして、協議のうえで移したわけでございます。

議員の質問の意図するところというものは、社協が大きくなりすぎているのではないかという部分があると、そういう御意見かなと思いますけれども、今高齢者福祉そして障害者福祉、中身の部分でしっかり仕事をされていると、私は思っておりますので。確かに組織的には人数も多くなって財務上も大きくなっておりますが、中身的には障害者施設を社協が請け負ったことで利用者にとっては非常に過去よりかは、私はいいいというふうに。それは町直営がダメというわけではないのですが、より町直営時代よりも今のほうがいいのではないかというふうな自負を持っております。それは、老人ホームの木野里荘時代から悠和の里、今移っておりますけれども、それについても然りでございますし、しっかり利用者、入所者のためにされているのではないかと考えております。

以上です。

6番（時松唯一君） 今、同僚議員に被る面があるかと思っておりますけれども、社協の中で人事権やそういうものに私どもが口を挟むところではないかと思っておりますけれども、以前会長だった方が、ある施設の長になるとか、またもう70を超しているんじゃないかなと。そういう人材の育成に苦言をするのは、町も必要かなというふうに思っております。でないと、若い者のやる気とい

うかですね、それでなくても非常に厳しい対応を迫られている社協の職員がいらっしやると。やっぱり上司として、「こうやれば、僕たちも一生懸命やれるんだ」みたいな人事に関する程度のある程度の町としての苦言が必要かなというような思いが、今もしております。以前、私も一般質問か何かで質問したことがあったと思いますが、そこら辺も考えて考慮をしてよろしく願います。

町長（北里耕亮君） 現在の執行部の今の御意見、御質問についてはコメントは差し控えたいと。コメントというか、社会福祉法人には社会福祉法人の組織がございまして、評議委員会、理事会、そういう組織があってやっております。町から苦言をとすることは、ちょっと適切ではないかなというふうな執行部の思いがしておりますので、そういうふうな発言を私が社協に対してすることもないですし、そういう思いもいたしておりません。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番です。座ったままで質問をさせていただきたいと思っております。

町民税のことについてお尋ねをしたいと思っておりますが、決算を見ますと2億700万円ほどの税収があります。その中には、滞納繰越分というものが下の覧に243万9千円ほどの滞納繰越があるわけですが、今までも不納欠損あたりがどれだけ過去にあったのか。今年度決算の前に不納欠損がどれだけあったのか、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。分かる範囲で結構ですけど。

税務課長（橋本修一君） 不納欠損でございますけれども、過去は平成27年28年ぐらいが、かなり大きい金額でございます。数字はちょっと今出せませんが、この不納欠損は例えば滞納書類の中で家の搜索やいろいろ行ったりして、もうこれ以上資産がないというようなときに執行停止処分をいたします。その状態が3年間あまり変わらなければ、3年後に不納欠損をするというような形になりますけれども、ちょうど平成22年、3年、4年ごろに結構、搜索やそういうものが件数が多ございました。それでそのときの執行停止したあとの不納欠損が平成27年28年ぐらいに、かなり大きな金額になっていると思います。今年は金額的には一番上に書いてあります正味でございますと、94万円でございますけれども、ちょっと過去の分は数字を持ってきておりません。申し訳ございません。

10番（時松昭弘君） 続きまして、法人税の不納欠損の分について。これは事業税ももちろん絡みがありますけれども、法人税の滞納繰越というものがありますが、ここあたりについても不納欠損等はあるわけですかね。そこだけちょっとお尋ねしたい。

税務課審議員（小野寿宏君） 法人税の不納欠損は5万円ということで出ていますけれども、これにつきましては、執行停止中の事業者が時効をちょうど迎えたので、それが不納欠損になっております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 一応ですね、これは今回の決算状況を見てみますと、財政指標等もありますが、町の経済あたりの分について滞納繰越というものがあります。また不納欠損等もありますが、これは住民税につきましては不納欠損、いろいろ橋本課長からお話があったように、いろいろ事情があつて不納欠損を処理したというような経緯もありますが、なかなかこれを強制的に、税は公平化を図っていくというのが一つの原則でありますけれども、やっぱりそこらあたりもなかなか非常に担当課のほうも厳しい面もあるかなというふうに思います。税の公平化を図るためにも、最大限努力していただいて不納欠損がないように努めていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

なければ、18ページ19ページ、たばこ税から利子割交付金まで。

続いて、20ページ、21ページ、配当割交付金から減収補てん特例交付金まで。質疑ございませんか。

続いて地方交付税。22ページ、23ページ。11の分担金からは産業課建設課の担当所管になりますので、交通安全対策特別交付金までが本日の担当の所管になります。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、次のページ。24ページ、25ページ、1点だけ。12の使用料及び手数料の土地使用料、公有地使用料だけが本日の総務課の担当所管です。336万3千341円。

次が26ページ、27ページ、建物使用料、旧万成小学校使用料。総務課の担当所管です。ここ1点です。

次28ページ、29ページ、上から3段目、法定外公共物使用料。あとは一番下段になります、総務手数料の中の台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次のページ、30、31ページ上から2段目、証明等手数料。このページはこの1点になります。

続きまして、飛んで38、39ページ。総務費国庫補助金の中の社会保障税番号制度補助金と復興まちづくり総合支援事業補助金。その次の地方創生推進交付金、一つ飛んで自衛官募集事務委託金。このページはこの4点です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次は県支出金に入ります。40ページ、41ページ。下段から一つ上、災害

救助費負担金過年度分。ここ1点です。よろしいですか、次、42ページ、43ページ。県補助金の中の読み上げます。土地利用規制等対策費交付金、その次の熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金、一つ飛んで熊本県権限移譲事務市町村等交付金、この4点が担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次は、54ページ、55ページ。災害復旧費県補助金の中の真ん中、平成28年熊本地震復興基金交付金の中で、指定避難所等機能強化支援事業、3つ飛んで熊本地震復興基金交付金創意工夫分、熊本地震復興基金事業事務費、7万9千円。この3つが担当所管です。

では、次のページに参ります。56、57ページ、項の3県委託金の中の徴収費委託金、次の統計調査費委託金、選挙費委託金、総務費委託金が全部、本日の担当所管です。

なければ58、59ページ。財産収入の中の利子及び配当金。下2段は担当外になります。財政調整基金積立金利子収入、減債基金積立金利子収入、美術品取得基金積立金利子収入、悠木の里づくり事業基金積立金利子収入、庁舎建設基金積立金利子収入までが、5つが担当所管です。

10番（時松昭弘君） 10番です。

59ページ、財産収入の財政調整基金の積立金の利子の収入というものがありますが、この運用につきましては例えばどういう形で運用されているかをお尋ねしたいと思います。

財政係長（中島高宏君） 財政調整基金につきましては、主に国債に1億円ということで、年利1.9パーセントに直すと、190万円が236万8千円の中の大部分を占めております。あとは、1年定期で各町内の金融機関に預け入れしております。

10番（時松昭弘君） 10番です。

国債の種類は、どんなふうになっていますかね。国債を運用されているということは、国債の種類はあると思いますが。中期、短期、長期とかいうのがあるでしょ。

財政係長（中島高宏君） これは長期で、平成24年から30年間の分で国債を購入しております。

10番（時松昭弘君） これは割国ですか、利付ですか。どちらですか。

財政係長（中島高宏君） 基金運用は会計室長が主にやっておりますので、ちょっと確認をして報告をしますので、すみません。あとで報告します。

10番（時松昭弘君） 今、非常に株式の変動がいろいろあっていますけれども、ここあたりの利子の収入がこれだけありますけれども、やっぱり運用の方法によっては元金については工夫していくべきではないかなというふうに思いますけれども、そこあたりはいろいろ先方の証券会社か銀行か分かりませんが、そこらあたりじっくり調査をしながらやっていく必要があるかなと思います。ただ、運用方法は場合によっては、国債だけに頼るとはなくして、いろいろな方法もありますので、そこらあたりもいろいろな専門家と相談をしてみるのもいいかなというふうに思います。

以上です。

財政係長（中島高宏君） 先ほどの証券につきましては、すみません。資料がみずほ証券のほうです。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。

町長（北里耕亮君） 3、4年前には御意見のように、株価が少しずつ上がってきておりますときに、国債だけではなくて株価連動やそういう有利な、利息が大変多い、運用基金が多いものもあるという情報はいただいておりますが、やはり町の基金でありますので、利益が多いものはいわゆる返りが多いものはリスクも多いわけでございますので、そこはリスクができるだけほとんどないような部分を取り入れております。別の法人とかであれば、阿蘇のほうにもデザインセンターとかいろいろある情報を聞きますと大変返りが多いものもあるのですが、やはり町の公金、公でありますので、ここはしっかりしたものを考えさせていただきたいというふうに思っております。

また将来に渡って別の方がトップになると、そのあたりもあるかと思いますが、今現在はこれで行かさせていただきたいと思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） ちょっとですね、今最近ブロックチェーンあたりのことも委任されていると思いますが、そういったあたりも含めて考えてみるのも一つの方法かなと思いますけれども。そこらあたりは、一応検討していただく形で。あくまでも決算ですから、できるだけ利子の収入が多いようにすれば、何等かの形で運用もしやすくなるかなと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次にいきます。60ページ、61ページ。一つ飛んでネットワーク事業基金積立金利子収入。ここはその他財産運用収入、J-VERクレジット売払収入は産業課の所管ですので、それ以外は全部本日の総務課の担当所管でございます。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ。同じく土地売払収入、そのあと寄附金、繰入金に入りますが、この中で林業振興費寄附金だけが産業課の担当所管でございます。あとは、本日の担当所管です。質疑をお願いいたします。よろしいですか。

続きまして、64ページ、65ページ。一番下段の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金以外は、本日の担当所管です。質疑、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次ページ、66ページ、67ページ。上から3つが本日の担当所管です。前

年度繰越金、町税延滞金、歳計現金預金利子。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次、70ページ、71ページ。読み上げます。上から2段目、コピー使用料。総務課の担当所管です。6段目、消防団員福祉共済制度等返戻金、一つ飛んで公有建物災害共済金、一つ飛んで南北共有財産管理費負担収入、その次の熊本縣市町村振興協会市町村交付金、一つ飛んで公有自動車損害共済解約返戻金、これが本日の担当所管です。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、72ページ、73ページ。一つ飛んで災害対応型自動販売機電気料収入。続いて、自動販売機電気料収入、その次、市町村振興事業補助金、4つ飛んで派遣職員給与負担金、一つ飛んで阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金。質疑よろしいですか。あったら言ってください。

74ページ、75ページ。一つ飛んで、公有自動車損害共済金、続いて森林総合整備事業補助金、一つ飛んで充電器利用権利金、2つ飛んで4項目、職員採用共同試験公用車使用料、雇用保険料事業所負担精算金、町村の魅力を訴えるイベント助成金、地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金までです。

6番(時松唯一君) 一番最後の地域と連携したCO2排出削減で374万4千円。これちょっと、簡単に説明をお願いします。

環境モデル都市推進係長(長谷部大輔君) こちらは環境省の間接補助事業であります補助金になります。間接補助事業というのが、環境省が特定団体に補助金の交付を依頼して、そこが町村等に補助金を交付するという形のものです。このお金を使って主にやるものが「クールチョイス」という国民運動。環境に優しい取り組み、又は商品を選んでいこうという運動に対して補助をしますというものです。これについて、町のほうでは主には省エネ家電セミナー、そして省エネ住宅セミナーというものを行いまして、また野外イベントと絡めたクールチョイスのイベントのほうを行いました。

歳出としては、環境番組を作ったという委託料ですね、こちらの委託料と普及啓発のコーディネート委託料、こちらのほうに充てたものです。大体、ほぼ100パーセント事業で実施しました。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では次のページ、3つ飛んで税務事務経費、次の地域経済応援ポイント収入、一つ飛んで消防団員火災共済事務費返戻金、よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） 78ページ、79ページ。町債はすべて本日の担当所管です。78、79、続いて80ページ、81ページ。すべて本日の担当所管です。

では、82ページ、83ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では83ページ、町債まで終わりました。本日の審議の中で歳入並びに歳出に関して、質疑等の漏れがあればお願いをいたします。

5番（児玉智博君） 今日、歳入のところで公用車について同僚議員から質問がありましたが、せっかくの機会ですのでちょっと確認ですね。ほとんどがリース契約だと思います。それ以外のものもあると思いますけれども、多くはリースかなという気がしているのですが。ただ本当にそのリースのほうが有利なのかというような気もするのですよね。実際、車検も別に出さないといけなし、タイヤもすり減ってしまえば替えないといけなし。また、冬になる前にはスタッドレスタイヤにそこでもお金がかかるということで。実際、どの程度リースにしたほうが有利なのかというのを教えていただきたいのですが。

総務係長（永江和広君） 公用車の今、総務課の出張用と考えさせていただきたいと思っておりますけれども、それにつきましては、リース契約をしてリース料として支払いをしているという車が主なものになります。

また、リース契約終了後は再リースというものを選択できますので、再リースをして使えるだけは使おうという形でリース料を支払いをさせていただいております。

また、先ほど申されました車の消耗品ですね、車検代であったりタイヤ代であったり、こちらにつきましてはこれも含めたところでリース契約をしてしまうと、その分ただリース料が高くなってしまいうことだけでございますので、その分はこちらのほうで負担という形のリース契約を取らせていただいております。

先ほど申された、購入とリースのどちらが有利であるかという部分につきましては、やはりリース料を払う部分につきましてはリース契約は劣っているのかなということは言えるかと思っておりますけれども、購入に関しましては一括で購入しなければならないということで、初期経費は相当必要になってくるかと思っております。いろいろリース契約は良い面・悪い面あるかと思っておりますけれども、単純にはそこはなかなか比較はできないのかなというふうには考えてございます。

5番（児玉智博君） 考え方の一つとして、何も全部、今ある車を替えてしまえとまでは私は言わないのですけれども、次回から当然、今ある台数が適切かどうかというのも今から検討をされていくということで、答弁がさっきありました。そういう中で、やはり古くなって、あるいは壊れたりして買い替える時期に、また改めてリースのままがいいのか、それとも購入したほうがいいのかという検討もしていただきたいと思うのですよね。というのが、そんなに購入のほうが高かったとしても、リースというと町外の熊本市や福岡の大きな会社のほうにお金を毎月毎月払うこ

とになるのですけれども、購入というふうになれば町内の整備工場なんかかなりありますけれども、そういう所から購入することも可能になってくるわけなんですよね。そうなれば町内に回るお金も増えますし、実際、結構見てみますと町内のそういう自動車関連の会社や事業所というのは、結構若い人たちの雇用の場にもなっているわけですよね。やっぱり、少し視野を広げてそういうことも考えていくことが必要なんじゃないかと思しますので、そういう機会がありましたら次の機会に向けて、今から検討をお願いしたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） 公用車のリースの件でございますけれども、2段階入札で行っております。まず、町内の業者から車の見積もりを取りまして、車の町内の業者から一度、売買契約ではないのですけれども、入札をして会社を決めます。その会社が「うちはちょっとその間にリース会社を入りたいので」ということで、その取られた会社からリース会社を3社程度紹介していただいて、その価格で3年間リースの一番安いところにまた再契約をしているということで、車の物自体のお金は地元の業者に落ちているというシステムでさせていただいております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 収入のほうの39ページの社会保障税番号制度補助金ということについて、質問をしたいと思っておりますけれども、多分マイナンバーカードのことだと思いますけれども、平成27年度は940万円ぐらいあったのが、平成29年度は207万円に落ちているのですよ。そして、今年度は87万円に落ちているのですけれども、このマイナンバーというものを国としては奨励した中で、このお金はどういうふうな形で向こうから来るんですかね、算定は。このマイナンバーの金額が下がってきているのですけれども。

総務係長（永江和広君） 社会保障税番号制度補助金につきましては、こちらはマイナンバーカードのシステム改修にあたる補助金、これは国の100パーセントの補助になっております。それとあわせて、マイナンバーを交付した事務の手数料に変わるものとして補助金が国から下りてくるものになっております。

2番（大塚英博君） ということは、これは申請をする方々がどんどん減ってきているということですよ。

総務係長（永江和広君） そのとおりだと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

念のため議員の皆さまに申し上げます。本日の全員協議会は9月定例会決算のための全員協議会でございます。皆さま方、お分かりのことと思っておりますけれども、質疑の内容におきましては明日以降担当所管の決算の事業、数字に対しての質疑に限っていただきたいというふうに思っております。9月13日木曜日、明日は住民課、福祉課、保育園、教育委員会所管の決算に関する

件について全員協議会を開きたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。
お疲れさまでございました。

(午後1時46分)

平成 30 年

第 6 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成30年第6回全員協議会記録

日 時	平成30年9月13日（木曜）	開会	10:01
		閉会	15:16
場 所	小国町隣保館		
出 席 議 員	穴井帝史 児玉智博 熊谷博行	大塚英博 時松唯一 時松昭弘	北里勝義 穴見まち子 松本明雄
	高村祝次 松崎俊一 渡邊誠次		
事務局 職 員	藤木一也 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	<p>1. 平成30年第3回小国町議会定例会提出議案について</p> <p>(住民課・福祉課・保育園・教育委員会)</p>		
会 議 の経過 概 要	<p>平成29年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成29年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。</p>		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成30年9月13日 (木曜)

午前10時00分

前田 孝也 住民係長 (前田 孝也)	永江 直美 健康支援係長 (永江 直美)	穴井 徹 隣保館長 (穴井 徹)	河津 未来 子ども未来係長 (河津 未来)	北里 仁尋 福祉係長 (北里 仁尋)	宮本 童二 社会教育係長 (宮本 童二)	後藤 栄二 学校教育係長 (後藤 栄二)	河津 公子 保育園副園長 (河津 公子)	穴井 桂子 書記 (穴井 桂子)	
時松 洋順 住民課審議員 (時松 洋順)	加祥 一恵 福祉課審議員 (加祥 一恵)	時松 洋順 住民課審議員 (時松 洋順)	加祥 一恵 福祉課審議員 (加祥 一恵)	秋吉 陽三 教育委員会事務局次長 (秋吉 陽三)	児玉 敦子 保育園長 (児玉 敦子)	児玉 敦子 保育園長 (児玉 敦子)	児玉 敦子 保育園長 (児玉 敦子)	児玉 敦子 保育園長 (児玉 敦子)	
石原 誠慈 住民課長 (石原 誠慈)	生田 敬二 福祉課長 (生田 敬二)	石原 誠慈 住民課長 (石原 誠慈)	生田 敬二 福祉課長 (生田 敬二)	麻生 廣文 教育係長 (麻生 廣文)	清高 泰広 教育委員会事務局長 (清高 泰広)	清高 泰広 教育委員会事務局長 (清高 泰広)	清高 泰広 教育委員会事務局長 (清高 泰広)	清高 泰広 教育委員会事務局長 (清高 泰広)	
2 大塚		2 大塚		11 松本		11 松本		11 松本	
3 北里		3 北里		10 時松昭		10 時松昭		10 時松昭	
4 高村		4 高村		9 熊谷		9 熊谷		9 熊谷	
5 児玉	6 時松唯	5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	7 穴見	7 穴見	8 松崎	8 松崎	
藤木 議事係長 (藤木 一也)		藤木 議事係長 (藤木 一也)		藤木 議事係長 (藤木 一也)		藤木 議事係長 (藤木 一也)		藤木 議事係長 (藤木 一也)	

議事の経過 (h. 30. 9. 13)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

本日9月13日、全員協議会2日目でございます。

北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第6回の全員協議会でございます。よろしくお申し上げます。

昨日に引き続きでございます。一般会計の決算認定、そして本日はそれぞれの特別会計の決算認定でもございます。本日は麻生教育長をはじめ教育委員会、そして保育園、そして福祉課、住民課という部分になっております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項については、お手元に配付してありますとおりでございます。平成29年度決算ということで、十分なる御審議方をお願いいたします。

（午前10時01分）

議長（渡邊誠次君） ①平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

②平成29年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

③平成29年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

④平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

⑤平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

⑥平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

であります。よろしくお申し上げます。

本日の担当課については、住民課、福祉課、保育園、教育委員会です。麻生教育長、課長及び局長、園長並びに審議員と担当係長の出席をお願いしております。

それでは課長、局長、園長から所管の平成29年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

住民課長（石原誠慈君） おはようございます。

はじめに、住民課から説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

まず、一般会計の歳入歳出決算書3ページをお願いします。

はじめに、歳出総括表で御説明をいたします。住民課所管の決算項目及び項目別決算額としまして、款の2総務費のうち行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費として、決算額が3千980万9千109円。款の3民生費のうち、人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費として決算額1千210万5千53円、款の4衛生費のうち、予防費、環境衛生費、清掃総務費として決算

額2億6千786万7千138円。款の9、教育費のうち集会所運営費として決算額が54万2千166円です。以上4つの款、10の目にまたがって予算を執行しており、住民課所管の決算総額は3億2千32万3千466円でございます。

次に、歳出の目ごとに説明をさせていただきます。

112、113ページをお願いいたします。目の12行政相談費、決算額、125万1千970円です。主なものとしまして、無料法律相談業務、消費生活相談業務、行政相談業務に対する費用を歳出させていただいております。

次のページをお願いします。114、115ページになります。下のほうになります。目の14住民支援費、決算額が337万5千993円です。主なものとしまして、少子化対策、産業生産者の担い手者の確保などの一環として実施しました婚活支援対策事業、金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳などの町民表彰関係、男女共同参画社会の推進、保護司など住民支援団体への補助金及び負担金、パスポート業務に関する費用を歳出させていただいております。なお、この行政相談費、住民支援費に係る事業内容や相談件数などは、資料として配付しております別添の総務課資料3、主要施策成果報告書の18ページに記載してありますので、審議の参考にしていただきたいと思っております。

続きまして124、125ページをお願いいたします。目の1戸籍住民登録費、決算額が3千518万1千146円です。主なものとしまして、戸籍・住民票・印鑑証明書の発行など窓口業務に対する費用を歳出させていただいております。

続きまして142、143ページをお願いいたします。目の8人権政策費、決算額が280万7千731円です。町が政策的に取り組んでいる人権教育啓発に関する業務費です。主なものとしましては、人権カレンダーの作成、部落解放同盟小国支部補助金などに歳出をさせていただいております。

次のページの144、145ページをお願いします。目の9隣保館運営費、決算額が901万6千385円です。主なものとしまして、隣保館運営管理に係る経費や館が実施します交流事業、人権フェスティバルなどの各種人権教育啓発事業実施に伴う費用を歳出させていただいております。

続きまして、152、153ページをお願いします。下のほうになります。目の3児童館運営費、決算額が28万937円です。児童館は隣保館と併設されておりますので、児童館として児童に健全な遊びの場を提供するために行っております子ども料理教室など、各種教室や子育て広場の開催に関する費用を歳出させていただいております。

続いて158ページ、159ページをお願いします。これも下のほうになりますが、目の2予防費でございます。予防費としましては、11需用費の消耗品費のうち2万7千557円。それと12の役務費の通信運搬費のうち5万1千278円。合計で7万8千835円を狂犬病予防費

として歳出させていただいております。

次のページ、160、161ページをお願いします。目の3環境衛生費、決算額1千158万4千303円です。主なものとしましては、ごみの不法投棄の防止を目的とした監視活動。河川水質検査などの環境衛生に関する業務費を歳出させていただいております。

次のページをお願いします。162、163ページ。上段になります。19の負担金補助及び交付金の中で、火葬業務を阿蘇広域行政組合に業務委託をしておりますので、その経費として上から2つ目の北部火葬施設費負担金、その下の火葬施設事務費負担金が住民課所管となります。その下にあります目の1、清掃総務費です。決算額が2億5千620万4千円です。これは一般家庭から出る家庭ごみ及びし尿の一般廃棄物処理を火葬業務と同様、阿蘇広域行政組合に業務委託をしておりますので、その経費を負担金補助及び交付金として歳出させていただいております。なお、この負担金補助金委託等についての詳細は、資料として配付しております別添の決算資料住民課資料1に記載してありますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、234、235ページをお願いいたします。教育費のうち、目の3集会所運営費、決算額が54万2千166円でございます。倉原集会所は町が人権教育施設として建設し、子どもや成人の方の人権教育施設として位置付けられており、住民課でその維持管理費を歳出させていただいております。

以上、歳出について概略を説明させていただきました。

次に歳入について説明をいたします。26、27ページをお願いします。目の2民生使用料、地域改善施設住宅使用料として3万3千600円を歳入しております。

続きまして、30、31ページをお願いします。目の1総務手数料です。上段にあります自動車臨時運行許可手数料、一つ飛びまして戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、二つ飛びましてマイナンバー通知カード再交付手数料、マイナンバーカード再交付手数料が住民課所管となっております。

次のページ、32、33ページをお願いします。上段、目の2衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料が住民課の所管となります。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。下段の目の1総務費委託金として、中長期在留者住居地届出等事務委託金として24万円を歳入しております。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。目の1総務費県補助金として中段から下のほうになります人口動態調査事務補助金、一つ飛びまして消費者行政活性化事業補助金、消費者行政推進事業補助金。その下にある目の2民生費県補助金として次のページになります。44、45ページをお願いします。中ほどにあります地方改善事業費補助金を歳入し、隣保館運営費に充当しております。

56、57ページをお願いいたします。目の2民生費委託金として人権啓発推進事業費委託金、人権政策費の人権カレンダーの作成に充当をしております。

64、65ページをお願いいたします。下のほうになります。目の1地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金です。本会議で特別会計のところで御説明をいたしましたが、特別会計の剰余金を繰出金として繰入れているものです。

74、75ページをお願いいたします。中段より下になります。目の5雑入として一部事務組合事務委託負担金、275万円。これは阿蘇広域行政事務組合事業の城村最終処分場の第2期工事の施工管理に伴う委託金です。

次のページ76、77ページの中段より下になりますが、住基ネットサーバーUPSバッテリー交換返金が住民課所管の歳入となります。

最後に、次のページ78、79ページをお願いいたします。目の4衛生債として、城村最終処分場適正閉鎖対策事業に伴う財源として起債を借り入れております。

以上、住民課一般会計の主な説明をさせていただきました。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。

続きまして、福祉課のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

まず、歳出のほうから目ごとに説明をさせていただきます。132ページをお開きいただきたいと思います。社会福祉総務費です。決算額として1億3千875万6千150円でございます。社会福祉、地域福祉全般に関する費用支出でございます。主なものといたしまして、民生児童委員の報酬、福祉協力員の報酬あわせて240万5千円でございます。人件費といたしましては、福祉課住民課の職員を主とした人件費11人を支出をしております。

135ページの下の方でございます。団体補助金といたしまして、民生委員協議会への補助金95万円、また社会福祉協議会への補助金1千900万円、その下でございますけれども、臨時福祉給付金2千934万円等が含まれております。

次の目、障害者福祉費でございます。決算額として2億4千605万5千171円でございます。障害者総合支援法に基づきまして、様々な障害者福祉サービスを行っているところでございます。主なものといたしましては、飛びまして139ページでございますが、障害福祉サービス費1億9千万円、この金額は障害者福祉費の約77パーセントを占めております。28年度と比較いたしますと、751万円ほどの減額となっております。ここ近年でございますが、増加傾向にありますのが、その3行下になります障害児通所給付費2千321万7千26円でございます。こちらは昨年度と比べますと、340万円ほど約17パーセントの増となっております。

次の目でございます。国民年金事務費851万3千720円の決算額でございます。これは国民年金に関しまして市町村が行う受託事務に係る経費として計上している分の支出となります。その下の目、老人福祉費でございます。決算額として1億3千248万3千178円、老人福祉

に関する業務の歳出となりますけれども、こちらの支出費用の主なものとしたしましては、人件費4人分、また141ページの中段から下でございますが、負担金補助及び交付金の中で、老人クラブや敬老会事業への補助金が計上されております。また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、こちらのほうは民間の事業所ですけれども652万円。スプリンクラーの設置に伴う補助、これ間接的な補助でございますして補助金を町の会計を通して補助をしております。こちらは全額国庫補助となっております。養護老人ホームへの老人保護措置費9千376万13円でございます。平成29年度末の措置者数でございますけれども、悠和の里に30人、その他町外への施設に7人、合計37人の措置者数でございます。

その次の下段になります。医療費一部負担金でございます。決算額として、3千561万1千67円。こちらのほうは次のページにかかりますけれども、143ページでございます。重度障害者、乳幼児、ひとり親家庭、児童、これは中学生までになっておりますが、本人負担の医療費の全額又は一部を助成をしているものでございます。金額的には昨年度と比較しまして124万円ほど減少をしております。なお、30年度からは高校生等の医療費助成が始まりましたので、今年度以降の決算につきましては、こちらのほうが高校生分も加わって参ります。

その下でございます。高齢者等活動支援促進施設費、153万4千714円でございます。サポートセンター悠愛内にあります悠工房施設の維持管理費でございます。支出につきましてはの全額を、社会福祉協議会のほうから諸収入で収入をしております。

その下の後期高齢者医療事業費1億1千186万1千31円でございます。保険者である広域連合へ小国町の負担金として事務費分と療養給付費分を合わせて支出をしているものでございます。療養給付費負担金につきましては、昨年度と比較しまして242万円ほど減少をしているという状況でございます。

少し飛びまして146ページでございます。下のほうの児童福祉総務費でございます。決算額1億3千856万1千700円。こちらは子育て支援に関する費用支出でございますして、主なものとしたしまして8の報償費で、出生祝金360万円。これは第3子以降の出生祝金でございますして、30万円を支給しているわけでございますが、3人目の子どもさんが生まれたところが平成29年度は12人の方がいらっしゃいました。13の委託料におきましては、放課後児童クラブの運営費である委託金、260万円が支出をされております。

次のページ、149ページに移っていただきまして、工事請負費91万8千円でございます。こちらは遊具公園の水飲み場、足洗い場を設置した工事費となります。19の負担金補助及び交付金の施設型保育給付費、3千496万8千745円でございます。こちらは子ども子育て支援の新制度に伴う給付費となりまして、支給認定を受けた保護者の方が利用する施設に対して給付をされるものでございます。20の扶助費におきましては、児童手当、15歳までの児童を対象としておりますが、9千271万5千円を支出をしております。平成29年度末現在で、対象と

なる児童は691名ということになります。

少し飛びまして、154ページからでございます。保健衛生総務費、決算額6千357万4千725円でございます。主なものとしまして、157ページの中段から159ページにかけてでございますが、委託料として各種のガン検診また住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が決算されております。

158ページの予防費でございます。下のほうになります。2千333万9千933円の決算額でございます。主なものとしましては、こちら159ページの下の方から161ページの上段にかけての委託料、インフルエンザなどの各種の予防接種の費用が計上をされております。

飛びまして、最後のほうでございます。250ページをお願いいたします。特別会計への繰出金でございます。こちらのほう、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計にあわせまして2億7千469万4千ほどの繰出しを行っております。

以上、歳出につきまして概要説明をさせていただきました。

すみません、3ページに戻っていただきまして歳出の総括表がございます。福祉課の所管としましてこの中で4つの款、11の目に渡って予算執行をしております。所管の歳出決算総額としましては、約11億7千499万円ほどになりまして、一般会計歳出総額に占める割合としましては約20.4パーセントとなっております。歳出決算額を昨年度と比較しますと、2千667万円ほど減額となっておりますが、特に平成28年度におきましては遊具公園設置の工事費であるとか、悠和の里の事業譲渡に伴う出捐金など、臨時的な経費がございましたので、そういったところが減の主な要因ということで考えております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。歳入につきましては、決算書中で福祉課所管のものを上げさせていただいて、説明とさせていただきますと思っております。

25ページをお願いいたします。こちらのほう中段にあります老人ホーム入所者負担金、1千96万6千200円でございます。少し下のほうにいきまして、養育医療保護者負担金1万5千896円でございます。

次の27ページをお願いいたします。民生使用料といたしまして、福祉センター悠ゆう館の使用料5万500円でございます。

それから少しまた飛びまして、33ページでございます。障害者自立支援給付費負担金、中段以降でございますが、こちらから最下段でございます低所得者保険料軽減負担金89万760円までが福祉課の所管となります。

次の35ページでございます。上のほうから保険基盤安定負担金992万3千532円、また養育医療給付費負担金2万1千円、一つ飛びまして民生費国庫補助金です。地域生活支援事業費補助金165万3千円から最下段の臨時福祉給付金給付事務費補助金までが福祉課の所管となり

ます。

次の37ページをお願いいたします。こちらで上のほうにありますシステム改修補助金、子ども・子育て支援交付金、また少し飛びまして中段にございます女性特有のガン検診事業費補助金、こちらが福祉課の所管となります。

41ページをお願いいたします。上段のほうから、基礎年金市町村事務委託金240万603円から中段以降の低所得者保険料軽減負担金44万5千380円、こちらまでが福祉課の所管でございます。それと一番下にございます保険基盤安定負担金国保分ですが、こちらも福祉課となります。

次のページに参りまして、後期高齢者分の保険基盤安定負担金、また次の養育医療給付費負担金が福祉課の所管となります。

次の45ページでございます。民生委員児童委員活動助成費補助金14万1千円、老人クラブ助成補助金、高齢者住宅改造事業補助金、重度障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金、こちらが住民課所管となります。一つ飛びまして、地域生活支援事業費補助金から一番下になります。こゝには赤ちゃん事業等補助金が福祉課の所管となります。

47ページでございます。子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金270万6千940円でございます。中段の介護保険低所得者対策補助金3万円、それからまた一つ飛びまして、健康増進事業費等補助金54万円からむし歯予防対策、風しん予防接種事業、早産予防対策事業費補助金、こちらまでが福祉課の所管となります。

それからちょっと、また少し飛びます。67ページでございます。中段から少し下のほうに災害援護資金貸付金元利収入ということで12万円ほど収入をしております。

次のページでございます。後期高齢者医療市町村療養給付費負担金642万6千728円です。こちらも福祉課となります。

71ページをお願いいたします。雑入でございますが、中ほどの悠ゆう館施設負担収入172万2千407円、こちらと一番下にございます地域生活支援事業負担収入、これ南小国町の負担金分ということですが372万円、こちらが福祉課の所管でございます。

73ページの下の方です。高齢者等活動支援促進施設負担収入153万4千714円、こちらも福祉課となります。

75ページに移ります。中ほどの地域福祉計画推進に伴う社協負担収入20万円、それから77ページ中ほどの阿蘇地域救急医療圏病院群輪番制病院運営事業返還金、6千582円。こちらまでが福祉課の所管となります。

歳入項目は以上となります。補足となりますけれども、お配りをしております総務課資料3の主要事業報告書、また福祉課資料4の決算資料もあわせて御覧いただければと思っております。少し速足になりましたけれども、福祉課所管の一般会計決算の概要説明を終わらせていただきま

す。

御審議よろしくお願ひいたします。

保育園長（児玉敦子君） おはようございます。

保育園費29年度の決算について、御報告いたします。着座にて失礼いたします。

款は3の民生費、項は2の児童福祉費、目は2の保育園費となります。保育園費の歳出決算額は2億5千294万6千677円となり、民生費歳出の約23パーセントになります。全歳出の約4.4パーセントが保育園費の歳出となります。

では、歳出のほうから、148ページをお願いいたします。2段目からが保育園費となります。主な歳出を報告いたします。保育園費の中では、約88パーセントが人件費となっております。

149ページ中段、嘱託医報酬は80万円です。宮原保育園、北里保育園、下城保育園ともに歯科健診1回、園児の健康診断を年2回行っております。次の非常勤職員報酬は非常勤保育士5名分と給食職員6名分となっております。

続きまして、151ページ需用費の中の修繕費65万4千402円です。修繕の内訳としまして、北里保育園街路灯修繕工事、遊具点検後の修繕として北里保育園滑り台階段、ジャングルジムの修繕を行っております。消防設備点検後の修繕として宮原保育園の避難誘導灯バッテリー交換、下城保育園の煙探知機修理を行いました。また、宮原保育園、北里保育園の園庭樹木剪定などを行っております。下段の委託料と153ページの負担金補助金につきましては、決算資料に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

153ページ、委託料の中の委託児童運営費199万6千円です。平成29年度は内訳としまして市原保育園1歳児1名、ここは子どもさんの保育環境を変えたくないということで、市原保育園にそのまま在籍しておりました。里帰り出産の理由で鹿児島県薩摩川内市に4歳児1名、0歳児1名、鹿児島県志布志市志布志町に2歳児1名、その委託費を支払った分となります。

決算資料1ページに記載してあります工事請負費ですが、北里保育園にエアコン設置のための59万2千688円です。天井張り、空調設置工事を行いました。続いて備品購入費77万8千908円ですが、北里保育園ワイヤレスアンプマイク購入に15万9千948円、宮原保育園給食室の食器消毒保管庫49万8千962円、園児用ウッドラインロッカー12万円です。

次に歳入のほうに移らせていただきます。25ページを御覧ください。中ほどになりますが、款の11分担金及び負担金、項の2は負担金、目は1民生費負担金、区分は児童福祉費負担金です。保育料負担金現年度分2千279万200円。滞納繰越分4万1千700円です、この滞納繰越分と収入未済分3万9千935円は、参考ですが今年度収入済となっております。

37ページ上段を御覧ください。国庫支出金となります。目は1の民生費国庫補助金、保育の質の向上のための研修事業補助金14万8千円になります。これは子ども子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業になります。保育の質向上のために、保育団

体等の研修に参加した場合、旅費と参加費の2分の1の補助額になっております。次に子ども・子育て支援交付金、民生費国庫補助金です。地域子育て支援拠点事業補助金、307万5千円と一時預かり事業補助金50万2千円が含まれております。続いて、保育対策総合支援事業補助金、190万円です。これは保育対策総合支援事業の中の、家庭支援推進保育事業補助金です。子育ての支援を主に、気になる子どもさんや家庭からの相談、支援を行っております。人件費の2分の1の補助額となります。

次に45ページを御覧ください。款の14、県支出金となります。目は民生費県補助金、区分は2の児童福祉費補助金の中の多子世帯子育て支援事業交付金47万4千750円です。これは29年度は18歳未満の子どもさんを扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満の子どもさんが対象となります。県と市町村が2分の1ずつ負担し、保育利用料が無料となる制度です。平成29年度該当者は7名でした。今年度平成30年度は熊本県多子世帯子育て支援事業拡充に伴い、満18歳未満の児童を扶養している第3子以降を年齢を問わず保育料を無償化しております。

47ページになります。地域子育て支援拠点事業補助金307万5千円。一時預り事業補助金50万2千円です。

69ページ上段になります。款の19諸収入です。項の4受託事業収入、目1の民生費受託事業収入、区分は保育園費受託事業収入です。461万4千800円です。町外に居住する世帯で、保護者の勤務先が小国町にあるため、送迎等の理由で小国町の保育園に入園している児童や里帰り出産で短期入園する児童の施設給付費となります。平成29年度は12名でした。内訳として、南小国町から7名、熊本市から1名、東京都中野区から1名。糸島市から2名、日田市から1名でした。

71ページの雑入の中ほど、一時預り事業負担費33万5千円です。一時預りの負担金は給食おやつを含め1日で2千円。半日で1千円となっております。平成29年度の利用者数は延べ人数で半日利用で68名、1日利用が135名となっております。

速足で申し訳ありませんが、以上で保育園費の決算の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（清高泰広君） おはようございます。それでは教育委員会事務局関係の決算内容について説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

まず、決算書の2ページ3ページ、総括表での説明でございますが、歳入でございます。

教育委員会事務局に關係する款項としましては、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、19の諸収入がありまして、総額では約4千956万8千円でございます。

次に3ページ、歳出のほうでございます。教育委員会に關係しますのは、9の教育費3億2千115万5千822円のうち、3億2千61万3千656円です。10の災害復旧費のうち、1千906万4千200円、12の諸支出金のうち、963万164円にして、合計で3億4千9

30万8千20円となります。前年度と比較しますと歳出のほうは2.6パーセントの増になっております。なお、款9の教育費の占める割合は歳出の5.6パーセントとなっております。

それでは、内容につきまして歳出のほうから御説明させていただきたいと思っております。

210ページからでございます。款9教育費、項教育総務費の教育委員会費でございます。ここは教育委員会の開催運営に係る経費でございます。同じページ2、事務局費でございます。ここにつきましては、教育委員会の事務局の人件費と事務費が主なものでございます。

213ページの19負担金補助及び交付金の中に、小国高校支援補助金171万6千円、あるいは小国高校ホッケー部の全国大会への参加補助36万円が含まれております。

次にいきまして、同じく212ページからですが、目の3国際交流指導費です。ここは13の委託料に語学指導委託料が320万円でございます。2名の方に小中学校の英語の指導助手をしていただいているものでございます。

続きまして、214ページ、目4の小中高連携事業推進費でございます。ここでは12の役務費の中で検定料金118万9千860円でございます。これは学力向上に向けた取り組みとして、小学生では漢字検定や学力テスト、中学校では漢字検定、英語検定と確認テストを受けたものでございます。続きまして項2、幼稚園費の教育振興費。ここは私立幼稚園への補助金5万円を支出してございます。同じく214ページ、下段になりますが、項3小学校費の1、学校管理費。これは小学校を管理運営していくために必要な経費として支出されております。

217ページの1、報酬としましては、学習・生活活動支援員報酬が1千88万5千942円でございます。内訳としましては、学習活動支援員が2名、生活活動支援員が5名でございます。

また219ページ、13の委託料でございます。ここではスクールバス委託料として4千449万6千円を支出しております。

221ページですね。18の備品購入費としまして、机・椅子の購入費335万160円でございます。

続きまして220ページ、2の教育振興費でございます。19の負担金補助及び交付金としまして、修学旅行費補助36万8千円。それと20の扶助費につきましては、就学援助を目的として実施したものでございまして、38名の児童が対象となっております。

続きまして222ページ、項の4中学校費の目学校管理費でございます。学校管理費は小学校と同じく、学校を管理運営していくために必要な経費でございます。学習活動指導員が4名でございます。

続きまして226ページ、2の教育振興費です。ここも小学校と同じです。負担金補助及び交付金としまして、修学旅行費の補助67万2千円を支出しております。20の扶助費は、小学校と同じく就学援助を目的としたものでございます。

続きまして228ページ、目の3寄宿舎居住費でございます。寄宿舎の管理運営に関する費用

でして、平成29年度の生徒数は男子16名、女子13名、合計の29名でした。

続きまして230ページからが項の5社会教育費に入ります。1の社会教育総務費。19の負担金補助及び交付金で婦人会、PTAほかその他いろいろな団体等への補助金を支出しております。233ページの25積立金ですね。奨学金事業基金積立金は当該年度中に返還された奨学金を積み立てているものでございます。8名貸し付けておりますが、そのうちの7名からの返還がございました。

続きまして232ページ、2の公民館費でございます。公民館は主に小国町文化祭、成人式、子ども会に関するものを支出しております。

続きまして234ページ、目4文化財保護費でございます。小国町には現在、国指定が3件、国登録が7件、町指定の12件の文化財があり、その保護に関する費用として支払っているものでございます。

234の一番下になりますが、目の5交流多目的施設費でございます。これはあみだ杉の館、小国町図書室に関する費用でございます。平成29年度の図書室入館者は7千60人で、貸し出した冊数は1万2千987冊でした。

236ページの今度下段です。項の6保健体育費、1保健体育総務費でございます。保健体育総務費につきましては、スポーツの振興を目的としまして、各種団体あるいは各種大会への補助を行っているものでございます。

続きまして240ページ、目2体育施設費でございます。体育施設費は主に林間広場、小国ドーム、そして各旧小学校の体育館の管理や運営清掃に係る経費でございます。

続きまして242ページからが目の3給食センター費でございます。給食センターでは小学校中学校の給食及び小国支援学校の給食を委託で受けておりまして、給食づくりの経費を計上しております。

続きまして248ページでございます。款の10災害復旧費、項の3その他公共施設災害復旧費ということで、その目4公立社会教育施設災害復旧費。これは平成28年度の熊本地震で被災しました小国ドームの内外壁の復旧工事に係る経費でございます。

同じくその下、項の4地域施設災害復旧費の目1地域コミュニティ施設災害復旧費。これは地域コミュニティ施設等再建支援事業補助として、平成28年度に被災しました北里の七日市の天満宮と上田の江古尾大神宮の復旧工事の補助金を県から受けられまして、2地域に交付するものでございます。

続きまして250ページ、款の12諸支出金、目1特別会計繰出金、1の繰出金として坂本善三美術館特別会計へ繰り出し963万164円がでございます。

決算の説明は以上でございますが、資料としまして工事請負、委託業務、補助金、負担金調書を提出しておりますので、審議の御参考にいただければと思います。歳出につきましては、

以上でございます。

続きまして、歳入に移ります。

歳入はまず、29ページでございます。目の5教育使用料としまして、教職員住宅の使用料。これは広瀬と関田教職員住宅の入居者6名分のものでございます。節の2保健体育使用料につきましては、小国ドームの使用料それと夜間のグラウンドのナイター施設の照明使用料でございます。

続きまして36ページでございます。13の国庫支出金、項2国庫補助金の3教育費国庫補助金でございます。これは小学校費として特別支援教育就学奨励費補助金が4万円。これは7名の対象、中学校の補助金としましてへき地児童生徒援助費補助金。これは寄宿舎居住費に関する補助金でございます。それと特別支援教育就学奨励費補助金、9万2千円。これは2名の対象者に対するもので、それぞれ国のほうから受け入れております。

続きまして、38ページでございます。これも国庫補助金のうちの19災害復旧費国庫補助金ということで、公立社会教育施設災害復旧費補助金。先ほど説明しました小国ドームの災害復旧に係る工事の補助金でございます。

続きまして、53ページでございます。款の14県支出金の県補助金、教育費県補助金ということで、下段のほうに水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金、それと児童生徒のスポーツ環境整備事業補助金ということで、それぞれ補助金を県のほうから収入しております。

続きまして、54ページでございます。県支出金の目9災害復旧費県補助金。備考欄の中段よりちょっと下にありますが、地域コミュニティ施設等再建支援事業44万5千円。これは先程説明しました七日市天満宮と江古尾大神宮の災害復旧のための補助金でございます。

続きまして、58ページでございます。一番上のほうになります14の県支出金、県委託金の中の教育費委託金ということで、小国支援学校の給食費の委託金274万3千830円でございます。

続きまして、同じページの15財産収入でございます。利子及び配当金としまして、これも下から2段目になりますが、奨学金事業基金積立金利子分5千326円を収入しております。

続きまして、66ページでございます。ここは19の諸収入その3貸付金元利収入の奨学金貸付金元金収入ということで一番下になりますが、奨学金の貸付金元金94万8千円と奨学金貸付金の元金の過年度分57万円、合計の151万8千円を収入しております。ここにあります収入未済額206万6千円につきましては、4名の方の未済によるものでございます。

続きまして、68ページでございます。諸収入の中の、これも下のほうになりますが、4の給食収入。学校給食収入としまして、2千747万5千477円と過年度分22万2千780円があります。収入未済額の18万3千740円につきましては、16世帯の未済によるものでござ

います。なお、その後納入がありまして、9月1日現在では3世帯の4万8千360円になっております。

71ページをお願いいたします。ここは雑入の雑入でございます。71ページの上から電話料外、中学校の寄宿舎の宿泊負担金、それと体育施設、小国ドーム、林間広場の自動販売機の収入、それぞれっております。それと73ページの中段になりますけれども、小学校中学校の太陽光発電施設の売電収入として32万3千688円でございます。それと最後になります、77ページ、上から2段目になります。これも雑入でございますが、阿蘇郡市子ども会育成者連絡協議会負担金返還金として3万3千368円を受け入れております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） ただいま、各課より説明が終わりました。それぞれの款ごとに進めていきますので、よろしく願いをいたします。

議員におかれましては、別紙平成29年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表のピンク色に塗られた部分の協議になります。

それでは112ページの款2、総務費の総務管理の中で、行政相談費。112ページ113ページ上段になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、114ページ115ページ、住民支援費。116、117ページの備考になります。小国町更生保護女性会補助金までが担当所管です。

11番（松本明雄君） 11番です。着座のまま質問します。

住民課の婚活の支援ですね。ここに予算が出る前に今年もされたと思うのですが、結果のほうはちょっと聞いているのですけれども一応質問と、これが今年度までの予算になっておりますけれども、そういうところで3年間どのくらいの成果が出たのか、報告のほうをお願いします。

住民課長（石原誠慈君） 今御質問にありました婚活事業の件ですが、まず平成27年度から29年度、3年間実施しております。

まず成果としましては、平成27年1年目になります。8名、地元の男性が参加をしまして、3組成婚を達成しております。それと28年、これは熊本地震の年度であります、これはイベントも1回ということで成婚までは至っておりません。それと昨年度、平成29年度ですね、最

後の年になりましたが、7名町内の男性に参加いただきまして1組が成婚ということで。失礼しました。29年度が6名ですね。6名のうち1組成婚ということで、3年間で4組が誕生したということになります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑よろしいですか。

116、117ページ。なければ飛んで124ページ、戸籍住民登録費に入ります。124、125、126、127ページの住基ネットシステム負担金までが、担当所管になります。124、125、126、127ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次に、132ページ民生費に入ります。132、133、社会福祉総務費。次に134、135ページ。

3番（北里勝義君） 135ページの障害者福祉費ですかね、これについて全般的にちょっとお伺いしたいと思います。

いただいた資料によると障害者福祉ということで、障害者総合支援法に基づいていろいろな支援事業をやるということでございますけれども、決算総額でこの障害者福祉費が2億4千600万円ということで決算が上がっておりますけれども、今年度予算については2億4千400万円ぐらいで少し200万円ほど落ちていたと思います。そういう中で支援がどういう状況にあるのか、極端に言えば増加傾向なのか減少傾向でいつているのか。それから実質支援がどこまで進んでいるのか。何か分かったら教えていただきたいと思います。

福祉係長（北里仁尋君） 着座にて説明をさせていただきます。

手帳の交付でいくと、年々減少傾向にあっております。手帳の処理の人数でいけば減少傾向です。課長のほうの説明にもありましたが、障害福祉サービス費のほうが増加傾向にありまして、障害児通所給付費のほうが増加傾向にあります。というのが、障害児のお子さんの早期発見等に力を入れている形で、重症化というか早目に分かったところで対応していくところで、通所給付費のほう伸びている状況です。

3番（北里勝義君） ちょっと1点お尋ねなのですが、障害者支援に向けたグループホームあたりが多くできていますね。そういったところの町からの支援というものがありますか。

福祉課長（生田敬二君） グループホームに関しての設置であるとか、その運営に関しての費用に関しての補助金は町のほうから国県としてもないと思っております。

3番（北里勝義君） グループホームを借地でやっていますよね。家賃補助やそういうものも出ているんじゃないですか。それはない。

福祉課長（生田敬二君） そこら辺の運営というか、借地の補助についても町からはないかと思っております。

3番（北里勝義君） 直接ということですよ。

議長（渡邊誠次君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

134、135、136、137。

8番（松崎俊一君） 135ページの社会福祉協議会の補助金ですね。これ1千900万円となっていますけれども。何か以前は社会福祉に携わる職員給あたりを出していたというような時代があって、この前もいろいろ指摘があったように、そのあと介護事業であったり、それから障害者福祉施設を持つ、それから老人ホームですかね、関係も持って行ってかなり膨れ上がっていると思います。それから、その費用の考え方ですね。今まで人件費あたりをきちっと出していたというのが、例えば障害者施設でいきますとそれに対する措置費や補助費とかそのあたりで、利益が出るという言い方はおかしかもしれないが、若干余裕があつてみたり。それは将来にわたってその施設の改修やいろいろなものに充てるとか、いろいろな考え方はあると思うのですけれども、そのあたりはどのように整理しているのか。

それから、職員給だけではないと思いますけれども、ここの補助金の調書の社会福祉事業に要する経費という部分でいくとどのようなものがあるかということを教えてください。

福祉課長（生田敬二君） 社会福祉協議会への補助金1千900万円でございますけれども、こちらにつきましては、社協が行っている地域福祉に関する部門への補助金という形でございます。今社協の方が大きく3つ、障害、高齢者対応老人ホームですね、それと地域福祉というところで大きく3部門がございます。そのうち、地域福祉に対する補助金でございます、その算定するもとは確かに人件費分ということでございます。そこに携わる方、特に事務局長あたりは各部門に携わっておりますので、そこら辺は案分する形での算定をさせていただいての補助金となっております。ですので、内容につきましてはその活動に対する補助金でございます、算定の方法は人件費分で算定をしているということで御理解いただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

134、135、136、137。続いて138、139ページ。国民年金事務費、老人福祉費。なければ、140ページ、141ページ。

4番（高村祝次君） この小国町敬老会等事業費助成金64万3千500円がありますけれども、これは町が補助をいただいて、協議会が主催で行う部分に対して1人1千300円ですか今は、いただいていると。非常に協議会の出費の多い中、非常に運営には助かっております。しかし、協議会長が集まってそれぞれ喜んでおりますけれども、少しずつスタンスが違わないかなというようなことで話を聞いております。そこあたりは、下城の場合は役場のほうから、今月の17日ですか、毎年大体同じ日にありますけれども、それを境に75歳以上の人の名簿をいただいて、それで出席した人たちをチェックしながら役場にあとから請求をしているのが現状ではないかなということで、小国全体がそういうふうになっているかなという思いがしてございましたけ

れども、実際は協議会長の話を聞くと、それぞればらつきがあるのではないかなというふうに思っております。役場のほうが銭を出しますから、そこらあたりのチェックはしっかりやっているのか伺いたいと思います。

福祉係長（北里仁尋君） 敬老会の補助金につきましては、一人1千300円で、名簿を出していただいております。各地域の方の名簿を出していただいて、こちらのほうでチェックはさせていただきます。

4番（高村祝次君） しかし、宮原地区はなかなか協議会でまとめられないということで、どのように請求をしているのか分かりませんが、私が先ほど言ったように同期生とかを考えたときには3月次の年に繰り越して同期生がおりますね。ですから、そういう同期生とかいうことではなくて、あくまでも9月17日を境に75歳以上になった人を大字下城協議会、黒淵あたりは案内を出しているのが現状だと思います。しかし宮原においては、ちょっと話がスタンスが違うわけですね。そこあたりはやっぱりしっかり。せつかく町がお金を出すなら、統一したところを出さないと宮原協議会が人数が多くてできないからといって、それをあやふやにして、要求があっただけ出していったら、かなりな差が出てくるのではないかなと思います。確かに、出席する人に限って1千300円ですから、それが年寄の方はやはり近くで行えば出席できますけれども、車に乗っていかなければ出席できないとかいうこともあるわけですよ。下城の場合は、ちゃんと協議会が車、タクシーなんか、あるいは杖立の旅館の車をお借りして経費を出しながら集落まで迎えに行き会場まで案内する、ということですが、宮原のやり方はどういうふうなやり方をしているのか分かりませんが、そこら辺のチェックはしっかりやっているわけですか。

福祉係長（北里仁尋君） 一応、75歳の基準としましては、その当該年度なので、平成30年度でいけば平成31年3月31日までに75歳になられる方というのが、補助の対象となっております。

福祉課長（生田敬二君） 今、議員が言われますように、そこそこで確かにやり方が違っております。宮原につきましては、全体的に大字協議会が催す形ですが、なかなか人数が多くてできないということございまして、宮原につきましては、何部か小さい単位でされていますので、そこを大字協議会のほうがまとめる形で補助金申請をしているかと思っております。年齢等については、今チェックをしているということで75歳以上というところは、線引きでございしますが、そこら辺のチェックはしているところでございます。

あと内部的なやり方につきましては、なるべく参加しやすいようにという形で敬老の意を表してお祝いをするということですので、なるべく参加をしていただきたいということは思っておりますが、ちょっと参加の車で迎えに行くという所も確かに聞いております。そういうやり方についてはどうして下さいとは、なかなか今のところは町のほうからはお願いをしたところではご

ございません。

4番（高村祝次君） 要するに、9月17日で75歳なのか、3月31日で年度を越したところで75歳なのか、そこらあたりは役場として名簿を出すときには75歳に9月17日になっていなくても名簿を出しているわけですか。

福祉課長（生田敬二君） その年度の前の3月31日現在の年齢ということで出していただいているということですので、一応その1学年の学年は皆さん一緒の参加ができるというようなところでの条件でしております。

4番（高村祝次君） 事務方のほうで名簿を出すときにしっかりそこらあたりはばらつきのないように出していただきたい。また、こういう60数万円ですけれども、確か町長が出席すると御樽をいただきます。本来、町がこれだけのお金を出していただいておりますので、町長が手ぶらで来たといって協議会が不足を言うとか、老人会の方たちは何も分かりませんが、今後は町がこれだけ補助金を出しているなら、町長は手ぶらで来て出席をしていただくだけで敬老会はいいんじゃないかなというふうに思っています。

やはり、これだけではないと思うとですね。町長がいろいろ出席されるのは。例えば、また別に協議会でしているところは1箇所ですけれども、協議会主催ではなくて別に集落でやるところにまた町長が案内されれば、またそこに行くわけでしょ。するとその大字に2回行けば、町長は1万円包むのか5千円包むのか知りませんが、2万円包むことになる。ですね。ですから、敬老会に行くときには町が補助金をやっているのなら、もう持っていないということで、今年度からまだ17日ですので間に合いますので、是非私は節約のためにも、そういうふうにもやってもらいたいと思います。確か、もらえば協議会の会費となりますけれども、別に昨日も出ましたけれども、大字協議会には1万円か2万円か町からいただいております。それは懇親会の会費として年1回行うために。大体はもともとはそれを協議会の会長、副会長あたりに下さいというような提案が出ていたのを、私が「それはいかん」と、やっぱり協議会の会費が不足するなかで個人の銭にしたら絶対にいけないから、町としては協議会のほうに下さいということで、お願いしたわけです。ですから、今後は節約のためにも町長が町からお金を60数万円やって協議会も助かっているなら、もう御樽は包んでいかないというふうに、私はしていただきたいなと思っています。

町長（北里耕亮君） 決算認定の審査の中での部分でございますけれども、私が行くのは案内があるところに行かせていただいておりますが、主に協議会から主催でされているところに行かせていただいております。敬老会の該当する方1人に対して幾らという部分の補助金でございますので、私が参加をさせていただいた際には少しお弁当も御用意していただいている部分もありますので、私の分という感覚もあるかもしれませんが、そのあたりこそ、それぞれの協議会で役場が来ても、というような話題を協議会長あたりでしていただけるというのは、この席場ではな

かなか言えませんが、御意見の一つとして今日は伺っておきますが、今後についてまた話題にさせていただきますと思います。

繰り返しになりますけれども、町としてはできるだけ敬老の方々一人一人に、それぞれを敬いとかお祝いをしたいという部分はありますけれども、される所とされない所があります。されない所に対して慶賀のお慶びの形を表すことが難しい部分がありますので、される所にしていくというところで、ここは町民の方に御理解をいただきたいと思っております。この補助金も数年前に企てられた部分でございますので、まだ検討に値するところもあるかと思っておりますが、やりながら中身を練っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に142ページ、143ページ。高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費、人権政策費、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、144、145。

6番（時松唯一君） 6番です。

143ページの扶助費ですね。その中でひとり親家庭が今現在小国町には、何家族ぐらいいらっしゃいますか。

それと、その方々は柏田住宅と公営住宅等に合わせてお伺いします。

子ども未来係長（河津佐和子君） まず、ひとり親家庭医療費なのですけれども、今現在対象の方が72世帯いらっしゃいます。そのうち父子の世帯が13世帯、母子の世帯が59世帯、対象の児童が106名ということになっております。こちらの医療費につきましては、児童扶養手当といまして父子母子家庭の方を対象に県のほうが助成をしている手当があるのですけれども、そちらの対象者に対して申請をしていただいて、この医療券を発行しております。

先ほど御質問のありました住まいなどの件につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握をしております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 児童医療費922万6千753円上がっておりますけれども、利用している病院の内訳を教えてもらってもよろしいでしょうか。

子ども未来係長（河津佐和子君） 今、システムなどで管理をしていない関係で細かく詳しくはお伝えできないのですけれども、南小国町、小国町の全医療機関ですね。それと薬局、それから阿蘇市におきましては、主に阿蘇温泉病院、小野主生医院、たくもと小児科クリニック等が利用されております。市内のほうになりますと、やはり主に日赤病院、市民病院、それから福田病院。

日田のほうになりますと宮原レディースクリニック等になります。主にはそういうところが利用されている医療機関になります。

7番（穴見まち子君） 小さい子どもさんを持っている親の方というのは、やっぱり風邪をひいたり色々な病院がありますけれども、私たちは公立病院が第一で小児科がずっとおられますので、利用するときが多いのですけれども、特に親に聞いているとパッと診てくれるのは、多分ですね、おおむら内科クリニックだったり他のところが多いと言うんですよね。だから保護者によっては公立病院の小児科の先生でもいいけれども、やはり他の方を利用するところが多いのですよね。そんなときに、せっかく公立病院におられるので、そののしっかりした先生がおられることを思ったら、公立病院の宣伝や。やっぱり小さいときは阿蘇のたくもと小児科クリニックとか結構行ったのですけれども、やっぱり小国の公立病院を利用してもらえるような体制というのは、しっかり町が作って利用できるように周知してもらったらどうかなと思っておりますけれども。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、144、145。隣保館運営費に入ります。

5番（児玉智博君） 先ほどのページから人権政策関連の予算になっておりますが、平成29年度において、どういった分野の人権政策に取り組んだかということをお尋ねしたいと思います。

特に、先ほどから障害者福祉関係の質問も出ておりますが、私が今朝たまたまつけておいたテレビのニュースではある大手の自動車部品会社で、40代で両手両足が不自由な障害者の方が一生懸命清掃の仕事をしているわけですね。一緒にそこに行っていた健常者の60代の男性が、仕事が遅いからといって後ろから蹴っ飛ばすような、そういう障害者の人権に対しての不理解というのがありますし、実際に小国町でもそういうことが小さい頃から分かるように。そういう福祉分野では頑張っておられるわけでしょ。じゃあ、こういった人権啓発の分野でもそういうことをしっかりと、平成29年度は取り組めたのか。

また、いろいろ外国人の差別問題であるとか、近年ヘイトスピーチも法律で禁止をされました。小国町は限られた予算であると思いますが、人権政策費だけでも286万3千円支出されておりますが、この分でどれくらい多岐にわたる人権問題に取り組んできたのか、御報告をお願いしたいと思います。

隣保館長（穴井 徹君） 一昨年から三法新しい法律が施行されて、今議員が言われましたように障害者の人権問題に対する障害者差別解消法、それから在日外国人に対するヘイトスピーチ解消法、そして部落差別に対する部落差別解消推進法ということで、新しく一昨年三法が成立しております。その中には、昨年はセミナーということで部落差別解消推進法に対してのセミナーを開催しております。

それから人権政策費の中で各種、旅費のほうは職員関係が主になりますが、研修会等に参加を

しております。あとは補助金等であらゆる差別に対して活動していく団体ということで、補助金の交付を行っております。現在のところは、今年の活動実績としては、そういったところになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 一昨年に成立した法律だけでも、今御報告がありましたように、主に障害者、外国人ですね、それと部落差別解消法もできたわけですが、それ以外にも差別というものはあるわけですね。セミナーではその部落差別解消法についてのセミナーを開かれたということでした。そのほかにも、職員研修でいろいろな差別問題についても職員は学んできたかもしれないけど、やはりそれをどう持ち帰って町民にそういう意識啓発に努めていくかということが、これから重要になると思います。それでですね、やはりこの人権政策費に限ってみても、この部落解放同盟小国支部の補助金というのが170万円で、非常に大きいわけですよ。あらゆる差別解消に取り組んでいるからということで、これを170万円出しているのかもしれないけれども、こんなに世の中には、本当にたくさんの差別がある中で部落解放同盟頼りというか、部落解放同盟任せでいいのかと。もうちょっとこの予算の配分も町が主体的に取り組めるような予算編成をやっていかないと、本当の意味であらゆる差別の解消というのはなかなか遠のくのじゃないかというふうに思います。今後、もうちょっと主体的に町が取り組んでいただきたいということを述べまして、終わりたいと思います。

隣保館長（穴井 徹君） ただいまの議員からの御意見を拝聴いたしまして、今後の参考とさせていただきます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま144ページ、145ページでございます。

2番（大塚英博君） すみません、間違えました。

議長（渡邊誠次君） 146ページ、147ページ。児童福祉費に入ります。

7番（穴見まち子君） 委託料の放課後健全育成事業委託金ですけれども、何名の方が利用されているのでしょうか。働いている方はとても助かっていると思いますけれども。中身を教えてください。

子ども未来係長（河津佐和子君） こちらの放課後健全育成事業委託金といいますのは、放課後児童クラブ、小国町で言いますと小国児童クラブのほうに払っている委託料になります。こちらのほうは支援員2人で子どもたちをみていただいております、定員40名に対しまして大体年間20名ほどの利用がっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、148ページ、149ページ。引き続いて保育園費に入ります。

2番（大塚英博君） 149ページの一番上の遊具公園付帯設備工事のことですけれども、以前、本体工事というのが、例えば1千798万円と委託工事というのが145万8千円というのが本体工事の中に入って執行しました。そのときに、そのほかにいろいろな設備はございませんかということ質問したところ、「ありません」ということを言われました。その中で、今回こういうふうなことが悪いということではございませんけれども、今度の場合は一般財源から91万円をみんな出すわけでございます。前のときには本体工事の中で起債を起したり、そういうふうな振り分けをしたと思います。そういうことで、あとになってこういうふうなことが以前に分かればよかったですけれども、分からない中で新たにこういうふうな問題が出たときに対して、追加工事をしていくということが、最初に遊具公園というものの本体の総金額が変わってくるようになってきますので、ぜひ、今回からはそのところはやっぱり十分に気を付けていただいて、総枠という金額を決めていただいて、そしてそれで通していただければいいのではなかったのかと。一般会計からこれを全部出してしまうことに対しては。決して私はこの設備が悪いということではなかったんだけど、そういうふうなことが後になって出てきたときには、結局それは当たり前前に一般財源から持ってこなきゃいけないので、そういうものを防ぐためにも最初のときに、設計やいろいろな段階のときに十分検討をしていただいて、なるだけ。これ修繕費とかいう新しい備品の購入費ではありません。多分、水道やそういうものというのは本来あるべき姿ではなかったのかなという、そういうふうなことで一応質問をいたしましたけれども、ぜひ、これから先はそういうふうなものを十分気を付けてやっていただきたいなという部分があります。

町長（北里耕亮君） 遊具公園については、町民からの要望もありまして補助事業も使いながら設置をさせていただいて、一定の評価もいただいております。この付帯設備工事については、この福祉課所管決算資料の1ページ、工事請負調書にも載っておりますとおりに、利用者からの要望もあって足洗い場と水飲み場の工事をさせていただきました。水道の敷設の関係で、年度をまたいでしまった部分は確かにありますけれども、やはり子ども達が遊ぶ上において衛生面やそういう部分が必要になる部分はありますので、年度を越えてしまったという部分が一般財源と補助事業という区切りはあるとは思いますが、中身についてはぜひ御理解をいただきたいと思えます。手続き上、議員御指摘の部分で、年度をまたいで一般財源で付帯設備工事を行ったというのはありますけれども、必要なものでございますので、御理解をいただきたいというふうにも思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では150ページ、151ページ。引き続き保育園費でございます。

なければ152ページ、153ページ。3の児童館運営費。154ページ、155ページ、保

健衛生総務費、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、ここで暫時休憩といたします。午後は1時から再開をいたします。

(午前11時59分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(渡邊誠次君) ただいま154ページ衛生費から、155ページ保健衛生総務費に入っております。

続いて156ページ157ページ、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続いて158ページ、159ページ、予防費に入ります。よろしいですか。160ページ、161ページ、環境衛生費に入ります。一番下段の浄化槽補助金と次のページ、浄化槽普及促進協議会負担金は今日の所管ではありません。建設課の所管になります。その他は全部、今日担当所管になります。

6番(時松唯一君) 161ページの下から3行め、河川水質検査委託料。これは前回も私質問をしたと思いますが、業者が来て水質を検査するわけですよね。河川の水質をするとき、担当者あるいはそこを確認のために、やはり行くべきだということを以前私は質問をしたことがあると思うのですが、今、どのようになっていますか。

住民課長(石原誠慈君) すみません。以前にそういう質問をいただきまして、職員がその現場へ行かまして、確認をいたしております。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、162ページ163ページの清掃費まで。

5番(児玉智博君) 清掃費で確認なのですが、ごみ収集をされます。可燃ごみとペットボトルや資源ごみであったり、あるいは缶とかですね。それぞれ決められた日に出さないといけないわけですが、たまに回収されないでルール違反ですというふうに貼られたものを見掛けることもあります。実際、そういう回収されなかったごみがどの日にどれくらいあったとかという記録というものはきちんと取っているのですか。

住民課長(石原誠慈君) 今の記録についてなのですが、役場のほうとしてはその記録はとっておりません。ただ、今言われた分別されていないごみが残っていたり、そういうものがございまして。そういうものは役場のほうに問い合わせはあるのですよ。持って行っていただけないという話で、連絡があると滝美園のほうに確認はいたします。そこで理由を聞くと、分別が

されていない。シールを一応貼ってありますので、誰がそこに持って来たかまでは把握できませんので、一応今のところはそういう状態でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、ページ飛んで、210ページに入ります。210ページ、教育費に入ります。教育委員会費、事務局費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、212ページ、213ページ。国際交流指導費。よろしいですか。

次のページ、214ページ、215ページ。

4番（高村祝次君） 215ページの私立幼稚園補助金5万円ですけれども、以前ですね、私立幼稚園に行かれる父兄から、町は全然補助金をくれないというような話を私にされました。5万円ですから、大したお金ではないなというような感じはしておりますけれども、恐らく小国だけではなく南小国からも来ているのではないかなというように思いますけれども。小国町が5万円なら南小国町は幾ら出しておりますか。

この使途が運動会などというようなことで書いてありますけれども。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 私立保育園の補助金につきましては、保育園のいろいろな行事の経費に充てていただいておりますが、南小国町から幾ら出ているかは、ちょっと把握しておりません。

4番（高村祝次君） 小国町からだけではなくて、こういう補助金を出すときには、やはり南小国と相談をしながら出すべきではないかなというふうに思いがしております。

例え、小国町5万円で、むこうが3万円にしても、それだけ補助金が保育園としては使われますので、小国町が単独で出すということはちょっと今後考えていただいて、南小国と相談をしてその金額を決めていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、216ページ、217ページ、小学校費に入っております。小学校費。

続いて218ページ、219ページ、220ページ、221ページ、小学校費よろしいですか。

次に教育振興費に入ります。220、221、222、223。

5番（児玉智博君） 扶助費の新入学児童生徒品費、要保護と準要保護の対象者に支給をされております。これは、何回か取り上げましたが、やはり7月やそういう時に新入学のために使った費用が後から戻ってくるような形に、現状小国町はなっているわけですが、やはり入学式前まで

に入学の準備段階で支給をされないと、制度本来の目的が達せられない部分が出てきています。なかなか検討はこれまでもしていただいているかと思いますが、事務局長も新しくなれましたが、来年の分についてはどうなるかお願いします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 入学者に対する要・準要保護につきましては、私も話を聞いておりまして、一つはちょうど転入転出の時期やあるいは所得の関係がありますものですから、非常にちょっとそこあたりで今までも躊躇してきたところがございます。

ただ御指摘のとおり、必要な部分ですので、今のところ前向きに出せるような方向で考えてはおります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、中学校費に入ります。222、223ページです。224、225、226、227。

では、中学校費の教育振興費に入ります。226、227です。では、228ページ、229ページ、目の3寄宿舍居住費。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、230ページ、231ページ、項5の社会教育費、目の1社会教育総務費に入ります。230ページ、231ページ。次に232ページ、233ページ、公民館費に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 234ページ、235ページ、集会所運営費、住民課の担当所管でございます。目の4文化財保護費。

5番（児玉智博君） 文言の確認です。

文化財保護費の賃金で、文化財等手入れ賃金というふうに書いてあります。その手入れというのは何ですかね。通常、修繕や維持管理費というのは予算決算書で目にしますけれども、清掃ともまた違うのだと思いますけれども、手入れとは何なのか教えてください。で、何を手入れされたのか。

社会教育係長（宮本竜二君） 先ほどの質問に対してお答えいたします。

北里3部老人クラブにお願いしまして、義民七兵衛記念碑跡地の清掃を依頼しております。年3回実施していただいております。

以上でございます。

6番（時松唯一君） 235ページの流湿原の維持で35万円。これ多分、春あるいは夏に草切等々をしているかと思いますが。それと同時に教育委員会のほうで白鷺草というあそこに非常に珍しい花がありますけれども、そういうものを確認しているのか。

それと同時に、もう30年ほど前になりますかね、緑の少年団であそこに植樹をしてあります。私も通りかかるのですけれども、そこら付近の維持管理等がどのようになっているのかお聞かせください。

社会教育係長（宮本竜二君） 流湿原管理委託料35万円につきましては、流湿原が名原・大鶴牧野にありますので、その監視を年25回、草刈りを年2回、それと野焼き、あと盗掘等がないかなどの監視もお願いしております。その他、鷺草や立金花あたりの生息の確認や、私たち教育委員会のほうで行って、現地でどのくらいあるかなど確認もしております。

以上でございます。

6番（時松唯一君） おっしゃるとおりで、あの湿原は以前から重要な所であります。

もう1点は、阿蘇ジオパークの中で黒淵のほうは1件入っていますけれども、ここら付近も流のほうもですね、せっかく町長も会長をやられていますので、そこら付近も阿蘇の千日会ですかね、そのほうでも提案していただいて、流のほうも阿蘇のジオパークの一つとして捉えていただきたい。そういうことを思っていますので、よろしくお願ひします。

町長（北里耕亮君） ジオパークという位置付けは地質学的に特異なというか、保存をしなければいけないエリアを定めております。小国町では鍋ヶ滝、遊水峡、この2箇所でございます。流湿原はその種類とは違いますので、それは恐らくできないというふうにも思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 目の5交流多目的施設費、あみだ杉の館。236ページ、237ページに入ります。下段、項の6保健体育費も担当所管でございます。なければ、238ページ、239ページ。

8番（松崎俊一君） 8番です。

239ページの負担金補助及び交付金の総合型地域スポーツクラブ補助金ですね、これ270万円決算で上がっておりますが、今後の取り組みや話し合いなどが、この決算のほうで行われたのか。それがあつたなら、どのような経過になっているかですね。教育長は一般質問の答弁のほうで平成30年度ですかね、もう半年ほど経っていますけれども、そのあたりも分かつたら。まず、決算の状況から教えてください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 総合型地域スポーツクラブ、ゆうあい倶楽部でございます。昨年、全体の総事業費が405万1千975円でございます、その内訳が町の補助がこの決算書に出ております270万円です。あと、前年度からの繰越が2万9千409円、それと会費が115万6千円、あと保険料15万9千500円、預金利息等が7千66円ということで、総事業費405万1千975円で平成29年度は計算しております。

教育長（麻生廣文君） それに係りまして、総合型地域スポーツクラブについて今後どうしていくかということにつきましては、今年度はまず町の直接の部分ではございませんので、一応、会長副会長等に来ていただいて、どのような形にしていくかということについて、まず組織改編を含めたところでの話し合いをして、そのあたりを了承をいただいていると。今後、具体的な形を今年度中にははっきりさせていくつもりでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） その総合型地域スポーツクラブで、今、クラブの収入のほうは説明がありました。では支出分では、一体どういうことに使われているのか。これは、やっぱり町の補助金が全体の50パーセント以上なわけで、公益性が非常に高いからこれだけ教育委員会としても補助をしていると思うのですけれども、まず支出面ではどういった内訳になっているのかを御説明ください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 申し訳ございません。手元に今、決算書の写しがございませんので、あとで報告していいでしょうか。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

では次に、240ページ、241ページ、引き続き目の2、体育施設費に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、242ページ、243ページ、目の3給食センター費に入ります。給食センター費は次のページの244、245ページまで。給食センター費まで質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 給食センター費の報酬の区分の中で、事務長報酬で金額等が掲示されていますけれども、この事務長というものは年齢制限があるのか、それともそのままずっとやられるのか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 小国町の非常勤の職員につきましては年齢制限がございませんが、事務長としての年齢制限は特に設けているわけではございません。

6番（時松唯一君） 事務長としてのいわゆる資格や電気持っているとか機械に詳しいとか、そういうものがあつての事務長職なのか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 事務長職につきましては、特に施設の整備のための事務長というわけではございませんで、給食センター運営ということですので、運営に適した人材ということで選考しております。

6番（時松唯一君） すみません、いっぺんにやればいいのですけれども。いわゆる公募というのは、やはり公募性を取られて今の事務長がいらっしゃると思うのですが、やっぱり公募あたり

は3年に1回ほどはやったほうがいいのかというふうに思いますが。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 毎年、更新をしておりますので。毎年公募をしている形になっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

ただいま給食センター費です。245ページまで、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では飛びまして、248ページ、その他公共施設災害復旧費の中の公立社会教育施設災害復旧費。一つ飛んで、地域コミュニティ施設災害復旧費。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の歳出の質疑が終了いたしました。質疑漏れがございましたらお願いをいたします。

4番（高村祝次君） いろいろ、ページは何ページですかね、予防医学ということでいろいろ健診や予防注射などあると思いますけれども、やはりこの人間ドックとかいうものを町の補助金をもらわないで定期的に年1回、率先してやっている町民も数多くいると思います。その人数は役場のほうで数字が出ておりますか。ドックを役場に申し込んで受ける人と、役場に申し込まないで自分で定期的に年1回やっている方とかいうのは、分かりますか。

何で、私がそういうことを聞くかということ、この健診やいろいろなインフルエンザとかいうこの金額が、もう以前に比べるとずっと増えてきたと思う。数字的にも。ですから、そこらあたりもやっぱりどういう数字の動きをしているのかも、事務局として把握をしていかないと、自分で役場の補助金をもらわないでやっている人も、おそらくかなりの数、胃の通しや腸のポリープの検査とかドックに行かないで自分で率先してやっている。やはり自分の体は、人から補助金をもらって検査するとかいうことではなく、やっぱり自分のことですから自分で率先してやるのが当たり前なことではないかなと、私は思うわけですよ。それが、自分でその認識を持ってやっている人は、おそらく病気も未然に防いでいるというか。そうすると、役場から何回も通知を出しても行かない。最終的には来たから「それなら今度はドックを受けましょう」という人もいます。そこあたりの数字を把握していかないと、一所懸命役場は予防医学ということで議会からいろいろして、よその町村は今度はドックをやっていますよということで、だんだんだんだん福祉関係の金額が膨らんできておりますから、そこあたりをちょっと分かっている範囲内で。いないならいいです。分かっているなら、どのくらいいると。自分で率先してやる人と、ドックで。そしてましてドックを受けた人で、何人ぐらい引っかけ手術やいろいろな病気が見つかったのか。それを、分かっているなら教えてもらいたいと思います。

福祉課長（生田敬二君） 人間ドック等に関しましては、国民健康保険、また後期高齢者医療等で助成金をお出ししているところではございます。そちらの件数等については、把握をしております。

ます。委託料調書あたりにも数字があるかと思いますが、その分とあとは健診等で健診を受けられた方については、もちろん数値は把握しておりますが、その他の保険等に加入している方であるとか、そこら辺の受診の数値については、ちょっとこちらのほうでは今のところ把握はしていません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今の予防の話が出てきましたが、これは前の課長のときから話を聞いていたのですけれども、いろいろ医療の予防のほうにしる介護予防にしる、介護保険のほうで聞こうかなと思っていたのですけれども、せっかくその話が出たのですね。老健にトレーニングのための設備が備えられていると思うのですが、最近ポールウォーキングとかもされている方で、そっちの老健のほうにも行くことがあるという方から、一番役に立つ機械が壊れていて使えないと。意味がないじゃないかということをおっしゃる方がいました。実際、買い替えるにしてもとても高いお金もかかるし、リースにしても結構高いリース料がかかりますということで、前の課長からは聞いていましたけれども、やっぱりそういう介護予防や健康づくりのための運動というものは、意識のある人にどんどん使ってもらって、その人が隣近所の人にも運動したら足が痛くなくなったとか、そういう話をしてもらえれば、やっぱり私もちょっと最近膝が痛いから行ってみようかなとか、そういうふうにして広がっていくものだとも思います。その辺、どういうふうな考えをお持ちなのかお聞かせください。

福祉課審議員（加祥一恵君） ただいまの質問ですけれども、実際マシンは6台ありまして、1台がおっしゃるとおり故障しております。利用者は平成29年度は延べ1千225名、利用されております。故障のほうは、昨年も申しましたけれども、納入業者が撤退をしております、ほかの業者の方に見ていただいたのですけれども、部品そのものがない。ワイヤー自体は替えることができるけれども、ワイヤーを替えても他の部分で摩耗が激しいので、なかなか修理のほうは難しいということで聞いております。

福祉課長（生田敬二君） 筋トレ館の状況は今のよう形でございますけれども、議員が言われましたように、介護予防であるとか重症化予防につきましては、いろいろな種々の事業を考えてしているところでございます。そういった中で言われましたように、地域の中でのコミュニケーションやサロンを通じて、そうやって誘い合って来ていただけるような、そういう事業も考えていっているところではございますが、それが効果がより出るように努めていきたいとは思っております。

5番（児玉智博君） せっかく誘い合ってから行ってみても、何の機械か分からないけど、ただその方がおっしゃっていたのは、足を鍛える機械というふうにおっしゃっていたけど、やっぱりそれが一番足を鍛えるのが大事なのに、それが使えない。それじゃ意味がないから、何とか使えるようにしてほしいと。だから修理ができなければ、他の方法を考えていかないといけないと思

うのですけれども。ただ使えもしないものを、そのまま置いていても何も意味がないと思うから質問したのですよ。だから、あるものでやってくださいというふうにするのか。でも、それでいいのかと思うのですけどね。どうされるのですか。

福祉課審議員（加祥一恵君） 確かに、故障しているのは足を鍛えるものですが、別のマシンでも足を鍛えることはできますので、できましたらそちらのほうでもお願いできたらと思っております。

町長（北里耕亮君） 見積もりを取りまして、新しく購入するかを今後内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 先ほどのゆうあい倶楽部の決算書の件でございます。

支出のほうの内訳を報告いたします。種目別の指導者の謝金として89万円です。保険料、雇用保険やスポーツ保険とか合せて17万1千円、それと関係者の旅費ということで2万8千円、需用費、これはスポーツの用具代や消耗品とかで19万9千500円、約20万円です。通信費が1万8千円です。それと一昨年まではゆうあい倶楽部に小国ドームの管理も委託しておりましたものですから、小国ドームの管理とクラブマネージャーの賃金ということで、賃金が264万円出ております。それと雑費が1千800円ということですね。合計の394万9千249円で、10万2千726円が翌年度繰越という決算になっております。昨年、ゆうあい倶楽部の在り方についてもいろいろ御意見をいただいておりますものですから、本年度はまずドームの管理は別に分けまして、そして補助金の内容についてもいろいろ精査した結果、本年度は一応ゆうあい倶楽部の補助金は110万円で今のところ予定をしております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 110万円に補助金が減ったということですが、結局そのドームの管理というものを外したから、その賃金分がドームの臨時雇用賃金か何かの形で同じ目的で使われるということは変わらないというふうに思います。それで聞いていたら、大体さっき270万円の補助金というものは、大体クラブマネージャーの賃金を町が払っているようなものだというふうに思います。実態として。

それでですね、何でさっき介護のほうではなくて、こっちで器具の話をしたかという、やっぱりそれは広い意味で言えば若い頃から体を動かしていけば、年を取ったときにその分、何とか筋力や体力の貯金ができるわけですよ。若いうちに。別にそっちの介護関係の福祉関係の予算でトレーニングができる器具を揃えなくても、社会体育費のほうでもそういう器具を入れて、若い人にもお年寄りにも利用していただけると。そういう環境を町がつくっていくのが大事なんじゃないかというふうに思うわけですよ。それでゆうあいスポーツ倶楽部というものをせっかく

つくるのであれば、それは熊本市とかに行けばいろいろパークドームの中にもあるし、民間が運営するスポーツクラブもあるから、わざわざ熊本市が大きなものを揃えなくてもできるわけですが、やっぱり小国にいたら、そういう所に通うわけにもいかないし、やっぱりなかなか体を鍛えようと思っても、そういう環境がないわけですよ。そういう中で、町が社会体育に予算を使っていないかといえば、こういうふうに使っているわけじゃないですか。だったら、使い方をちょっと考えて、たくさんの町民がスポーツに親しめるとか体を鍛えられるとか、介護予防にも役立たせることができるとか、そういうふうにお金の使い方を考えていくべきではないかと思いますが、もちろん人も育てていかなければいけない。人件費も要るかもしれませんが、やっぱり人件費の出し方も一人の人に対して264万円とか、そういう予算を掛けなければできないものなのかと思うわけですが、やっぱりこの辺を工夫して、そっちのほうにお金を回すことも知恵を出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） まず、去年は人件費として264万円ですけれども、本年度はクラブマネージャーと管理のほうを合わせても160万円ぐらいですかね。かなり精査したつもりでございます。

それと町民の健康づくりという意味では、もともとこのゆうあい倶楽部がまさしくそのために作られたクラブでして、そのために既存のスポーツだけではなくて、トランポリンをやったりピラティスをやったり、新しい競技もできるだけ積極的に導入して、新しい広がりを持っていきたいなと思っております。そのためには、指導者の方にも新しいことを学んでいただく必要もあるし、そういった人たちを今後も続けていく必要があると思っておりますし、先ほど教育長が言ったように、ゆうあい倶楽部の今後については本年は少しずつですが、いろいろと検討をしているところではございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

では、24ページの負担金の中の民生費負担金からよろしく願いいたします。

備考欄を読み上げます。老人ホーム入所者負担金から、25ページは養育医療保護者負担金まで。この4項目になります。

続きまして、26、27ページ。民生使用料の中の地方改善施設住宅使用料と福祉センター悠ゆう館使用料、この2項目がこのページは担当所管になります。よろしいですか。28ページ、29ページ、目の5教育使用料。学校教職員住宅使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて30ページ、31ページ。手数料、総務手数料の中の一番上の段、

自動車臨時運行許可手数料、一つ飛んで、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、二つ飛んでマイナンバー通知カード再交付手数料、最後マイナンバーカード再交付手数料。31ページまでよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では次のページ、32、33ページ。衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料。

6番(時松唯一君) 33ページの衛生手数料。この中で犬の登録ですね、登録及び注射済票等交付手数料として31万1千円。これは、届出を出している方だけの犬の頭数かと思います。多分、私どもの集落にも何軒かいますけれども、そういう犬の把握もしっかりと調べたほうがいいのかなというところで。そこら付近を調べているかどうかをお尋ねいたします。

住民課審議員(時松洋順君) この31万1千円につきましては、昨年度に登録を行った数と注射を行った数でございまして、毎年の登録ではございませんので新規の登録分だけが入っております。総数といたしましては、3月末現在で529頭登録がございしますが、死亡した犬等もかなり含まれているのではないかと想像しております。

それから、登録をしていない方の把握につきましては、今のところちょっと難しいところがございます、実際把握を行ったことはございません。

以上です。

6番(時松唯一君) 把握のやり方は、その組もありますし組長もいますし、その方が一番詳しいかと思いますね。隣近所で隣にいるよと言っても、鑑札も掛けていないというような状況です。今、おっしゃったのは私もちゃんと理解していますので、ただ「調べ方」、それはどこに行っても犬はすぐに分かります。組長あたりに聞けば、どこの犬が何匹いてどうあって、そこにやっぱりしっかりした周知をしないと、犬が小さい子どもに噛みついたとか、あるいはこの間、郵便局の配達員にがっぷり噛みついたと。ただそれが表に出ていないだけです。だからそういう調査もしっかりやるべきかと思えますけれども。

住民課長(石原誠慈君) 犬の登録の件ですけれども、一応今、迷い犬が出た場合は、まず登録の確認はしております。該当があれば必ず飼い主が分かる状況でして、登録の状況としましては、例えば登録に役場に来られる方もいらっしゃいます。そういう方は把握はできるのですけれども、なかなか全て登録されているかという、ちょっと今議員がおっしゃられたように方法を考えて取り組んでいきたいとは考えております。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

ただいま32ページ、33ページ。土木手数料、一つ飛ばして目の4教育手数料の中のその他

手数料。なければ次、国庫支出金の中の民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金から一番下段までの低所得者保険料軽減負担金まで。全て本日の担当所管です。

なければ、目の2保険基盤安定負担金。34、35ページに入ります。その次の養育医療給付費負担金。一つ飛ばして、次の項の2国庫補助金の中の1、民生費国庫補助金。地域生活支援事業費補助金から下段まで、全て福祉課の担当所管です。34、35ページ。

続きまして、36、37ページ。このページは衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金と一番下段の社会資本整備総合交付金。これ2つは建設課の所管になります。あとは、本日の担当所管です。衛生費国庫補助金、教育費国庫補助金。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 38ページ、39ページ。このページは災害復旧費国庫補助金、教育委員会の担当所管です。それから一番下段、中長期在留者住居地届出等事務委託金、住民課の担当所管です。

なければ、40ページ、41ページ。県支出金の中の県負担金、目民生費県負担金。このページは下から2段目、災害救助費負担金過年度分以外は全て福祉課の担当所管になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では42ページ、43ページ。一番上段、保険基盤安定負担金後期高齢者、次の養育医療給付費負担金。よろしいですか。項の2県補助金、目の1総務費県補助金の中の、このページにおきましては4段目にございます人口動態調査事務補助金、住民課の担当所管です。それから一つ飛ばして、消費者行政活性化事業補助金と消費者行政推進事業補助金、この二つも住民課の担当所管になります。

次のページ、44ページ、45ページ。目の2、民生費県補助金。このページは全て本日の担当所管です。ただいま、44ページ、45ページ。なければ46ページ、47ページ。引き続き児童福祉費補助金、介護保険費補助金までが本日の担当所管です。目の3衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金は建設課の担当所管でございます。その次の健康増進事業費等補助金、次のむし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補助金、早産予防対策事業補助金、こちらが福祉課の担当所管です。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、ページ飛びます。52ページ、53ページ。目の7教育費県補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、次の地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金、その次の児童生徒スポーツ環境整備事業補助金、ここまでが教育委員会の担当所管です。よろしいですか。52、53、54、55まで今いっております。55ページは残り、目の9災害復旧費県補助金の中の地域コミュニティ施設等再建支援事業、こちらが教育委員会の担当所管です。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、56ページ、57ページ。目の2民生費委託金、人権啓発推進事業費委託金、次の特別弔慰金支給事務市町村交付金、この2項目が本日の担当所管です。

なければ、次のページ、58、59ページ。目の5教育費委託金の中の支援学校給食委託金。それから財産収入に入りまして、一番下段から上の段奨学金事業基金積立金利子収入、こちらが教育委員会の担当所管です。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、ページ飛びます。64ページ、65ページ。一番最下段になります。備考欄、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金、こちらが住民課の担当です。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、66ページ、67ページ。項の3貸付金元利収入。備考欄を読み上げます。下から3段目、災害援護資金貸付金元利収入、福祉課の担当所管です。次の奨学金貸付金元金収入、それから奨学金貸付金元金収入過年度分、教育委員会の担当所管です。

質疑いいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、68ページ69ページ、目の1民生費受託事業収入の中の69ページ備考欄、保育園受託事業収入。次の農業者年金業務委託料は産業課の担当所管ですので、本日は違います。以下、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金、平成28年度分以降はすべて本日の担当所管です。ただいま、雑入に入っております。68ページ、69ページ。なければ70ページ、71ページ、読み上げます。備考欄です。電話料外、一つ飛んで中学校寄宿舎宿泊負担費、次の体育施設自動販売機収入、実習生受入謝金、一つ飛びます。悠ゆう館施設負担収入。一つ飛んで、一時預り事業負担費、4つ飛んで一番最下段です。地域生活支援事業負担収入、よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、72ページ、73ページ。備考欄、上から4段目、太陽光発電売電料、4つ飛んで高齢者等活動支援促進施設負担収入。よろしいですか。

4番(高村祝次君) 太陽光発電売電料が32万3千688円ありますけれども、あと何年ですか。

教育委員会事務局長(清高泰広君) これは確か再生エネルギーの買取価格ではなくて、普通の販売ですので、期限がないはずですよ。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

ただいま72ページ、73ページです。次74ページ、5段飛ばしまして地域福祉活動計画推進に伴う社協負担収入、次の一部事務組合事務委託負担金、この2項目が担当所管です。

最後になります。76、77ページです、読み上げます。阿蘇郡市子ども会育成者連絡協議会負担金返還金、その次の阿蘇地域救急医療圏病院群輪番制病院運営事業返還金。二つ飛んで住基ネットサーバUPSバッテリー交換返金。以上までが本日の担当所管です。

本日の歳入及び歳出に関しまして、質疑漏れはございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それではここで、暫時休憩をいたします。2時15分から再開いたします。

(午後2時02分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

議長(渡邊誠次君) 一般会計のほう、本日の歳入歳出、どちらに関してもそうですけれども、質疑漏れはございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) ないようですので、次に別冊の平成29年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の、平成29年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成29年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算並びに平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算。平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、各課長及び局長より説明を願います。

福祉課長(生田敬二君) 先般、本会議におきまして各特別会計決算の概要説明を行っておりますので、本日はその中で主なものについて少し説明を加えさせていただきたいと思っております。

はじめに国保特別会計の決算です。決算書の1ページ目からが国保になります。決算状況につきまして、4ページから11ページの総括表で説明を申し上げます。まず、歳出のほうから説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。上から1の総務費です。こちらは、国保運営に関する事務費の予算で、総務関係、徴税関係、運営協議会関係の経費から構成されております。

次に2の保険給付費です。医療機関へ支払いをされる療養給付費等を含む療養諸費で、あわせて7億5千551万7千円ほどになります。歳出総額の56.6パーセントを占めております。保険給付費を平成28年度と比較しますと約4千36万円、額にして5.6パーセントの増額ということになります。

3の後期高齢者支援金等及び6の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通して後期また介護の会計に支援されることとなる制度でございます。平成28年度と比較しまして、後期高齢

者支援金で628万円ほど、介護納付金で36万円ほどの減額となっております。

7の共同事業拠出金につきましては、高額な医療費が年々増額する中で保険者間の財政負担の緩和を目的にした支援制度の拠出金でございます。この拠出金に対応しまして、歳入のほうに共同事業交付金が計上されています。

続いて8の保健事業費です。この中には特定健診事業や人間ドックの助成が含まれております。特定健診の受診率ですが、平成29年度の速報値で約47.7パーセントとなっております、ここ数年少しずつ上昇推移を示しているところでございます。11ページになりますけれども、歳出総額は13億3千475万4千986円、対前年度で4千871万円、3.8パーセントの増となっております。

次に歳入についてでございます。4ページ、5ページをお願いいたします。まず1の保険税です。総額で2億1千860万3千963円の収入をしておりますが、昨年度と比較しますと119万円ほどの減額となっております、全体として被保険者数が減少したことによるものと解しております。

3の国庫支出金に関しましては、一般被保険者の医療費の水位に対応して算出をされてまいりますが、昨年度と比較しますと約2千300万円ほどの増額となっております。

4の療養給付費等交付金、3千394万円でございますが、退職被保険者の医療費に対して交付をされるものでございます。退職者医療制度は平成31年度をもって適応が終了されますので、現在は新しく退職被保険者として資格を取得される方はおられません。

次に5の前期高齢者交付金は、これは診療報酬支払基金が算定するものです。昨年度より3千720万円ほど増額をされております。また、県支出金は8千545万9千631円の決算でございます、対昨年度で申しますと2千410万円ほど減額となっております。9の一般会計からの繰入金に関しましては、合計で1億237万円ほどとなります。

7ページになりますけれども、歳入総額は13億4千871万4千226円でございます、28年度と比較しますと4千819万円、3.7パーセントの増収ということになっております。

以上で、国保特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計の決算です。決算書の41ページからになります。本会議の際、介護保険の加入状況をお知らせしましたけれども、訂正がございまして、本会議の際に訂正をさせていただいておりますが、加入状況について改めて御報告を申し上げますと、平成29年度末での1号被保険者数、65歳以上の方になりますが、被保険者数で2千899人、対前年比で17人の増加となっております。うち、要介護認定者、要支援を含みますが、総数が627人で15人の減少、認定率のほうは約22パーセントでございます。

決算状況について、44ページからの総括表で説明申し上げます。まず、歳出のほうからでございます。46、47ページをお開きいただきたいと思います。上から1の総務費です。こちら

は国保と同様に介護保険の運営に関する事務費の予算で、総務管理費が主なものです。

2の保険給付費につきましては、主に介護サービスや介護予防サービスの費用となっております。保険給付費の款全体で決算額が9億8千331万6千386円で、特別会計の決算額総額の約93パーセントの大部分を占めております。対前年度で2千96万円ほどの増額となっております。これにつきましては、項の1の介護サービス等諸費の中で居宅介護、施設介護、地域密着型介護の各サービス給付費において、それぞれ800万円から1千200万円ほど増加していることが主な要因と考えられます。

次に3の地域支援事業費です。この項目におきましては、地域包括支援センターのほうが中心となって事業を実施している部分でございます。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業ということで、「元気が出る学校」であるとか「元気クラブ」「ケンリ予防事業」「介護用品の給付」などの事業を実施しております。この地域支援事業におきましては、総合事業移行に伴いまして従来型サービス費用等の増などで、決算額が前年度に比べると1千140万円ほどの増額となっております。

47ページになりますが、歳出総額は10億5千602万3千114円で、対前年度で5千69万円ほど5パーセントの増となっております。

次に歳入について説明をさせていただきます。44、45ページをお願いいたします。まず1の保険料です。総額で1億6千512万9千146円の収入をしておりますが、昨年度との比較では380万円ほどの増額となっております。

次に3の国庫支出金、4の支払基金交付金、5の県支出金につきましては歳出の保険給付費等の額から算出をされるものとなりまして、前年度と比較しますと国庫支出金で682万円、支払基金交付金で187万円、県支出金で248万円ほど増額となっております。6の一般会計からの繰入金に関しましては、合計で1億3千770万円ほどとなっております。

45ページになりますが、歳入総額は10億7千983万4千688円でございます、対前年度2千896万円、2.8パーセントの増収となっております。

以上で、介護保険特別会計決算状況の概要説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算です。77ページからになります。決算状況について80ページからの総括表で御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。82、83ページをお願いいたします。上から1の総務費です。こちらは国保、介護保険と同様で事務費の予算でございます。2の後期高齢者医療広域連合納付金は徴収させていただきました保険料及び低所得者の方に対して、免除した分の保険料については、国と町が補填するようになっておりますので、その分をあわせて広域連合のほうに納付するものでございます。決算額として9千576万9千56円となっております。

次に3の保健事業費でございます。被保険者の健康診査や歯科口腔、人間ドック補助などの費用になります。421万4千229円の決算額となりまして、昨年度より36万円ほど減少をしております。

83ページです。歳出総額は1億121万5千784円で、対前年度170万円、1.7パーセントの増でございます。

次に歳入についてでございます。80ページ、81ページをお願いいたします。1の保険料が6千107万2千670円の決算額です。3の一般会計からの繰入金が3千461万8千486円。4の諸収入の中の3受託事業収入356万6千197円に関しましては、健康保持増進事業に対するの広域連合からの受託収入という形になります。

81ページです。歳入総額は1億289万2千832円で、対前年度約49万円、0.5パーセントの増収となります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

福祉課のほうは以上でございます。

住民課長（石原誠慈君） 続きまして、住民課から小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、96、97ページの総括表で説明をさせていただきます。

先日の本会議で説明をさせていただきましたが、この貸付金特別会計は貸付者1名の方の償還に関する会計決算となっております。96ページ、歳入につきましては、貸付者からの町への元利償還金収入61万8千875円です。

97ページ、歳出につきましては、貸付時財源となりました起債の償還である公債費49万3千410円及び剰余金となる額12万5千465円を一般会計へ繰り出すものでございます。歳出の合計額は歳入額と同額の61万8千875円という決算状況となっております。

以上、簡単であります但し概要を説明させていただきました。

教育委員会事務局長（清高泰広君） それでは、坂本善三美術館特別会計決算を説明させていただきます。

まず、遅くなりましたが、本日教育委員会事務局資料2というものを皆さまにお配りしております。これは平成29年度における坂本善三美術館の事業等の説明でございます。A4で3枚綴りの分でございます。まず、これをちょっと説明させていただきます。これは坂本善三美術館の事業等の実績ということで、1ページは美術館で開催しました企画展とその関連事業ということで、年間5つの企画と関連事業を行っております。

2ページからは、小中学校を対象にしました鑑賞や体験教室です。学校対象の鑑賞・体験教室、それと2ページ下段にはZENZOアートクラブということで、子ども達に集まってもらっております。

3ページの上は、これは町外の中学生を対象にした農泊体験で訪れた子ども達の数でございま

す。それとその下に、一般を対象とした美術教室、美術コースとファミリーコースというものを開催しております。それと一番下が、友の会の主催事業ということで4回ほど開催してもらっております。

4ページはその他の事業ということで、上げさせていただいております。

5ページは前に出ました小学校の鑑賞体験教室の内容でございます。各学年、クラスごとにいろいろと内容を変えております。

最後の6ページが入館者の推移となっております、本年度平成29年度は7千57人の入館者となっております。

それでは、決算書の118、119ページをお願いいたします。まず、歳入の説明でございます。使用料及び手数料、美術館使用料として入館料198万2千640円。前年度と比較しますと9万6千円の減額となっております。次が繰入金、一般会計繰入金が963万164円ということで、前年度と比較しますと199万円の増となっております。諸収入は136万8千728円ということで、前年度と比較しますと58万円の増となっております。これは熊本市のあるホテルが坂本善三先生の作品の画像を利用したいということで、その著作権料があったために増となっております。

続きまして、120ページから123ページまでが歳出の明細でございます。前年度と比較しますとこちらも総額で199万円の増になっています。増額になったものとしては、企画展や関連イベントに伴う講師謝礼や印刷製本費の増、それと施設の修繕、これは特に大きいのは本館の屋根と展示棟の自動ドアの修繕がありまして、このあたりが増の原因となっております。その他人件費関係、施設維持管理費等はほぼ前年並みの支出でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、特別会計決算ごとに進めていきたいと思っております。

まず、福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算、1ページから39ページまで、歳入歳出一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 大体、その給付費で療養給付費ということで、6億1千964万6千631円が一般の。退職が2千万円ちょっとですね、等々出ておりますけれども、大体その特徴として何月ぐらいが多くて、何月ぐらいが少ないとか、そういうものがあるのか。それとも年間を通じて大体同じペースで給付というか、給付というよりも診療があった月ですね。どういうふうになっているか教えてください。

福祉課長（生田敬二君） 季節的な月ごとの特徴というものは、各年度を見ますと確かに増減する月がありますけれども、ちょっと例年季節的に、という特徴はないかと思っております。ただ昨年度の場合が、ある月がちょっと高度な医療というか、高額な医療がかかった方もおられて、ち

よっと冬場の月に突出した形での費用が発生をしております。そういう形で、被保険者数が2千何百人とか少ないものですから、ちょっとそういう方がいれば一人当たりの医療費が上がってしまうという形になります。

5番（児玉智博君） 大体、その29年度は、初診が何件ぐらいあったとか分かりますか。

福祉課長（生田敬二君） 初診の方がというそこら辺の数字までは把握してございません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

ただいま、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。歳入歳出、どちらでも結構です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に介護保険特別会計歳入歳出決算。41ページから75ページまで。歳入歳出、どちらでも結構です。質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

2番（大塚英博君） 質疑ということではないのですけれども、42ページの財産収入というのが06になっていますね。県支出金のあとの06で財産収入ということで、1億3千700万円という金額になっていますけれども、この次のページのほうには繰入金になっているんですね。これは書き間違いじゃないかなと思うんですけれども。

福祉課長（生田敬二君） 大変申し訳ございません。今見まして、総括表の42ページの総括表06財産収入とありますのは、申し訳ございません、これ繰入金の誤りでございます。42ページの06財産収入とありますのは、繰入金の誤りです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。77ページから93ページについて、歳入歳出一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に住民課の所管に移ります。地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、質疑に入ります。95ページから107ページまで、歳入歳出どちらでも結構です。質疑をお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、最後に教育委員会の所管でございまして。坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、質疑に入りたいと思います。109ページから123ページまで、歳入歳出どちらでも結構でございまして。質疑ございませんでしょうか。

6番（時松唯一君） 今の資料を見ますと、7千57人が来館されているという中において、いろいろなイベント、行事等の中を調べると約2千500人。これもこの数字の中に入っているの

かのお尋ねと、それから以前から私申し上げているのですが、アンケートを取っていただきたいと。住民にですね。善三さん、素晴らしい画伯ですから、知らない方はいないとは思いますが、何らかのアンケートを取ってその結果をお知らせくださいと、もう3年以上ずっと申し上げているのですけれども。課が違くと職員も変わります。そういう申し送りもなかったのかなという気がします。

それともう1点。3億円等の赤字が出るとは思いますけれども、今累計でどのくらい一般会計からの繰入金があるのか。それをあわせてお伺いいたします。

そして教育長にですね、今後、善三画伯のイベントを含めた中で、今やっていることを継続してやっていく中で、一般会計からの繰入金をどのようにして解消していくおつもりなのか。これは教育長としてお尋ねいたします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） まず、入場者数の中にはこの資料に出てきております方も全部入っております。

それと一般財源の総額について、申し訳ございません。今現在、手元に持ち合わせておりません。

教育長（麻生廣文君） 善三美術館のこれから、それから一般会計の繰入等についてということで、ちょっと私の考えを申し上げたいと思います。

まず美術館というもの、子ども達であったり地域住民に対する文化の拠点として、大変意義のある場所だというふうに受け止めております。そうしたことを受けまして、まずいろいろな事業等につきましては、今学芸員あるいはスタッフ等がいろいろな知恵を出し合いながら幾つかの事業を進めているところでございます。またその内容等につきましては、運営協議会等で外部の方の意見も伺いながら、どのように運営していったらいいかと、企画立案してやっていったらいいかというようなところで助言等も賜りながら進めているところでございます。そんな中で、確かに今ちょっと手元にないと事務局が言うておりましたけれども、これまでも一般財源等を投資をしてもらっております。教育やあるいはこういった文化面といったものにつきましては、私はある程度、町のほうで住民あるいは子ども達の教育あるいは文化啓発として、これは投資をしていくものであるというふうに受け止めておりますので、今後とも町のあるいは議員の方の理解を得ながら、美術館に対しましては特別会計というような特別の計らいをいただければと思っております。

それから、事業等につきましては、更にたくさんの人を呼べるように、あるいはたくさんの人に文化面でのことで貢献できるように、といったところで工夫改善に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 私も確認したいんですが、特別会計の中でほかの特別会計を見てみたら、要するに賃金部分ですね、臨時職員賃金で介護保険特別会計に1名分上がっているだけで、ほかには国民健康保険からあるいは簡易水道特別会計に至るまで、人件費は特別会計のほうではほとんどが上がってこないわけなんですね。それがこの坂本善三美術館についてだけ臨時雇用と非常勤職員報酬という形で3名分上がっていますけれども、やけにこの人件費が上がってくるというのが、この坂本善三美術館特別会計の特徴であるというふうに思うのですが、これはなぜこういう状況にしているのかというのを教えてください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） これは多分、特別会計を最初に組んだときからこういう組み方をしたものでありますので、「なぜこれだけが」と言われると非常に正直に申しまして、特別に分けた理由としては、ちょっと私たちは承知しておりません。

5 番（児玉智博君） それでですね、ちょっと具体的に聞きたいのが、別にこのやり方が悪いというわけじゃなくて、ただ単に疑問だったのが今のを聞いたわけなのですけれども、実際に一番大きい人件費というのが非常勤職員報酬ということになると思うのですが、ただ実際ここには出てこないだけであって学芸員をされている、本雇いという言い方がいいか分かりませんが、町職員の方の人件費もこの3人分と同じくらいか、もうちょっと高いのかよく分かりませんが、そういう人件費がまた、ここには表れてこないけれども、美術館運営には係ってきているはずだと思うんですよ。そういう中で、今の職員数は果たして今の美術館の規模、財政規模もあるだろうし面積とか持っている絵とか美術品の数であったりとか、今行っている特別展示会とかですね、そういう規模に応じて果たしてこの職員数というのは適切なのかということは検討されたことはありますか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 労働時間とかを調査してのそういう検討はございません。ただ、私たちも月に1回は美術館と連絡を取りながら状況なんかを話す機会を持っております。その中では、休館日が週に1日ということとか、あるいは企画展の数、あるいは企画展の準備とか、そういったものをいろいろ打ち合わせをしながらする中では、大体適正な人数かなとは思っております。ただ、これにつきましても予算があって、大きい企画展とかを含むならまた人は大きくなるかもしれませんが、今のところは、この予算の中では身の丈に合った企画をやっていますし、それに合わせた人数ではないかなとは考えております。

5 番（児玉智博君） 分かりました。

実際、先ほども教育長が言われたとおり、やっぱり社会教育分野の予算で、なかなかそれほど黒字を出すことができる所も、公立の美術館でというのはないと思います。実際、九州には太宰府に国立博物館がありますけれども、恐らくあそこも黒字は出せないだろうし、あの規模になるとまた管理費も高くなる。だから、それは赤字というのは、これはついては回るものだと思いますので、それを私はどうこう言うつもりはありませんが、ただやっぱりこういう経常経費

ですね、なるべく少なくて済むのであれば、やっぱり町の財政というのは厳しいというのも一つ同じ事実であって、そういうことは考えて、常に検討はしていただきたいかなということはおききたいと思います。

それでもう1点が、講師謝礼というのは恐らくいろいろな特別展や、そういうことに美術館の人とかを呼んだときに支払っているものかなと思います。この顧問謝礼10万円というのは、一体どういうものなのか御説明ください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 以前の坂本善三美術館の館長でありました坂本寧さんを、館長を退かれたあとは今顧問として就いておられまして、顧問に対する年間の謝礼でございます。

5番（児玉智博君） 顧問という役職ですね、私もそういうものがあるのかと思って県立美術館に問い合わせしてみました。そういう名誉館長であったりとか、そういう役職の人は今はないけれども以前はいたということですね。そこは謝礼というよりも報酬として支払っていたと。ただ払うだけではなくて、たとえ名誉館長であろうが、ただその名誉館長のうちは出勤をして、毎日というか基本的に平日の午前9時から午後5時までを勤務時間として、土日に働くことがあれば代わりに平日の代休を取るとかですね、やっぱり報酬というかお金を出す以上は、それなりに決まった時間働いていただいていたということだったわけです。

それで、この年間10万円という一見安いようにも思いますけれども、じゃあ何日出勤されたか分かりますか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） これは先ほど報酬、報償費の話になってきますが、一応うちの場合は報償費ということでトータルでの御礼という形にしております。ですので、日にちが何日来てくださいという話ではなくて、年間を通じて善三美術館の運営とかの相談に乗っていただいているという形にしておりますので、どちらかという今では電話連絡や学芸員がお伺いして、いろいろな相談をしてもらって、場合によってはいろいろな斡旋をしてもらうとかそういったことをお願いしているところでございます。

5番（児玉智博君） つまり、時間的に拘束されるということはありません。出てくることもなかったということで理解したいと思います。

それですね、この10万円という謝礼を払うということが、どういうふうに決まっていたのかなと思うわけです。それは顧問というふうに退かれるにあたって、顧問になるならそういうお金が条件になったのか。それとも、こちら側から小国弁でいうとちょっと気の毒かけんが、10万円ぐらいは出そうかということで出すことになったのか。そこの経緯はどういうふうになっているのですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 申し訳ございません。その10万円になったときの経緯については、正直に申しまして私は存じておりません。ただ、今までの坂本寧さんの善三先生に対する功績、あるいは現在まで場合によっては専門委員会とかにも来られる時には来ていただいて

おりますので、そういったところまで含めて考えると10万円という金額は少なくとも高くはないと考えております。

5番（児玉智博君） それはやっぱり、専門委員会とかに出席されるのであれば、それは出た分の費用弁償として支払うべきではないかなと思います。だから、実際に平成29年度は専門委員会には出席されていないわけですね。さっきのお話だとそうなります。それで、やはり思うのは功績というふうに言われるけれども、基本的にこれまでの経緯を振り返ってみれば坂本寧さんという方は坂本善三のお弟子さんであって、お弟子さんであればですよ、やはりそれは師匠への恩返しとして、そこは無報酬でお願いするとかですね。やはりずっとこの間議論になっているとおり、赤字で一般会計からの繰入れが毎年毎年積み上がっているような状況ではないですか。やはり、歳出は極力減らす立場でやっていくべきなんじゃないかというふうに思います。でも顧問になられたというのは、そんなに前の話ではないと思いますので、調べれば分かると思いますので、ぜひその辺もどういう経緯だったのかというのも振り返っていただいて、このことについても、しっかりと妥当な出し方、やはり謝礼であれば年間10万円とかいうやり方ではなくて、動いていただいた時に旅費であったりとか、そういう費用弁償をお支払するというような形にするのが、私は妥当だというふうに思いますので、やはりこんな10万円も毎年毎年出し続ければ、これが10万円から20万、30万、40万円と積み上がっていくわけですから、やはりこの辺はぜひ考えていただきたいというふうに思います。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 今の御指摘を再度検討させていただきたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 坂本善三先生の作品につきましては抽象画の世界でもありまして、やはりこの良さをしっかり町民だとか、あるいはお出でいただいた方々に分かってもらうためには、何と言いましても私も素人でございますので、いろいろな点で、その作品の良さなどは学芸員を通してでございますけれども、ひとつひとつの作品の良さなどは、そこ辺につきましては一番のお弟子さんであった坂本先生あたりにお尋ねしたりするというようなことも、非常に多ございます。そうした点から考えていきますと、この顧問の謝礼が高いか低いかということにつきましては、また検討をいたしたいと思えますし、それから、まず歳入を増やす方向で、それから歳出につきましては、いろいろな点を吟味して少しでも減らしていくというようなところはしっかりと検討してまいりたいと思えますが、そういったところでの顧問につきましては、いろんな点でこれまでもお世話になりましたし、それからいろんな点でお教えもいただいていると。それは逆に言いますと、目に見えない形もございますので、そういった部分は、しっかりまた吟味していきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 吟味していただきたいと思うんですが、言っておきたいのは、「今までお世話になった」と言うけれども、館長時代はもっと高いお金を毎年出していたわけじゃないですか。今までただで貢献してもらったからこれぐらいは、というような言い方をされるのであれば分か

りますけどね、もう当時からそれに見合うだけの十分、不十分は分かりませんが、それは相手が受け取ることでありますから。やはり小国町なりにはやってくるわけですからね。それはやっぱり、ちょっと頭の片隅に置いておいてください。

じゃあ、この今顧問をされている方しか分からないからと言うのであれば、それこそ専門委員会の委員になっていただいて、そういう委員会に毎回出てきていただくようにして、そこで専門委員としての報酬であったり旅費を支払うように、そういう誰が見ても明らかなお金の出し方に変えていただきたいということを、最後に申し添えておきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 執行部、答弁はよろしいですか。

6番（時松唯一君） 一つは、坂本善三のあの位置まで行かないと見れないという一つの良いのか悪いのかが一つあるのかな。

そしてロコミがやっぱり必要なのかなと。とすれば、やはりゆうステーションの上で個展を開いている方もいらっしゃいますよね。そうすると、そこでロコミが広がると。だからあくまでもアプローチのやり方も必要なかと。ただ、このままでいけば多分、画を守るために湿度調整温度で、そういうものがかなり経費として上がっていると思うんですよね。お蔵の中にかかなりの枚数があるかと思うのですが、大体、善三画伯がお描きになった絵とその他の絵が、蔵のいわゆる保管庫ですかね、そこにどのくらいあるのですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 正確な数ではございませんが、約500枚程度あると聞いております。

6番（時松唯一君） 500枚あるとすれば、1年365日ですよ。1枚あがってもまだ余りますよね。そういうことでいいのか、というのが一つの疑問にあります。それがずっとお蔵の中に入っているということですよ。今、500枚ほど表に出ていないというものがありますよということですよ。展示会で熊本美術館やたまに向こうでやりますよという時に、持って行っているのかなと。ということになれば、やはり大きくアプローチをするのであれば、善三さんの仲間たちみたいな人たちを集めて、ある程度の運営費あたりを出していただくとか、あるいは熊本県の美術館で保管していただくとか、少し小国町が肩の荷を少しずつ下ろして、善三さんをアピールしていくという方法もありかなというふうに思います。これは小国町の住民がどう思うかですよ。だから住民本位に立った中で、それと運営委員会もとてもこの金額でよくやられているなと感謝を申し上げますけれども、ただ申し上げたいのは、やっぱりロコミとアプローチと保管する場合の金額等も全て吟味して、やり方・方法をもう考えるべき時に来ているんじゃないかなと。そうすることによって、坂本画伯も喜ぶんじゃないかなと思うのですけど。

以上です。

4番（高村祝次君） この美術館について、もう出来て20数年になりますけれども、やっぱり入館数が減ったとか経費のこととか以前から話されて、どうするかという議論が何回も繰り返さ

れて。それなら、今言っているように、執行部に突き付けても執行部だけではなかなか教育長も何年かすればまた新しい教育長。町長も今期だけで次はもう辞めるということですから、議員の方々も来年は選挙で誰が出てくるか分からない。やはり、しっかりした専門家を交えて今後の在り方というものを議論していかないと、議員が新しくなってくると、また新しくとの繰り返しの話になってくると、いうことになってくるのではないかなと。教育委員会の局長になったら、みんな答弁が今それぞれ福祉課長やら住民課長がそちらに行ったら、また同じことの答弁の繰り返しになる。ですからやはり、ここ辺で専門の方等を交えて議会も、もうあと半年ぐらいしか任期がありませんけれども、やはりそういう話し合い・勉強会をする必要が、私はあるのではないのかなというふうに思っております。もうこれは、先ほど6番議員が言ったように、まだ保管された美術品が何百点もあります。前回私が議長のと きにも、その学芸員の方が寄贈される方がおりますけれども、それを簡単にもらったら大変になりますよということは言われていたんですよ。もう、それをもらった以上は管理していかないかんし。また年月が経つと修復しないといけないし。ですから簡単に寄贈するからといって、もらったらダメですよということは、その当時に話されましたけれども、そういうことを会議の中で話を聞いていると、なるほどと分かりますけれども、そこの中には運営委員は今、議長がなっているのかな。

議長（渡邊誠次君） はい。

4番（高村祝次君） ほかの人は、何も会議の内容は分からないわけですよ。どういうことを話されているとか。ですから今、山下さんが一所懸命やっているいろいろなことをやっているからどうにかこうにか運営というか、できていると思いますけれども、彼女が辞めたときにはもういろいろなイベントというものは、次の人がそれだけの意欲がないと。もうただ座っているだけという事にもなりかねない。ですから、議員が執行部を作るのではなくて、議員が自分で経営することでみんなが知恵を絞ってやっていかないと、この議論はずっと延々とある以上は続くわけですよ。ですから、文化については経済と違うから、その人がいつ名を売り出してくるのか分からない。ひょっとしたら、坂本善三という人がが一つと世界中に広まるかもしれないし。広まらないかもしれない。ですから、美術とかいうものは非常にですね、今悪いかもしれないけれど、先にも良くなるかも。それは誰も分からないことですから、やはり議員の方も。私が執行部をかばうわけではないですけれども、ちゃんと今から小国に必要ならどこを残すのかということ、やっぱり根本的に話す必要があるのではないかなと思う。でないと、毎年毎年数字を見て1千何百万円。おそらく今から屋根葺きやいろいろ事、修理が出てくると、まだこのくらいで、億の銭がかかるようになるかもしれない。そこら辺をちゃんと把握したうえで論議をしないと私は決着はしないと。ここ10年ぐらい前にもこういう話に、おそらくどうするかということで、コーヒーショップは止めたかどうかという話が出たわけですよ。ですから、もう任期はあと半年ぐらいですけれども、やはり町長しっかり、そこらあたりはみんな。誰がなっても大変というこ

とは分かります。ですから、最初からそういうことを考えてつくればよかったですけども、その頃は何でもかんでも新しいことをやったこと自体が、悪かったと言えば悪かったかもしれないけれども、もうちょっと慎重にやればよかったというような、私は気もしておりますけれども。その時代の政策の中でやってきた中ですから、それを背負うのは議員になったらみんなそれを分かってから議員になっておるし、町長もそういうことを、教育長もみんな一緒ですから、やっぱり時期をいつか見つけて勉強会をしたらどうですか。先を見た方向や。それは、町長がやりましようということであれば、議員も集まってするし。もう町長がそのままなら、そのままでいくか。そこあたりの町長の考え次第と思っております。

町長（北里耕亮君） 本日は決算認定の審議でありますけれども、将来的な話であります。私は議会の勉強会、月に1度というような部分で以前から投げかけをさせていただいておりますが、なかなか議会の皆さま方からも「これを」という部分は、そう数はなかったのですが、今提案という形でありましたので、執行部はいつでもよろしゅうございますので、そういうふうな機会をさせていただくのはですね。教育委員会の答えは待っていないのですが、私の責任で。やったほうがいいと思いますよ。

ということで、話はこちら側はまとまりましたので、あとは議会と日程を組んでやったらいかがかんと思います。

以上です。

4番（高村祝次君） このことは、議員から提案ではなくて、やはり執行部から「やりましよう」ということで動かないと、議員が勉強しましようと言っても、執行部はこのままでいきますというなら、もう何も言うことはないです。このままで私は続けていくなら、何も話し合う必要もない。議員から提案して、「しましよう」と言う必要はない。そこは執行部のほうで話し合っ、て、やっぱり勉強していきましようと言ったら、そこに議員は集まっていく、というのが普通じゃないですか。そしたら、今、町長が言うようなこと言うなら、町長や執行部は課長だけでいいじゃないですか。議員が先に投げかけたことは私はやります、ということでしたら。議員のいろいろな話を聞きながら、これは一緒に検討しましようというのならいいが。私たちは何も執行権を持っていないのだからこのままで町長が行きますと言ったら、このまま行けばいいことです。話し合う必要もない。

町長（北里耕亮君） どちらが先かとか、どちらが投げかけるとかいう部分は、私はあまりこだわってはなかったんですが、この事柄は高村議員も運営委員会にも出席いただいた経験もあるし、相当この善三美術館については、私は12年前から町長をしておりますけれども、その部分でも議会でもいつも話題にはなっておりました。本日は、決算認定の全員協議会ですから、この部分をするかしないかというのは、またこちらはこちらの内部で検討をし、また議会は議会のほうでという調整をさせていただいて、より良い方向に行けばと思っております。どうするかというの

は、今日は少し数日、検討をさせていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、皆さんにお伺いいたします。

特別会計決算、本日の部分について質疑漏れはございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

9月18日火曜日は、建設課、産業課、情報課でございます。お疲れさまでございました。

（午後3時16分）

平成 30 年

第 7 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成30年第7回全員協議会記録

日 時	平成30年9月18日（火曜）	開会	10:01
		閉会	14:20
場 所	小国町隣保館		
出 席 議 員	穴井帝史 児玉智博 熊谷博行	大塚英博 時松唯一 時松昭弘	北里勝義 穴見まち子 松本明雄
	高村祝次 松崎俊一 渡邊誠次		
事務局 職 員	藤木一也 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	<p>1. 平成30年第3回小国町議会定例会提出議案について</p> <p>(情報課・産業課・建設課)</p>		
会 議 の経過 概 要	平成29年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成29年度特別会計歳入歳出決算認定及び小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成30年9月18日 (火曜)

午前10時00分

大 蔵 将充
商工観光係長
(大蔵 将充)

穴 井 記 桂子
書 記
(穴井 桂子)

佐々木 博隆
情報係長
(佐々木 博隆)

菅 尾 宏幸
公共建設係長
(菅尾 宏幸)

秋 吉 祥志
情報課審議員
(秋吉 祥志)

安 達 和成
上下水道係長
(安達 和成)

北 里 慎治
情報課長
(北里 慎治)

佐 藤 彰治
建設課長
(佐藤 彰治)

北 里 町 長
(北里 耕亮)

2 大塚

11 松本

3 北里

10 時松昭

4 高村

9 熊谷

5 児玉

8 松崎

6 時松唯

議長 渡邊

7 穴見

副議長 穴井

藤木議事務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (h. 30. 9. 18)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

本日9月18日、全員協議会3日目でございます。

まず、北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

第7回の全員協議会でございます。

今日は、建設課、産業課、情報課、この3課の部門でございます。課長及び審議員、係長、それぞれ出席をさせていただいております。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

②平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

③平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

④平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

であります。

平成29年度決算ということで、十分なる御審議方、よろしくをお願いいたします。

本日の担当課につきましては、産業課、建設課、情報課でございます。各課長及び審議員並びに担当係長の出席をお願いしております。

それでは、各課長から所管の平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

なお、全員協議会では着座のままの発言で結構でございます。

それでは、情報課から順次説明を願います。

情報課長（北里慎治君） 皆さん、おはようございます。情報課所管の平成29年度決算状況につきまして、一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。着座にして失礼いたします。

まず、歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書92ページ、93ページをお願いいたします。一番下になりますが、目2文書広報費です。この目は、広報おぐにホームページに関する歳出です。主なものとしまして、次の95ページになりますが、需用費の印刷製本費19万5千720円で、広報おぐにの印刷費でございます。平成29年度につきましては、毎月3

千部を印刷しております。文書広報費の決算総額は337万1千829円となり、予算執行率は99%となっています。不用の3万2千171円は、各節の実績によるものでございます。

続きまして、106ページ、107ページをお願いいたします。一番下にあります、目9防災情報施設費でございます。この目は、屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送の運営に関する歳出です。主なものとしまして、109ページの委託料の中で、コミュニティーFM放送局施設業務運営委託料726万7千円で、株式会社エフエム小国に委託をしています。

次に、屋外情報システム設備保守業務委託料156万6千円で西日本電信電話株式会社熊本支店に委託しております。防災情報施設費の決算総額は1千229万2千566円になり、予算執行率は90.5%です。不用額の129万4千434円の主なものは、設備機械等の修繕が少なかったことによる不用額や各節の実績によるものでございます。

続きまして、112ページ、113ページをお願いいたします。目13地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものは、115ページの委託料の中で、光ファイバー関連施設の施設設備の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託料を2千82万2千832円で西日本電信電話株式会社熊本支店に委託をしています。なお、殿町火災に伴いまして、17軒についての施設設備保守点検業務委託124万5千円につきましては、平成30年度に明許繰越を計上しております。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託の297万6千円で、株式会社エフエム小国に委託を行っております。

次に、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託を935万8千円で株式会社エフエム小国に委託を行っております。地上デジタル放送、自主放送、エフエム告知放送等に関する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を426万6千円で株式会社SYSKENに委託を行っております。

次に、14使用料及び賃借料で、CS番組使用料につきまして、現在10番組の使用料411万6千25円でございます。

地域情報基盤管理運営費の決算総額は5千829万5千825円となり、予算執行率は95.7%となっています。不用額の262万5千175円は、施設設備保守点検業務委託につきましては、1件ごとの契約でありますので、当初の見込みとの差が生じたことや各節の実績によるものでございます。

続きまして186ページ、187ページでございます。農林水産業費の目1水産業振興費でございます。19負担金補助及び交付金の中で、小国漁業協同組合へ38万円の補助を行っております。

続きまして、同じく186ページの目1商工総務費です。主なものは、職員2名分の人件費と

なっております。

次に、目2商工振興費でございます。この目は、商工業の振興に関する歳出です。主なものは、15の工事請負費で、ゆうステーション周辺整備でございます。河川側に周辺54メートル、擁壁の高さ4メートルほどの造成工事を行うもので、工事費の前渡金として1千122万3千円でございます。残り1千927万7千円を平成30年度へ明許繰越として計上しております。

続きまして、19負担金補助及び交付金で、商工振興事業補助金450万円、小国町創業支援事業補助金100万円、小国町商店街空き家対策事業補助金238万6千円を商工会へ補助し、商工業の振興や創業支援や地域の仕事支援を行っております。また、資格取得支援事業補助金として従業員の資格取得費用に補助を行いまして、人材の定着や事業活動の活性化を行っております。

次に190ページ、191ページの上のほうでございます。23償還金利子及び割引料で、まちづくり総合交付金返還金でございます。ケヤキ広場の当時事業を行った補助事業に対する、今回の薬味野菜建て替えに伴う補助金の返還金でございます。

商工振興費の決算総額は4千209万8千295円となり、予算執行率は96.6%となっております。不用額147万8千705円につきましては、住宅リフォーム助成事業補助金、商店街空き家対策事業補助金、資格取得支援事業補助金等につきまして、当初見込み等の差が生じたことや各節の実績によるものでございます。

次に、同じページで、目3観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営費、観光施設の維持管理に関する歳出です。観光費決算総額は9千419万1千301円のうち、主なものとしましては、191ページの賃金から、195ページの公課費までの、各節決算額のうち、1千568万8千円が鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路の渋滞緩和を行っております。ちなみに、平成29年度につきましては、鍋ヶ滝の入場者数20万6千777人、入場料収入4千31万2千300円となっておりまして、平成28年度に比べて44.6%の増ということになっております。

次に193ページをお願いいたします。15の工事請負費1千596万円につきましては、鍋ヶ滝公園第3駐車場の整備工事としまして、75台分の造成工事を行っております。その工事の前渡金としまして1千596万円でございます。残りの3千4万円を平成30年度へ明許繰越として計上させていただいております。

次に、負担金補助及び交付金で、杖立温泉観光協会へ140万円、わいた温泉組合へ53万7千円の補助を行うほか、各観光団体への補助及び負担を行っております。

観光費の決算総額は9千419万1千301円となり、予算執行率は97.3%でございます。不用額の256万5千699円につきましては、各節の実績によるものでございます。

次に、194ページ、195ページをお願いいたします。下のほうになりますが、目の5学び

やの里費です。この目は、木魂館、北里バラン及び北里柴三郎博士記念館の管理運営に関する歳出でございます。11の需用費の修繕費で、平成28年6月の梅雨前線豪雨によりまして被災いたしました北里バラン給排水管及び電気工事の修繕につきましては、町道木魂館線の災害復旧工事と時期を合わせるために、平成28年度より明許繰越されました額260万円で予算を行っております。決算額251万3千160円となっております。予算執行率は96.6%となっております。

次に、飛びまして248ページ、249ページでございます。中段あたりになりますが、目の5地域情報基盤施設災害復旧費です。この目は熊本地震により被災しました下城東蔵迫地区及び尾平地区の光ファイバーネットワーク施設の災害復旧費でございます。平成28年度から明許繰越されておりました、本年度予算額280万円に対しまして、決算額74万8千655円となっております。不用額の205万1千345円につきましては、当初設計で電柱の新設及び支障木の伐採を計画しておりましたが、同じルートでNTTが電柱を新設するようになりましたので、その電柱に光線を共架するという事で、変更を行ったために不用額が生じております。

歳出のほうはこれで終わります。次に、歳入を説明させていただきたいと思っております。

戻りまして、24ページ、25ページをお願いいたします。分担金及び負担金、目2の総務費分担金でございます。光ファイバー加入分担金として、26件分の78万円でございます。

次に、同じページの使用料及び手数料の目1総務使用料の中で、2設備使用料です。光ファイバー使用料4千230万7千650円のうち現年度は4千170万2千250円で、徴収率としまして98.5%でございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。上段になりますが、同じく光ファイバー使用料滞納繰越分60万5千400円で、徴収率としまして33.9%となっております。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。目6商工使用料でございます。鍋ヶ滝公園直販所使用料18万2千500円でございます。これは1年分の施設利用料でございます。その下の鍋ヶ滝公園入園料4千31万2千300円であります。先ほど説明させていただきましたが、入園者数は20万6千777人となっております。

次に、31ページをお願いいたします。目1の総務手数料です。光ファイバー休止・再開手数料としまして51件分の7万6千500円でございます。

次に、飛びまして56ページ、57ページをお願いいたします。県支出金、目3商工費委託金でございます。県有公園施設清掃管理委託金1万2千960円でございます。この委託金は、杖立温泉内の県有施設であります駐車場の清掃委託金でございます。歳出の観光費の委託料の中で同額を歳出しております。

次に、73ページでございます。諸収入の目5雑入でございます。中ほどの伝送路利用収入5万63円、IRU利用収入590万9千519円、番組配信利用収入8万5千567円、光ファ

イバー引込工事費収入390万3千336円、光ファイバーケーブル保守費用負担金39万4千550円、物品汚損料2万8千328円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

以上、簡単でございますが、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（木下勇児君） おはようございます。

産業課、農業委員会の所管となります平成29年度決算の概要を説明させていただきます。

それでは、農業費の歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書162ページをお願いいたします。款の5農林水産業費でございます。目の1農業委員会費から181ページの中段、目の14循環型農業推進費までが農業費でございます。途中の目の10団体営土地改良事業費から目の12特定中山間保全整備事業費までは、建設課の所管となります。産業課の農業費の歳出総額といたしまして、3億8千417万3千円となっております。対前年比105%ということで、金額にいたしまして1千865万円ほどの増となっております。この主な要因といたしましては、上田3、4、5部地区の営農改善組合への機構集積協力事業500万円、薬味野菜の里小国建設工事費用3千万円などが増額の主な要因となっております。なお、予算に対する執行率は97.5%となっております。

それでは、ページを迫りまして、目ごとに主な概要を説明させていただきます。

162ページ、中段のほうですが、目の1農業委員会費、こちらでは農業委員会の運営費用等が計上されております。農業委員の人数は、平成29年度の途中から11人を8人としております。

167ページをお願いします。目の2農業総務費でございます。一番下の負担金補助に阿蘇区域農用地整備公団事業償還金1億3千546万6千724円がございます。これは、平成元年から平成10年度まで実施しました阿蘇区域農用地整備公団事業における農業用道路、ファームロード分の償還金でございます。平成30年度までの償還期間となっております。それと産業課職員8名分の人件費が主なものとなっております。

続きまして、169ページ、目の3農業振興費でございます。ほとんどが負担金補助となっております。主なものは、有害鳥獣防除柵設置事業補助金として、ソーラー式の電気柵設置に対し、182万9千円の助成を行いました。交付件数は42件です。

次に、先ほど冒頭で申しました、上田3、4、5部地区営農改善組合への機構集積協力金事業補助金503万1千500円。下のほうに、攻めの園芸生産対策事業補助金585万5千円などとなっております。

続きまして171ページをお願いします。水田農業構造改革対策事業費におきまして、19の

負担金補助で経営所得安定対策推進事業費 1 9 4 万 6 千円、その下の再生協議会推進事業補助金 2 7 万 3 千 7 5 0 円がございます。これは、水田農業における経営所得安定対策事業を小国町農業再生協議会のほうで行っておりますので、それに対する事務的経費の補助となっております。上の段の 1 9 4 万 6 千円におきましては、全額を国からの補助金で対応するものです。

続きまして、同じページの下のほうになりますが、中山間地域等直接支払交付金事業補助金 6 千 2 3 9 万 9 1 8 円がございます。こちらにつきましては、平成 2 7 年度より法制化されました日本型直接支払制度の中で、中山間直接支払としては、第 4 期対策の 3 年目の取り組みとなります。実績としましては、集落協定数が 2 8 集落、農家等の参加者数は、延べ 7 3 2 人、対象農地面積が 8 1 1 ヘクタールに対しての交付実績となっております。

続きまして、1 7 1 ページ、一番下から次のページにかけて、畜産業費でございます。こちらも負担金補助が主な執行となっております。1 7 3 ページの農業費の中段の家畜改良事業補助金として 4 7 7 万 2 千 5 1 8 円がございます。これにつきましては、家畜改良を目的に、精液代、技術料に対する補助でございまして、平成 2 9 年度は 1 千 8 0 8 頭の実績となっております。

また最後の段に、平成 2 9 年度の単年度新規事業といたしまして、乳用牛の生産性の向上を図るためジャージー牛の血統登録費用の一部を助成する事業として 6 5 8 頭分の登録で 1 4 9 万 1 千 2 8 0 円を支出しております。

続きまして、目の 7 担い手育成推進事業費でございます。1 7 5 ページの負担金補助において、農業担い手支援給付金 7 2 0 万円でございます。こちらにつきましては、小国町農業担い手支援給付要綱に基づきまして、年度途中からの給付の方も含めまして、7 名の方への給付実績となっております。また、現在は 8 名の方に担い手の給付を行っているところです。

次に、目の 8 手づくりの館施設費と目の 9 悠工房施設費がございます。こちらは施設の維持管理費に係る経費でございます。施設の利用実績としまして、年間の利用日数でございますが、手づくりの館が 2 5 1 日、悠工房のほうが 1 3 0 日の利用実績となっております。

続きまして、1 7 9 ページをお願いします。目の 1 3 多面的機能支払費でございます。こちらにつきましては、先ほど中山間直接支払の中でも申しましたが、日本型直接支払制度の枠の中で本事業に取り組んでおります。実績といたしましては、多面的機能支払交付金が 3 千 3 5 5 万 1 千 7 2 0 円の交付実績です。活動組織数は 2 9 の活動組織、農家等の参加者数は延べ 1 千 2 9 6 人、対象の農地面積は 8 2 1 ヘクタールとなっております。農地維持、協同活動、施設の長寿命化を図るための活動として取り組んでおります。

続きまして、中段の目の 1 4 循環型農業推進費でございます。こちらは、薬味野菜の里小国の運営費用と冒頭申し上げました地方創生拠点整備交付金を活用した薬味野菜の里小国の新店舗建設費用となっております。3 千 7 9 8 万円を翌年度に繰り越しております。決算額としましては、3 千 8 5 1 万 9 千 6 4 1 円となっております。内訳としましては、施設の運営費用が約 8 4 4 万

円、建設費用のほうが3千8万円ほどとなっております。

続きまして、林業費でございます。181ページから185ページにかけて、目の1林業総務費、目の2林業振興費が産業課の所管となります。産業課が所管する林業費の歳出総額といたしましては5千877万8千円となっております。対前年比約61%、金額にしまして約3千800万円の減となっております。この主な要因としましては、平成28年度に実施した地方創生加速化交付金を活用し、小国杉の販路拡大に向けた事業3千万円と森林整備地域活動交付金400万円などの事業減によるものです。予算に対する執行率は92.1%となっております。

それでは、林業費の主なものでございますが、183ページをお願いします。林業総務費の負担金補助におきまして、野生動物生息数適正管理助成金138万円、1つ飛んで、鳥獣被害防止総合対策事業補助金160万8千円、次のえづけSTOP!鳥獣被害対策事業補助金として、2つの集落に合わせまして60万円、それから、5つほど飛びまして、有害鳥獣駆除補助金220万8千10円でございます。これらの補助金を活用し、猟友会、駆除会や集落の協力を得ながら農林業の被害防止に取り組んでおります。捕獲実績としましては、イノシシが360頭、シカが132頭の捕獲駆除実績となっております。

続きまして、183ページの下の方、目の2林業振興費をお願いします。一番下の段に、補助事業を活用し、緑の産業再生プロジェクト促進事業として、高性能林業機械の導入に1千348万円の補助を実施しております。185ページには、後継者担い手の育成確保として、林業担い手育成事業382万9千円、次の、造林・育林部門として、主伐促進支援事業308万9千900円、2つ飛びまして、間伐材搬出経費助成として2分の1の補助のくまもとの森林利活用最大化事業1千604万1千200円、6つ下の、小国杉使用建築物支援事業669万7千円など、それぞれ記載のとおり決算額となっております。様々な補助金を活用して小国の林業振興、活性化に取り組んでまいりました。

なお、農業費、林業費を含めまして、各目ごとの不用額につきましては、事業実績に伴う不用額というのが主なものとなっております。

以上、産業課の歳出の概略を説明させていただきました。また歳出に関する資料のほうは総務課資料3、主要施策成果調書、また産業課資料1としまして委託料、補助金、負担金などの内容を記載したものを配付してございますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入でございます。産業課所管の歳入につきましては、総額が1億1千669万2千22円、対前年比99.5%となっております。ほとんどが支出に関連するもので、主なものは46ページから53ページの中山間地域等直接支払いや多面的機能支払交付金、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金など、款の14県支出金、目4農林水産業費県補助金を中心ではありますが、それ以外にもそれぞれの款にわたって歳入があります。ページも飛び飛びでわかりにくいと思いますので、産業課所管の分だけをとりとまとめ

ました。その内容、納入先などを記載した産業課資料1の最後に、歳入調書としてまとめさせていただいております。歳入につきましては、そちらの資料を御覧いただき、説明に代えさせていただきますと思います。

以上、簡単ですが、産業課所管、平成29年度決算概要の説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。それでは、座って説明させていただきます。

まず、先に配付してございます平成29年度決算資料ということで、建設課所管と書いてあるものがあるかと思えます。この資料につきましては、平成29年度におきまして実施いたしました工事委託、補助金、負担金の一覧でございますので、御審議の際の資料として参考にしていただけたらと思えます。

それでは、決算書の2ページをお願いいたします。総括の歳入でございます。建設課に関する款名としましては、11の分担金から、12、13、14、15財産収入まで、それから飛んで19の諸収入でございます。当課が所管しますところの歳入総額は、町債を除きまして4億5千266万円でございます。対前年比5.2%の増となっております。

続いて、隣の3ページでございます。総括の歳出でございます。建設課に係る目名としまして、衛生費、それから5の農林水産業費、7の土木費、10の災害復旧費、12の諸支出金でございます。歳出総額は8億4千392万6千円でして、対前年度比91.1%となっております。歳入が前年度決算を上回っておりますのは、一昨年度熊本地震により被災しました災害復旧工事の多数が、平成29年度へ繰り越し完了したものでございます。

なお、歳出が下回った要因としましては、住宅建設費、倉原住宅、これにつきまして、平成29年度に完了したことが主な要因であるかと考えるところでございます。

それでは、歳出の概要につきまして説明させていただきます。160ページをお開きください。こちらが、環境衛生費の負担金補助及び交付金のうち、個人設置型の合併浄化槽補助金としまして402万8千円がでございます。平成29年度におきましては、10件の申請を受け、国・県・町、おのおの3分の1の定額内の補助で実施したものでございます。なお、本事業は今年度より住民サービスの一環にてワンストップ化を図るため、1階住民課へ移管されて実施されているところでございます。

次に、176ページでございます。団体営土地改良事業費でございます。工事請負費としまして、農業農村整備工事1千490万9千176円でございます。これにつきましては、上田大原地区1カ所の水路整備を実施したものでございます。

次に、同ページ、特定中山間保全整備事業費につきましては、上段の1千1万7千966円が一般開発事業である区画整理、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものに對するものでございます。下段の972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担に對する町の負担金でございます。

続きまして、186ページをお願いいたします。林道費におきましては、通常の維持それから補修のほか、木材搬出道維持管理補助金としまして250万円は、22路線の草刈り等を実施したものでございます。

続きまして、187ページ、治山事業費でございます。工事請負費1千840万円につきましては、昨年度の西日本豪雨により被災しましたウッディ協同組合において北側山腹崩壊が発生いたしました。林地荒廃防止施設災害復旧事業並びに単県治山自然災害復旧事業の合併施工によりまして、災害復旧工事を実施しているところでございます。

次に、197ページでございます。土木総務費の中の19の負担金補助及び交付金につきましては、単県砂防工事負担金、単県道路改良等工事負担金並びに急傾斜地崩壊対策工事負担金がございます。これにつきましては、熊本県が昨年度小国町管内で実施しました事業についての町等の負担金でございます。

続いて199ページ、水道総務費としまして、小国町水道補助金921万8千円がございます。これは、水道事業の起債償還に係る繰入金でございます。

続きまして、200ページ、道路維持費でございます。町道の通常の維持管理に要する費用のほか、昨年度の西日本豪雨災によります倒木、崩土、落石除去等の応急対応費としまして、修繕費1千735万9千492円が支出されております。また、委託料としまして除雪・除草作業維持管理、用地維持管理費、その他道路台帳補正、橋りょう詳細点検それから舗装維持管理計画策定委託としまして6千132万9千457円を支出いたしております。

次の工事請負費としまして、1千252万2千337円につきましては、先ほど冒頭に申しました資料の6ページにございますが、黒淵本村線側溝布設それから岳湯中尾線流末処理及び電源立地交付金を活用しました岳湯線の舗装打換工事の3路線を実施いたしております。

続きまして、道路新設改良費でございます。工事請負費としまして、同じく資料の6ページ、7ページにかけまして、3路線、4件の道路改良工事を実施しております。これは、社会資本整備交付金の活用で明里線、それから小原田寺尾野線及びはげの湯線の道路改良工事を実施いたしましたものでございます。

続きまして203ページの、河川総務費として、県管理河川清掃業務委託料180万円がございます。これにつきましては同年度、12団体によります5河川の愛護費でございます。

同じページから205ページが住宅管理費でございます。205ページの工事請負費262万9千800円、これにつきましては、老朽化した住宅の解体費用でございます。内訳は、桜ヶ丘住宅3棟4戸の解体を実施いたしております。375万2千279円は西帯田住宅1棟6戸の風呂釜改修、浴室交換を実施したものでございます。

その下段、土砂災害危険住宅移転事業補助金300万円、これについては、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに存する住宅、今年の場合、平成29年度の実績としまして童子院の住宅1

戸の移転に伴う補助でありまして、県費100%の補助となっております。

ページ飛びまして246ページを御覧いただきたいと思います。災害復旧費でございます。一昨年の熊本地震及び昨年の西日本豪雨によりますところの当年度執行決算額となります。建設課資料の2ページから5ページに農災、さらに8ページから20ページには、公共災の明細記載がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。公共災62件、農災14件、計76件の災害復旧工事を実施いたしております。

続きまして248ページには、地域施設災害復旧費のうち、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金44万5千円、及び被災宅地復旧支援事業補助金153万1千円につきましては、熊本地震により被災しました民地被災対策補助金、県復興基金により補助をしたものでございます。

続きまして、251ページをお開きください。特別会計繰出金としまして、農業集落排水事業特別会計繰出金7千892万8千円がございます。

歳出についての執行概要は、以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

23ページでございます。農業費分担金と林業費分担金がございます。各種工事に係る受益者分担金でございます。建設課所管は農業農村整備事業分担金69万900円のほか、農災及び単県治山地元分担金ということでございます。

次に、26ページが、農林水産使用料と土木使用料でございます。上方の19万2千751円の道路占用料は、農道と林道に係るものでございまして、下方のほうの236万5千219円の道路占用料は、町道に係るものでございます。公営住宅使用料5千407万6千892円につきましては、平成29年度末における現年度及び過年度の住宅使用料でございます。

続きまして、35ページをお開きください。公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして2億6千598万3千円がございます。

続きまして、37ページでございます。衛生費補助金としまして、循環型社会形成推進交付金229万8千円がございます。これは個人設置型の合併処理浄化槽に対する3分の1の補助金でございます。

同ページに、社会資本整備総合交付金としまして6千850万8千716円がございます。道路改良、住宅建設、住宅解体等に係るものでして、65%あるいは50%の交付金を執行しているところでございます。

次に、47ページをお開きください。県の補助金でございます。浄化槽設置整備事業補助金134万2千円がございます。同じく個人設置型の合併浄化槽に対する3分の1の県費補助でございます。

次に、49ページをお願いいたします。農業農村整備事業交付金1千50万円につきましては、水路工事に係る50%の補助金でございます。

次に、ページ飛びまして53ページをお願いいたします。林地荒廃道防止施設災害復旧事業補助金394万6千円及び単県治山自然災害復旧事業補助金821万8千円につきましては、荒倉地区、先ほど歳出で御説明しました小国ウッディ協同組合のほうの災害復旧工事に係る補助金でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。上段にあります電源立地地域対策交付金631万3千円でございます。この交付金は、町道岳湯線の舗装工事の打換工事に活用させていただいたところ です。

同ページの下方には、農災の災害復旧事業補助金がございます。また、平成28年熊本地震復興基金交付金で、被災宅地復旧支援事業153万1千円、農家の自力復旧支援事業19万円及び地域コミュニティ施設等再建支援事業44万5千円が、先ほど歳出で説明しましたところの歳入でございます。

57ページをお開きください。土木費委託金としまして、県管理河川清掃業務委託金180万円がございます。町内の団体で実施しております県河川の草刈りや清掃に対する委託金でございます。

71ページをお開きください。雑入としまして、下段に柏田第1期浄化槽負担金19万5千736円がございます。柏田住宅に隣接している浄化槽を使用しております警察住宅6戸並びに公立病院住宅2戸に係る徴収負担金でございます。

なお、冒頭に申しました建設課資料4と書いてあるものがございますので、審議の際の参考にさせていただきたいと思 います。

以上で建設課の概要説明を終わりたいと思 います。

議長（渡邊誠次君） では、それぞれページを追って進めてまいります。よろしくお 願いいたします。

議員におかれましては、別紙、平成29年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の緑色に塗られた部分の協議になります。

では、まず最初に歳出からまいります。92ページ、文書広報費について、質疑ござい ませんか。92、93、94、95ページの上段までです。ホームページシステム使用料まで。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、次に106ページ、一番下段の防災情報施設費、情報課の所管になります。106、107、108、109ページ、公用車重量税まで。質疑ござい ませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、112ページ、113ページ、地域情報基盤管理運営費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 114ページ、115ページの公用車重量税まで。

4番（高村祝次君） 115ページの委託料の施設・設備保守点検業務委託料2千82万2千832円ありますけれども、光ケーブルの工事があってもう8年ぐらいになると思います。もうそれから、そのときが木にも当たらないところに線を通していましたが、かなり木も8年経ちますと枝が伸びて、もう線が隠れているとか、また法面のところからかざらがあつて、かざらが巻いているところも小国中を見たらかなりあるのではないかなというふうに思いますけれども、そういう管理委託は、この中に入っているのですか。

情報係長（佐々木博隆君） 御説明させていただきます。

施設・設備保守点検業務委託料につきまして、軽易な伐採等については、IRU契約です。NTTとの契約の中に入っております。軽易でないものについては、町独自で行うように予算計上しております。

以上です。

4番（高村祝次君） 毎年こういう予算が組まれてですよ、枝が小さいときに切ればお金もかからないわけですが、当たるときに鎌でも持って行って、箱車の付いた車を持って行って簡単にできるのが、もう枝がかなり大きくなってくると簡単に工事ができないわけです。せつかく2千万円も毎年組んであるのに、その巡回して点検が恐らくしてないから今のような状況になっている。この金額ではもうその工事をすると新たな予算を組まないと管理ができないというような状況になってきております。ですから、NTTに委託してあるなら、NTTに毎年巡回して枝が当たる場所は切ってくださいということと言わないと、何も言わないなら、毎年お金をやるだけですよ。何もしないでお金をやりっぱなし。そして既にもう木は大きくなって、線も隠れていると。もう全く線が出ていないというような状況になっているところが何カ所もあります。せつかくお金を出すなら、やっぱり出した分は仕事をしてもらわないと、後になって、九電の場合は九電がやりますから、もう常に九電のそういう原木を見て巡回している社員がおりますからいいんですけども、この光ケーブルについては、町がしっかり管理して、NTTに指示しないと莫大なお金を要求される可能性があります。そこあたりをどう考えているのか、御答弁をお願いいたします。

情報係長（佐々木博隆君） 高村議員が言われたとおり、小国町のほうも随時町内点検しております。軽易なものについてはNTTに依頼しておりますけれども、委託先のNTTのほうにもですね、町内の設備について、なるべく木が大きくならないうちに早期発見で早期対応してもらうように、今後また協議をしていきたいと思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） ですから、やはりNTTが作業をした分だけの日当を払うとか、この委託料のやり方ですね、お金を投げやりじゃなくて、工事をした場所、そういう日報とか工程表とか見

た段階でお金を出すようにしないと、まだ全然やってないのに2千何百万円もずっと出しているでしょう、これは。これは絶対、次の年度からは改めて、特に今から冬になってくると木の葉っぱも散って作業がしやすいような状況になりますので、夏やるよりも冬にやってもらったほうがいいわけですから。今年度もまだ半年ぐらいあるし、ぜひ残された月でしっかり、生きた錢を使っていたきたいというふうに思います。

情報課長（北里慎治君） NTTとは定期的に会合をといますか、打ち合わせをするようにしております。もちろん来年度のことも、木の支障があるところ、枝とかいう、今議員がおっしゃいましたとおりに気になっているところではございます。再度ですね、そのあたりは議題に上げながら、定期的に会合をしていきたいと。そしてこちらからの要望も当然、今おっしゃられましたとおりの内容とか確認していきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） NTTに委託をしてあっても、NTTはもう既に子会社、孫会社、恐らく孫孫会社ぐらいまでできていると思いますので、そこあたりも、する業者もNTTと一緒に呼んで点検をしないと、NTTに言っても時間がかかります。ぜひ改善をしてもらいたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） このCATVが小国で取り組んだ理由の一つが、テレビの難視聴地域を解消するということだったと思います。それで何点が聞きたいんですが、まず一つは4K、8Kということまで言われていて、8Kを視聴するためには専用のアンテナを設置して、それと何かまた専用のチューナーも必要になるというような話を聞きました。

まず、確認したいのは、今の設備で4K、8Kの再送信ができるのかということであります。

それともう一つは、今の地上デジタルは、これはもう国の動きですけれども、4K、8Kに大体普及していったとしても、将来的にアナログ放送みたいに、もうそういう放送が終了するというような話があるのか。そういう確認は町がされているのか、教えてください。

情報係長（佐々木博隆君） 2つの御質問について答弁させていただきます。

4K、8Kの同時再放送についてですけれども、今の町の映像センターの設備では対応ができておりません。この分につきましては、4K、8K対応の機器を購入もしくは入れ替えすることで、対応が可能になります。

2点目なんですけれども、4K、8Kが始まることによってデジタル放送がアナログ放送みたいに終わるのではないかということなんですけれども、こちらのほうでは、現在のところ4K、8Kが始まるという情報は得ておりますけれども、それに伴いデジタル放送が終了するという話は総務省、九州総合通信局のほうからも終わるという話は上がってきておりません。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたしま

す。

(午前10時59分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

議長(渡邊誠次君) ただいま112ページ、113ページ、114ページ、115ページまで。

11番(松本明雄君) 11番です。今さっきの4番議員と同じというか関連した話なんですけれども、ここに電柱の共架料がありますよね。これは九電の電柱を借りているからお金を払っている分ですね。それで、電柱も、九電のほうも今さっき言われたとおり、邪魔になったというか、当たった部分は漏電しますので切っていきますけれど、そのときに九電のほうにもお願いして、そこを切るときは九電は線にかかっている部分は切っていただくとか、そういう話もできるようにしていいたら、今後少しでも減るのではないかと思いますけれども、どうですか。

情報係長(佐々木博隆君) 電柱共架料につきましてですけれども、今小国町の光ファイバーケーブルを共架させてもらっているのが、九電柱が3千15本、NTT柱が1千211本というふうになっております。電柱の線の場所についてなんですけれども、一番上が九州電力の電力線です。下のほうに光ファイバーの光線と電話線が通っております。一応支障木がある部分については、まずは九州電力なりNTTなりに、こういうふうには支障が出ているけれども切ってもらえないだろうかということで、一応事前に協議をさせていただいて、どうしても九州電力の分については上のほうになるので、うちのほうはおたくの光線にはかかってないので関係ないと言われたときには町のほうで対応させてもらっています。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) ないようでしたら、160ページ、161ページの一番下段になります。浄化槽補助金、次の浄化槽普及促進協議会負担金、この2項目が建設課の所管になります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次に、産業課の所管に入ります。162ページ、163ページ、目の1農業委員会費からが本日の担当所管になります。

6番(時松唯一君) はい、6番です。

163ページの報酬のところ、農地利用最適化推進委員6人、そのほかにたくさんいらっしゃいますけれども、この方々は農地をしっかりと確認できるような方々が選ばれてやられているんですか。簡単に説明願います。

産業課審議員(村上弘雄君) はい、お答えいたします。

農地利用最適化推進委員6名の方についてですけれども、これもやっぱり制度改正後にできた新しいポジションの推進委員ということで、地元の農地に精通した方というのを前提に推薦なり任命をしていた背景がございまして、元農業委員のOBとか、主に農業を生業としてやっている方ということで、かなり地域の中では農業また地域のことに詳しい方がそれぞれなっていたというふうには私は思っております。

また活動についても、地域の活動の現場をつないでいくと、農家と農業委員会の中の部分的な部分として、仕事もますます多くなってきているような流れがございまして、それなりの妥当な方が選ばれているというふうには認識しております。

6番（時松唯一君） 結局、その農地自体にいてすべてわかっているかということなんです、その農業委員がです。一般質問みたいになりますけれども、そこら付近を簡単に説明願います。

産業課審議員（村上弘雄君） 推進員の現場の熟知度については、現場の夏場の調査あたりはどうしても山間の山沿いのところまでは絶対的に把握しているわけではございませんので、その部分の調査に当たっては各部から、農業委員からの推薦を受けて平均大体33人から35人ぐらいの地元調査協力員という方たちをこの下に、任意ですけれども、小国町の場合は推薦していただいて、どうしても現場がわからない部分は調査委員としてその方に協力を仰いで、その上で夏場の調査を行っているというような実態でございます。

農業委員も3年目、それから推進委員も1年が終わりましたので、大現場の状況はどんどん詳しくなっているかなというふうには理解しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、164ページ、165ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に、166ページ、167ページ、目の2農業総務費に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、168ページ、169ページ、3農業振興費。全般が産業課の所管でございます。4の水田農業構造改革対策事業費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 170ページ、171ページ、中山間地域等直接支払推進事業費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、目の6畜産業費。172ページ、173ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 目の7担い手育成推進事業費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、174ページ、175ページ、手づくりの館施設費、次に悠工房施設費。

6番（時松唯一君） 目の8ですけれども、手づくりの館施設費の中で計上が出ていますけれども、電力なんかはかなり金額が張っていますけれども、使われている方はこれに見合うような何か施設使用料なんかは取っているんですか。

それと、悠工房施設、前も私は質問したと思うんですが、悠工房施設の一つにまとめたらどうかと。その後のことはどういうふうになっているのかをお聞かせください。

農政係長（宮崎智幸君） まず1つ目の使用料については、利用者の方は条例で定められましたそれぞれの手づくりの館と悠工房の施設の使用料を、時間単位で払っていただいております。

それから、手づくりの館と悠工房の施設のその後なんですが、今年度になって利用者の方と二度ほど会合を持っております。それから、今後の利用についてということの意向調査を行っております。ある程度、今現在利用されている方の意向であったり今後についての考えというのがまとまりましたので、これから食品衛生協会それから保健所のほうと協議をさせていただきたいと思っております。その協議につきましては、現在のところ営業を行っている方については、まだしばらく営業を行いたいという意向がありますので、そのことについて、衛生協会それから保健所のほうとちょっと協議を行いたいというふうに考えております。

以上です。

6番（時松唯一君） 手づくりの館というのは、やはりそこで料理をして、そこで商売というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、そこでつくったものをいろんな商店というか、いわゆる農協あたりに出されている方もいらっしゃいますよね。どうもそこら付近に、町として保健所もそうですけれども、町としてどうするかという対応を私は聞いているんです。手づくりの館でいろんなものをつくって、そのつくったものを消費者に提供する。無料ではなくて、金額を300円とか400円とか、あるいは1千2、300円するのもありますけれども、そういうことでいいのかという質問をしているのです。

農政係長（宮崎智幸君） この件については、たびたび議論されておりますが、まず手づくりの館につきましては、試作施設ということで、まずそこでいろんな特産品などを開発して、その後自主的に営業をそれぞれで行ってもらいたいというようなものがありました。それから、併せて悠工房につきましても、施設販売が実際できるということで建設されておりましたが、その後近年になって保健所それから衛生協会のほうから指導を受けております。というのは、1つの施設において営業許可は1本しか取れないということで、今複数の団体がそこで営業許可を取得して、営業を行っているということで、それについて今利用者の方を含め、利用者にはこのような今の

現状については好ましくないということを十分伝えた上で、今後の運営方法というか、利用についての協議の方針を今固めていっているところです。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、176ページ、177ページ、目の10団体営土地改良事業費。

目の11農道維持費。目の12特定中山間保全整備事業費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑ないようでしたら、次の178ページ、179ページ、目の13多目的機能支払費、目の14循環型農業推進費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では続きまして、180ページ、181ページ、林業費に入ります。目の1林業総務費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次のページ、182ページ、183ページ。

5番（児玉智博君） 有害鳥獣駆除の、これは負担金補助及び交付金で、いくつかそれに対する対策費が出ていますが、これらはイノシシ、シカということになると思います。ただ、今非常にそれ以外の有害獣、特に最近聞くのがアナグマの被害です。最近私が聞いた話ですと、家庭菜園をされているお年寄りなんか、トウモロコシをつくって、ぼっちり網も張ってですね、下にもちゃんと抑えを打ってですね、入られないようにしていたら、アナグマが来て穴を掘ってから入ってしまって、ほとんど食べられて、2、3本しか人間は食べられなかったという人がいらっしゃいます。そのほかにもですね、非常にそういうふうにして作物を荒らされるので、お年寄りの方からは、もうやる気がなくなるという話を聞いています。

それで、町としてはですね、薬味野菜の里を大きくしたりして、そういう出品してくださいと呼びかける立場にあると思うんですが、やはり何かこれはもう本当に、せっかく育てているものが収穫前にそういうふうにして荒らされて台無しにされてしまうと、本当におっしゃる方がいるように、やる気をそがれると思うんですよね。何とか、やっぱりそういう駆除に対して町も乗り出す必要があるんじゃないかと思うんですが。

こういうイノシシ、シカの補助金を広げることができないかということが1点と、やはりですね、そういうイノシシの箱わななんかは町が持っていて貸し出したりとか、職員が行って仕掛けたりとかしていると思うんですが、そういう小型のイノシシ、タヌキとか、あるいはハクビシンとか、そういう有害獣について職員が行ってとらえることができないのかというようなこと。これをちょっと確認させてください。

林政係長（長谷部公博君） 産業課の長谷部です、よろしくお願いたします。お答えさせていただきます。

まず捕獲をアナグマとしたときの捕獲の権限が、今県知事の許可です。イノシシ、シカについては町の許可になりますので、あらかじめ迅速な対応ができるんですけども、県の許可になりますと、昨年1例ありましたが、まず県のほうが被害調査、被害額の算定をして許可を出すという形になりますので、県の農政・林政所管課が現場調査をするという流れになりますので、今の許可権限自体でいくとですね、アナグマの対応については迅速な対応がしにくい環境にあります。それが1つです。

その許可が下りたら、捕獲はできるんですけども、これが駆除手当、駆除の奨励金でどうかというところになりますと、やはり国の要領とかもありますので、その辺と精査しながら、検討する必要はあるかと思いますが、その手当については、また別途に考えたほうがいいのかというふうには考えています。

あと、箱わなの話なんですけれども、今現在町のほうも小型の箱わなが3基ぐらいありますので、それを町の職員が使うなり、わなの捕獲免許を持った方が適正な時期に捕獲するというのは可能であるというふうには考えておりますけれども、まずは許可権限がちょっと県知事許可ということで、そこがちょっと煩わしい点がありますけれども、県に以前確認したら、被害調査等を踏まえた中では捕獲の許可については弾力的に対応するという方向が出ていますので、そういう被害情報と、あとは目撃情報とかがあれば産業課のほうに御連絡いただきたいというふうには考えています。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） この決算資料の産業課所管の中の項目ですけれども。ナンバー4と書いてありますね。その中の野生動物の生息数の適正管理助成というのがありまして、この狩猟期間というのがあるんですけども、この狩猟期間が野生動物の生息数適正管理助成にはあります。それともう一つのほうは、有害鳥獣の駆除補助金というのがありまして、これはあくまで許可期間なんですよ、捕獲許可期間。そこですね、この鳥獣被害防止の総合対策事業補助金という項目については、これは期間があれば教えてください。

林政係長（長谷部公博君） お答えします。

この産業課所管の資料でいきますと、野生動物生息数適正管理助成金については、こちらに書いてありますけれども、猟期内の捕獲頭数に対する補助でございます。あと有害鳥獣駆除として、その捕獲手当を支援しておりますのが、上段2番目に書いております鳥獣被害防止総合対策事業補助金と、上から5段目になります有害鳥獣駆除補助金、この鳥獣被害防止総合対策事業については、国の助成金で、これは有害鳥獣駆除活動に伴う捕獲頭数に対しての捕獲手当の支援です。

なので、期間的には鳥獣被害防止総合対策事業と5段目にあります町単独でやっております有害鳥獣駆除補助金については、有害鳥獣の駆除許可期間ということで御認識いただければと思います。

以上です。

2番（大塚英博君） それになりますと、非常に年間に被害というのがすごく今増えているんですけども、またこの頭数も結構増えていると思います。その中で、どんどんとっていくためには、どういうふうな形でそれを処理しているのかなと、そのところがわかったら教えてください。

林政係長（長谷部公博君） 今、平成29年度の実績でいきますと、有害鳥獣駆除におかれましては、イノシシが161頭、シカが55頭です。猟期になりますと、猟期だけでイノシシが199頭、シカが77頭で、年間にイノシシが360頭とシカが132頭の捕獲実績となります。この捕獲許可を出す際に、捕獲許可書に指示しなければなりません、こちらでは今小国町は埋設処理による有害鳥獣駆除というふうにやっております。あと、処理に関しては、中には自家消費をされるためにイノシシの肉、ジビエ的活用といたしますか、そういう形でされている方がいるかとは思いますが、基本的に町は埋設処理で対応ということにしております。

以上です。

2番（大塚英博君） かなりの数がこれから先は増えていくと思います。そういう中で、この金額等についても、これは増えていかなざるを得ない状態だと思えます。そういう中で、やっぱり狩猟期間内とか、捕獲のそういう狩猟期間内というのが、範囲が非常に狭められているもので、その中で、果たしてその方たちが一遍にかなりの数を取ればいいんですけども、どうしても一番最後に出てきたのが、要するに許可期間内に入ってくると思うんですよ、その被害が出てきたということで。そのところのニュアンスが、本当に狩猟期間内にある程度取ればいいんですけども、外れたのがどんどん繁殖して、また許可を出して、そこで駆除をやっつけていかなければいけないという、要するにイタチごっこみたいな形なんですけれども、これから先、そういうふうなことについて、やっぱりもう一回検討してもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

林政係長（長谷部公博君） まず、ちょっと期間の整理をさせていただきますと、有害鳥獣駆除として町が許可を出させていただいていますのが、例年6月1日から10月いっぱいまでとですね、12月から3月15日までは、保護区内の駆除をしております。この保護区内の駆除というのは、猟期の場合、11月1日から3月15日が猟期ですけども、猟期である場合は鳥獣保護区には入れませんので、そこでの捕獲活動ができません。となりますと、そこで追い込んだ獲物をどうするかということになりますので、そこについては、有害鳥獣駆除として11月から3月15日までは猟で捕獲をしております。

そして、3月16日から3月31日まで、2週間程度ですけども、ここは町内一斉として駆

除許可を出しています。

ということで、有害鳥獣駆除と猟期というのがですね、それぞれの意味合いでの許可と狩猟者としての登録が必要になりますので、大体年間6月から3月31日までは捕獲できるような形はしております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、林業振興費に入ります。182ページ、183ページ、184ページ、185ページ。

4番（高村祝次君） 林業費はいろいろ森林組合のためにお金を出していただいておりますけれども、やはり今一番言われるのがですね、人手不足で、間伐を頼んでもできないとか、伐採したいけれどもできないと。伐採すると中切り、植付けは1回ですけれども、下刈りが大変ということをよく聞きますし、またそこを考えてなかなか伐採もできないということですね、農業においてはやはり技能実習生の制度がありますので、外国人の労働者を入れるわけですけれども、林業についてはなかなか国の許可ができないから、やはり労働者というとなかなか人手不足になってきます。

やはり今後町としてもですね、ぜひ考えてもらいたいのは、これは政治を動かすためには各町村の長あたりが国に何か町長首長会とかいうことで、そういう全国レベルの中で国に訴えていかないと、これは恐らく林業の働き手が減る中で、林業が行き先が非常に望みの持てないような感じではないかなと思っております。今、予算の中に小国杉使用建築物支援事業補助金とか小国材販売促進事業補助金とかありますけれども、どこでどなたが使っているかわからないようなお金を町が出すんじゃないなくて、もう少しそういうような国へ働きかけをしたり、消費者国民に広く小国の林業というのをわかるような宣伝の仕方とかいうのをやらないと、一部の建築業社が小国材を使ったらお祝い金をもらえますよとか、補助金がありますよというようなことではですね、私は今後はだめじゃないかなというふうに思っております。

まず、人手を確保するためにはやはり林業の町ということで全国に呼びかけて、実習生ではなくて、技能を取って実習生を国に要望していくということが1点と、やはり宣伝のやり方ですね、これをぜひ今後は、来年度予算については考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 林業の担い手は大変重要な話題であります。ただ、他町村に比べても、小国はまだ出しているほうだと思います。ページ数でいいますと185ページの、小国林業担い手育成事業補助金、それから担い手、働く労働者の方の労働環境をよくするためにできるだけ機械化ということですね、これは議会でも話題を、提案もいただき助言もいただき、林業機械を補助

しようということで林業機械導入事業補助金、それから林業振興事業交付金や一人親方の組合の林退共の補助金、そういうふうには作業者を支えるべく、様々な部分を考えております。

議員御指摘のように、今後全国森林環境税が導入されるに当たり、市町村行政もやはり林業の、なかなか手入れが行き届いていない山々を、組合だけでなく、行政自らが考えて間伐の手助けなど、行政のアドバイスをしなければいけない。そうなるに余計に林内作業をされる作業者が必要になってきます。

ですので、林業予算というのが、今後また歳入のほうの環境税の部分が入ってくるのは、あるのはあるんですが、事業として増える部分もあるかと思っておりますので、引き続き担い手の部分は考えていきたいと思っております。

次に、前段にありました小国杉使用建築物のこの部分も、少し以前の委員会でも話題になりました。ウディ協同組合が一番利用されている部分が多いんですが、森林組合経由でしていたのを、小国杉推進協議会という組織でしっかり把握をしております。ただ、福岡の建築会社であったり、ちょっと同じ会社が利用している部分も多うございます。広く言えば、それでも小国杉を使っていたからよしという部分もあるかと思っておりますが、ただやっぱり公平性という部分ではですね、少し将来的には見直す部分もあるかなと。もしくは大きく大なた振るって、これはどうするかというような部分も考える時代に、もうこれはかなり数年経っておりますので、そういう部分にもなるかと思っております。ただ、しっかり小国杉を使っているところに渡しておりますので、不透明な部分というのはないということで御理解をいただきたいと思っております。

いろいろお話ししましたが、しっかり担い手の部分についてはですね、引き続き検討していきたいと、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） よその町村の林業予算は私はわかりませんが、森林組合が要望する予算はですね、それなりに上げていただいているということは認識しておりますけれども、やはり林業担い手という日本人を雇用していくということはわかりますけれども。それでも一人親方が高齢化になって人手が足りないということですから、やはり先ほど言った外国人、技能実習生ではなくて実習生をやはり林業にも導入していかないと、町長は山持ちでわかると思っておりますけれども、伐採して植え付けして、それから数十年手入れをしてやれば、計算したときにはお金は赤字だということで、やはりなかなか伐採も進まないという林業の中で林家が思っているところではないかな。だからやはりよそから高額に山林を求めてくれば、皆手放していくというような状況が来ているということで、やはり林家がいくらでも手持ちに残ればいいんですけれども、切って市場に出して、それからいくら取れた、運が悪いと持って行って穴埋めしなければいけないというようなのが今の林業の中ではないかなということですから、もう少し、そういうことを考えて、機械化ももちろんやっていかなければならないし、やはり人手不足ということですので、まずは

解消していかないと、そして林家にいくらでも手残りがあるようにしていかないと、恐らく小国の山もだんだん山林の町と言えども、どんどん荒れ放題になってくるのではないかなという思いがしておりますので。たしか補助金はいただいておりますけれども、まだまだ林家が満足するような、本当に林業で生計を立てるといえるのは、小国町でも何軒かしかないと思います。ですから、しっかり予算もですね、新たな予算の組み立てということで、検討していただきたいという思いで私は述べておりますので、よろしく検討していただきたいと思います。

林政係長（長谷部公博君） 今、高村議員がおっしゃるとおりですね、先ほど町長もお話しされましたけれども、来年度より森林環境譲与税というのが各自治体に交付されます。この森林環境譲与税については、まだ用途については明確なものはございませんが、今、高村議員がおっしゃられた担い手の問題です。こういったものもその辺にも用途として使っているということになっておりますし、その環境譲与税の目的である森林整備の底上げといたしますか、森林整備をするためにはやはり担い手の確保というものが十分必要な、大きな課題というのはもう直前にしております。そういった点につきまして、また森林組合ともですね、いろいろ相談をしながら、担い手の確保ができやすくなるような仕組みを今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 184ページ、185ページ、林道費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次に、186ページ、187ページ。

3番（北里勝義君） 187ページの林道費の中で、木材搬出道維持管理補助金250万円について、お尋ねいたしたいと思います。この補助金については、監査の意見書の中でも一部委託として入札の検討をということで意見も出されていたかと思いますが、この補助金250万円の金額の算出の基礎ですね。これはどのようにして算出されているのか。路線がたしか22路線ということで説明を受けましたけれども、どのくらい管理していくのか、それをお尋ねしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

まず、質疑がありました250万円の算出根拠というところですが、積算上、単価の構成といたしまして、労務費、機械の損料、燃料代、諸経費を10%見まして、まず平米当たり29円というところを歩掛かりから算出しております。それから、作業の工程範囲がですね、切土法面、盛土法面併せて1メートルずつ幅を切っていきますものですから、これをメーター換算しますと、両サイドで約2平米になります。結果的に平米29円掛ける2平米掛ける消費税ということで、メーター当たり62円という単価をつくっております。これで、今ちょっと路線の数が22路線

と言いましたが、今年の場合は林道が23路線、うちが管理している作業道が5路線ありますので、合計28路線の39.2キロ、メーターに直すと3万9千200を62円で掛けまして、合計金額が250万円になるという形で算出しております。

以上です。

3番（北里勝義君） はい、よくわかりました。あと、その前のページに林道愛護費というのが出てきますね。これと重なる部分もありますか。

建設課審議員（小野昌伸君） 重なる部分はありません。林道愛護費のほうはですね、うちで管理している林道が全部で45路線あります。そのうちの愛護費は20路線、22団体が切っております。それから、ボランティア、建設業協同組合のほうのボランティアとして2路線やっていますので、22足す23で45路線、それと5路線が作業道という形で、重複するのはありません。

以上です。

3番（北里勝義君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今の質問に関連ですけれども、やはり審議員が今言われた1メーター、1メーターと言いましたけれども、林道はやっぱり大型が通ります。1メーター、1メーター切ってもですね、やっぱり大型トラックが、サイドミラーが当たったりということがありますので、私のは提案ですけれども、もう今はチョッパーという機械があります。大体金額は新品で150万円も見ていたら十分、それになると、コンマ1ぐらいのユンボに付けたら2メーター以上か2メーター50ぐらいは腕の高さは切っていけます。

今後、森林組合の一人親方でも作業は建設業に限らずできますので、やはりそういうことも考えて予算編成をやってもらいたいなど。ただ、1メーター切ったときに、もうだんだんそれ以上になってくると道路にさしかかって、大型トラックはもう邪魔になるというような状況になってきますので、先ほども私が光ケーブルのときにも言いましたように、小さいうちに木を切れば、チョッパーでかなりな木は切れますので、刃が高いというか、刃も高いといっても1千円ぐらいですから、メチャクチャに使わないなら、もうかなり機械ももつし、刈り払い機で刈っていくとやっぱり真夏はかなりな重労働になりますけれども、ユンボに乗ってやっていけば、人手が少ない中からやらないといけないのですから、やっぱり機械を利用するというような、町から森林組合などに、補助金でも町から出すから建設業でもいいですから買ってくださいと。そして人手が要るならそれで対応してくださいぐらいのアドバイスを役場からしていくと、人手の少ない中で立派な、通行する人たちが不便さを感じるでなく、スムーズに仕事もできて、機械もそぎさないというような状況になるのではないかなと。そういうことが、やはり予算の付け方じゃないかなというふうに私は思いますので、ぜひ1台から始まって、ああこれはいいいという業者だったら2台、3台というふうに続けたらですね、人手が減っていく中に十分道路の管理もできると思いま

すので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、今4番議員からおっしゃられたとおり、確かに両切土とかは森のトンネルみたいになる場所も多いので、そうなる前に今議員の指示を参考にしながら試験的にやってみたいと思います。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 186ページ、187ページ、治山事業費。目の1水産業振興費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、商工費に入ります。目の1商工総務費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、188ページ、189ページ、商工振興費に入ります。

4番（高村祝次君） 189ページの小国町創業支援事業補助金100万円ありますけれども、何件の方がやられよるのですか。

情報課審議員（秋吉祥志君） お答えいたします。

平成29年度におきましては、4件の申し込みがございまして、内訳としましては、療術業といたしまして、整骨院が2件、それと宿泊業が1件、それとデイサービス施設の福祉としまして1件、合わせて4件になっております。

以上です。

4番（高村祝次君） この補助事業をもらったら、継続は何年とかそういう規定がありますか。

情報課審議員（秋吉祥志君） 創業支援につきましては、単年になっておりますので、申し込みをしたときの、その年度だけの補助という形になっております。

以上です。

失礼いたしました。今のところ、その後の補助をもらった後に廃業したというような報告はいただいております。

以上です。

4番（高村祝次君） こういうような補助金を出す場合ですね、やはり片一方は新しく商売を始めて、また一方では、閉鎖したというような話にならないように、限られた人口の中で商売を、食堂とかいろんなことをやる、介護施設はともかくですけれども、やる場合は、やっぱりお客さんの取り合いですから、やはりこういう補助金は長年やっておったら共倒れになってくるように思います。限られた人口ですから、よそからお客さんが来て、外部からのお客を取り入れた商売と、この町内を相手の客商売と考えたときに、そこら辺のお金の出し方をしっかり考えていかないと、恐らく共倒れになってくると、やってすぐ倒産して閉店したということになりはしないか

なというふうに。ぜひこれは、この事業も私は長くやっていたら、恐らくそういう可能性が出てくるという思いがしております。指摘しておきますから。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） ただいま、188ページ、189ページです。

4番（高村祝次君） 先ほど私が指摘しましたところですが、監査委員の方もですね、開業できてない事業者に対して責任を持って指導助言を行うことということを書いてありますから、どの方が開業がまだできてないのか。これは平成29年度の監査指摘事項に指摘と書いてある。

情報課審議員（秋吉祥志君） はい、お答えいたします。

昨年度4件申請がございまして、そのうちの1件の、場所のはげの湯の裕花というところの近くに、町道岳湯線の道上にライダーハウスという、オートバイに来られた方たちが簡易的に宿泊ができる宿泊所と喫茶を行いたいということで申請された方につきまして、大工の事情等で現場のほうと思うように進まなくて開業まで至っていないということの報告をいただいております。中身につきましては、町に申請をして町のほうで交付決定を行うのではございまして、商工会のほうで相談窓口となりまして、それに対します事業経営につきまして、内容の審査を行いました。例えば借入れに対する返済計画であるとか、事業費の資金調達の計画であるとか、そういったものもろもろ審査いたしまして、この事業の交付決定をいたしたという経緯でございます。

この件につきましては、商工会のほうとも話をしまして、商工会としては随時現場に行って、また御本人に直接早期の開業につきまして話を進めていると。本人のほうも十分早く行いたいんですけども、そういった形で施工する業者の都合で開業が遅れているというような報告を受けています。

以上です。

4番（高村祝次君） ですから、来年度の予算のときには、こういう補助金は見直すべきということとを指摘をして、私の意見としてぜひ商工会にも伝えていただきたいというふうに思います。

情報課審議員（秋吉祥志君） はい、御指摘を受けまして、来年度事業につきましては、商工会のほうで御指摘の内容を十分検討いたしまして、事業の計画を立てていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、190ページ、191ページ、観光費に入ります。190ページ、

191ページ、観光費はすべてでございます。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 192ページ、193ページ、195ページの上段までですね。観光振興会議補助金、ここまでが情報課の所管になります。観光費でございます。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、目の5学びやの里費、修繕費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、土木費に入ります。1の土木総務費、194ページ、195ページ、196ページ、197ページ。

3番（北里勝義君） 197ページの19負担金補助及び交付金の中で、県の工事の負担金が出ております。単県砂防工事それから単県道路改良等工事、それから急傾斜地崩壊対策工事ということで、1千300万円程度の負担金がございますけれども、平成29年度の県の事業内容がわかりましたらお尋ねしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、平成29年度の実績についてお答えしたいと思います。

まず、砂防です。これは小園川でございます。地区は柿迫地区、柿迫橋から上流の自然石溪流工の保全といたしまして、河川の上流から見て右岸側の管理用道路の整備ということで、平成28年度までに約200メートルほど管理をしております。これが平成29年度繰越事業と、本年度の予算を合わせまして、約387メートルの溪流工の保全をいたしたいと思います。全体計画が1千220メートルなので、約半分ほど今年度で完了すると思っております。

続きまして、道路のほうです。県道北里宮原線でございます。これがまず1工区が尻江田橋から手前の切原に向かって200メートルの道路改良を行います。これが平成29年度へ繰り越しでございます。これも30年度の予算と合わせまして、一部岩掘削が出るものですから、30年度で法面の保護を行うと。

それから、もう一つが、西村工区、旧国鉄宮原線の幸野川橋りょう、西村地区のあのカーブのきつところ。あれから童子院の入り口までの約600メートルの道路の予備設計を行って、橋りょう下の200メートルの道路詳細設計を行います。これに関しましては、幸野川橋りょうの一部崩落がありましたものですから、非常に県道の上部が危ないということで、本線の是正も見据えたところの測量委託という形になっております。

それともう一つが、小国停車場線、産交営業所付近ですかね、あの辺の側溝が非常に古いということで、側溝の修繕を約300メートル、平成29年度は行っております。ちなみに30年度は、上野田黒淵線、手水野地区の側溝100メートルの敷設替えを行う予定でございます。

最後に、急傾斜事業、これは2地区ありまして、1地区が関田地区、御存じのとおり関田の急傾斜事業を約80メートル施工しております。平成30年度の予算と合わせまして、約4千万円

程度の工事を行う予定でございます。

もう一つが尻江田の、これも急傾斜でございます、これも平成29年度への繰り越しと30年度の予算を合わせまして、延長的には10メートルのコンクリート擁壁をつきまして、その上部の山腹の保護といいまして、そこでコンクリート法枠工の施工を考えております。

以上でございます。

3番（北里勝義君） またお尋ねなんです、今日の新聞だったですかね、地震において北海道でも30何人か山腹崩壊で亡くなったということで、熊本地震においても、やはりそういう山腹崩壊で犠牲者が出ているというようなことで、この急傾斜崩壊対策工事です、この今やっている地域のほかに、要望があるのか。またはその計画あたりはどうなっているか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 現在、9月の予算取りで各市町村から単県要望という形で上げております。今言った関田地区、尻江田地区以外に新橋若宮地区ですね、そこが一部家屋の裏が崩壊したところもありますので、広い範囲で国庫補助事業になるか単県になるかわかりませんが、地域指定の要望を出しております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 198ページ、199ページに入ります。土木管理費の中の土木総務費、それから、目の2水道総務費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 道路橋りょう費に入ります。1道路維持費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、200ページ、201ページ。質疑ございませんか。目の2道路新設改良費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、河川費に入ります。目の1河川総務費、200ページ、201ページ、202ページ、203ページに入ります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 項の4住宅費、目の1住宅管理費に入ります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、204ページ、205ページ、目の2危険住宅移転費までが本日の担当の所管でございます。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、ページ飛びます。244ページ、災害復旧費に入ります。災害復旧費の中の目の1農地災害復旧費、244ページ、245ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、246ページ、247ページ。目の2農業用施設災害復旧費、3林業用施設災害復旧費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 項の2公共土木施設災害復旧費、目の1土木施設災害復旧費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） その次の、248ページ、249ページの一番上、電柱移転補償費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） その次飛ばして、目の5地域情報基盤施設災害復旧費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、産業課、情報課、建設課の歳出の質疑が終了いたしました。質疑等の漏れがありましたらお願いをいたします。

5番（児玉智博君） 質問するところが多岐にわたりますが、それぞれの情報課、産業課、建設課から資料の1と建設課資料4が配られております。これで工事請負がそれぞれ情報課で3件、産業課で4件、それと建設課というのだいぶたくさん工事請負契約があるわけですが、まず、情報課、産業課については、ここに書かれている3件と4件の落札率、建設課についてはたくさんありますので、一番落札率が高いところと一番落札率が低いところでは大体何%になっているか。わかりましたら結構なんです。教えてください。

公共建設係長（菅尾宏幸君） お答えいたします。

本日の熊日の1面にも落札率云々というのが記事に載っておりましたので、もしかしたら出るかなというところで準備はいたしておりました。

建設課はすみません、公共農林土木、水道とりまとめて、道路改良が4件、維持工事が3件、住宅が2件、公共債の災害復旧が62件、水道が3件、農林土木関係が17件、計の91件ございます。この中で、落札率ですけれども、最高落札が98.5、最低が95.8、平均で97.6となっております。

以上でございます。

農政係長（宮崎智幸君） 産業課所管はですね、調書に載せてあります薬味野菜の里関係4件の入札を行っております。薬味野菜の建築工事、電気設備工事、機械設備工事と駐車場整備工事ということで、4件でトータルで落札率は98.4%となっております。

以上です。

商工観光係長（大蔵将充君） 4月の人事異動で商工観光係長になりました大蔵です。よろしくお

願います。

私のほうからは、鍋ヶ滝公園第3駐車場整備工事と道の駅小国ゆうステーション駐車場造成工事の落札率を報告させていただきます。ゆうステーション駐車場造成工事につきましては、落札率が90.69%、鍋ヶ滝公園第3駐車場におきましては、落札率が97.7%になります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私も今朝の熊日の記事を見てですね、熊日の記事によると、県の落札率が、最高が97%近くあって、平均が大体95%で、国の平均が90%で、5%近く高かったということで載っていました。大体今の説明ですと、建設課のほうでは最高が98.5%で、平均が97.6%と。それと産業課の答弁では98.4%、情報課では97.7%と、ゆうステーションのほうは低くて、90.69%ということでありましたので、非常に、今の答弁を聞く限りでも、県の落札率よりかは結構高めなのかなというような気がしておりました。

それでですね、記事の締めくくりの中で、県の入札監視委員会の柿本委員長という、この方は熊大大学院の教授ということだったのですが、適正価格であれば落札率が高いからといって一概に問題とは思わない。要するに、工事の質をやっぱり保証する上では一概には問題とは言えないけれども、より競争性が働くよう入札参加の門戸を広げるなどの工夫は必要だと、同時にこういう指摘がなされているわけであります。

それでですね、やはりある程度、これはもう町長の認識を伺いたいわけなんですけど、やはりですね、今まさに町道新設・改良工事ということで、工事中なのが、鯛の田から戸井口の387号線にかけての工事であったりとか、町道はげの湯線の改良工事も途中でありますし、また計画ではっきりしているのは、鍋ヶ滝に向かってのバイパスをつくる工事もあるわけです。

ただ、同時にそこだけではなくて、いろんなところから、道路改良であったりとか、路面が本当にボコボコになっているというような町民の方の意見もあるわけですし、ちょっと前の、平成16、17年の議事録を私が見返していたんですが、そのときはですね、明里から倉本にかけての町道を改良してほしいという請願が、地元の議員が紹介人になって上がってきたわけですけど、町議会としてはその当時、趣旨採択という形で、町長がまだ議員時代の話でありますけれども、町議会の意思表示としては、やっぱりそういう趣旨採択ということで、町民の人が要望をする意味はわかりますよということで採択をしていた。全会一致ではなかったみたいですけども。そういう採択をしていたわけなんです。

ですから、やはりあまりに97%とか98%の落札率でありますと、今日の予算書の歳入の部分で、社会資本整備交付金なんていうのは、当初予算の半分ぐらいしかやはり認められずに歳入にされてないわけなんです。やはり、この現状をやっぱり直ちに問題じゃないということで、そのまま何も考えないというのは、私はやっぱりこういう限られた予算と、そして今からそういう

町民の要望であったりとか、そういう社会資本の老朽化なんかも進んでいく中で、計画的に進めていくためには一度立ち止まって、この状況が果たして本当にいいのかということを経行部としても考えていく必要があるのではないかなと思うんですが、その点について、町長の認識をお聞かせ願えればと思います。

町長（北里耕亮君） 非常に重要な話題でもあると思います。決算認定の審議の中でどれぐらい答弁できるかという部分もあるかと思いますが、問題は2つほどジャンルの、その入札のあり方についてというのは、議員が以前御意見を言われました一般競争入札か指名競争入札かという話題にもあるかなと思います。競争の原理が働くという部分と、一方では一定の工事の質といたしまししょうか、公共工事という安全であったり、また工事の事業者が仕事をされる上で、例えば下請だったり、その次の部分でお願いするにあたり、たたくという表現はいけません、経費節減のために、そういう部分で安易に費用をかけずに、その受けられたところがなかなか厳しい局面を負うと、労働者の方々に御迷惑をかけるという部分の、いろいろな角度があるかと思いますが。

以前御意見をいただいたときに、他町村の例であったり全国的な例であったり、内部で検討させていただきました。やはり、私の任期中というと大げさですが、その部分については今の指名競争入札でいくという判断を、内部的にはさせていただいたところではあります。やはり町内の事業者の総合的な、町内業者優先という部分ではないかと思いますが、総合的に判断をしてですね、その入札のあり方としてはこれで行かさせていただきたいという判断を今のところはしております。

一方で、工事の場所、様々な町道改良がありますが、私が就任して12年になりますけれども、以前のペース、私の事柄ですが、私の議員時代と比較をすれば少しはスピードアップをしたかなというふうな思いをしております。ただ、御意見のようにまだ改良しなければいけない場所は多くありますし、何より維持工事で舗装とかそういう局部改良、そういったところがやはり場所があるのも事実であります。そういった部分をやはり優先順位といたしまししょうか、来年度、再来年度という場所決めと優先順位決めを町議会とも協議をさせていただきながらですね、今後はやるべきじゃないかと、私は思うんですが。まあちょっと、去る人間がいろいろ言ってもいけませんけど、工事場所は多いという部分は認識はしつつも、なかなか、では入札のあり方を変えて、その浮いた部分で1本でも多く道路改良をするという部分は、そういうような部分にまではちょっと至っていないかなというふうには思っております。

あと、できる限り歳入のほうを増やす。あとは総合的に町全体の財政の中から、インフラ整備、投資部分を拠出していくとか、つくり上げていくというふうには注視しなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 185ページですね、林業振興費の中で、小国杉使用建築物支援事業補助金というのがございます。その中に、資料の中では小国杉材の普及啓発と需要拡大を目的として、小国杉材を購入し、町内、町外で新築及び改築、この新築及び改築というところの、これはリフォームでもいいのかというのが1つと、それから施主に対し、小国杉材購入費の一部を助成するという、その一部というのはどの程度なのかと。この交付額は約670万円に上っておりますね。だから、この内訳等をまずお聞かせください。

林政係長（長谷部公博君） お答えさせていただきます。

小国杉使用建築物支援事業の、まず全体的な実績棟数からいきたいと思います。新築物件が42棟、改築、これはリフォームですが、2棟の合計44件であります。助成額につきましては、新築の場合が15万円、リフォームの場合10万円を助成させていただいております。この15万円と10万円の助成条件なんですけれども、小国杉の材料費で、新築でいきますと50万円以上の戸に対して最大15万円です。リフォームの場合、25万円以上の小国材の材料費が使われた場合、最大上限として10万円を支給させていただいております。

以上です。

6番（時松唯一君） 町内、町外というふうになってはいますが、町内と町外を教えてください。

林政係長（長谷部公博君） 建築物が町内、町外でも対象としております。ちなみに、平成29年度新築ですけれども、熊本県内が18棟、福岡市が1棟です。熊本県内と福岡市以外が20棟、九州圏外が3棟ございます。改築2棟の内訳ですけれども、小国町で1棟、小国町以外の熊本県内で1棟の実績となっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） ちょっと確認なんですけれども、203ページ、ここは建設課になると思うんですけれども、住宅費の中の職員は1名です、時間外の勤務手当が140万円付いていると思うんですけれども、これはどうなっているのですか。

公共建設係長（菅尾宏幸君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、住宅管理費で出向している職員の予算は1名でございます。です、1名分の時間外勤務手当というふうになっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

それでは、歳入の22ページ、款分担金及び負担金からお願いをいたします。国有地貸付分担

金から下段全部、本日の担当課です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次の、24ページ、25ページ。目の2総務費分担金、光ファイバー加入分担金、情報課の所管です。それと一番最後の光ファイバー使用料現年度分、24ページ、25ページです。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続いて、26ページ、27ページ、同じく総務使用料の中の光ファイバー使用料滞納繰越分。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 3つ飛びます。農林水産使用料、農産物等加工試作施設使用料から一番下段4の土木使用料、公営住宅使用料現年度分までが本日の担当の所管になります。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次の28ページ、29ページ、上段、公営住宅使用料滞納繰越分。次の道路占用料。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 4つ飛んで、目の6商工使用料、鍋ヶ滝公園直販所使用料、鍋ヶ滝公園入園料、鍋ヶ滝公園土地使用料、この3項目が情報課の所管です。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次の30ページ、31ページ。上から9段目、農地等証明手数料、産業課の所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) その次、光ファイバー休止・再開手数料。情報課の所管です。このページは2項目です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続いて、32ページ、33ページ。目の3土木手数料の中の、その他手数料7千600円、建設課の所管でございます。質疑があったら挙手にてお願いをいたします。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続いて、34ページ、35ページ、目の4災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、建設課の所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次の、36ページ、37ページ、上から5段目、循環型社会形成推進交付金、一番下段、社会資本整備総合交付金、この2項目です。

9番(熊谷博行君) すみません、ずっとバックして、27ページです。岳の湯農業倉庫使用料、

これは1年間16万円という契約ですか。毎月いくらという契約なのか。これにかかわる修繕費とかはどのくらい発生していないのかを教えてください。

農政係長（宮崎智幸君） この岳の湯農業倉庫使用料については、町からJA阿蘇に貸し出しをしている使用料になります。これは年額で16万円となっております。施設の維持・修繕等に係る部分につきましては、契約書上JA阿蘇使用者のほうにお願いすることにしております。最近でいきますと、若干入口付近の屋根関係の補修というよりもちょっと危なくないように取り外しをしたりとかということは発生しておりますが、それ以外については発生しておりません。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかございせんか。

ただいま、36ページ、37ページまでですね。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いてページ飛びます、46ページ、47ページ、目の3衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） あとは下段になります。目の4農林水産業費県補助金、農業委員会交付金、次の国有農地等管理処分事業事務取扱交付金。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、48ページ、49ページ。ここはすべて本日の担当所管でございます。県補助金です。農林水産業費県補助金、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 50ページ、51ページ。こちらも全部本日の担当所管です。産業課になります。多面的機能支払交付金から一番下段まで、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次の、52ページ、53ページ。上段から6の土木費県補助金までが本日の所管です。土砂災害危険住宅移転事業補助金までが本日の担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、54ページ、55ページ。電源立地地域対策交付金、その次の、目の9災害復旧費県補助金の中の、農林水産業施設災害復旧費補助金、この2項目です。農地災害復旧事業補助金、農業用施設災害復旧事業補助金、1つ飛ばして、被災宅地復旧支援事業、その次、農家の自力復旧支援事業、建設課の担当所管になります。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次の56ページ、57ページ。目の3商工費委託金、4の土木費委託金。県有公園施設清掃管理委託金と、次の県管理河川清掃業務委託金。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次の58ページ、59ページ。目の6農林水産業費委託金、農地中間管理機構特例事業等業務委託金と、一番最後にあります、6つ飛びまして、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入。

5番(児玉智博君) 確認させてください。この中間管理機構を通じて、農地の売買またはその貸し借りが何件あったのか、教えてください。

産業課審議員(村上弘雄君) はい、お答えいたします。

農地中間管理機構の特例事業という売買については、小国町では平成29年度においては1件でございます。

議長(渡邊誠次君) ほかよろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、次の60ページ、61ページ、5段飛びまして、J-VERクレジット売払収入、産業課の担当所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次の62ページ、63ページ。一番上段の電動レンタル自転車車庫売払収入と、5段飛んで、林業振興費寄附金、この2項目です。

8番(松崎俊一君) 63ページの林業振興費寄附金です。これの内容を教えてください。

林政係長(長谷部公博君) お答えします。

林業振興の寄附金としまして、平成29年度は2団体よりいただいております。内訳としましては、広域財団法人北海道環境財団より50万円と株式会社フォレスト、これは明和不動産の関係で寄附金をいただいているものです。そこから林業寄附金として86万6千250円、計の136万6千250円を林業寄附金としていただいております。

以上です。

8番(松崎俊一君) 目的寄附ですか。何に使ってくださいとか、そのあたりをちょっと。

林政係長(長谷部公博君) 林業寄附金については、森林整備の全般に寄附いただいているもので、要は特定の事業とかですね、こういったものに使ってほしいという特別な、特定された事業項目は設定されておられません。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) ページ飛びます、68ページ、69ページ。目の2農業費受託事業収入、農業者年金業務委託料、このページはこの1項目が産業課の担当でございます。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） 続いて、雑入に入ります。70ページ、71ページ。下から3段目、柏田第1期浄化槽負担金、建設課の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、72ページ、73ページ。上から5段目、電送路利用収入、次のIRU利用収入、次の番組配信利用収入、3つ飛ばして、最下段の光ファイバー引込工事費収入。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑があったら挙手にてお願いします。74ページ、75ページ。光ファイバーケーブル保守費用負担金、2つ飛んで、物品汚損料、その2つです。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次の76ページ、77ページ。一番上の通常総会旅費収入、6つ飛んで、ゆうステーション納付金、最下段の急傾斜地崩壊対策事業負担金返還金。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、本日、歳入並びに歳出に関しての質疑等の漏れがあればお願いをいたします。

10番（時松昭弘君） はい、10番です。

65ページです。電源立地交付金についてお尋ねをしたいと思います。歳入で631万3千円ということで、歳入が上がっていますが、これは以前はこの電源立地に関連した歳出を使用するというふうな項目があったと思いますが、この今現在、縛りはどういうふうになっているのか、そこをお尋ねをしたいと思います。

公共建設係長（菅尾宏幸君） お答えいたします。

電源立地交付金は、現在は先ほど冒頭の課長の説明でもございましたとおり、岳の湯線の舗装関係の財源として充てさせていただいている関係上、現在建設課の公共建設係のほうで事務あたりを行っております。

議員御指摘のとおり、発電所を所有する町村にですね。これは今現在としては、もう小国町に対してはこの631万3千円という、定額という形です。これは、電源立地交付金はよく時限立法で、この交付金を延長する延長しないというのが往々にして数年おきに話題に上がってきておりますが、今のところまだ特になくなるというようなことでもございませんし、今後も、この630万円程度、若干の金額の変動はあるかと思いますが、これが毎年同様の金額で入ってくるという形で継続していくものと思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御質問の内容は、何か縛りがあるかないかという部分もあるかと思いますが、現小国町に、発電所がある町、市町村にいただくものとして、町でその使い道は決め

させていただいております。消防予算に使った時代もありますし、随分前は下城地域の滝の整備に使った経緯もございますけれども、そういう使い道に縛りはありませんので、今町として必要な部分に使わせていただいております。

繰り返しになりますが、そういう維持工事というか、町道のそういう部分に使わせていただいていると、そういう状況でございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、以上で平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算は終わります。

次に、別冊、平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに、平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、所管課より御説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、特別会計歳入歳出決算書をお手元にお出してください。125ページになります。まずは、小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算書というものでございます。

それでは、建設課所管の特別会計並びに水道事業会計の決算について、順次説明させていただきます。まず、小国町簡易水道特別会計から説明させていただきます。施設としましては、杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計となります。

平成29年度より従前の上滴水水道が上水道へ統合したため、平成29年度決算におきましては3施設の決算となっているところでございます。

それでは、特別決算書の128ページをお開きください。総括としての歳入でございます。使用料及び手数料557万4千10円と繰越金22万円でございます。当年度の歳入決算額は579万4千10円で、対前年度比16.5%となっているところでございます。

次の130ページが歳出でございます。総務費として556万590円でございます。こちらも対前年度比15.9%と低率となっております。

歳入、歳出ともに低率となっておりますのは、これは平成28年度発生しました熊本地震により、杖立水源施設が崩落し、災害復旧事業が実施されたもので、また上滴水水道が上水道に統合したことも、その要因となっているところでございます。

続きまして、132ページをお開きください。歳入から歳出を差し引いた残りの23万3千420円を繰り越させていただいたものです。

歳入歳出事項別明細書の134ページをお開きください。歳入の明細でございます。昨年3月末までの給水戸数は、杖立水道が148戸、小藪水道が21戸、市井野水道が10戸で、昨年度に対しまして、杖立水道が3戸の減、小藪水道が3戸の増というようなことになっているところでございます。

それから、次のページの138ページからが歳出の明細でございます。3地区の水道組合の一般管理費でございます。137ページの中ほどに委託料としまして、維持管理委託料395万7千546円とございますが、受託事務の中で、収支として残額を各水道組合の維持管理費として組合のほうに支出しているものでございます。他の2組合水道につきましても、実質的な維持管理費は各水道組合で実施している関係で、各地区同様に支出をしているところでございます。

以上、小国町簡易水道特別会計の決算について、簡単ではございますけれども、終わらせていただきます。

引き続きまして、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について概略説明をさせていただきます。143ページからでございます。144ページをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、繰越金、県支出金の合計が1億3千844万8千486円です。対前年度比としましては107%となっているところでございます。

次の145ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億3千700万4千112円、こちらは対前年度比106.8%の増となっております。

150ページをお開きください。歳入から歳出を差し引きました144万4千374円を翌年度へ繰り越させていただいたものです。

続きまして、153ページを御覧ください。このページからが歳入の明細になっております。農業集落排水事業分担金60万円がでございます。これは、新規加入、特に黒淵地区でございますけれども、6件の加入金がございました。今年3月末までの加入状況は、田原地区につきましては40世帯、西里地区につきましては126世帯、黒淵地区につきましては214世帯でございます。3地区合わせまして458世帯で、接続率は77.97%となっているところでございます。

その次に、各地区の使用料でございます。155ページをお開きください。一般会計繰入金7千892万8千円、こちらは対前年度比8%増ということになります。続いて157ページでございます。基金繰入金合計が450万円、町債等が記載されてございます。

次に、161ページです。こちらが歳出の明細でございます。このページにおきましては、施設の維持管理費に関する一般管理費でございまして、支出計4千325万430円となっているところでございます。平成29年度におきましては、経年経過し現状の老朽状況を把握するために、施設の長寿命化計画をなおかつ図るため、施設の機能診断600万円を支出し、実施をしたところでございます。

次の162ページでございます。こちらは、公債費でございまして9千375万3千682円という決算になっているところでございます。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、小国町水道事業会計決算について御説明をいたします。別添、水道事業会計決算書のほうを御用意ください。

ページはちょっと飛びますけれども、15ページをお開きください。まず、平成29年度におきまして、年度末の業務量としている給水人口です。こちらが2千602戸、対前年度に比べまして4戸の減ということでございます。

それから、下のほうで年間の有収水量でございます。76万2千144立米。こちらのほうは、対前年度としましては3千686立米の減ということになっております。下から3段目有収率につきましては、平成29年度は77.9%で、0.7%の減ということでございます。

それから、ページをちょっと戻ってもらいまして、12ページでございます。こちらが総括的まとめというようなページになっているところでございます。効率的な事業運営を行うため、上水道事業と簡易水道事業との事業統合を行い、上滴水飲料水供給施設を上水道事業に統合いたしました。

また将来にわたって安定的に事業を継続していくための指針として策定いたしました小国町地域水道ビジョン、このことを実行するために、具体的なおかつ実践的な経営手段である経営戦略の基になる小国町アセットマネジメントを策定をいたしているところでございます。

その下、建設改良事業でございます。こちらのほうにつきましては、14ページに掲載されてございます。また建設課の資料のほうにも記載されております。弓田地区の配水管の布設替え工事を3本の工事で発注したところでございます。

それから下の経理状況でございます。事業収益は1億3千295万9千円で、前年度に対して62万3千円、0.5%の増収となっております。そのうち料金収入は1億1千656万7千円で、前年度に対しまして124万4千円、1.1%の増収となっているところでございます。

それから、事業全体としましては、1億1千408万7千円となっております。純利益は1千887万3千円と、前年度に対しまして246万3千円の増益となったということでございます。

また、資本的収入につきましては、企業債2千万円、一般会計補助金758万5千円、計2千864万6千円となっているところでございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費9千184万4千円、企業債償還金3千773万7千円で、合計1億2千958万2千円となっているところでございます。

この資本的収益の収入額が支出額に対しまして不足する額1億93万6千円、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額619万円、また減債積立金1千907万2千円及び過年度分損益勘定留保資金7千567万4千円で補てんをいたしているところでございます。

決算書のほう、そのほか附属書類としまして、先ほどお話ししました報告書のほか、キャッシ

ユフローとかその他収益の明細書それから固定資産明細書、企業債明細書等は後ろのほうに添付してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、小国町水道事業会計決算について、概略説明をいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時15分から再開をいたします。

（午後2時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。

まずは、平成29年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、特別会計の決算書125ページから142ページ、歳入歳出一括しての質疑に入ります。

質疑ございませんか。簡易水道特別会計。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、次に、平成29年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、143ページから163ページまで。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次に、平成29年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算、別冊の小国町水道事業会計決算書、全30ページでございます。

歳入歳出一括して質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 25ページのですね、固定資産購入費というのがありまして、土地の購入費というのが220万6千686円付いているんですが、これは何でしょうか。

上下水道係長（安達和成君） お答えいたします。

土地購入費ということで、名目のとおり土地を購入いたしました。上滴水の飲料供給施設が、平成29年度から上水道に統合されましたので、それに伴う上滴水水源地の土地の購入です。

以上です。

2番（大塚英博君） その上の車両運搬具というのが122万4千606円というのがございます。

そして、10ページの貸借対照表の中にですね、車両運搬具というのが122万4千606円というのがあります。その前の、去年のやつはですね、要するに減価償却費がもうゼロになっている110万9千524円というのが前のときにあったのです。これはもうなくなっているんですけど、その車両というのは今現存しているんですか、どうですか。

上下水道係長（安達和成君） お答えいたします。

車両運搬具につきましては、新しい公用車を購入しております。前の公用車につきましては、

廃車として処分しております。

以上です。

2番（大塚英博君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月19日、明日の午後1時から本会議にて、平成29年度小国町一般会計歳入歳出決算及び平成29年度小国町特別会計歳入歳出決算それぞれを採決いたしますので、よろしくお願いをいたします。

お疲れさまでございました。

（午後2時20分）

小国町議会会議録
平成30年第3回定例会

平成30年9月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 藤 木 一 也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119